

中世フランドルの支配者と都市 : 伯、貴族階級、商人

著者	?橋 陽子
発行年	2019-03-22
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416乙第508号
URL	http://doi.org/10.32286/00018665

中世フランドルの支配者と都市——伯、貴族階級、商人——

高橋陽子

論文要旨

文学研究科 2018年度「中世フランドルの支配者と都市——伯、貴族階級、商人——」
高橋陽子

13世紀前半のフランドル伯領において共存した商人組合であるハンザと十字軍運動が、この地域をいかに特徴づけていたかが、本稿におけるテーマである。

序章では、1202年のフランドル伯ボードワン9世の第4回十字軍出発から1214年のブーヴィーヌの戦いまでの期間における、伯、貴族及び都市の諸勢力の国内関係および外交的關係を整理した。

第1章と第2章で扱うのが、都市サン・トメールの商人組合「ハンザ」の規約と名簿である。サン・トメールは英仏海峡近くに位置し、古くからイングランドとの密接な商業関係を持ち、さらにはフランドル都市の中でも残存史料の多い都市としても知られている。本稿では特に名簿の分析を通じて、名簿そのものの作成年代やハンザの成立年代の解明を試み、さらには名簿に登録された商人の人数やその名前から、13世紀のサン・トメール商人の活動を浮かび上がらせようと試みた。名簿の登録者数にはイングランドとサン・トメールを取り巻く政治的環境が反映されている様子が浮かびあがってくる。

第3章以降においては、フランドル伯とその支配下の貴族階級の十字軍活動に焦点を当てた。十字軍活動は、序章から第2章までにおいて論じた外交関係や商業関係とは異質のテーマに見えるが、同じ時期に同じ地方で生じた出来事には何らかの関係性があると考えた。第3章では、フランドル伯領に隣接し、かつ密接な関係にあるエノー伯領も含めて考察を行った。そこから見えてくるのは、貧困化にもかかわらず熱心な十字軍活動を行う貴族階級の姿である。その中でも、特に第3回十字軍のエノー貴族ジャック・ダヴェヌは顕著な活躍によって英雄視されたので、この人物の行動については後半部分で特に取り上げた。

第4章では1225年のフランドル伯領で、伯ボードワン9世の詐称者が起こした「偽ボードワン事件」を扱う。この事件は、フランドル社会を揺るがす大事件に発展するが、その経緯の中で、当時のフランドル社会の断片が浮上してくる。また事件を通じて、フランドル地方独特の十字軍意識が形成されている点にも触れている。

以上からの結論は、特にブーヴィーヌの戦い後に、フランス王がフランドル伯領への影響力を強めたとする従来の見方への異論である。フランス王がフランドル伯領の扱いに苦慮する要因の一つは、経済的に繁栄し、無視できない勢力に成長した都市の存在である。二つ目の要因として、当時のフランドル伯領を実質的に維持していたのが女伯であった点を挙げ、封建主君であるフランス王にとっては非常に扱いにくい存在だったと指摘した。最後に、十字軍活動に熱心なこの地域の貴族階級が、財政難等の理由から、都市門閥と一体化する傾向が見られ、このような一体化の過程で、十字軍意識が伯領の有力者に拡大していった面があるとした。

中世フランドルの支配者と市民——伯、貴族階級、商人——

序章 13世紀前半のフランドル伯領	1
1. 本稿における問題意識	1
2. 13世紀初期までのフランドル伯領をめぐる国際情勢	2
3. 13世紀前半のフランドル都市の動向	4
4. 1214年前夜のフランドル伯領	7
(1) 貴族のイングランド党再建と都市の関与	7
(2) イングランド王による都市への圧力	8
(3) フランドル伯とイングランド王の同盟成立	9
(4) フランドル商人と英仏両国王の状況	10
5. 1214年のブーヴィーヌの戦い後のフランドル都市	12
この章の総括	13
第1章 サン・トメールのハンザ(1) 考察の前提	15
1. 都市サン・トメールの位置付け	15
2. 商人ギルドとハンザ	18
3. サン・トメールのハンザ——史料——	21
第2章 サン・トメールのハンザ(2)	23
1. サン・トメールのハンザ規約	23
2. ハンザ組合の閉鎖性の問題	27
3. ウェイフェルスによる「全会員名簿」の検討	27
4. 「全会員名簿」の再検討	32
5. 「新会員名簿」に見られる登録者数の推移	34
6. ハンザと都市支配層	36
7. 本章の結論	41
第3章 フランドル・エノー伯領の十字軍熱	44
1. 本章の問題意識 フランドル伯領の支配者と十字軍	44
2. フランドル伯の十字軍参加	45
3. 貴族・騎士の十字軍参加	47
(1) 経済的負担の問題	47
(2) 東方における主要な家臣	49
(3) 十字軍士の分析	51
4. 十字軍士ジャック・ダヴェヌの事例	54
(1) 故国におけるアヴェヌ家の立場	54

(2) 第3回十字軍におけるジャック・ダヴェヌ	57
(3) 英雄化への途	59
5. 英雄ジャック・ダヴェヌの誕生	62
6. 本章の結論	64
第4章 1225年の偽ボードワン事件 ——フランドル・エノー伯領における——	66
1. 序	66
2. 史料	67
3. 事件にいたるフランドル・エノー伯領の事情	68
4. 事件の概要	70
(1)偽ボードワンの登場	70
(2)内乱の勃発	71
(3)ペロンヌ審問およびヴァランシェンヌ蜂起	72
(4)偽ボードワン逮捕とその後の事情	74
5. 研究動向	75
6. 結びにかえて——事件からの問題提起——	76
結論	79
参考資料	
1. フランドル伯系図	1
2. サン・トメールの商人ギルド規約	2
3. サン・トメールのハンザ規約と名簿	4
4. フランドル・エノー伯領の十字軍参加者(表)	27

序章 13世紀前半のフランドル伯領

1 本稿における問題意識

本稿においては、都市の商人組合であるハンザと十字軍という相互に関連がなさそうに見える事象を扱うが、両者は13世紀前半のフランドル地方において共存していた。同じ時代の同じ地域において生じた現象には何らかの関連があるはずであると考えたのが、本稿の出発点である。そしてフランドル伯領そのものが、フランス王を主君としつつも、スヘルデ川以東の領土に関してはドイツ皇帝を主君とし、さらにフランドル伯がドイツ皇帝（あるいはリエージュ大司教）を主君とするエノー伯領の支配者であったという、複雑な状況があった。まず本章においては、13世紀前半のフランドル伯領をめぐる国際情勢について、伯、貴族階級そして都市それぞれの動向を概観する。

第1章と第2章では、現在の北フランスに位置する都市サン・トメールのハンザについて論じる。ハンザは外国商業を行うために、都市の大商人が結成した組合である。そして、これらの大商人が居住かつ運営する都市は、商業活動を通じて富を獲得し、地域における発言力を増し、問題の13世紀前半には無視できない勢力へと成長した。そして、この都市の支配権を握ったのは、ハンザに属する大商人であり、サン・トメールのハンザ名簿の分析を通じて、大商人の組合であるハンザと都市の一体化が見られることを証拠付けたい。そして当然ではあるが、都市の大商人と言え、当時の国際関係あるいは国内の権力者たちの動向とは無関係に活動はできなかった。彼らが自らの利益を追求するために、王や伯、それよりも下位の中小貴族との間に、融資などを通じて成立した関係を利用したのは当然である。また、経済的利益の追求にとどまらず、裕福になった市民の中にはさらなる社会的上昇を目指すものも現れ、この過程でも貴族階級との接点が生じたことが容易に推測できる。さらには、十字軍活動等を通じて貧困化に陥った貴族階級へ、大商人が浸透していくと推測が可能ではないかと考えられる。

第3章と第4章においては、フランドル伯領と隣接するエノー伯領の伯と貴族階級による十字軍活動と、その余波について扱う。フランドル伯領あるいはエノー伯領に限らず、十字軍への参加は貴族階級の貧困化を促進した一要因と言われている。それにもかかわらず、歴代のフランドル伯を見ると十字軍や聖地巡礼へと熱心に出かけており、この傾向は下位の貴族にも見られる。経済的に繁栄し、西欧でも最も都市化されたフランドル地方は、十字軍士を支えることができた社会であり、あるいは裕福な市民からの金銭的な援助や融資を受けることができる環境があったと考えられるが、貴族階級の十字軍熱はこれだけでは説明ができない。また、十字軍参加により伯のような支配者の不在が長期間にわたった結果、伯の詐称者が現れ、伯領を重大な危機に陥れた「偽ボードワン事件」のような事件が起こった。第4章で扱う「偽ボードワン事件」の際には、都市の貧民が詐称者を支持する様子が見られるのだが、実はこの種の詐称事件がフランドル伯領では何度か起こっている。十字軍帰還者を詐称する者を支持する傾向を、下層民による社会的問題に対する不満と片付けるのではなく、当時のフランドル伯領には下層民に至るまで、何らかの十字軍意識が浸透していた結果と捉えることができると考えたい。フランドル地方がブルゴーニュ公やハプスブルク家の支配下に置かれた後になり、ブルックへの「聖血行列」のように、十字軍の記憶を都市の支配に利用する例が見られる。フランドル伯領の広い階層において、十字軍に関

する特殊な意識が後の時代まで残った事例だと考えて良いだろう。

そして本稿では、フランドル伯領が当時の国際社会の中で勢力均衡を維持するのに不可欠な存在であったと結論付けようと意図している。フランドル伯領は毛織物工業による経済的繁栄に注目されがちだが、その地理的位置も周辺の大国にとっては非常に微妙なものである。特に英仏関係に注目するならば、どちらかの君主がこの地方を勢力下に置いた場合、もう一方の君主にとっては非常な脅威となるのは間違いない。また、同じことが神聖ローマ帝国について当てはまる。すなわち、フランドルの伯、貴族階級そして都市がそれぞれの立場あるいは利益を守るための行動が、最終的には北西ヨーロッパの勢力均衡を維持したのである。

2 13世紀初期までのフランドル伯領をめぐる国際情勢

この時期、フランドル伯と貴族階級、そして都市の商人は自らの利益に好都合な行動をとろうとするが、結果的には周囲の巨大な勢力に巻き込まれることになる。

ジョジュール・デュビーが述べるところによると、1214年までに、金銭が戦争のあらゆるメカニズムに浸透し、特にアングロ・ノルマンの領土においては、この傾向が顕著であったという¹。当時の支配者階級の同盟関係を見るならば、この見解は当てはまるだろう。12世紀以来、フランドル伯領の都市は、良質なイングランド産羊毛を原料にした毛織物工業が発展していたために、イングランドとの良好な関係を求めていた。一方でフランドル伯にとって、伯領内の都市は、経済上ならびに政策上においても無視できない重要な要素になっていた。だが、フランドル伯領をめぐる国際状況の変化により、都市がイングランド王と良好な関係を維持するのが難しくなり、結果的に都市と伯の関係にねじれが生じる時もあった。11世紀半ばから13世紀初頭まで、フランドル伯領とイングランドとの関係を見ても様々な変化が見られる。

1066年のノルマン朝成立以後、フランドルの貴族は封建的主従関係を通じ、その一方で都市は商業関係を通じて、イングランドと密接な関係を保っていた。これに対し歴代のフランドル伯は、ノルマンディとブリテン島を併せ持つイングランド国王に脅威を感じており、イングランド王に対してはむしろ敵対的であり、フランス王寄りの態度を取り続けていた。しかしながら、イングランド王からフランドル貴族への貨幣知行や土地の贈与を、そしてフランドル貴族からのイングランド王への軍事奉仕を、歴代の伯が妨害することはなかった。そして伯の封建君主であるフランス王も、これを黙認していた²。

¹ Duby, G., *The Legend of Bouvines, War, Religion and Culture in the Middle Ages*, translated by C Tihanyi, 1980, Cambridge: Polity Press, pp.76-77. (*Le dimanche de Bouvine, 27 juillet 1214*, Paris: Éditions Gallimard, 1973, 1985.) 松村剛訳『ブーヴィーヌの戦い、中世フランスの事件と伝説』平凡社、1992年、121-122ページ。

² Dept, G., *Les influences anglaises et françaises dans le comté de Flandre au début du XIII^e siècle*, Ghent : Van Rysselberghe & Rombaut, 1928, pp.28-32. フランドル人の直接授封者に関しては Verceckmoes, J. *Flemish Tenant in Chief in domesday England*, *Revue Belge de Philologie et d'Histoire* (以下 *R.B.P.H.*), 66, 1988, pp.725-756. を参照。また、イングランド産羊毛の不足のために失業したフランドル都市の市民が、傭兵としてイングランドに渡ったという事例については、Dept, G. *Les marchands flamands et les rois d'Angleterre (1154-1216)*, *Revue du Nord*, XII, 1926, pp.308-310.

このようなフランドル伯の伝統的外交政策を放棄したのが、ボードワン 9 世 Baudewin IX (在位 1195~1205 年) である³。この伯は 1197 年 9 月にイングランド王リチャード 1 世 Richard I (獅子心王) との間に、フランス王フィリップ 2 世 (オーギュスト) Philippe II を共通の敵とする同盟を結び、これを契機にフランドル伯領には「イングランド党」と呼ばれる親英貴族の勢力が形成された⁴。この外交革命ともいべき転換の背景には、カペー朝がフランドル国境地帯にまで勢力を拡大し、フランスが大きな脅威となったことが挙げられる。そして、イングランドとの関係により多くの利益を得ている貴族や都市にとっては、この外交政策の転換は歓迎すべきものだったと考えて良いだろう。

この状況で 1198 年にフランドル伯とフランス王との間に戦端が切られ、フランドル軍はアルトワ伯領北部を一時は占領するほどまで優勢に戦争を進めた⁵。しかし、伯の弟であるナミュール伯フィリップ Phillipe de Namur がフランス軍の捕虜になったために、1200 年のペロンヌ条約で和解し、伯は改めてフランス王の主権を確認することになった⁶。一方、イングランドではリチャード 1 世の後に即位したジョン王 John が、1200 年 5 月 22 日のル・グーレ条約によりフランスと和解しており、これにより対フランス戦争の負担が軽減されることになった。それと同時に、ジョン王はフランドル伯領で積極的に自らの支持者を集めはじめた。1200 年と 1201 年の時期に、ナミュール伯をはじめとする多くのフランドル貴族や騎士が、貨幣知行や定期金をジョン王から受け取っている⁷。

1202 年 4 月に、フランドル伯ボードワン 9 世はフランスとの関係が一応安定したこともあり、身重の妻マリ・ド・シャンパーニュ Marie de Champagne と 2 歳になる長女ジャンヌ Jeanne de Constantinople を残して、第 4 回十字軍に旅立った。その後、フランドル伯領は伯妃マリ・ド・シャンパーニュにゆだねられたが、伯妃もまた次女マルグリト Marguerite 出産後すぐにパレスチナに出発したため、幼い姉妹の叔父であるジェラルール・ダルザス Gérard d'Alsace が、フランドル伯領の摂政として統治を引き継いだ⁸。

この間、伯領とイングランドとの関係は引き続き良好であったが、ジョン王自身はむしろ窮地に立っていた。1203 年の甥であるブルターニュ伯アーサー Arthur of Bretagne の暗殺事件に続き、1204 年にはノルマンディとポワトゥをフィリップ 2 世に占領されてしまった。この危機の

³ ボードワン 9 世以降のフランドル伯は、エノー伯を兼ねている時期があるが、本章ではフランドル伯領を中心に扱うことにする。

⁴ 同盟締結の際、リチャード 1 世はボードワン 9 世に 5,000 マルクの贈与をおこなっている。以下「イングランド党」及び親仏勢力である「フランス党」の用語は G. デプトに従う。

⁵ アルトワ地方はボードワン 9 世の姉で、フィリップ 2 世の妃であるイサベル・ド・エノーの婚資であったが、1190 年にイサベルが死去したので王太子ルイ (後のルイ 8 世) が、この地方を相続した。Nicholas, D., *Medieval Flanders*, London and New York: Longman, 1992, p.73.

⁶ アルトワ地方の中でも、エール、サン・トメールおよびギーヌは、フランドル伯領に属することになった。Dept, G., *Les influences anglaises et françaises*, p.35. Pirenne, H., *Histoire de Belgique, I: Des origines au commencement du XIVe siècle*, 3e éd, Brussel: Maurice Lamertin, 1929, p.200, Nicholas, *op. cit.*, p.75.

⁷ Dept, *op. cit.*, pp.58-60.

⁸ ボードワン 9 世はジェラルール・ダルザスを信頼していなかったようであり、彼をナミュール伯フィリップと母伯マチルダ (1168-1191 年の伯フィリップ・ダルザスの寡婦) に監督させていた。 *Ibid.*, pp.41-45.

時代、すなわち 1203 年から 1205 年にかけて、ジョン王はフランドルの摂政たちの厚意を得るために、大法官でカンタベリ大司教であるヒューバート・ウォルターをはじめとする使節を再三派遣し、ナミュール伯にも貨幣知行を支払い続けていた⁹。以上のように、13 世紀初頭の伯不在のフランドル伯領では、摂政をはじめとする貴族層はフランス国王に忠誠を誓いつつも、また都市は経済的利害から、共にイングランド寄りの態度を取り続けていた。ところが 1206 年以降、フランドル伯領では政治的に新たな状況が展開した。

1205 年半ばから 1206 年にかけて、コンスタンティノーブル皇帝すなわちフランドル伯ボードワン 9 世死亡の知らせがフランドルに届いた¹⁰。この時は、ナミュール伯フィリップがフランドルの摂政であり、彼は 1206 年 6 月にフィリップ 2 世と行ったポン・ド・ラルシュ会談をきっかけに、急速にフランスに接近したが、その直前までジョン王から莫大な貨幣知行を受けていたことを考えると、あまりに突然の豹変ぶりである。

この会談において、ナミュール伯はフィリップ 2 世に臣従を誓い、王の娘マリとの婚約を決めた。さらにボードワン 9 世の遺児である幼い姪 2 人を、フランス王の同意無くして結婚させないという約束までしてしまった。ボードワン 9 世の長女ジャンヌがポルトガル王子フェラン Ferrand de Portugal と結婚するまで、ナミュール伯は摂政の地位にあったが、伯領内におけるその権力は弱体だった。伯領内における自らの保身のためにナミュール伯は、イングランド王よりもフランス王の後ろ盾を選んだと考えられる。これ以降、ナミュール伯はフィリップ 2 世に非常に従順な態度を取り続けている。フィリップ 2 世もフランドルの有力貴族に貨幣知行を授与し、彼らと直接主従関係を結んだので、結果として摂政の権威は大きく浸食されてしまった¹¹。

3 13 世紀前半のフランドル都市の動向

このように貴族階級にフランス王の影響力が強まった中で、同じ時期のフランドル都市の動向を見ていく。

フランドル都市のいくつかでは、商人が都市ごとにハンザと呼ばれる商人組合を組織し、外国商業をおこなっていたことが知られる。しかし、イングランドに行くと、商人たちは都市の代表として扱われることになった。イングランドの権力側としては、ハンザのような私的な商人組合ではなく、正式な都市の代表者との交渉を望んでいたからである¹²。

イングランド王が商業活動に積極的に介入し、時には政治的圧力的手段として利用するように

⁹ *Ibid.*, pp.65-66.

¹⁰ ボードワン 9 世の死去により、長女ジャンヌが伯領を継承し、フランス国王がこれを後見した。《In comitatu vero Flandrie et Hainoie succesit eidem Balduino primogenital filia eius Iohanna, quam in sua custodia et tutela Philippus rex Franciae habit, donec matrimonio copulavit eam Fernando filio regis Portusequalis, …》 *Flandria Generosa Continuatio Claromariscensis, Monumenta Germaniae Historica, Scriptores* (以下、*MGH SS*)、IX, p.330.

¹¹ Dept, G., *op. cit.* pp.48-51、82-83. フィリップ 2 世から貨幣知行を受けた貴族・騎士の氏名および金額については *Ibid.*, pp.184-185. を参照。

¹² Perroy, E., *Le commerce anglo-flamand au XIIIe siècle: La Hanse flamande de Londres, Revue Historique*, 252, 1974, p.7.

なったのは12世紀後半、つまりヘンリ2世の治世からである。例を挙げるならば、1173年にイングランド滞在中のフランドル商人に対して、商品差し押さえを行っているが、この原因は当時のフランドル伯フィリップ・ダルザス Philippe d'Alsace が、ヘンリ2世の反抗的な息子たちを支援したことである。商業活動を隣接する国家への政治的圧力として利用する傾向は、次のリチャード1世やジョン王の時代にますます強まっていった。

特にジョン王は1204年6月のウィンチェスター王令において、全般的な商業規定を定めるまでになった。この法王令は、商業関連税の拡大、許可を受けた者を除き数種の商品の輸出を禁止、そして海港の整備などを定めていた¹³。同じく、1204年には、商人の財産への15分の1税が導入された。これに関連して興味深いのは、ロンドン、ボストンなどのイングランド東岸の32港から、29か月間にわたり徴収された莫大な関税収入である。その金額は4,958ポンド7シリング3ペンスにのぼり、年平均にすれば2,000ポンドになる。ジョン王の年収が平均すると4万ポンド強だったのを考慮すると、この金額は王の収入にとっても重要な部分を占めていた¹⁴。さらにノルマンディの喪失後、海岸部の防備が強化され、内密にイングランドへ上陸するのは非常に困難になった。したがって、フランドル商人にすれば、円滑な商業活動のために王の通行許可証は不可欠となり、王との良好な関係を維持することが重要課題になった¹⁵。

1197年にイングランドとフランドルの同盟が成立した後、両国間の商業活動は大いに活況を呈した。多くのフランドル商人が、取引のためにイングランド行きの通行証を認められ、イングランド商人もフランドルへと赴いた。フランドル伯領はイングランド製品の大販路になり、大量の小麦や羊毛が運び込まれた。他に特別な輸出許可を必要としない、つまり史料で言及されることがほとんどない皮革、ハム、チーズ、バター、はちみつなどの商品が扱われたのは疑いない¹⁶。

商人への通行許可証は、個別かつ1回限りの発行であったため、より確実に次の許可証を取得するために、ジョン王の忠実な「手先」になる者が現れても不思議ではない¹⁷。こうして特にジョン王の恩寵を得た商人として、サン・トメール商人のフロラン・ル・リシュ Florent le Riche¹⁸、宮廷商人の称号を与えられたアラスのマルタン・カンパン Martin Campin、後にロンドン市民になるイーブルの商人ユグ・オワゼル Hugues Oysel などの名前が史料の中に見られる。彼らは、ジョン王への相当額の融資や貨幣贈与と引き換えに、もろもろの特権を獲得していた。中でも注目すべきは、ヘント商人シモン・サフィール（あるいはサピール） Simon Safir (Saphir) であり、先に挙げたマルタン・カンパンと同様に、宮廷商人の称号を得ていた¹⁹。

シモン・サフィールについては、1204年7月29日に、40マルクの支払いと引き換えに、ジョン王の甥である神聖ローマ皇帝オットー4世により15分の1税を免除されたという記録が残っている。このことから彼は皇帝に対して、金融業者かつ織物供給者としての役割を果たしていた

¹³ Dept, *Les marchands flamands*, pp.308-310.

¹⁴ Ramsey, J. H., *A History of Revenues of the King of England*, I, Oxford, 1925, pp.239-240.
なお、ヘンリ2世治世初期の平均収入は、2万ポンドに達していなかった。

¹⁵ Dept, *op. cit.*, pp.310-311.

¹⁶ Dept. *Les influences*, pp.68-69.通行証を持たない商人による交易も行われた。それについては、Giry, A., *Histoire de la ville de Saint-Omer et de ses institutions jusqu'au XIVe siècle*, Paris, 1877, p.316.

¹⁷ Dept, *Les marchands*, p.315.

¹⁸ *Ibid.*, p.319-320.

¹⁹ Dept, *Les influences*, pp.71-72.

と思われる。そして史料には全く残っていないが、当時すでにジョン王、フランドルのイングラ
ンド党そして皇帝オットー4世 Otto IV の三者を結びつける仲介人として動いていたという仮定
が成り立つ。すなわちシモン・サフィールが宮廷商人に取り立てられるのが 1209 年 3 月以前な
のだが、この宮廷商人の称号は、1204 年以来持続して三者を仲介していたことに対して授与され
たと考えられるからである²⁰。

さらに、シモン・サフィールと同じ 1204 年 7 月 29 日に、ヘント市民ウテル・スプロンク Wouter
Spronk が、オットー4世から 50 マルクの支払いと引き換えに、15 分の 1 税の免除を認められ
ている。この人物は、1207 年 5 月 6 日に、エセックス伯の依頼で、Diedrik den Deutscher（名
称からドイツ人である）という人物に 100 マルクを融資し、この資金がオットー4世のイングラ
ンド渡航費用に充てられている²¹。したがって、ウテル・スプロンクもシモン・サフィールと同様
に、イングランド王と神聖ローマ皇帝の便宜をはかる役割を果たしていたと考えて良いだろう。
上記の商人が皇帝との交渉において活動したのは、12 世紀半ば以来ヘント商人がラインラントを
主な活動の場としていたことが理由であろう²²。

1206 年以降、摂政のナミュール伯がフランス寄りの傾向を強める中、多くのフランドル貴族も
これに追随して、貴族の「フランス党」を形成した。もちろん、少数ながらイングランド党にと
どまる貴族も見られたが、その大部分は貴族の次男、三男、あるいは貧しい騎士たちであり、フ
ランドルの政治動向全体に影響を及ぼすほどではなかった。また依然として、彼らの中にはイン
グランド王の傭兵として仕え、生計を立てている者が多かった²³。

こうした貴族の動向に対して、都市は一貫してイングランド王側にとどまっていた。むしろ貴
族の「イングランド党」が壊滅したことで、都市は独自の親イングランド政策を迫られたと考え
られる。ジョン王の側でも都市をさらに確実に自らに臣従させるために、経済的圧力をかけてい
った。

1206 年 2 月から 3 月にかけてジョン王は、イングランドの全港でフランドルの船舶を差し押
さえる一方で、フランドル都市に使節を派遣している。さらに、同年の 5 月と 7 月にも、フラン
ドルの全船舶の差し押さえが行われたので、多くの市民が破産してしまった。1208 年 9 月に、つ
いにフランドル都市はこの経済的圧力に屈し、ジョン王に臣従を誓うために人質を送った。これ
と引き換えに、都市側もジョン王から保護の確約を取り付け、ここに両者間の同盟が成立した²⁴。

²⁰ Blockmans, Fr, *Het Gentische staadspriciaat tot omstreeks 1302*, Antwerp: de Sikkel, 1938, pp.197-198.

²¹ *Ibid*, pp.202-203.

²² Verhulst, *The Rise of Cities in North-West Europe*, Cambridge University Press, 1999, pp.138-139.

²³ Dept, *op. cit.*, pp.66-68, 101-107. 城戸毅『マグナ・カルタの世紀 中世イングランドの政治と国制 1199-1307』東京大学出版会、1980年、57-59 ページ。ジョン王の戦闘部隊の大部分はフランドル人あるいはブラバント人の傭兵から成っており、彼らを雇い入れるためには、莫大な資金が必要であった。傭兵への依存度が増すにつれて、家臣に対して頻りに軍役大納金 scutage が要求されたが、デブトによると、イングランドの家臣は大陸での戦争に従軍するよりは、軍役大納金の支払いを好んだという。

²⁴ Dept, *op. cit.*, pp.72-73. リール (Insula) 市民が、イングランドにいる人質のために馬を送ったという記述がパイプ・ロール中に見られる。《 Homines Frandr' de uilla Insula r(eddunt). c(ompotum). de duobus optimis equis pro deliberandis obsidibus suis 》 Pipe Roll, 56, Rot. 16d, Mem. 2, In: *The Great roll of the Pipe for the twerfth year of the reign of*

ただし、この同盟により、都市が利益を得たかどうかは疑わしい。ジョン王もフランドルのフランス党の影響を恐れてなのか、市民に安全な商業活動を保証するという約束を全く実行していなかった。この時期に、例外的に羊毛をイングランドから輸出していたのは、シモン・サフィールのみであった²⁵。

この時期に、ジョン王が都市に冷淡な態度をとった要因としては、次のことが考えられる。当時のフランドル伯領は、フランス寄りでかつ脆弱な権力基盤しか持たない摂政ナミュール伯の支配下にあった。したがって、ジョン王としても摂政あるいはフランドルの有力貴族と同盟を結ぶために、都市を利用できない状態だったのである。

その後、ジョン王はフランドル伯領の継承者であるジャンヌを、自らの直接監督下に置こうと試み、都市に再び経済的圧力を加えたい。これに対して、フィリップ2世としても都市が一貫してイングランド寄りであるのに不安を感じ、ジャンヌとマルグリトの姉妹をパリに送るよう、ナミュール伯に迫った。結局、姉妹はパリへと出発するが、摂政のこの弱腰に対しては、フランドル貴族は無関心だったということである²⁶。

4 1214年前夜のフランドル伯領

(1) 貴族のイングランド党再建と都市の関与

都市がイングランド王を支持、摂政をはじめとする貴族がフランス王を支持するという、この状況は、ボードワン9世の長女ジャンヌがポルトガル王子フェランと結婚したことにより、新たな展開を迎えた。

名目上、1206年にフランドル伯領を相続していたジャンヌの配偶者として、当然のことながら、フィリップ2世は自身に忠実な人物を考えていた。王が第一に考えたのは、ジョン王に敵対的だった貴族アンゲラン・ド・クシー *Enguerrand de Coucy* だった。ところが、ジャンヌの結婚問題では、ポルトガル出身の母伯 *Mathilda* マチルダが、すでに1208年以前から甥のフェランを候補者として推していた。当時、マチルダとフランス王の関係は良好であり、フィリップ2世としても、フランドル伯領に大きな影響力を持ち続ける母伯を通じて、フェランがフランスに従順な道具となることを期待していた。その結果として、1211年にフェランとジャンヌの結婚が成立した²⁷。

1212年1月22日に、フェランはフランドル伯としてフィリップ2世に臣従を誓った後、すぐに妻と共にフランドルに向かうのだが、この両者を王太子ルイ（後のフランス王ルイ8世）が先導していた。ところが、2月に入るとルイがフェラン夫妻を捕らえ、さらにはエールとサン・トメールの両都市を占領してしまった²⁸。釈放の条件として、夫妻は両都市をルイへ譲渡するよう迫られ、2月25日にこの条件への同意を余儀なくされた²⁹。このような事件もあり、以後フェランがフランス王とフランドル伯領内のフランス党貴族に対し不信感を募らせていったのは当然と

King John Michaelmas 1210, London, 1951, 1977, p.116.

²⁵ Dept, *op. cit.*, p.116.

²⁶ *Ibid.*, p.80, 87.

²⁷ Dept, *Les influences*, pp.87-89.

²⁸ Nicholas, *op. cit.*, p.152.

²⁹ Dept, *op. cit.*, pp.90-96.

思われる。

また 1212 年に、フェランが伯として初めてフランドルに入った際、ヘント市民が彼の入市を拒否して反乱を起こした。この反乱の主な理由は市民による自治獲得要求であり、フェランは伯となって早々にこれを鎮圧しなければならなかった³⁰。その後、ヘントは伯への賠償金として 3,000 リーヴルを支払うが、伯も市民に譲歩して同年 8 月 9 日に毎年のエシュヴァン（都市参審人）選出の特権を承認している³¹。したがってフェランとしては、都市の勢力を無視してフランドル伯領を統治するのは難しいとこの時点で認識したのだろう。フェランは伯としての野心に燃えており、摂政のナミュール伯のように自身の権威を侵害されながら、従順にフランス王に仕えるつもりはなかったようである。しかし、エールとサン・トメールを奪われた後、すぐにフェランはイングランドとの同盟を考えたわけではなかった。

一方で、イングランド王のジョン王にとっては、ナミュール伯に代わり、フェランのような人物が伯になったことは、フランドルとの間に同盟を結成するための絶好の機会が到来したことになった。さらに同じころ、1211 年 9 月から 1212 年 4 月までのフランドル伯領では、本来はフランス王の家臣であるブローニュ伯ルノー・ド・ダマルタン Renault de Dammartin が、母伯マチルダをはじめとするフランドルの有力貴族に対し、イングランドとの同盟を説得してまわっていた³²。説得を受けたフランドル貴族の大部分が、最終的にジョン王との交渉に応ずる決意を固めた。このような貴族の中には、フランス党の首領の 1 人であるヘント城主シジェールのような人物も含まれていた。まもなく、イングランド党への復帰を決意したこれらの貴族に対し、ジョン王から貨幣地上の授与や金銭の贈与がなされた。今や、貴族のイングランド党は再建を目前にしていた³³。

一方で伯フェランは、1212 年 5 月 4 日にジョン王から書簡を受け取って以来、再三の会談要求にもかかわらず、態度を決めかねていた。また、フェランが伯としてフランドルに到着してからは、その周囲をフランス党の貴族が固めている状態だった。そのようなフランス党貴族として、上記のヘント城主シジェール、ミシェル・ド・アルヌ Michael de Harnes、そしてブリュッヘ城城主のジャン・ド・ネール Jean de Nesle などがいた。彼らは、ジョン王とフェランの交渉を妨げていたようだが、イングランド党の勢力拡大と共に、自分たちの立場が悪くなるのに気づいていた。上記のように、シジェールは一度イングランド党に復帰しようとしたが、1212 年 8 月にフェランによって、ジャン・ド・ネールと共に伯領を追放されている。また、同年 10 月 8 日にナミュール伯が死去したことで、状況はイングランド党にとって一層有利になった。だが、フェラン自身はまだジョン王との同盟に踏み切ってはいなかった³⁴。

(2)イングランド王による都市への圧力

³⁰ ヘント市民がジョン王への忠誠のため、フランス王から送られた伯に対して起こした反乱だと考えることもできるが、既にヘント以上に親英的なイーブルがフェランを受け入れていることから、反乱の原因は自治の要求であると考えるのが妥当である。Flandria Generosa, p.331. また、ヘントは 1138 年、1178 年、1191 年と伯に対して自治を要求する運動を起こしていた。Dept, *Les influences*, p.95.

³¹ Nicholas, *op. cit.*, p.152. Dept, *op. cit.*, p.95.

³² Dept, *Les influences, op. cit.*, pp.110-111.

³³ *Ibid.*, pp.113-115.

³⁴ *Ibid.*, pp.118-120.

伯フェランに同盟を決意させるため、ジョン王は都市に圧力をかけていった。まず、1208年の同盟更新を都市に対して要求し、その同意を促すために1212年6月にイープルとヘントの商人が所有する220樽のワインを積載した船舶2隻を差し押さえた。これに対し、6月11日にイープル商人ゴーティエ・ル・メシヤン *Gautier le Méchant* がジョン王との交渉のために、イングランド行きの通行証を受け取った。交渉が順調に進んだため、7月27日に上記の2隻の船舶は解放された。しかし、同盟の更新そのものに都市が同意しなかったため、その後はフランドル商人に通行証が与えられず、イングランドとの交易活動については、それ以降1213年4月までの間、全く痕跡が残っていない。困った都市側は、次にジョン王の寵愛を受けているシモン・サフィールを交渉のために派遣した³⁵。1213年4月14日、シモンには2人の使用人（1名は甥である）と共に、セント・アイヴスの定期市で取引するための通行証が与えられ、この定期市で購入した羊毛をすぐにロンドンに運んでいる。その2日後の4月17日に、ジョン王はシモンに対して500マルクの融資を要求し、シモンはこれに応じている³⁶。交渉はこの間に行われたと考えられ、都市もついに同盟更新に同意した。

都市がこのような態度を表明した理由としては、次の事が重要であろう。この交渉の少し前に1213年4月8日に、教皇イノケンティウス3世によるジョン王の破門宣告に応じ、フィリップ2世はイングランドを征服するため、ソワソンに封臣を招集していた。フィリップ2世の計画は満場一致で賛同されると思われたが、フランドル伯フェランはエールとサン・トメールを返還しなければ、フランス王に味方をしないという態度を示した³⁷。この時点で、伯がジョン王との同盟を意識していたのかは不明である。しかし、伯のフランス王への反抗的な態度が明らかになり、伯とイングランド王との同盟の可能性が増大したことで、都市の態度が同盟更新を支持する方向へと傾いたといえる。

その後、ジョン王は都市に対し、4月17日にイープル、ヘント、ブリュッヘそしてリールを、自らの保護下に置くと決定した。それぞれの都市の市民にも、イングランドでの商業活動を許可したので、フランドル商人の活動も徐々に回復しつつあった³⁸。

(3) フランドル伯とイングランド王の同盟成立

伯フェランがイングランドとの同盟に踏み切ったのは、彼自身が窮地に立たされていたためであった。1213年の5月22日に、フィリップ2世はサン・トメールの外港グラヴリーヌにおいてイングランドへの出航を準備中だった。ここで、ジョン王が教皇に服従したことを知ると、フィリップ2世はフランドルへの進軍を決定した。先のソワソンの封臣集会でのフェランの反抗的態度が、この原因の1つであるのは疑いないだろう。フィリップ2世は一戦も交えることなく、イープルとブリュッヘを占領し、さらにはヘントを包囲した。

フランス軍にほぼ全土を占領されたフェランは進退窮まり、自らの安全確保のためにジョン王

³⁵ *Ibid.*, pp.116-117.

³⁶ Blockmans, *op. cit.*, p.198.

³⁷ この時、フェランには熱心なイングランド党貴族であるブルゲル Bourghell 家のジルベール Gilbert とアラール Alard が従っていた。《*Ferrans li remanda apiés / Par ses message, tout engriés, / Ja sour çu n'il metroit les pies. / Car de Saint Omer iert iriés. / Cil de bougiele o lui estoient, / ki tout ensi le conselloient.*》 *Flandria Generosa*, p.332.

³⁸ Dept, *op. cit.*, p.117.

に使者を送った。この時すでに、ジョン王の宮廷には多くのフランドル貴族や騎士がいたという。これに応じて、ジョン王は弟のソールズベリ伯ウィリアム、ブーローニュ伯そしてフランドル人傭兵隊長のユーク・ド・ボーヴェを、陸海軍と共にフランドルに派遣した。彼らは5月30日にフランドルに上陸し、31日にはフェランとの会見を行った。ここで、フェランに対してブーローニュ伯がイングランドとの同盟を説得し、ソールズベリ伯が300マルクの金銭を贈与したので、ようやくフェランはジョン王との同盟を決意した³⁹。

一方で、フィリップ2世は5月30日にブリュッヘの外港ダムにおいて、イングランド海軍により艦隊の大部分を撃破され、撤退を余儀なくされていた。その際に、ダムを焼き払い、イーブル、ブリュッヘそしてヘントを襲い、裕福な市民を人質にして連れ去った⁴⁰。フィリップ2世の撤退後、態度を決めかねていたフランス党貴族の中には、急ぎフェランの元に赴く者と、フランスへ亡命する者に分かれた⁴¹。結果として、フランドル伯領では貴族と都市の両方が、ボードワ9世以来再びイングランド党に結集することになった。

(4) フランドル商人と英仏両国王の状況

フランドル都市がイングランド王とフランドル伯の同盟に関与していることを、フィリップ2世はどのように考えたのだろうか。1213年5月30日のフランドル撤退の際に、イーブル以下の主要都市の富裕市民を人質にして、フランスに連れ帰ったと上述した。フランス王にすれば、都市の動きを牽制し、少なくとも中立の立場をとらせるためには、これらの人質は都市の動向に影響力を持つ貴顕であることが必要条件である。デプトによる人質名簿の検討によると、イーブル出身の人質18名の大部分が都市参事会員あるいは名家の出身であった⁴²。また、ヘントの人質の中には、2名の de Curia 姓 (Eustachius と Everde) がいるが、この姓はヘントでも長く続き、最も有名な都市貴族の家系に属している⁴³。そしてこの de Curia 家は、1225年のイングランドの史料において羊毛商人として言及されており、国際的な商業活動を行う裕福な家系であるのがわかる⁴⁴。

ところが、人質の扱いを見ると、フランス王の意図がフランドルの牽制だと考えるのに、疑い

³⁹ *Ibid.*, pp.121-122.

⁴⁰ 《Cepit, etiam res apud Ypram Burgis et Gandavum multos de burgensibus, qui ditiores ibi esse videbantur, et duxit eos in Franciam, tenens eosin captione artissima, duos magnam ab eis pecunie quantitatem extorsit》 *Flandria Generosa*, p.332.

⁴¹ *Dept, op. cit.*, p.124.

⁴² *Ibid.*, pp.129. 各都市の人質の人数は、名簿(*ibid.*, p.186-192)によれば、イーブルが18名、ブリュッヘが38名、ヘントが51名、サン・トメールが20名、ドゥエが12名、オードナルドが6名、ウーデンブルが5名であった。名簿からはヘントの人質が3都市に分散されているのが分かるが、他の都市の人質については不明である。名簿の出典は、L. Delisle, *Catalogue des actes de Philippe-Auguste*, I, Paris, 1916, p.346.

⁴³ この家系は史料によっては、ex Curia, de le Court, uten Hove と記され、いずれも「宮廷」との関係を示す意味を持っている。また次の文献では、ヘント都市門閥の典型として扱われている。Blockmans, Fr., *Peligen nopens de bezittende klasse te Gent omstreeks 1300*, *RBPH.*, 15, 1936, pp.496-516.

⁴⁴ 《Eustachius, Mercator de Gaunt, habet licentiam veniendi in Angliam cum rebus et mercandisis suis et...》 *Patent Rolls of the reign of Henry III (1216- 1232)*, London, 1901, p.513.

が生じてくる。名簿をさらに検討すると、全ての人質はフランドルから遠くない幾つかの都市に軟禁されていたらしく、その待遇も丁重だったという。また、彼らを引き渡された都市も、それほど厳しい監視をしなかったらしい。人質の中には、逃亡をする者、あるいは自らの取引のために都市内を自由に移動する者さえもいた⁴⁵。さらに人質名簿中の、《Isti duo non venerunt》という項目に2名が挙げられ、保証金を支払えば一時的に解放されることもあったらしい⁴⁶。以上の事を考慮すると、人質を取ったものの、フィリップ2世はフランドル都市を政治的にはそれほど脅威と考えておらず、人質の身代金獲得を意図したに過ぎなかったと考えられる。

ところで、フランドルにおけるイングランド党貴族の増加により、そして彼らを自らの側に引き留めるために、ジョン王としては絶え間なく金銭の必要性が増大していた。ジョン王はこの資金を、ユダヤ人財産や教会財産の募集や、差し押さえ、捕虜や囚人の解放、あるいはロンドンなどの都市への特権を授与することで得たらしい⁴⁷。

フランドルにおける最大の受益者は、伯フェランだった。彼はジョン王と同盟することで、2万マルクを受け取ることになり、その全額を1214年7月21日までに受領している⁴⁸。さらに、他の多くのイングランド党貴族にも、貨幣が贈与されていた。これらの莫大な資金を管理し、イングランド王の命令に従ってフランドル貴族に支払っていた1人が、シモン・サフィールである⁴⁹。また、別の人物が資金をフランドルに運んだという記述が、パイプ・ロール中に存在し、明らかに複数の商人が関係していることがわかる⁵⁰。

フランス王に人質を提供しつつも、自分に忠実に仕えるフランドル都市に対し、ジョン王は可能な限り厚く報いようとした。ジョン王はフランドル都市に軍艦の提供を要求する一方で、その忠誠に応じて資金の貸与も行っていた⁵¹。また、1213年9月13日には、フランドル伯領の都市に、イングランドにおける商業活動の全面的な許可証を認め、さらには個別の通行証も数多く認めている。商人側も、英仏間に戦争の危険性が増大しているのを察し、全般的な通行証だけでは安心できなかったのであろう。シモン・サフィールも「全フランドルがうらやむほど」完璧な保

⁴⁵ ドゥエの人質について《Isti sunt hostagii Duaci》の表題に引き続き、12名の人質名が記されているが、この下に《Isti se absentaverunt》の副題があり、22名が列挙されている。ブリュッヘについても38名の人質名に続き、《Isti se subtraxerunt dolose》の表題に続いて6名が列挙されている。この中に《Nicholas Herdebole; iste est mercatum》の記述があり、この人物が市場を訪れていたと推測できる。

⁴⁶ Dept, *op. cit.*, p.191.

⁴⁷ 教会財産の没収は、イングランドが政務停止になった1208年3月24日から1215年7月2日までの6年間に、10万ポンドに達している。またユダヤ人財産没収あるいは課税も容赦ないものであった。Ibid., pp.125-126. Ramsey, *op. cit.*, p.250, 252.

⁴⁸ 《…; cui (=フェラン) rex multas decit pecunias, suum ei ut dicitur thesaurum communicans et exponens ad concucendum ulites, qui cum eo terram regis Franciae devasterent.》 Flandria Generosa, p.332.

⁴⁹ Dept, *op. cit.*, p.127. Blockmans, *Het Gentsche staadspatriciaat*, p.199.

⁵⁰ 《Ciuitas London' [空白] MMm. de taillagio. Reddent inde Dm, a die sancti Johannis baptiste in XV dies et ad festum sancti Petri Dm. Et de residuo satisfaciant mercatoribus Flandr' scilicet de DC et lxxv li et jm.》 Pipe Roll, 60, Rot. 7d.Mem. 2, *The Great Roll of the Pipe for the sixteenth year of the reign of the King John Michaelmas 1214*, Ed. by Barnes, P.M., London, 1962, p.81. さらに p.27, p.84 にもフランドル伯領に軍資金を運んだという記述がある。

⁵¹ Dept, *op. cit.*, p.130.

護を得ていた⁵²。ただし、皇帝オットー4世との同盟関係もあったので、イングランドにおいてはケルン商人がフランドル商人の競争相手として侮れない勢力に成長していた⁵³。

ジョン王とフランドル伯の同盟が成立したことで、フランドル都市の対イングランド貿易は、かつてないほどの繁栄を続けるかに見えた。商業の回復と引き換えに、都市もイングランドとの同盟に非常に熱心になっていた。

5 1214年のブーヴィーヌの戦い後のフランドル都市

1214年7月27日のブーヴィーヌの戦いにおいて、フランドル伯フェランは敗北し、都市はその影響を直接受けることになった。敗戦後、イングランドとフランドル間の商業活動は、一時期衰えてしまった。1214年7月末に、ジョン王はフランドル商人所有の全船舶と商品の差し押さえを命じている。8月5日には、フランス領であるアラスとサン・トメールの出身者を除き、小船でイングランドを離れる許可が商人に認められたが、8月26日には再び差し押さえ命令が出ている⁵⁴。1214年末になると、サン・トメールを除く都市の商業活動は回復するが、これはイングランドの修道院や貴族などの大土地所有者が、所領の羊毛を売却する相手としてフランドル商人を必要としたからである⁵⁵。

すでにジョン王は、フランドル都市を同盟者と見なしてはおらず、またイングランド党貴族への打撃にも無関心になっていた⁵⁶。王はむしろ、同盟中にヘントやイーブルなどの都市に貸与した資金の返済を迫りはじめ、返済が滞った場合には商人の財産や商品の差し押さえを命じた⁵⁷。

イングランド王とフランドル都市との関係が疎遠になったにもかかわらず、シモン・サフィールやウテル・スプロンクは、まだ王と親密な関係を続けていた⁵⁸。両者は1216年、すなわちジョン王の死後まで、オットー4世や母后マチルダに融資を行っていた⁵⁹。また、シモン・サフィールは1230年代半ばまで、ヘントとイングランド王の「調整役」としてイングランドを訪れていたが、もはやその活動は、商業や金融業の領域に限定されていたようである⁶⁰。

⁵² *Ibid.*, p.131.

⁵³ *Ibid.*, p.130.

⁵⁴ *Ibid.*, p.174.

⁵⁵ Blockmans, *op. cit.*, p.203.

⁵⁶ ブーヴィーヌの戦いの後、有力なイングランド党貴族は捕らえられ、すぐには釈放されなかった。最も早く釈放された1人がアヌヌール・ドードナルドであるが、この理由として従兄弟のソワソン伯ラウールが、アルヌールのフランス王への忠誠を保証したことが大きい。

Dept, *op. cit.*, pp.169-173.

⁵⁷ *Ibid.*, p.174. ヘントはヘンリ3世の治世に入った1221年になっても返済を済ませておらず、再三イングランド王との交渉が行われていた。 *Patent Rolls of the reign of Henry III (1216-1232)*, pp.22, 193, 217.

⁵⁸ 《Liberate de thesauro nosoro Simoni Saphir et Walter Esproc DCC marcas quas eis debemus.》 Close Roll 16 John: 6 May to 23 (?) May 1215, *The Memoranda Roll for the tenth year of King John (1207-1208)*, Ed. by Brown, R. A., London, 1957, Kraus Reprint, Nendelen/ Lichtenstein, 1974, p.133.

⁵⁹ Blockmans, *op. cit.*, pp.199-201, 422-423.

⁶⁰ *Ibid.*, pp.200-201.

1216年10月のジョン王の死去は、英仏間にある程度の緊張緩和をもたらし、この時期に商業活動はむしろ活発になった。ヘンリ3世の摂政であるペンブルック伯ウィリアム・マーシャルは外国商人を厚く保護し⁶¹、フランドル商人は高額の通行証に頼りつつも⁶²、イングランド王への政治的支持とは関係なく交易をすることができた⁶³。1224年のルイ8世によるポワトゥ占領をきっかけに、ふたたび英仏間に緊張が高まるが、この時のフランドル商人は商業活動への打撃を懸念しつつも、もはや政治問題には関わろうとはしなかった。

この当時、フランドル伯フェランは未だにパリで捕らわれの身であり、伯妃ジャンヌを補佐しつつフランドルを事実上支配していたのは、フランスから帰ってきたジャン・ド・ネールだった。そのために、イングランドとの同盟は完全に絶望的だった⁶⁴。都市もルイ8世への服従を誓っていた。フランス王の影響がますます大きくなるのと引き換えに、フランドル伯の権威は失墜していき、13世紀末までのフランドル伯領は「カペー朝の付録」への道を歩んでいったように見える⁶⁵。しかしながら、フランドル伯領の継承者が女性であるジャンヌという事実は封建君主であるフランス王には、不便な事でもあった。ブーヴィーヌの前夜に臣従の誓いを破棄したのは夫のフェランであり、極端な事を言えばジャンヌ自身には責任が無かったと言える。したがって、次に女伯になるマルグリトの治世も含め、13世紀の大部分の間、フランス王はフランドルへの直接的な介入がしにくいままであった⁶⁶。また、自らの利益を保持しようとする都市の存在が、無視できない要素であったのは言うまでもない。

この章の総括

13世紀前半のフランドル伯領は、イングランドとフランスという大勢力の間で、外交の主導権を取るというよりもむしろ翻弄されていたという印象が強い。

イングランドかフランスかの選択の問題について、歴代のフランドル伯は、自らの脅威とならない勢力に接近する外交政策を続けており、結果的に大国間のバランスをとる役割を果たしていた。ブーヴィーヌの戦闘前夜の伯フェランの態度にしても、ジョン王からの強い働きかけがあつての結果である。そしてフェランがポルトガル王子であったため北西ヨーロッパの外交事情に疎かったという理由は、ここでは当てはまらない。この時期のイベリア半島はフランドルやイング

⁶¹ Dept, *op. cit.*, p.176. さらに『マグナ・カルタ』41条においても、外国商人の自由な交易が言及されている。

⁶² *Patent Rolls of the reign of Henri III (1216-1232)*, pp.334, 452, 459, 473, 491, 504, 513, 537.

⁶³ フロラン・ル・リシュも1217年9月以降にイングランドを訪れている。彼は1212年に、おそらくサン・トメールの都市参事会員として王太子ルイへの臣従を決定したため、これ以後イングランドに行くことは絶望的になっていた。Dept, *Les marchands*, pp.321-322.

⁶⁴ ブリュッヘ城主ジャン・ド・ネールやヘント城主シジュールをはじめとするフランス党貴族は、以前の地位と財産を回復した。Duby, *The Legend of Bouvines*, p.218. 『ブーヴィーヌの戦い』344ページ。原典は *Recueil des historiens de Gaules et de la France*, t. XVII, p.105.

⁶⁵ Pirenne, *Histoire de Belgique*, I, p.232.

⁶⁶ John Baldwin et Walter Simons (Traduction de Sophie Delmas), *Bouvines, un tournant européen (1214-1314)*, *Revue historique*, 2014, t. CCCXVL, no 671, p.520.

ランドとの交流が盛んであり、フェラン自身も北西ヨーロッパの勢力事情については詳しく考えた考えるのが妥当だからである⁶⁷。フェランは自らの非常に微妙な立場を自覚していたのであり、最終的にイングランド側についた要因として、エノー伯の主君である神聖ローマ皇帝オットー4世の存在も大きいはずである。フランスに対抗するためには、背後に相当する東側の安全を確保する必要があり、イングランドのジョン王とオットー4世がおじと甥の関係であるのも、フェランを安心させる要因だったと考えられる。

フランドル伯領の貴族階級については、各人の立場により、またその時々状況に応じて、イングランド寄りになるか、フランス寄りになるかの態度は異なっていた。これらの貴族の中で、特に次男以下は傭兵として生計を立てる者が多かったことが、曖昧な態度の背景にあると言える。いずれにせよ、1214年以降のフランドル伯領には、フランスの影響が強まってくる。

都市について見るならば、伯領の外交政策を決定するのはあくまでも伯であり、都市が主導権を握ることはなかった。都市の市民が行っていたのは、あくまでも支配者たちの仲介であった。そのイングランド寄りの態度は一貫して1214年以降も続いており、フランドル伯もフランス王もこの状況を黙認せざるを得なかった。このような都市の態度を決定づけたのは、フランドルの毛織物工業にとってイングランド産の羊毛が不可欠だったという経済的事実が大きかった。また、修道院をはじめとするイングランドの牧羊業者が、買い手としてのフランドル商人を強く求めており、イングランドの牧羊業者はフランドル都市主導の経済システムに組み込まれ、両者は相互依存の関係に入っていたと考えられる。フランドル都市がイングランドを必要としたのと同時に、イングランドもフランドル都市を必要としていたのである。そしてフランドル領内においては、伯といえども都市の意向を無視できないほど、その勢力は強力だったのである。

次章では、本来はフランドル伯領の都市でありながら、1190年代初頭と1212年以来フランス領となった、サン・トメールの商人組合であるハンザの実態を解明していくことになる。上記において既に、イングランド王の寵愛を得たフロラン・ル・リシュが登場したが、このル・リシュ家は、サン・トメールにおいて11世紀末から13世紀を通じて裕福な商人家系だったので知られている。そしてハンザのメンバーの中にも、この名前をみることができる⁶⁸。

⁶⁷ Fédération Internationale des Instituts d'Études Médiévales, *TEXTES ET ÉTUDES DU MOYEN ÂGE*, 70, Wendy R. Childs, *Trade and Shipping in the Medieval West: Portugal, Castile and England*. Porto 2013. イベリア半島とイングランドの政治と商業の歴史に関する講演をまとめた文献である。

⁶⁸ Derville, A., *Saint-Omer des origines au début du XIV^e siècle*, Presses Universitaires de Lille, 1995, p.370.

第1章 サン・トメールのハンザ（1）考察の前提

1 都市サン・トメールの位置付け

サン・トメールの起源は、北海沿岸に広がる低湿地の中の丘に9世紀末に築かれた防備施設である。この防備施設が都市的定住地として出現するのは、10世紀の事であるが¹、すでに9世紀の段階で、イングランドからローマに向かう巡礼が、イギリス海峡から現在のサン・トメールとアラスを経由していたという証拠も見られる。この事実から海路を利用して、イングランドからこの場所に向かう交通路が成立していたのがわかる²。低湿地の中に建設された防備施設は10世紀にフランドル伯の手中に移るが、このフランドル伯との関係が、10世紀以降の都市としての地誌的および経済的發展に大いに影響を及ぼした³。

10世紀に入ってから防備施設は、砦としての機能を失うが、その内部に参事会長の館や、都市参事会員たちのための建物、そしてノートル・ダム参事会教会などの施設が含まれていた。そして、11世紀になると、サン・トメールは「旧市場」と「大市場」の2つの市場広場から、北西の方向、すなわちサン・ベルタン大修道院とアー川の方向へと顕著な拡大を行った。この拡大は、11世紀前半の増水によって北海へのアクセスが可能になったことから、ますます促進された。すなわち、増水の結果、サン・トメールと北海の間でアー川が湾を形成し、11世紀末頃の水路整備の後には、小規模な船舶が北海からサン・トメールへと接近するのが可能になった。特に1163年に、アー川の河口にフランドル伯フィリップ・ダルザスが外港グラヴリーヌを建設すると、100トンから200トン級の船舶がサン・トメールに到達できるようになった。11世紀と12世紀にサン・トメールが特にイングランドとの関係で重要な海港になったのは、北海とのつながりが改良されたことによる⁴。このようにして、10世紀に成長を始めたサン・トメールは、その前後に成長を経験した他の都市と共に、フランドル伯領の7大都市を形成するようになった⁵。

この地理的な条件も関係するが、サン・トメール商人の活動はフランドル伯領よりも東の地域について見ると、その痕跡をたどることがほとんどできない。12世紀の1130年と1136年間のノヴゴロドでのイーブル産織物の言及があり、12世紀半ばのドイツ方面では、ケルンで精力的に活動するヘント商人についての言及が見られる⁶。しかしながら、サン・トメール商人の活動は、北欧やドイツ方面においては証拠が乏しい。サン・トメールがフランドル伯領の南西部に位置す

¹ Adriaan Verhulst, *The Rise of Cities in North-West Europe*, Cambridge University Press, 1999, p.68. (A. フルヒュルスト著、森本芳樹、藤本太美子、森貴子訳『中世都市の形成 北西ヨーロッパ』岩波書店、2001年。)

² E. SABBE, *Les relations économiques entre l'Angleterre et le Continent au Haut Moyen Age*, *Le Moyen Age*, 56, 1950, p.186.

³ Verhulst, *op. cit.*, p.88.

⁴ *Ibid.*, pp.92-95. グラヴリーヌの建設に関しては、山田雅彦『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通——』ミネルヴァ書房、2001年、第8章「フランドル都市の成長とインフラストラクチャー——新港建設と干拓事業をめぐる研究史——」に詳しい。

⁵ *Op. cit.*, p.113. フランドル伯領の7大都市とは、10世紀以前から成長を始めたヘント、ブリュッヘ、アラス、10世紀に成長をみたサン・トメールとドゥエ、そして11世紀に成長したイーブルとリールを指す。

⁶ Verhulst, *op. cit.*, pp.138-139.

るため、隣接するフランスや北海の対岸に位置するイングランドにおける活動が主流になったのは当然のことである。

そして、サン・トメール商人が大きな役割を果たしていた舞台は、イングランドとの商業活動だった。彼らの主な輸出品は毛織物であり、帰り荷としてイングランドの羊毛を輸入していた。この商業は主にサン・トメール商人の手中にあり、ブリュッヘとヘントの商人が関与する割合は小さかった。1155年から1158年にサン・トメール商人は、フランドル商人の中で最初に、ロンドンで自分たちの売り場を持つ権利を獲得した。この場所で、彼らは毛織物を小売販売することが認められてさえた。サン・トメール商人の中で最も有名なのが、1150年にスティーヴン王の金融業者であったギヨーム・カド Guillaume Cade である⁷。1166年にカドが没した時に、イングランドにおける彼の債権の半分ほどがサン・トメール商人に対するものであった。これらの商人は、将来的に羊毛で支払いを受けるとの引き換えに、イングランドの修道院や領主に前貸しの形で融資を行っていた。さらに羊毛以外の商品を見るならば、12世紀の段階でガスコーニュからイングランドにワインをもたらすサン・トメール商人がいた。そして、この関係はプランタジネット朝の始まりと共に、さらに促進されたという⁸。

デプトによれば、ジョン王の治世以前、つまり13世紀初頭以前の対イングランド貿易においてフランドル商人が占める割合は大きく、中でもアー川を通じてイングランドと直接に海路で結ばれたサン・トメールは、フランドルの中でも最も早くから進出していたと考えられる⁹。また、イングランド商人に関する記述が、1165年以降のサン・トメールの流通税表に登場し、その中でイングランド商人は、他の外国人よりも税負担が軽く定められている。そして12世紀末から13世紀初期のものと考えられる流通税表においては、イングランド人が主な取引項目と共に言及される。そしてフランドル人による羊毛取引に関する条項をはさみ、その後で外国人による羊毛の搬入を問題としている。このような内容から、12世紀後半以降に羊毛とイングランド商人が、記載するのにふさわしい事項になったからだと考えられる。そしてイングランド人に対する特別扱いは、彼らが羊毛をもたらす重要な商人であると共に、サン・トメール市民もイングランドで王の保護と認可を受けている返礼措置の意味があったと考えられている¹⁰。

フランドル伯領とフランスとの貿易を見るならば、これは最も新しい部門であり、主にボルドー産ワインとブルヌフ産の塩の輸入から成り立っていた。フランドルからのフランス向けの輸出は、これら商品の輸入に比べると重要性では劣り、それもフランスそのものに向けた輸出よりも、シャンパーニュの定期市に向けられたものが主流であった。12世紀後半のシャンパーニュの定期市には、主にアラス、ドゥエ、リール、そしてサン・トメール商人が訪問しており、彼らはイタリア向けの毛織物輸出に関心を持っていた¹¹。フランドル伯領南部に位置するサン・トメールは、シャンパーニュとの商業活動に好位置を占めていたのが有利に働いた理由であろう。

⁷ Derville, A., *Saint-Omer des origines au début du XIV^e siècle*, Lille, 1995, pp.73-75.

Derville, A., De Godric de Finchale à Guillaume Cade, l'espace d'une révolution, *Le marchand au moyen âge*, Reims, 1992, pp.35-47.

⁸ Verhulst, *op. cit.*, p.139.

⁹ Dept, G., Les marchands flamands et le roi d'Angleterre (1154-1216), *Revue du Nord*, t.12, 1926, p.320.

¹⁰ 山田雅彦『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通——』ミネルヴァ書房、2001年、222ページ。

¹¹ Verhulst, *op. cit.*, p.139.

中世のサン・トメールが注目されるのは、経済的側面だけではない。イングランドへの渡航に便利であるという地理的位置は、戦略的にも重要性を持っていた。つまり、フランドル伯領を軍事拠点にすれば、イングランド、フランスそしてドイツのいずれにも、最短距離で侵略が可能になる。前章で見たように、ジョン王がフランドル伯との同盟を望んだ理由の1つも、この点にあった。その重要性を示す資料として、1127年にこの都市に授与された特許状がある。フランドル伯領を含む当時の北欧の諸都市では例外的ともいえるのが、サン・トメールでは12世紀以降に授与された7通の都市特許状が、オリジナルの形で残っていることである。その中の1通である、1127年に新伯ギョーム・クリトン（ウィリアム・クリト）Guillaume Cliton（William Clito）により授与された特許状の第6条は、ハンザの発展にとっても重要な内容を含んでいる。ハンザについては後述するので、ここではこの特許状の意義について触れておきたい¹²。

この特許状の内容において重要なのは、通行税の免除などの財政上の条項や商業活動の自由である。これは国際商業で活躍する市民たちにとっては、当然の関心事である。そして制度的な内容として、都市に自治的なコミューンと、全面的な司法権を認めるという内容も見られる。これら条項の内容から考えると、伯から授与された特許状というよりも、サン・トメール市民の要望を新伯ギョーム・クリトンに押し付けるような内容である。前伯シャルル・ル・ボン Charles le Bon 暗殺後の動乱後で伯の立場が動揺している時期とはいえ、12世紀前半の段階で、都市としてのサン・トメールの強い立場が垣間見える。新伯がイングランドに上陸して父を救出するためには、サン・トメールの地理的位置、さらにはその市民軍や船舶が無視できないものだったことが、ここからも示されている¹³。また、この事実から、13世紀のフランス王太子ルイ（後のルイ8世）によるサン・トメールの占領も、イングランドを想定した戦略の一つであると考えることができる。

2 商人ギルドとハンザ

中世の商人組合としてのハンザについて、特にフランドル地方に関しては、19世紀半ば以来の研究が蓄積されている¹⁴。しかし、史料上の混乱も多く、ハンザそのものの定義づけが明確にな

¹² 1127年にフランドル伯シャルル・ル・ボンが暗殺されるが、その後任としてフランス王の支持を受けたのがギョーム・クリトンである。ギョームは当時のイングランド王ヘンリ1世の甥であり、叔父のヘンリ1世に幽閉されている父ロバール・クルトゥーズの救出を考えていた。

¹³ R. C. Van Caengem, *Legal History: A European Perspective*, London: Rio grande, Ohio: Hambleton Press, 1991, pp.61-67. (R. C. Van Caenegem, *De keure van Sint-Omaars van 1127*, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 50, 1982, p.257.) ギョーム・クリトンとヘンリ1世の関係については次の文献に詳しい。Sandy Burton Hicks, *The impact of William Clito upon the continental policies of Henry I of England*, *Viator, Medieval and Renaissance studies*, vol.10, 1979, pp.1-21.

¹⁴ ハンザ全般を扱った主要な研究としては、以下の古典的研究がある。W. Stein, *Hansa, Hansische Geschichtsblätter*, 1909, ss.53-113. E. Coornaert, *Les ghildes médiévales (Ve-XIVe siècles)*. Définition, Évolution, *Revue historique*, 1948, pp.22-55, pp.208-243. また、研究史

っているとは言い難い。またハンザと混同される集団として、ギルドや商人ギルドがある。先ずは、両者の違いを明らかにする必要がある。

サン・トメールをはじめとする、フランドル地方の南部と南西部のいくつかの都市では、商人ギルドが見られた。この商人ギルドは、カロリング時代の初期ギルドが発展して成立したものであると考えられている。ギルドはカロリング期の8世紀から存在していた組織であるが、必ずしも後の時代の商人ギルドと同じではなかった。カロリング期のギルドは、宣誓により結びついた構成員が、難破や火事、突然の窮乏などの災難の際に、相互扶助と金銭的援助を与えることを約束した集団だった。この集団に商人が加入することはできたが、最新の研究によれば、商人を集めた組合としての商人ギルドが登場するのは11世紀のことである¹⁵。

11世紀の商人ギルドの特色も宣誓と相互扶助であったが、カロリング期には見られない別の特徴を備えていた。商人ギルドについては、1021年と1024年の間にメッスのアルベルトゥスにより書かれたティールの商人ギルドの記述が知られている。そこには、共同の酒宴、酒宴と相互援助の資金となる成員から拠出された基金について記されている。そして非常に重要なものとして、ギルドの裁判に成員が従うことを強制する法が存在している。この法は成文化されていない成員相互の合意に基づく法であったが、商業上の紛争において、慣習法よりも柔軟に証拠を提出するのに役立ったといわれている¹⁶。

このような商人ギルドの特色は、共に南ネーデルラントの都市であるヴァランシェンヌとサン・トメールの商人ギルドの規約中において、さらに詳細にみられる。両都市の規約は現存する最古のものであるとともに、11世紀の西ヨーロッパでは、これ以外の商人ギルド規約は存在しない¹⁷。なお、サン・トメールはフランドル伯領の都市であるが、ヴァランシェンヌは隣接し、どちらかと言えば農村的特色の強いエノー伯領の都市である。その後の商人ギルドの発展を見ると、両都市の間には相違が見られる。

両都市の商人ギルドの規約の構成要素を見ると、何よりも国外での相互の保護と援助を提供する義務が挙げられている。そして、この援助は、旅行中に没収や略奪、または事故の結果として商品を失った場合にも果たされねばならなかった（サン・トメール規約第1条）。ギルドの成員は、故郷の市場で権利や特権を享受していた。（サン・トメール規約第2、3条）。

次に来るのが、商人ギルド内での生活に関する規定である。すなわち、成員の受け入れ、入会金、規約の読み上げ、集会への出席、酒宴と祝祭、宗教的儀式、死者の追悼に関する内容である。特に成員間での兄弟関係の保証と、暴力の否定には注意が払われており、それにはギルド会館への武器携行の禁止が含まれた（サン・トメール規約7条と10条）。最後に、ギルドと外部の世界との関係を規定する内容が来る。例えば、非成員に対してであっても貧民救済を施し、街路や都

については藤井美男「中世後期南ネーデルラントの商業組織に関する考察 ——ロンドンのフランドル=ハンザを中心に——」、九州大学経済学会『経済学研究』第79巻、第5・6合併号、平成25年、119-155ページ（特に120-122ページ）。

¹⁵ Verhulst, *op. cit.*, pp.123.

¹⁶ O. G. Öxle, Die Kaufmangilde von Tiel, (H. Jankuhn und E. Ebel (eds.) *Untersuchungen zu Handel und Verkehr der vor- und frugeschichtlichen Zeit in Mittele- und Nordeuropa*, VI, *Organisationsformen der Kaufmansvereinigungen in der Spätantike und im frühen Mittelalter*), Göttingen, 1989, pp.173-96.

¹⁷ E. Coornaert, Les gildes médiévales, *Revue Historique* 199 (1948), pp.25-55, pp.208-43. A. Derville, *Saint-Omer*, pp.95-8.

市壁の維持など共同体のための奉仕を提供することが含まれた（サン・トメール規約 27 条）。この最後の内容から、既に 11 世紀末にギルドが都市運営に関与していたことが示されているという¹⁸。

以上の商人ギルドとは異なり、12 世紀に現れたハンザは、特定の遠隔地の市場における商業の独占を通じて、莫大な利益を得ることを目的にしていた集団である。したがって、ハンザという語句の第一の意味は商人組合であり¹⁹。こうしたハンザ組合の例としては、特定都市の商人が集結したサン・トメールのハンザやヘントのハンザが知られている。ただし、一都市のみのハンザである場合、莫大な利益の独占は困難な場合がある。そこで、大都市のハンザが主導して、ロンドンのような地域で共通して取引をしている他都市の小規模なハンザを結束させた例が、13 世紀のロンドンのフランドル・ハンザであった²⁰。サン・トメールの場合は、ロンドン市場で重要な地位を占めていたこともあり、独立のハンザを保持できたと考えられる²¹。

問題なのは、上記の商人ギルドとハンザの関係である。現在では、商人ギルドの国外での成員に対する援助提供の機能がハンザに移行し、ハンザの出現と商人ギルドの消滅の間につながりがあったと考えられている。このように考える理由は、商人ギルドが存在していた都市にハンザが現れる事例が、サン・トメールやヘントなどのフランドル都市で見られるからである²²。このようにハンザは最初から経済的目的が中心にあり、外国との商業に従事する大商人により設立されたものであり、成員の相互扶助を目的とした友愛団体であるギルドとは異なっている²³。このよ

¹⁸ Verhulst, *op. cit.*, pp.123-125.

¹⁹ 長年の研究によりハンザ組合とギルドは性格の異なる集団であることが定説になっている。ギルドは本来、経済的機能がそれほど重要ではない自己救済のための集団であり、ゲルマンの *conviva* から生じたとされるが、この集団と 10 世紀以降のギルドとの関係は不明である。N. Fryde はイングランドを中心に扱い、ギルドはケルト起源ではなくゲルマン起源であると強く主張している。(N. Fryde, *Gilde in England before Black Death, Gilden und Zünfte, Kaufmanische und Gewerbliche Genossenschaften in frühen und hohen Mittelalter*, pp.215-29, Jan Thorbecke Verlag Sigmaringen, 1985)。ギルドに対し、ハンザは最初から経済的な目的のために外国商業に従事する大商人によって設立された集団である。H. Van Werveke, 《Hansa》 in Vlaanderen en aangrenzende gebieden, *Handelingen van het Genootschap «Société d'Émulation» te Brugge* XC, pp.5-42, 特に pp.17-18. Coornaert, *op. cit.*, p.27.

²⁰ ロンドンのフランドル・ハンザに関する主要な研究としては以下を参照。H. Pirenne, *La hanza flamande de Londres, Les villes et les institutions urbaines*, 2 vol., Bruxelless-Paris, 1939, II, pp.157-184. K. Höhlbaum, Über die flandrische Hanse von London, *Hansische Geschichtsblätter*, 1898, ss.147-180. H. Van Werveke, 《Hansa》 in Vlaanderen en aangrenzende gebieden および Das Wesen der flandrischen Hansen, *Hansische Geschichtsblätter*, 1958, ss. 7-20. C. Wyffels, De Vlaamse hanzen opnieuw belicht, *Medledelingen van de Koninklijke Academie voor Westenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België, Klasse der Letteren Jaargang*, 53 Nr. 1, 1991, pp.1-17. 藤井美男「中世後期南ネーデルラントの商業組織に関する考察——ロンドンのフランドル=ハンザを中心に——」。

²¹ Verhulst, *op. cit.*, pp.133-134.

²² Verhulst, *op. cit.*, pp.131-132.

²³ H. van Werveke, 《Hansa》 in Vlaanderen en aangrenzende Gebieden, *Handelingen van het Genootschap «Société d'Emulation» te Brugge*, XC, 1953, pp.17-18.

うにハンザと商人ギルドの起源および設立の目的は異なるが、当時の人々は明確に区別してはいないように見える。その起源に対する記憶が薄れたであろう 13 世紀や 14 世紀の史料中においては、ギルドとハンザの混同が見られることが多々ある。

フランドル伯領からは離れるが、エノー伯領に位置し最古の商人ギルド規約が残る、上記のヴァランシェンヌでは、ハンザが存在していなかった。同じような例は、やはりフランドル伯領周辺のアントワープ、メヘレン、ミッデルブルフにおいて見られ、これらの都市では、ハンザが果たした役割を商人ギルドが行っていたと考えられる²⁴。以上のことから、ヨーロッパ全域にわたり、商人ギルドとハンザについて共通の概念を設定するのは不可能である。

その起源に関する史料が欠けているために、当初のハンザ組合がどのような集団であったかは不明である。だが、ロンドンのフランドル・ハンザやヘントのハンザの事例から類推すると²⁵、商人はイングランドやフランスなどの外国へ最初に訪問する際に入会金を支払い、イングランド向けあるいはフランス向けといったハンザ組合の会員になったと考えられる。つまり、一般的に組合員になるきっかけは都市の内部ではなく、商業目的地である外国を訪問する際であった。

もう一つの重要な点として、史料中においてハンザの語句は商人組合の他に「納付金」あるいは「税」という意味で使用されることが挙げられる。すなわち、都市あるいは一定領域において商業を行うために、商人がハンザ組合に支払ったさまざまな料金を指している²⁶。料金としてのハンザは特定都市の商人組合が、自らの都市を訪れる外国商人から徴収していたものであり、その地方を支配する領主とは特に関係はないものだった²⁷。そしてハンザの語句が「納付金」という意味を持つことについては、フランドル地方のハンザ組合に共通している。上記のように、ハンザの料金は外国の市場で、特定の都市や地方の商人によって要求された料金であり、この料金が徴収されるのは、商人が外国の都市あるいは地方に最初に訪れた際の 1 回限りの事だった。そして、この料金の性格は私的なものであり、ハンザ料を支払った商人が結成した組合がハンザであるために、ハンザ組合そのものも私的な集団であった。だが、フランドルの外部では、これとは性格の異なるハンザの例がある。例えば 1171 年に初めて史料に登場するパリの「水上商人」の組合は、1205 年に *mercator hansatus* と呼ばれている。しかし、この組合の活動の場はセーヌ川であり、外国に行って商業を行った事実はない²⁸。

ヨーロッパ大陸において「納付金」あるいは「料金」という意味により、年代が確定できる最古の事例は、上述した 1127 年 4 月 14 日のフランドル伯ギョーム・クリトンが都市サン・トメールに授与した特許状中にある²⁹。この特許状は翌 1128 年に新しいフランドル伯ティエリ・ダルザ

²⁴ Verhulst, *op. cit.*, p.132.

²⁵ Van Werveke, *op. cit.*, pp.11-13, pp.22-25, pp.40-41. C. Wyffels, *Hanse: Grands Marchands et patriciens de Saint-Omer*, Société Académique des Antiquaires de la Morinie, Saint-Omer, 1962, p.5.

²⁶ W. Stein, *Hansa*, pp.53-113.

²⁷ Pirenne, *op.cit.*, pp.158-167. Coornaert, *op. cit.*, pp.225-6. Stein, *op. cit.*, s.65.

²⁸ C. Wyffels, *De Vlaamse hanzen opnieuw belicht*, pp.3-4.

²⁹ A. Giry, *Histoire de la ville de St-Omer et de ses institutions jusqu'au XIV^e siècle*, Paris, 1877, pp.372. この特許状の第 6 条において伯はサン・トメール市民に次のことを認めている。「帝国の領土へ自らの商売のために赴く者は全て、誰にも私のハンザ料を支払うことを強制されない (*Quisquis eorum ad terram imperatoris pro negotiatione sua perexerit, a nemine meorum hanzam persolvere cogatur.*)」。さらに、Werveke, *op.cit.*, pp.22-24 においては、サン・トメール市民は伯だけでなく、ヘントの商人組合へのハンザ料の支払いを免除

スに承認され、サン・トメール市民の「帝国領土への *ad terram imperatoris*」の商業は、完全にハンザ料金から免除される事になった。*ad terram imperatoris* の表現から、ハンザ組合が遠隔地商業に関係していたことがわかる。納付金という意味でのハンザを、本稿では「ハンザ料」と記すことにする。さらに、ハンザ料を免除された商人組合が、自らの都市や市場を訪れる商人からハンザ料の徴収権を得たことが指摘されている³⁰。この 1127 年あるいは 1128 年の段階でサン・トメールの商人組合は財政的基盤を獲得し、自治組織として確立されたといえるだろう。

本稿においては、サン・トメールのハンザ組合に焦点を絞り、その規約の内容を検討するとともに、13 世紀におけるハンザと都市の関係に注目する³¹。

3 サン・トメールのハンザ ——史料——

このような状況下において、1240 年以前にはサン・トメールのハンザ規約が成立したとされている。この規約は 1854 年にデシャン＝ド＝パが個人蔵書中で発見して以来³²、ロンドンのフランドル・ハンザに関する論文でもたびたび利用されてきたものである。この規約は 12 条から構成されており、その成立年代は、規約の後に続く名簿の内容から 1240 年頃であると推測されてきた。だが次章では、この成立年代がより早い時代であることを示すことになる。

規約に続く名簿は、542 名が記載されているサン・トメールのハンザの全会員の名簿（以下、「全会員名簿」）と、1369 年 1 月 6 日までの新入会員の名簿（以下、「新入会員名簿」）と、2 つの部分から構成されている³³。「全会員名簿」には特に年代が付されていない。そして「新入会員名簿」は 1 年ごとに作成されていると考えられるが、最初の 3 年分については年代の記載がなく、4 つ目の名簿に *le an de le Incarnation M CC et XLVIII* すなわち 1244 年の記載が登場する。1244 年の次に再び 1244 年の名簿が登場するが、これは入会者を登録した人物が異なるために、別の名簿として残されたと考えられる。これに引き続く 1247 年から 1261 年までは年代的に連続していたり、連続していなかったりと一定していない。だが、1263 年以降は 1 年ごとに 1 名簿が作成されている。例外として 1298 年と 1299 年については、2 年併せて 1 つの名簿が作成されている。

年代記載のない最初の 3 年分の名簿と 1244 年の記載がある 2 つの名簿の登録責任者として、*Fouke de Sainte Audegunde* あるいは *Fouke de Sainte Aldegunde* の名前が登場しており、これは同一人物であると考えられる。さらに同じ名前 *Foukes de Sainte Audegunde* が『全会員名

されたと述べている。つまり、帝国領域内でヘントとサン・トメールの両都市にまたがるハンザが存在したと指摘している。また、伯の権限が及んだのはあくまでもハンザ料と徴収するか否かであり、金額の減免には言及できなかったことから、ハンザが伯から独立した私的集団であった証拠とされている。

³⁰ Coornaert, *op. cit.*, pp.225-226. この論文でも、帝国領域内においてヘントとサン・トメール両都市のハンザが存在していたと指摘されている。

³¹ Giry, *op. cit.*, pp.69-72. サン・トメールは 1212 年以降、フランドル伯領から離れ、アルトワ伯領に属することになるが、アルトワ地域においても主要都市のひとつであった。

³² Deschamps de Pas, Note sur un manuscrit relatif à la Hanse de Saint-Omer, *Bulletin de la Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 1856, pp.49-60.

³³ Deschamps de Pas, *op. cit.*, pp.49-60.

簿』の後方(487番目)にも記されている³⁴。したがって、『全会員名簿』と年代記載のない3年分の『新会員名簿』は1244年以前の年代であり、『規約』と『全会員名簿』は最も新しい年度を採用するならば1241年頃あるいはそれより少し前のものであると推測できる。だが、後述するように、最初の書記が1251年までを記述しているので、1251年が何らかの転機であると考えるのが妥当である。

以上をまとめると、サン・トメール市の古文書館に所蔵されているハンザの史料は、次の3点から構成されている。

1. ハンザの規約
2. 1240年頃の組合員名簿。542名の名前が記載されており、1240年頃のサン・トメールのハンザの全会員の名簿とされている。
3. 1244年以前から1369年1月6日までの新入会員の名簿。

上記の史料の体裁について、簡単に述べておこう。規約と名簿は縦36センチ、横25.5センチの23枚の羊皮紙に連続して記載されている。1枚目の羊皮紙の表側にハンザの規約、その1枚目の裏面から4枚目の裏面までは、ハンザの『全会員名簿』が、同じ4枚目の裏面から23枚目の裏面までは『新会員の名簿』が続いている。このうち、『ハンザ規約』、『全会員の名簿』そして『新会員の名簿』の最初の3年分に年代が記されていないことを、重ねて記しておきたい。次に字体を見ると、規約と新会員名簿の1251年までは同じ書記の手で記されたと考えられる。最初は大きく、規則正しく、丁寧に書かれているが、次第に雑になっている。組合員の名前は16枚目の表面までは2段に記されている。そして装飾を見ると、最初の方の羊皮紙には丁寧な装飾がなされているが、途中から装飾が減少しており、14世紀に入ると装飾は完全になくなっている。

次章においてはハンザ規約と名簿を検討して、サン・トメールのハンザについての解明を試みる。

³⁴ サン・トメールの都市門閥として知られるサント＝アルドゴンド家の始祖は Fulco という人物であり、各世代に Fulco や Foulke という名称が登場する。サント＝アルドゴンド家の家系図については、Derville, *op. cit.*, pp.376-377.

第2章 サン・トメールのハンザ（2）

1 サン・トメールのハンザ規約

まずはサン・トメールのハンザ規約の検討から始める。この規約は、本来条項に分かれてはいないが、ウェイフェルスによる条文分けにしたがって検討を行う。なお、以下に扱う順序は内容に従うものであり、条文の順序は前後する。

第1条においては、ハンザ組合がサン・トメールの「祖先 anchisour」によって設立されたと述べられている。この語句はハンザの先駆者あるいは先祖と訳せるが、どれほど以前の人々を指すのかは、規約の文章から正確にはわからない。1240年の時点から2～3世代前の商人を指すと考えるならば、ハンザ組合の設立が12世紀中ごろ、あるいはそれ以前と推定する手掛かりになる。その内容に続いて、イングランド、スコットランド、アイルランドおよびソナム川に向こう側（フランス）に交易をしに行く全ての商人は、「ハンザと呼ばれるコンフレリ *une confrarie ke on apele hansa*」に加入しなければならないとされており、ハンザが外国で活動する商人の組合であることを示している。

次の第2条ではハンザ組合への入会金が言及されており、ハンザ組合員の息子の場合には、イングランド貨11ソリディのハンザ料と3ソリディと6デナリの「ホプリング *hopringhe*」が必要であり、合計額は14ソリディ6デナリとなる。組合員の息子以外にはハンザ料として40ソリディとホプリングとして6ソリディ8デナリ、すなわち合計46ソリディ8デナリと組合員の息子の5倍近い金額が必要とされる。表1に示すように、この金額はロンドンのフランドル・ハンザへの入会金と比較すると、非常に高額である¹。さらに新入会員名簿によると、1263年以降のハンザ料金が、組合員の息子以外に対して10マルクに値上げした一方で、組合員の息子には6ソリディ8デナリに減額しているが、ホプリングについては金額の変化はない²。ハンザ料とホプリングの相違が何かは明示されていないが、第8条と第12条においてはホプリングもハンザ組合に支払う料金であると規定されている。さらに第12条ではホプリングはハンザ組合の長である「長老 *doijen*」および組合員の意のままになることが特記されている。それならば、ハンザ料金には長老や組合員の力が及ばない使い方があるということになる。

ハンザ料に関しては、後の時代に都市財政の一部を成していたと証明する史料がある。その1つが、1279年5月のサン・トメールの都市収入一覧である《*rentes et eplois*》において、都市のハンザ《*hanses de la vile*》という項目が見られる³。また14世紀になるが、1312年にサン・

¹ Wyffels, *Hanse: Grands Marchands et patriciens de Saint-Omer*, Société Académique des Antiquaires de la Morinie, Saint-Omer, 1962, p.38.

² *ibid.*, p.61.名簿の欄外に *A chest tans ala li hanse a X marcs* と赤インクによる記述がある。

³ Giry, A., *Histoire de la ville de Saint-Omer et de ses institutions jusuqu'au XIVe siècle*, Paris, 1877. pp.592-595.特に p.594, 1015.

トメールのエシュヴァンが都市の権威の下でハンザ料を徴収したという内容が記載されている⁴。このようにハンザ料が都市の収入になっていることや、新入会員の名簿がサン・トメール都市内に残されていることから、ハンザへの入会は外国ではなく都市内において行われたと考えることができる。これはハンザへの入会は外国で行われるという、一般的な理解に反することになるが、時代と共に代理人を仲介した商業が普及するのに応じて、都市内での徴収も行われ可能性が出てくる。

表1 ハンザ料の比較

		サン・トメールのハンザ		ロンドンのフランドル=ハンザ
		1263年以前 規約に記載	1263年以降名簿 欄外に記載	
組合員の息子	ハンザ料金	11s.	6s.8d.	5s.3d.
	Hopringhe	3s.6d.	3s.4d.	
	合計金額	14s.6d.	10s.	
上記以外の者	ハンザ料金	40s.	10marcs	30s.3d.

Hopringhe は第 12 条で長老と兄弟 (=組合員) が意のままにできると記される。

第 3 条、第 5 条、第 6 条は組合員の義務に関する内容である。第 3 条では、新入組合員は古い組合員を手本にしてハンザの諸義務を守るよう要求され、あらゆる手工業、仲介業、小売業を放棄すると宣誓しなければならない。上記の内容に違反したという理由で、名簿中から名前を抹消されている例もある⁵。第 5 条では、禁止事項に違反した場合に長老や組合員の前に召喚されると規定されているが、罰則は特に記されていない。第 6 条において、ハンザの義務違反は裁判なしに除名すると規定されている。

規約の内容から、ハンザ組合の頂点には長老がいると考えられるが、現実に長老となっていたのは誰なのかが問題になる。また長老が常にハンザ組合の指導者として活動したのだろうか、あるいは単なる名誉職なのかという問題もある。新入組合員の名簿では毎年、新入組合員の名前に先立って 2 名あるいは 1 名の人物が記載されている⁶。彼らがハンザ料すなわち入会金を受領することから、ハンザの「収税吏」と呼ばれているが、ジリーによれば、1319 年以降、都市の法更新の帳簿に毎年 2 名の《maieur de hanse》が記載されている⁷。また、ピレンヌによれば、1317

⁴ Wyffels, *op. cit.*, p.74. この内容は、1306 年にアルトワ女伯マオ Mahaut によって停止されたサン・トメールの慣習法が、1312 年に市長の要求によって復活した事を述べた史料中に記載されている。

⁵ 一例として、1253 年には Jean del Portekin が織物業に専念したという理由で、名前を抹消されており、《tiseran +》と書き加えられている。

⁶ ほとんどの場合は 2 名の名前が記載されている。記載の形式としては、Che est par le main Fouke de Sainte Audegunde et Wautier le Wale (年代記載のない最初の名簿)。1250 年度の場合は 1 名が挙がっており Che est le rechoite Ghis de le Deurne le an de le Incarnation M CC et L と記されている。

⁷ Giry, *op. cit.*, p.282-283.

年以降には「ハンザ伯」の名称も登場する⁸。ハンザの《maieur》に就任した人物を検討すると、その家系の多くが都市のエシュヴァン（都市参審人）を輩出している⁹。maieurの中には、10回ほど繰り返し登場している者がいる。また1240年代以降からハンザのmaieurであるにもかかわらず、ハンザ組合員ではない者が7名おり、外部から長を選んでいるという、この種の組合については非常に異例な事が生じている。なお、maieurとエシュヴァンの両方を出した家系は、次の表2に示した。

ジリーによれば、ハンザ組合の長が組合内部からではなく、都市権力を代表するエシュヴァン団体から選出され、任命される状態が、1240年代には生じていた事になる¹⁰。このことは、1293年のリストの最後においてClai le Castickereという人物の入会にエシュヴァンが関与したという記述からも証明される¹¹。この事実から、都市とハンザの一体化が推測でき、そこから13世紀後半の都市サン・トメールの布告中に、ハンザに関する条項が出現するのも自然なことだと考えることができる¹²。

表2 maieurとエシュヴァンを出した家系

家系名	Maieur人数	エシュヴァン人数
Sainte-Aldegonde	9	4
Aubert	9	3
le Deverne	5	3
Bollart	5	4
Florent	4	3
Wasselin	3	3
Wonlivrie	3	2
Aire	2	2
Drubroet	2	1
Bodinghem	1	1
Reinvisch	1	1
le Wale	1	1
Bette	1	1

第7条ではハンザ料を支払うことなく問題の地域、すなわちイングランドやフランスなどで交易を行った者に対し、組合員はハンザ料とホプリングを支払わせることができると規定している。また第8条では、ハンザ料を支払えるほど裕福でない者はホプリングを支払うことになり、ハンザ料を支払うまでは問題の地域に赴くことを延期させられた。ハンザ組合への正式な加入の際に、ホプリングを再度支払う必要はなかった。したがって、ホプリングは罰金代わりの支払いではな

⁸ H. Pirenne, *Les comtes de la Hanse de Saint-Omer*, *Bulletin de la Classe de Lettres*, Bruxelles, 1899, pp.185-187.

⁹ Wyffels, *op. cit.*, p.7, p.39.

¹⁰ Giry, *op. cit.*, p.283.

¹¹ Wyffels, *op. cit.*, p.71. 《Clai le Castickere acata se hanse enconre vies eskeuns》

¹² Giry, *op. cit.*, p.565, *Keure des tisserandes des molekiniers*. art. 712. 《Et ke nus ne tisse ne fache tistre en son hosteil ki le hanse ait, sour lx s. et le hanse à perdre; mais en sen hosteil puet faire ouvrir sans faire tistre.》

い。ハンザ組合については「閉鎖的」であるという一般的な理解があるが、この内容はむしろ資金力のない小商人にとっては「開放的」であると解釈できる¹³。

第4条では、ハンザ組合に加入していない者の所有物を取引することを禁じており、第10条においても、第4条の内容を再び禁止している。都市の規約などにおいても、このような繰り返しがたびたび見られるが、これは繰り返されている内容が重要視されていたためである。ここでの「非組合員」はハンザ組合員でない商人はもちろん、その使用人も含まれると考えられる。ウェイフェルスによると、ハンザ組合員の息子がまだ非組合員であっても、父親の取引のために代理人としてイングランドやフランスに赴き、商業活動を行うことができたという¹⁴。

第11条において、非組合員の商品を扱った場合の罰則を述べることなく、「その者（＝非組合員）にハンザ料を支払わせなければならない」と述べているので、非組合員たちは先の第7条と第8条にしたがって、ハンザ組合に関係する方向へと向けられたのであろう。名簿からも、組合員の息子のハンザへの入会は、実際の商業活動を開始してから後である例しか見られない¹⁵。代理人を通じての商業活動が、この当時には可能になっていたという事情を考えると、商人自身が都市を離れる必要がそれほどないので、サン・トメール市内において組合員加入するという状況は必然的なものだったのであろう。

ハンザ組合が結成された時期とハンザ規約の起草の時期に間隔があり、その間に代理人商業への移行という大きな「商業革命」が生じたため、複数にわたる時期の内容が1つの規約中に含まれたと考えられる。また、この後で検討する名簿から受けるハンザ組合の印象は、商人の「自主的で私的」な組合ではなく、「都市により管理された」組合というものである。この状況は、言い換えるならば、都市とハンザの一体化、または都市指導者層とハンザ指導者層の一体化とも考えられる。ハンザを支配する大商人が、都市を管理、運営するのは、他の都市でも見られるので、サン・トメールだけの特異事項ではない。この状況は、1240年代よりも以前、あるいは12世紀後半に遡ると考えられているが、これを示唆する言及は都市の法規などには見られない。しかし、長老や組合員が意のままにできるというホプリングを資金とする領域に、「私的」な組合の側面が残されているとも考えられる。特に信仰コンフレリである聖ニコラスのコンフレリと、サン・トメールのハンザのとの関係が指摘されており、その関係で長老の占める役割を検討する余地がある¹⁶。

¹³ A. Derville, Ghildes, Carités, Confréries dans le Saint-Omer médiéval, *Bulletin de la Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 19, p.203.

¹⁴ Wyffels, *op. cit.*, p.9.

¹⁵ *idem*.

¹⁶ G. Espinas, *Les origines de l'association, I; Les origines du droit, d'association dans les villes de l'Artois et de la Flandre française jusqu'au début du XVI^e siècle*, Lille, 1941-42, p.306. Coornaert, *op. cit.*, p.230.

2 ハンザ組合の閉鎖性の問題

サン・トメールのハンザ組合の名簿の検討を行う中で、この組合が開放的なのか、あるいは閉鎖的な性格を持つ集団なのかという問題に触れる。一般的な理解によると、ハンザ組合は閉鎖的な都市門閥の集団である。たとえば、ピレンヌは「資本家の同業組合」とであると指摘し、そしてヴァン＝ウェルヴェーケは世襲化した閉鎖的な集団であると述べている。デルヴィルもまた、ハンザは都市貴族の集合であるとしている¹⁷。以下において検討するハンザ名簿に記載された人々は、イングランドやフランスを訪問して交易を行う大商人なので、彼らが都市門閥を形成したのは必然的な結果である。

「閉鎖的」という語句に対し、現代人はネガティブな印象を抱きがちである。しかしながら 12 世紀から 13 世紀の商業活動を取り巻く環境を考慮すれば、商人自身の、あるいは同じ都市出身の仲間の安全を確保するために閉鎖的な団体を作り、外国で商業活動を行うのは理にかなっているのである。ハンザ組合を設立した明白な動機の 1 つはハンザを設立した大商人が利益の独占を狙おうとするものだが、もう 1 つの重要な動機は、外国においてハンザ成員の商業利益を共同で促進し、相互に助け合い、共同で防衛することだった。

中世の間、商人たちが恐れていたのは、道路上における危険、外国の権力者による成員の逮捕や商品の没収、さらには同じ都市や国の出身者である商人が債務不履行の被害を受けることなどであった。外国貿易に携わっていた商人たちが、このような危険を未然に防ぐために対処していたのは当然であり、互いに連帯することで対処しようとした。この目的を達成するために商人が行ったのは、仲間として不適切な者を仲間から排除することであり、そのための適切な手段が、高額な入会金を新人に要求することだった。新人が入会金を支払う財産を持っていれば、仲間としての資格があると考え、また既に財産を持っているのが明らかでない成員の息子に対しては、低額の入会金を要求していた。この資金は、おそらく外国で生じた、成員の逮捕や商品の没収、または成員の債務不履行などの面倒な問題を、示談などで解決する際には役立つはずである¹⁸。ハンザ組合の閉鎖性は、外国で活動をする商人たちにとっては、自らの安全確保にもつながる重大な問題であった。

3 ウェイフェルスによる「全会員名簿」の検討

サン・トメールのハンザ規約には、ハンザの名簿が続いている。本節では 542 名の名前が記

¹⁷ H. Pirenne, *Hanse flamande*, p.174. H. Van Werveke, *Das Wesen der flandrischen Hanse*, *Hansische Geschichtsblätter*, 76, 1958, p.14. A. Derville, *Ghildes, Carités, Confréries dans le Saint-Omer médiéval*, pp.193-211.

¹⁸ C. Wyffels, *De Vlaamse hanzen opnieuw belicht*, *Medledelingen van de Koninklijke Academie voor Westen Schappenen, Letteren en Schone Kunsten van België, Klasse der Letteren Jaargang*, 53 Nr. 1, 1991, pp.15-17.

載されている「全会員名簿」を検討するが、この名簿の筆跡は規約と同一人物であると見られる。

1240年頃のものであると推定される「全会員名簿」に列挙されている542名が、単純に同一年度における一家の代表者と考え、名簿に記載されている人物1名につき4名の家族がいると想定するならば、この背後には2千人あるいはそれ以上の人口が控えていることになる。中世のサン・トメールの人口は2万人を超えることはなかったと考えられるので¹⁹、人口の1割がハンザ組合に関係することになる。したがって、サン・トメールのハンザ組合は、非常に裕福な大商人だけを集めた集団とは考えにくくなる。

特定の家系から、多くの会員を出している可能性もあり、その結果として登録人数が増えたとも考えられる。したがって、名簿に記された会員の姓を数えて、特定の家系に会員が集中していないかを見れば、何らかの傾向が把握できる可能性がある。その結果として、登場が1回だけの姓が217姓あり、全体の約40%を占めることになる(表3を参照)。さらに2回登場するものが67姓、3回が21姓、4回が13姓、5回が5姓である。5回から9回登場する姓に関しては、それぞれの回数につき4姓ずつである。最多は21回登場するli Rous姓であるが、この姓を持つ家系はサン・トメール市政においては重要な役割を果たすことは1度もなかったことが分かっている²⁰。さらに、同一の姓であっても同じ家族を指すとは限らないことも考慮すべきである。ウェイフェルスは「全会員名簿」全体において、約20名が自分自身あるいは父親がイングランドで交易を行い、30名ほどがエシュヴァン(都市参審人)あるいは都市の頭職への就任者、またはその息子であると述べている²¹。この名簿中には8人の「使用人」とされる人物も見られるが、1人を除き姓が記されていないので、その出自は低いと考えられる。職業名が姓になっている場合、その人物あるいはその家系が、ごく最近まで記述された職業を営んでいたと考えてよいだろう。したがって、姓の登場回数だけを見ると、大商人とは言えない人物がハンザの会員になっていると考えられる。

表3 「全会員名簿」における姓の登場回数

1回	2回	3回	4回	5回	6~9回
217	67	21	13	5	各4

次にウェイフェルスによる「新入会員名簿」についての検討に移る。新入会員名簿が扱っているのは1241年頃から1305年頃であり、組合員の登録が毎年連続して行われるようになるのは1260年代に入ってからである。登録者数の総人数は1,040名であり、単純に1年の平均登録者人数を出すならば16名となる。

登録されている組合員の大部分は男性であるが、少数ながら女性も含まれている。「全会員名簿」において女性は1名のみであったのに対し、「新入会員名簿」では7名の寡婦を含む32名が

¹⁹ Wyffels, *op. cit.*, p.41, note 43. サン・トメールの人口については正確なデータがないが、13世紀末のアルトワ都市アラスの人口が2万人に到達していなかったことから、サン・トメールの人口も同様の規模であると推定した。

²⁰ *ibid.*, p.13.

²¹ *ibid.*, p.47.

記載されている。また「使用人」とされる者は6名であり、「全会員名簿」の8名よりも減少している。姓について見るならば、1回のみが登場が267姓、2回が75姓、3回が51姓、4回が24姓、5回が19姓、9回が1姓、10回から12回までがそれぞれ2姓、13回と14回、そして18、19回が各4姓である。ここでもまた、「全会員名簿」と同じように、大商人とは見なすことができない商人が多数登場していることになる。

表4「新会員名簿」における姓の登場回数

1回	2回	3回	4回	5回	9回	10～12回	13, 14, 18, 19回
267	75	51	24	18	1	各2	各4

職業名が姓として挙がっている成員の中で、職業名がはっきりと言及されている者が、小間物商(10名)をはじめとして51名になる。しかし1240年当時の「全会員名簿」と同様に、ここでも職業名と姓の区別が厳密にされているとは限らない。登録する組合員を特定するための親族、住所、出身地などの条件が十分でない場合に、書記が同名異人の混乱を避ける目的で職業名を記したとも考えることができる。名簿中で挙がっている職業名は「手仕事」つまり手工業者の職業と小売業であり、ハンザ規約により加入を禁じられているものである²²。職業名に羊毛や毛織物を扱う商人や、ワインを扱う商人が見つからないのは、これらの商品を扱うのは大商人であり、サン・トメール市内でもその人物が十分に知られているので、敢えて職業名を書き加える必要もなかったのだろう。したがって、職業名が記されている人物は、都市内でもあまり重要性ではなかったことになる。

ウェイフェルスは史料的に検証不可能であると断りつつも、職業名が記された人物については、手工業者の同業組合であるメチエに属しつつ、同時にハンザ組合に所属したのだと推測している。そして羊毛商業に専念するためにメチエから脱退すれば、その時からメチエ名が言及されなくなるとした。職業名の無い数百名については、このように自らのメチエから離れた者であり、ハンザ組合とメチエの間は流動的であると考えている。すなわち、特権的な大商人の組合であるハンザに、メチエが組合員を供給していることになる。ハンザ規約の第3条によると、組合員は誰であれ手工業や小売業には従事できなかったので、メチエから脱退したこれらの人々は、親方職人から企業家へと転身し、卸売商人の業務を行うようになったことになる。

また、ウェイフェルスは剪毛工や石工については、どのような点で商業的であるのかは検討の余地があるとしつつも、パン屋については次の説明を加えている。新入会員名簿において7人のパン屋が登録されているが、サン・トメールの市内ではパン屋が小麦貿易をすることは禁じられており、違反した場合には60ソリディの罰金が科せられた²³。ところが、サン・トメールは慢性

²² *ibid.*, pp.13-15. 名簿に記されている職業名のいくつかを、以下に挙げる。縮絨工、染色工、金銀細工師、手袋製造工、皮なめし工、靴屋、馬具商、仕立屋、剪毛工、チーズ製造工、石工、小間物商、金融業者、毛皮加工業、チーズ販売商、鋳掛屋、蜂蜜酒の醸造人。ウェイフェルスは職業名を記す際には、これら職業名の前に冠詞の *li* を書き加えているとしているが、書記が書き落としている可能性もある。

²³ *Giry, op. cit.*, p.503. *Registre aux bans municipaux* の第10条、11条および14条。

的にパンが不足しており、外部からの小麦の輸入は不可欠であったことが、流通税表からも明らかになっている。したがって、上記のパン屋が外部との小麦取引に従事した可能性は認められるであろう。そして、ハンザ組合に加入する前に、パン製造と小売業を放棄しつつも、メチエに属し続けたのだとウェイフェルスは考えている²⁴。このように考えると、メチエには考えられているよりも多くの卸売商人と企業家が含まれていることになり、ハンザ組合と同様に、その構成は複雑であったと言える。

ハンザ組合に所属せずに国際的な交易活動を行っていた例、すなわち非組合員の国際的な商業活動の例が見つかることがある。もともとサン・トメール商人の関与が少ない「帝国」向けについての史料は見つからないのだが、フランドルの大市ではハンザ組合員やその使用人、及び「協力者」が活躍している例が見られる。実際に、非組合員がフランス国内で商業活動を行っている事例がいくつか見つかる。たとえば、1261年4月23日にハンザの非組合員である Ghilebert de le Grant Rue が、リールとトルホウトの大市で、パリ貨 35 リーヴルを組合員の Lambert Eurof に支払う義務があるという記録が残っている。また 1264年6月7日に、リールの大市における非組合員のサン・トメール市民とラ・ロッシュェル市民の間の債務関係の記録が残っており、さらには同年9月16日には非組合員であるサン・トメール市民間での債務が、イーブルの大市において記録されている²⁵。

非組合員が実際に国際的な商業活動を行っていたという事実から、前節で挙げたハンザ規約の第1条が空文化しているのではないかという疑いが生ずる。フランドルの大市で活動していた上記の非組合員達が、規約の第7条や第8条に従って、実際にハンザ組合への加入を強制されたならば、名簿中にその名前が登場するはずであるが、その名前は見当たらない。フランドルの大市は外国ではないので、規約の第1条により指定された地域から除外されるが、ここへ訪問することで国際的な商業活動を行ったことになる。あるいは、規約を適用されホプリングのみを支払って商業活動を行ったのであろうか。これらの点を示す内容は、史料中に欠落しているので結論を出すことができない。

そして、ハンザの名簿からは多くの名前が削除されており、削除の理由は組合からの除名であり、その除名理由も名簿中に記されている。理由と除名された人数を挙げるならば、「破産者」が 16 名おり、また「仲介業を営んだため」と詳細は不明だが《hanse frainte (ハンザ組合からの追放者)》とされた者が 7 名ずつ存在している。また 1269 年には都市の外に住居を定めたという理由で 2 名が、市民権喪失と織物業への従事という理由で 1 名ずつが除名されている。この点で、ハンザ規約は有効だったと考えるべきである。しかしながら、規約の内容と名簿から見えてくる商人像の間には、曖昧な領域が残されていると考えざるを得ない。

表 5 全会員名簿の抹消者

表の「番号」は、名簿の通し番号である。ここから、「全会員名簿」では後ろの部分に抹消者が集中していることがわかる。

²⁴ *ibid.*, p.15.

²⁵ Wyffels, *Hanse*, p.17.

年代	番号	理由
1	400	後世の筆跡で消されている:coretier
2	408	後世の筆跡で消されている;fuitieus
3	431	後世の筆跡で消されている:futieus
4	434	抹消され、後に小さな十字架が記される
5	441	後世の筆跡で消されている:fuitieus
6	505	抹消され、後に小さな十字

表6 新会員名簿の抹消者

年代	番号	理由
なし	20	後世の手で抹消:fuitif
	92	後世の手で抹消:fuitif
1244	105	後世の手で抹消:futieuf
	138	後世の手で抹消:Corretier.欄外に小さな十字
	143	後世の手で抹消:futif.欄外に小さな十字
	145	抹消.欄外に小さな十字
	147	抹消.後世の手による:coretier.欄外に小さな十字
1247	152	抹消.後世の手による:borgosie forfait
	158	抹消
1248	164	抹消.後世の手による.+ futif
1250	175	抹消.後世の手による: coretier +
1251	236	赤インクで抹消される。同じ手で赤インクにより;hanse frainte
1253	258	抹消.後世の手による:teseran+
	280	抹消.余白に小さな十字
	292	抹消.余白に小さな十字
	294	抹消.後世の手による:hanse frainte
	304	抹消.後世の手による:hanse frainte
	305	抹消.後世の手による:hanse frainte
	306	抹消.後世の手による:hanse frainte
	309	抹消.後世の手による:futieuf
	310	抹消.後世の手による:hanse frainte
	311	抹消.後世の手による:futieuf
	355	ヴァレ 抹消.後世の手による:futiu
1261	450	抹消.後世の手による:coretier
1264	458	抹消.後世の手による:couretier
1266	480	抹消.欄外に小さな十字
1269	518	後世の手による;fuitif
	542	この名前は、2つの小さな十字の間にあり、抹消されている
	544	抹消.後世の手による:por chou kil ala manoir heur(s) de le vile
	548	抹消.後世の手による:por chou kil ala manoir heur(s) de le vile
1271	562	抹消.後世の手による:futieus
	565	抹消.後世の手による:futieus
1275	609	抹消
	646	抹消
1277	648	抹消.後世の手による:fuitieus
	650	抹消.後世の手による:se hanse herdue
1283	730	抹消
	743	抹消.後世の手による:futies
1285	774	抹消.後世の手による:courtir
1292	897	抹消.後世の手による:fraint
1296	927	抹消.後世の手による:fuitis
1300	979	抹消
1301	998	抹消

4 「全会員名簿」の再検討

以上のように「全会員名簿」を同一年度の会員名簿であるとする、大商人の組合であるハンザは一般に閉鎖的組合とされるにもかかわらず、13世紀のサン・トメールのハンザは、むしろ開放的な商人組合という異例の存在になってしまう。しかしながら、1995年にアラン・デルヴィルの『サン・トメール史』²⁶が刊行され、新たな成果が盛り込まれることになり、新たな視点による内容の再検討が必要かつ可能にもなってきた。そこで、新しい成果を取り入れつつ、サン・トメールのハンザ名簿の再考を試みたい。

まずハンザの閉鎖性に関連し浮上するのが、1240年頃の「全会員名簿」の542名は同時期に活動したのかという疑問である。約2万人と推定されるサン・トメールの人口のうち、542名が同時期に活動したならば、上記のように非常に多くの商人が外国貿易で活動していたことになり、ハンザの開放性を主張する根拠になり得る。また名簿中に一度限りしか登場しない姓が、かなりの割合を占めることも同様の結論に結びつく。

この「全会員名簿」の筆跡が同一であることから、一人の書記が別の名簿を一度に書き写した可能性が、デルヴィルによって指摘されている。そして注目すべきことは、その名簿中に、父・息子・孫と思われる人物が離れた場所に登場し、かつ名簿中にも「息子」 *fils*、「兄弟」 *freres*などの語句が添えられた例が散見されることである。普通に考えると、同時期に一緒に商業活動を行ったのならば、父子であっても名簿の同じ箇所に記されるはずである。また、名簿中には死亡者名が含まれているが、これは新入会員が「組合員の息子」であるのか否か、つまりハンザ料の金額を確定する参考にした可能性が考えられる²⁷。したがって、この542名は同時期の会員ではないというデルヴィルの主張は説得力を持ち、ウェイフェルスが主張したサン・トメールのハンザの「開放性」には大いに疑問が持たれることになる。

名簿中に数世代が含まれる家系の例として、Wasselin家が挙げられる(表7参照)。「全会員名簿」の2番目に登場する *Phelippes fils Wasselin* は、15番目の *W. fils Wasselin* と16番目 *H. ses frères* の父親である。この兄弟(15番目と16番目)は同時に登録されていることから、一緒に商業活動を行ったと考えて良い。さらに134番目と135番目、144番目に同じWasselinの姓が見られる。つまり2番目から144番目の間で、それぞれ異なる時代に商業活動に従事した3世代が記載されていると言える。さらに333番目と493、494番目にも同じ姓が登場し、後者の2人は兄弟である。493番目の *Symon* は、1244年と1248年の「新入会員名簿」冒頭の「収税吏」として登場するので、1240年代に活動したと考えられる。さらに新入組合員の名簿の1297年の収税吏が「全会員名簿」493番の孫と考えられるので、50年程度で3世代を含む目安になる。144番目の祖父が2番目の *Phelippes* であり、144番目の孫が493番目だとすると、12世紀末から13世紀末にかけての約1世紀の間に、5世代のWasselinが存在したことになる。

²⁶ Derville, A., *Saint-Omer des origines au début du 14e siècle*, Lille, 1995.

²⁷ ハンザ料金は成員の息子の方が、それ以外の人物よりも低額であるために、父が死亡していても、その名前を記載する必要があったためである。

表7 「全会員名簿」における Wasselin 家の登録者

番号	
2	Phelippes fils Wasselin
15	W. fils Wasselin
16	H. ses frères
134	Nicholes Wasselin
135	Jakemes Wasselin
144	Ghis fils H. Wasselin
333	Hanuns fils Wasseelin
493	Symons Wasselin
494	Pierres Wasselin ses frères

このように「全会員名簿」を読み解くと、12世紀末、すなわち1100年代の末に、既にハンザ組合が存在したことを指摘している。さらに2番目のPhelippesも「fils Wasselin」と記されているので、これ以前にPhelippesの父がハンザ組合に参加していたことを示し、「全会員名簿」だけでも、11世紀半ばにはハンザ組合が存在したことが証明できることになる。これに、1127年にフランドル伯ギョーム・クリトンから授与された特許状にハンザが登場することを併せて考えれば、サン・トメールのハンザは、少なくとも12世紀初めから連続して存在する商人組合である可能性が大いに高くなる²⁸。

さらに542名が同時期の成員でないという証拠として、抹消者が400番以降に集中しており、これこそが数世代の組合員を記載した証拠ともいえる。つまり、1240年以降に特定の組合員を名簿から「抹消」し、その理由を書き加える必要があったと考えられるからである。そして最初の方に記載された名前は、過去において成員ではあったが、既に商業活動に参加しておらず、敢えて新しい情報を書き加える必要がなかったからである。

「全会員名簿」が長期的な名簿であることを前提に、この名簿がカバーする年代をデルヴィルは検討しており、その結果として名簿の開始年代を1216年頃ではないかと推測している。その方法として、次節で検討する「新会員名簿」を利用し、年平均の新入会員数を割り出し、それに基づいて年代を推測する方法を採用している。新会員名簿によると、ハンザ料値上げの年度である1263年以前の年平均登録数は18人である。そこで、1244年から1261年までの登録者356人を、1244年から1262年までの19年間に登録されたとして計算している。ここから導き出された平均18人を使って、年代が記されていない新会員名簿の3年分の97人を542人に足し、合計639人を18人で割ると、1244年以前の人数が約35年分に相当すると推測している。この35年を1244年から差し引けば、「全会員名簿」の開始は13世紀初期となる。また、1202年から1227年にイングランドで知られる約30人のサン・トメール商人のうち、約20人が542人の中に登場し、残りの10人は息子や従者が代わりに登録されている。以上から「全会員名簿」の冒頭に記されている人物は1216年頃となる²⁹。そして、上記のWasselin家の分析からハンザ組合

²⁸ Giry, A., *Histoire de la ville de Saint-Omer*, p.372. この特許状はハンザ料が史料中に登場する最古の事例である。

《Quisquis eorum ad terram imperatoris pro negotiatione sua perexerit, anemine meorum hansam persolvere cogatur.》

²⁹ Derville, *op.cit.*, p.120.

が 11 世紀末に成立していたと考えられることや、ギョーム・クリトンの特許状（1127 年）の存在を併せ考えると、名簿の成立年代とハンザ組合の成立年代は一致していない。しかし、先にハンザ組合が成立し、後世になってから名簿を作成することは十分にあり得ることなので、この名簿はハンザの創立期よりも後になってから作成され、その名簿を 1240 年頃に改めて 1 冊の名簿として書き写したのだろう。

5 「新会員名簿」に見られる登録者数の推移

この節では「新会員名簿」の再検討を行う。新会員名簿の登録者数については表 8 を参照されたい。ここで注意すべきは、1241 年以降の全ての年度を同じように捉えてはならない点である。その理由の 1 つは、年度による登録者数のばらつきが大きい事である。特に人数の多い 1250 年代の登録者数を見るならば、1253 年に 176 名、その 2 年前の 1251 年に 61 名と突出しており、1253 年は名簿中で最大人数、1251 年は 2 番目の多さとなっている。これは 1251 年と 1253 年に空白である数年分の登録者をまとめて記載したため、他の年代より人数が多くなったと推測できるが、決定的なものではない。さらにハンザ料金が値上げされた 1263 年以降では、1 年度につき 1 つの名簿が作成され、1 名簿つまり 1 年の登録者数も、多少の変動はあるが 10～20 人前後に落ち着いている。

筆跡から見ると、1251 年に書記が交代し、1251 年の 2 人目の登録者から 2 番目の書記に代わり、その後は連続して書記が交代している。したがって、1251 年以降は、年度ごとに異なる書記が、1 年ごとの登録者を記載していることになる。ここからハンザ帳簿中の「規約」と 1251 年までの名簿が作成されたのは、61 名が登録された 1251 年としてよいだろう。また、名前の抹消はいずれも後世の手によるので 1251 年以降に行われたと考えられる。

したがってサン・トメールのハンザにとっては、1251 年が重要な意味を持つようである。この年度に規約も含めて、1216 年以降の過去の組合員一覧を作成する（あるいは作成し直す）必要が生じた可能性があったと考えられるからである。また 1216～1251 年の 35 年という期間は、組合員の息子か否かを確認する期間としては最大限のものと考えて良いだろう。

1251 年に何らかの変化があった可能性を指摘したので、特に 13 世紀後半について、ハンザ名簿における推移を年代別に見ていきたい。

1251 年に 61 名、1253 年には 176 名と大量の登録者がいるが、この原因として 1250 年代にハンザ組合に資金難が生じた可能性が指摘されている。入会金を確保するために入会者を増加させたが、それでも資金難が続いたため 1263 年にハンザ料金を値上げしたとも考えられている³⁰。なおハンザ料金と共に組合に払うホプリング *hopringhe* の金額は据え置かれているが、ここからもホプリングとハンザ料の相違については検討の必要がある。ホプリングは外国商業のトラブルに備える資金ではなく、古くからのギルドの慣習を維持する資金と考えられるからである。

1250 年代の特徴としては、この時代の登録者に抹消者数が多いことが挙げられる。抹消理由と

³⁰ Wyffels, *De Vlaamse hanzen opnieuw belicht*, p.8-9. サン・トメールのハンザ料金は他のフランドル都市のハンザと比べると、成員の息子とその他の者共に高額である。

しては 1253 年の登録者は、hanse frainte（ハンザの追放者）が 11 名と、突出して多い。この年度の 176 名という大量の登録者の中に多くの不適格者が含まれてしまい、その後に見直しをした結果として、多くの抹消者を出したことは不思議ではない。

1260 年代を見ると、ハンザ料金を値上げした 1263 年以降は登録者数が減少しているが、これはハンザ料金の値上げだけが原因と言えない理由がある。この値上げと共に、登録者減少大きな原因と思われるのはイングランドにおける政治情勢である。1263 年 5 月にイングランドではシモン・ド・モンフォールの乱が始まるが、モンフォール派は外国商人の中でも特にフランドル人に敵対的であり、当時はフランス領であったサン・トメール商人の羊毛も没収されたという記録が残っている。商人の立場としては、特権を付与してくれる国王側に立つのは当然の行動であり、これがモンフォール派の敵意を招いたのだと言われている。事実、混乱が収まった 1269 年は 40 名と登録者が増加している³¹。

1270 年代は、イングランドとフランドル伯領の経済戦争で特徴づけられる。この戦争は、アルトワ伯領のサン・トメールの対イングランド貿易にとっては追い風になったとされるが、登録者数を見る限りでは微増にすぎない。しかしながら、フランドル伯領向けの羊毛販売を禁じられたイングランドの羊毛生産者が、いったん羊毛をサン・トメールに送り出し、ここでフランドル人と取引をしたことも知られている。したがって、イングランドとの羊毛取引は継続して行われていたことがわかる³²。ここで登録者が微増にすぎなかったのは、経済戦争という状況で、新たな参入が困難だったことも考えられる。

表 8 新会員名簿における登録者数の推移

年度	人数	累計	削除者数	年度	人数	累計	削除者数	年度	人数	累計	削除者数
なし	19	19	0	1270	9	559	0	1288	6	824	
なし	51	70	1	1271	8	567	2	1289	34	858	
なし	27	97	1	1272	17	584	0	1290	19	877	
1244	32	129	1	1273	2	586	0	1291	13	890	
1244	22	151	4	1274	17	603	0	1292	14	904	1
1247	9	160	1	1275	14	617	1	1293	18	922	
1248	12	172	2	1276	25	642	0	1294	2	924	
1250	13	185	1	1277	19	661	2	1295	2	926	
1251	61	246	1	1278	10	671		1296	15	941	1
1253	176	422	11	1279	25	696		1297	3	944	
1261	31	453	1	1280	13	709		1298		968	
1263	3	456	0	1281	15	724		1299	24	968	
1264	4	460	1	1282	5	729		1300	23	991	1
1265	11	471	0	1283	18	747	2	1301	18	1009	1
1266	10	481	1	1284	10	757		1302	7	1016	
1267	10	491	0	1285	26	783	1	1303	3	1019	
1268	19	510	0	1286	11	794		1304	10	1029	
1269	40	550	5	1287	24	818		1305	11	1040	

また 1260 年代から 1270 年代にかけて、フランドルとサン・トメールの間の奇妙な経済対立が

³¹ H. J. Smit, *Handel en Scheepvaart in het Noordzeegebied gedurende de 13e eeuw, Bijdragen voor vaderlandshe geschiedenis en oudheidkunde, 7th Ser.* 10, 1939, p.174, 185.

³² T. H. Lloyd, *The English Wool Trade in the Middle Ages*, Cambridge, 1977, p.56.

確認されている。1190年代初頭まではフランドル伯領に属していたサン・トメールは、13世紀にはいってもフランドル伯領の商人との間に良好な関係を保っていた。しかし13世紀も後半になると、サン・トメール商人はフランドル商人にとっては外国人と見なされるようになり、それに伴いフランドルの伯や商人との間に軋轢が生じるようになった。たとえば1270年代にはいると、グラヴリーヌでのサン・トメール市民によるニシン漁とニシンの塩漬け作業に対して、フランドル伯がその行動を規制する訴えを出すに至っている。これに対して、市民たちは古くからの権利を守るために、パリの高等法院に訴え、勝訴している³³。

このように、13世紀後半に入ると周辺諸地域との関係で、サン・トメール商人の活動が抑制される環境が何度か生じたことになる。

さらにはイングランドの羊毛生産者側の事情を見ると、1272年以降のイングランドでは羊の疥癬が流行し、羊毛の品質が低下したという。当時、羊毛商人と修道院との間においては先払い取引が主流であったが、羊毛引き渡しができず、イングランドのシトー派修道院がかなりの債務不履行を抱えていた事実が、ロイドにより指摘されている³⁴。

このように都市内部だけでなく周辺諸国の様々な状況が、サン・トメールの外国貿易に影響を与えたのは明らかである。また、それに応じて、ハンザの登録者数も影響を受けていたと考えられる。

6 ハンザと都市支配層

サン・トメールでは、1166年以前にイングランドと交易を行った市民を挙げる事ができる。その根拠となる史料が、サン・トメール出身の金融業者ギョーム・カド Guillaume Cade の債務者名簿である。約200名の中に、サン・トメールの出身者あるいは居住者が26名見られる。これら債務者はすでに莫大な負債を負っているのだが、これは羊毛あるいはその他の商品をイングランドにおいて現金で購入するためのものであった。負債額はかなり高額であるが、その金額は商人たちの取引が重要性を持ったことを示すことにもなる³⁵。

ハンザの名簿にこれら商人の子孫が見つかるのであろうか。カドの名簿中に登場する Willelmus Corteil と同じ Corteil 姓の者は、1304年に最後の者が登録されるまで、合計5名が

³³ 具体例については、山田雅彦「中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と統制」『史窓』（京都女子大学）、66巻、2008年、40-41ページ。

³⁴ T. H. Lloyd, *The English Wool Trade in the Middle Ages*, Cambridge, 1977, p.297. さらに新しい文献として、Adrian R. Bell Chiris Brooks and Paul R. Dryburgh, *The English Wool Market, c. 1230-1327*, Cambridge University Press, 2007, p.14, 28.

³⁵ H. Jenkinson, William Cade, a financier of the twelfth century, *The English Historical Review*, 1913, pp.209-227. ここに記載された金額中で最高額はイングランド貨11リーヴル（ポンド）、次いで166マルク、100マルクと続き、最も低い金額は70ソリディである。

登録されている。すでに述べたように、同姓は必ずしも同じ家系を示すのではないが、親族関係はこの中で2人まで確認できている³⁶。しかし、他の家系（あるいは姓）について、名簿への登録は1250年頃に無くなっている。Case姓は6名見つかるが、1253年と1305年の間の登場は皆無なので、約50年の空白前後の集団についての親族関係は不明である。このように、途中で登録が途絶えている姓は、登録そのものが途絶えたのか、あるいは家系が絶えたのかが不明である。だが、ハンザの組合員名簿も併せ比較すると、ここに登場する商人は次のような集団に分類できるだろう³⁷。

《第1集団》 13世紀を通じてハンザに所属し続けた家系。中でも、5人以上が登場する家系は36家系である。

《第2集団》 13世紀の間に家系が断絶、あるいは国際的な交易から撤退した家系。これは約40家系が数えられる。

《第3集団》 1240年以降に登場する家系。この中で、1240年の名簿に記載されていないものが53家系、1240年の名簿に1名のみ記載されており、以後は記載が連続するものが12家系である。

この3つの集団については表8に示した。このように、外国商業に関係する家系には、長く続くものがあつた一方で、世代を経るにしたがつて、消滅するものや、新たに興るものがあり、この状況は他の都市でも同じであつた。

表9 主要な家系と登場する年度

家系名	1240年頃 の人数	1241～1305年		最後の登 録年度
		登録年度	総人数	
第1集団				
Aire	4	1244/50/53/74/76/81/85/92/97/1302/03	11	1354
li Amman	4	1251/79	2	
Aubert	4	1241/42/62/63/65/68/70/71/1301	9	1328
Bodinghem	5	1241/42/51/53/72/74/76/85/92/1303	11	1316
Bouloigne	5	1242/50/53/90/91	6	1345
Canne	8	1241/42/43/44/47/53/62/65/75/76/78/79/86/87	19	1362
Corteil *	2	1274/83/98-99	3	
Deverne	3	1241/43/51/65/69/80	10	1356
Drubroet	2	1241/72/83/90	5	1326
Florent	2	1244/48/89/90/1301	8	1365
de le Grange	4	1270/1301	3	
Hallines	3	1248/53/77/97	6	1312
Lurivox	2	1244/65/85	3	
Mainabourse	3	1243/51/64/85/91	5	1328
Marau	4	1244/75/84/98-99/1300/1304	7	1352
Petis	2	1243/44/50/53/98-99	7	
Putal	2	1285/87/92/1300	9	
li Roi	3	1262/66/70/87	5	1322
li Rous	21	1242/43/44/48/51/53/98/69/72/76/79/84/88/91	18	1343
Suabble	3	1242/53/96	4	1319
Tac	4	1244/67/75/90/1304	6	1333
li Wale	5	1251/53/65/67/68/78/80	8	1340
Wasselin	9	1244/63/64/70/72/79/80/85	8	1364
Bailleul	2	1253/98-99	2	
Case*	3	1247/53/1304	3	

³⁶ Wyffels, op.cit., p.19.

³⁷ *ibid.*, pp.20-21.

第2集団

家系名	1240年頃の人数	1241～1305年		最後の登録年度
		登録年度	総人数	
Cassel	1	1243	1	
li Cours	1	1243/44	2	
Durgenier	2		0	
Estaples	2	1241/53	3	
Faukemborghe*	2	1241/42	2	
Herivieu	5		0	
Loeys	1	1241	1	
Lokenes	2	1253	1	
Lenculsa	1	1243	1	
Lodinvot	2		0	
li Malvais	3		0	
Mars	2	1253	1	
Sparconte	5	1248/51/53	3	1342
li Tainturiers	4		0	
Tpirnekem	2	1244	1	
li Vilain	1	1242	1	

第3集団

家系名	1240年頃の人数	1241～1305年		最後の登録年度
		登録年度	総人数	
li Bons	1	12431251/53/72	5	1349
Gant	1	1244/53/69/91/92/96	7	1329
Maingier	1	1266/68/1300/1301	7	
Mantel	1	1253/69/96	7	1321
Merchier	1	1242/51/53/81	6	
de le Nate	1	1244/53/62/68/92/1300	8	
de le Pierre	1	1244/48/51/89	4	
Sainte Aldegonde	1	1242/43/63/67/69/73/83/86/89	11	1364
li Vasseur	1	1241/42/44/53/67/69	5	
Bette	1	1243/89	3	1316
Wessoc	1	1250/51/53/75/80/90/91/98-99	14	1368
Woulurie	1	1244/53	5	1334
Alem	0	1262/68/69/79/98-99	5	
li Altappere	0	1268/72/83	4	
Bateman	0	1253/62/68/1301	6	1360
li Bleu	0	1243/51/53	7	
Bollart	0	1253/79/82/86/1301	13	1342
de le Court	0	1244/80/81/83	5	1361
Dane	0	1244/80/81/83	4	1362
Hangheboc	0	1244/53/74/89	5	
Philippe	0	1253/66/70	5	
Sandre	0	1242/53/73/74/86/87	7	1312
Ters	0	1253/67/70/84	6	1361

表9はC. Wyffels, *Hansa: Grands marchands et patriciens de Saint-Omer*, pp.51-73を参考にして作成したものである。各集団の分類はウェイフェルスによる分類に基づいた。第1集団および第2集団における*印は、ギヨーム・カドの債務者名簿に登場する姓であり、12世紀にすでにイングランドで商業活動を行っていたと考えられる家系である。

なお、上記の年代は当該家系にハンザ組合登録者があった年度を示し、同年に複数名の登録者があった事例を含む。右端の最後の登録年代は1312年以降、1369年までの登録者を追ったものであり、この間に姓が記されていない場合は空欄としている。

サン・トメールにおいても、都市門閥《patriciat》と呼ばれる社会階層が存在したことが知られる。フランドル都市のヘントにおいて、都市門閥とは都市内に土地を世襲的に所有する者《viri

hereditarii」であることが、その他の市民と区別される条件だった³⁸。残念ながら、サン・トメールにおいては、彼らが一般市民から区別された条件は不明である。しかしサン・トメールの都市門閥が誰であったか、彼らが国際商業に関係し続けたのであろうかどうかは、ハンザ組合の名簿を検討することで、ある程度は解明できる可能性はある。そこでウェイフェルスは、都市のエシュヴァンと共に、裁判官の役割を果たした特権的な証人をハンザ組合の名簿と照合する方法を取っている。これが可能であるのは、サン・トメールでは、13世紀後半以降に歴代エシュヴァンの名簿が完全に残っているからである。ここに現れる家系は限定されており、また特権的な証人についても、エシュヴァンと同姓の者が長期にわたって現れている³⁹。

1251-1305年の約60名のエシュヴァンの中で、ハンザの名簿に登場していないものは7名、約30名の特権的な証人の中で、やはりハンザ名簿に登場しないものは6名である。そして、これらハンザ名簿に登場しない人物の親はハンザ組合員だった⁴⁰。

結局、サン・トメールにおいては、13世紀の間、都市門閥は国際商業に関係したと考えられる。これに加え、ウェイフェルスは1144年以降のエシュヴァン家系の変遷および都市門閥の連続性を考察し、都市門閥の家系もハンザ商人の家系と同様の、存続と消滅が見られるとしている。ただし12世紀については、姓（あるいは通称）が世襲的になっていないために、連続性があると断言するのは困難だとしている。12世紀後半から13世紀全般を通じて、エシュヴァン職に属し続けた家系には、Aubert、Wasselin、Deverne、Bodinghem、Aire などがある⁴¹。これらの家系はハンザにも多くの家族を送っており、先に挙げた第1集団の商人と一致する。

12世紀後半には追跡可能だが、13世紀前半にエシュヴァンとハンザの両方から姿を消した家系として、第2集団の商人に属するCasselをはじめ、Berthelmieu、le Tainturier、Bailleul、Lokenes などがある。また、当然であるが、これ以外に12世紀にのみエシュヴァン家系として登場し、13世紀には完全に姿を消した家系もある⁴²。13世紀後半になり、エシュヴァンあるいは

³⁸ フリッツ・レーリヒ著、魚住昌良、小倉欣一共訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』、創文社、昭和53年、61ページ。(Fritz Rörig, *Die europäische Stadt und die Kultur des Bürgertum im Mittelalter*, hrsg. v. Luise Rörig und Ahasver v. Brandt, 4erg. Aufl., Göttingen (Vandenhoeck & Ruprecht), 1964. 特にヘントについてはブロックマンズの著作がある。F. Blockmans, *Het Gentische Stadtpatriciaat tot Omstreeks 1302*, Anvers-Le Haye, 1898. なお、この内容についてはR. Märtins, *Wertorientierungen und wirtschaftliches Erfolgsstreben Mitterlaterlicher Grosskaufleute, Das Beispiel Gent im 13 Jahrhundert*, Böhu Verlag, Köln, 1976.ss.127-134.に要約がある。

³⁹ Wyffels, op.cit., p.22. なお、ウェイフェルスは次の文献を基礎にして、史料研究を行っている。J. de Pas, *Listes des Membres de l'Échevinage de Saint-Omer, 1144-1790. Mémoire de la Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 25, 1906-7, pp.I-XII.

⁴⁰ Wyffels, op.cit., pp.23-27. エシュヴァンに関してのみ、7人の姓名と就任年度を挙げてみる。Florent le Rike(1252年)、Nicole Bauduin (1261年)、Gilles Sandre (1262年)、Wautier de le Bare(1261年)、Guillaume Mainbourse (1262年)、Jehan de Sainte-Aldegonde fils Nicole (1292年)、Willaume Bette (1303年)

⁴¹ *ibid.*, pp.27-28.

⁴² *ibid.*, p.28.

特権的な証人として登場する家系には Bollart 以下、Hanghebec、Philippe、Auseke、le Bleu、le Scot、Dane、Ypres などがある⁴³。このいずれの家系もが、1240 年名簿には記載されていない。また、Sainte-Aldegonde および Mantel の両家系が、エシュヴァンに関係するのは 13 世紀半ば以降であるが、1240 年の名簿には各 1 名のみ、新入組合員の名簿には前者が 12 名、後者は 7 名である。両家系と似たような登場の仕方をする Reinvis 家は、ヘント出身であり、サン・トメールに移住した同姓の都市門閥の分家であるという⁴⁴。

以上に述べたサン・トメールの状況は、1306 年に行われたアルトワ伯妃マオーMahaut によるエシュヴァン団体の改革まで続いている。このエシュヴァン団体の改革は、1302 年 7 月 11 日のコルトレイクの戦いに続く、フランドルとアルトワ諸都市の混乱收拾を意図したものである。伯妃は 1306 年に、以前よりも「平民的傾向」の強いエシュヴァン団体を任命した⁴⁵。この段階では 12 名のエシュヴァン中、ハンザ組合員は 6 名であるが、この半数という数字が偶然なのか、伯妃の意向によるものなのかは不明である。同年 5 月 25 日に、伯妃はハンザの機能の一時的な停止を命令し、これが 1311 年まで続いた。この停止は、新入会員名簿には空白として示されている。復活後のハンザを、名簿からのみ見ると、最後の 1368 年までの総登録者数は 738 名である。都市の *maieur* は 1 名を除き、常にハンザ組合員から選出されている。登録者は人数から見ると 13 世紀とほぼ同水準だといえるが、次第に大商人家系出身者の人数が減少してきている。富裕な商人家系が消滅し始めたことは、ハンザ料の支払いにも見られる。すなわち、1263 年以降、ハンザ組合員の息子以外の入会希望者は 10 マルクのハンザ料を支払うことになっていた。1335 年以降になると、この金額を一度に支払えないものは、1 年につき 1 マルクの金額で、10 年間の分割払いが認められるようになったことにも見られる⁴⁶。サン・トメールの都市がこの方法により、あまり裕福ではない手工業者出身の商人に、外国商業の機会を与えようと意図した、あるいはハンザ料支払いに対する商人たちの抵抗を抑えようとしたなどとも考えられる。

14 世紀の間に、ハンザ組合は衰退に向かったのだが、この状況に対して都市がハンザ組合を維持しようとしていたようにも見える。1373 年から 1383 年までの都市の法更新の帳簿には、「今年は何一人としてハンザの *maieur* がいない」という記述があるが、1385 年に *maieur* は復活し、その中の 1 名にエシュヴァンが就任している。結局、1392 年に最後の *maieur* が挙がっている。それ以降は、都市の会計簿に「ハンザ」の項目が引き続き記され、15 世紀には行ってからは、ハンザ料の値下げが何度か行われた。毎年、新たな登録者は何般かあったが、多くの商人がハンザ料の支払いを免れていたらしい。1446 年以降は、ハンザ組合への入会者は皆無だったが、都市当局がハンザ料の支払いをくり返し命じているからである。1456 年になっても、都市当局は「遠い国で商業を行っている者は……ハンザに加入するか自分自身の商業をやめるか (*commercans en pays lointains entrer dans la hanse ou cesser leur commerce*)」という決定を下している。結局、都市の会計簿には 18 世紀まで *value de le hanse et des droits d'icelle* の項目が残っている

⁴³ *ibidem*.

⁴⁴ *ibid.*, p.29.

⁴⁵ *ibid.*, pp.29-30.

⁴⁶ *ibid.*, p.31.

が、いずれも néant「誰もいない」の一語で締めくくられている⁴⁷。

外国商業を行うハンザの有力家系と都市の権力者の一体化は、サン・トメールに特有な現象ではない。だが、14世紀の末になるとエシュヴァン団体が都市の名の下でハンザ料を徴収の様子は、都市がハンザを維持・存続させようと努力しているように見える。都市の権力者にとっての重心が、都市ではなくハンザの方に置かれているような印象を強く受ける。これはハンザが都市に吸収されたと見ることもできるが、むしろハンザの有力商人が最終的に都市の権力を獲得した結果、「祖先」と自分自身の栄光の記憶の源であるハンザを公的機関化し、より確実にハンザの維持を図ったと考えられる。ただし14世紀の末は、ハンザの最盛期である12世紀や13世紀の状況とは大いに異なっており、商業の形態も変わってきたので、もはやハンザそのものの維持が不可能になってしまったと言える。

7 本章の結論

「全会員名簿」の同一年度の人数と見るならば、開放的に見えるサン・トメールのハンザであるが、その内容をより詳細に見ると、いくつかの世代が含まれているのが分かり、「開放的」とは言い切れない。しかし1回しか登録されていない姓もかなりの割合にのぼるので、「閉鎖的」とも言い切れない。サン・トメールのハンザは規約に従って運営されつつも、その時々的情勢に応じて新たな入会者を認めていたという姿が現れてくる。

そして、ハンザ組合の規約と名簿は1251年の冒頭までは一人の書記が記載し、その後は組合員の入会（あるいはハンザ料金とホプリングの支払い）ごとに、その時々が書記が記載を続けてきた。この点から現存する規約と名簿が最初に書かれたのは、1251年であると結論づけることができる。この1251年に何が原因となって、新たに規約や名簿を書き写す必要があったのかは現状では不明である。特にこの1251年に多くの登録者と抹消者が存在することから、この年度の前後にハンザ組合を厳正に運用する必要が生じた可能性がある。したがって、それ以前の1240年代までには何らかの形でハンザ組合の弛緩があったとも言える。そして、ハンザ規約は成立してからかなり後の時代になって文書化された、あるいはそれ以前の文書を書き写したことになる。したがって、全会員名簿の検討からハンザ組合そのものが11世紀初期には存在しており、これはギョーム・クリトンの特許状からも証明される。

規約に記されたハンザ料金とホプリングの相違や、支払いのタイミングに関する疑問が生じるのだが、基本的にハンザ料金の支払いは、ハンザ組合への入会時の1回限りというのが原則である。しかし、人数は多くないが、同じ人物が2度登録され、どちらかが消される（あるいは修正される）例がある。これはホプリングを支払い、その後にハンザ税を支払ったために2度記載されてしまった例なのだろうか。あるいは、再入会の際に再びハンザ料金を支払うよう強制されたのだろうか。それに関連して、丹念に抹消者に関する記録を残しているが、その意味は新入組合員のハンザ税の算定のためだけなのだろうか。あるいは、その他に抹消者の記録が必要となる事

⁴⁷ *ibid.*, pp.31-32.

態が生じたのであろうか。これらの点については、未解決のままである。

1251年というハンザ名簿を改めて作成し始め、登録者数が激増した年度の意味については、サン・トメール史の転機とハンザの関連性をさらに深く追求する必要があるだろう。サン・トメール主要な外国貿易の対象はイングランドだったので、ここでイングランド側の史料からの視点も必要と考えられる。

またイングランドとの商業関係という点、羊毛商業に目が向きがちになるが、サン・トメールではワイン商業をもとに都市貴族化した家系がいくつかあり、ワイン商人と都市参事会員の相関関係が高い。従って、ワイン商業により富を築いた一族が成員となったことは明らかである⁴⁸。サン・トメールの初期の経済発展には、セーヌ流域産のワインが重要だったことも指摘されている。サン・トメールの都市自体が、フランドルに向かうワインのステープル市場として機能していた。1202年のバポーム通過税規定の冒頭にもワイン条項が記されていることから、サン・トメールにおけるワイン商業の重要性がわかる。このように、フランスから陸路で輸送されるフランドル向けワインは重要統制物品だった。サン・トメールにおいて、ワイン・ステープル市場が確立され、周辺農村地域へのワイン輸送や、さらにイングランドなどの北方の地域への再輸出により、バポームにおける通関その他の取引コストを相殺する以上の利益を市民にもたらしたと考えられている⁴⁹。だが、当時のワイン商業は特定の季節に限定されるため、これらの商人がワイン商業だけに携わっていたのか、それとも他の活動も行っていたのかを検討する必要がある⁵⁰。

ワイン商業により財を成した家系の1つで、13世紀の間エシュヴァン団体に属していた Aire (エール家) は、1200年頃にイングランドにおける商業により知られる家族であるが、その後すぐに Baude d'Aire という人物がフランスのラ・ロシェルに定住している。この場所から、おそらくはワイン商業に携わっていたことが想像できる⁵¹。また、1200年頃に家系の最盛期を迎えた Boidingham 家は、当初はイングランドとの商業活動を行い、結果としてのエシュヴァン団体と密接に関係するようになったが、1260年頃に Wissoc 家と協力してワイン商業を行うようになっている⁵²。そして、この Boidingham 家と共にワイン商業を行った Wissoc 家について最後に見てみたい。この家系が名声を獲得するのは遅く、1250年から1350年にかけてハンザに数多くの成員を出している。ハンザの成員にならない家族員の中には、ビール醸造業、革なめし業を営む者

⁴⁸ 山田、前掲論文、39ページ。

⁴⁹ 山田雅彦「13世紀後半サン・トメールのバポーム通過税免除特権をめぐる一考察」『ヨーロッパ中世世界の動態像 史料と理論の対話 森本芳樹先生古稀記念論集』、九州大学出版会、2004年、482-483ページ。

⁵⁰ 中世のワインは醸造技術が未熟なため、生産した年にできるだけ早く消費する必要があった。南フランスのオニス地方の例として、10月までにワイン醸造を終え、10月後半から11月がワインの輸出期間となっている。大宅明美「13世紀ポワトゥーにおける伯権力と都市民——ラ・ロシェルの都市内商業をめぐる——」、『森本芳樹先生古稀記念論集 ヨーロッパ中世の動態像——史料と理論の対話——』九州大学出版会、2004年、459ページ。

⁵¹ Derville, A., *Saint-Omer*, p.356.

⁵² Derville, *op.cit.*, p.364.

もあり、企業家として活動していた。しかしながら、この家系が財産を成したのが、第一にワイン商業なのであり、この子孫は 1500 年頃にまだワイン商人であり続けた⁵³。したがって、イングランドとの羊毛貿易だけに目を奪われてはならず、総合的に商人たちの活動を見るべきである。

最後に筆者としての見解を挙げるならば、2 つの名簿はハンザの正式な成員の名簿とするには人数が多すぎると印象を受ける。規約に引き続いて記載されていたために、ハンザの名簿と言われ続けていたが、実際には代理人や使用人を含めた外国への渡航者を幅広く記載した名簿ではないのだろうか。

⁵³ Derville, *op.cit.*, p.380.

第3章 フランドル・エノー伯領の十字軍熱——第3回十字軍——

1. 本章の問題意識 フランドル伯領の支配者と十字軍

11世紀末から13世紀にかけてのフランドル伯の行動として、特筆すべきことの1つは、十字軍への非常に熱心な関与である。すなわち、歴代フランドル伯は第1回以来の十字軍に熱心に参加しており、中には聖地エルサレムへの巡礼をくり返し行っている者もいる¹。結果として、伯領では最高責任者である伯が不在である期間が生じてしまった。不慮の場合の後継者指名や、伯領の支配に関して、伯が配慮する様子は見られたが、伯が不在であるために、伯領が危機に陥った場合も多々見られる。伯たちの行動を見ると、十字軍が重要問題であり、伯領の支配や経営は二の次であるという印象さえも受ける。

フランドル伯の家系が、十字軍士を代々輩出する「十字軍家系」であると指摘されているが²、確かに12世紀から13世紀のフランドル伯領の伯や貴族は、十字軍に対して特別な意識を持っていたと思わざるを得ない。また、伯に限らずその家臣たちも、自領内に重大な問題あるいは不安定な要因を抱えつつも、十字軍に参加する様子が見られる。

また、十字軍遠征が過去のものとなった後世においても、フランドル地方の支配者が、支配のために十字軍の記憶を利用したと考えられる事例が見られる。たとえば、第2回十字軍に参加した伯ティエリ・ダルザスは、キリストの「聖血」をブルッヘ（ブリュージュ）に持ち帰ったとされている。だが、ブルッヘで初めて聖血行列が行われるのは、それから300年近くを経た1465年であり、この行列が頻繁になるのは1470年以降、すなわちブルゴーニュ家の支配下である。この「聖血行列」は、さらにハプスブルク家支配下の時代に受け継がれ、現在でも5月の第1月曜日に行われている³。フランドルの支配者を名乗るからには、何らかの形で十字軍との関係を顕示せざるを得ない状況、あるいは十字軍との関係を顕示する方が有利だったという事情があったのではないだろうか。

フランドル伯の熱心さに対して、血縁関係にあり、領地も隣接するエノー伯の十字軍参加の様相はかなり異なる。第1回十字軍には伯ボードワン2世が参加し、1098年に戦死している⁴。このボードワン2世は、同じく第1回十字軍に参加したフランドル伯ロベール2世の従兄弟である。だが、その後のエノー伯を見るならば、第2回十字軍の時期に伯であったボードワン4世は東方に出発するどころか、伯ティエリ・ダルザス不在中のフランドル伯領に侵入し、伯妃シビルの強い抵抗にあっている⁵。さらに、本章で扱う第3回十字軍にも、エノー伯ボードワン5世は参

¹ フランドル伯の十字軍参加に関する詳細は、拙稿「フランドル・エノー伯領の十字軍熱——第3回十字軍を中心に——」、『史泉』91号、2000年1月、54～56ページを参照。なお、フランドル伯の他に、シャンパーニュ伯やブロワ伯など「十字軍家系」と呼ばれる家系がある。

² 「十字軍家系」については、八塚春児「十字軍」、『岩波講座 世界歴史8 ヨーロッパの成長——11～15世紀』285ページ。

³ Andrew Brown, Civic ritual: Bruges and the Counts of Flanders in the Later Middle Ages, *English Historical Review*, 1997, p.303.

⁴ Gilbert de Mons, *Chronicon Hanoniense*, L. Vanderkindere (ed.), Bruxelles, 1904, p.45.

⁵ E. Warlop, *The Flemish Nobility before 1300, Part 1*, Historical study, volume 1, G. Desmet-Huysman, Kortrijk, 1975, p.303.; Helen Nicholson, *Women on the Third Crusade*,

加していない。もっともボードワン 5 世は、後述するように、フランドル伯フィリップ・ダルザスとの協定に従い、フランドル伯不在中の留守を任されたという事情もある。

2 つの伯領は地理的に隣接し、伯同士の血縁関係も深いのだが、十字軍参加についてはフランドル伯の方がエノー伯よりも、はるかに熱心な様子が見られる。しかしながら、在地の貴族層を見る限りでは、この熱心さは両方の伯領において共通している⁶。フランドル伯領に関しては、都市を中心として著しい経済発展を経験して「戦士を支えることができる社会」になったため、多くの十字軍士を輩出できた⁷と推論する見解もある。だが、12 世紀以降の経済発展の恩恵を受けたのは、在地の小領主層ではなく伯レベル以上の大領主層である⁷。むしろ、小領主層の間では貧困化が進み、次々と財産を手放す事例が記録に残っている。このような貴族資産の流出については推論の段階であるが、都市の裕福な市民層の手にわたり、その後のフランドル都市の経済発展を後押ししたとも思われる。次に述べるように、第 3 回十字軍の時代までに、フランドル伯領とエノー伯領の在地貴族たちの関係が密接になった点も、両方の伯領から多くの十字軍士を輩出した背景の一つであろう。

2. フランドル伯の十字軍参加

十字軍家系であるフランドル伯家は、第 1 回から第 4 回までの十字軍全てに参加している。そして、このフランドル伯家は、正確に言えば、直系ではなく 3 つの家系から構成されている。

第 1 回十字軍に参加した伯はロベール 2 世 (位 1093~1111 年) である。この伯は、教会改革や平和運動にも熱心に関与したことが知られており、その理由として彼の妻クレメンティナの兄弟が教皇カリクトゥス 2 世であるのが関係するとも言われている。また、ロベールの父であるフランドル伯ロベール・ル・フリゾン (位 1071~1093 年) も、1086 年から 1090 年にかけてエルサレム巡礼を行っていることから、東方との関係が深い家系である⁸。

しかし、伯の十字軍熱が高揚するのは、むしろ 12 世紀のアルザス家の時代であった。1127 年の伯シャルル・ル・ボン暗殺後の動乱を経て、伯になったのがティエリ・ダルザス (位 1128~1168 年) である。ティエリは 1138 年以来、生涯に 4 回パレスチナに旅をしており、その 2 回目が第 2 回十字軍である。それ以前のロベール・ル・フリゾンとロベール 2 世が、それぞれ 1 回みのパレスチナ渡航だったことと比較すると、回数から見ても熱心に聖地に渡っているという印象を受ける。12 世紀の交通技術の発展も考慮する必要もあるが、ティエリが聖地渡航に熱心であった理由としては、1134 年にエルサレム王となったフルク・ダンジューの娘が、ティエリの妻だったことが挙げられるだろう。両者の息子である伯フィリップ・ダルザス (位 1168~91 年) のパレスチナ渡航も 3 回におよび、その最後の渡航が第 3 回十字軍である⁹。このように、12 世紀のフランドル伯は十字軍や聖地巡礼への熱心さを見せている。

Journal of Medieval History, vol.23, p.344.

⁶ 拙稿「フランドル・エノー伯領の十字軍熱」、56~63 ページ。

⁷ John France, *Western warfare in the age of the Crusades, 1000~1300*, Warfare and History Series, UCL Press, 1999, pp.8-9.

⁸ D. Nicholas, *Medieval Flanders*, Longman, London and New York, 1992, p.58, p.71.

⁹ Nicholas, *op. cit.*, p.71.

このフィリップ・ダルザスは、1191年6月にパレスチナのアッコンにおいて病没し、男子の相続者を残さなかったために、妹の夫であるエノー伯ボードワン5世がボードワン8世としてフランドル伯位を継承した。その息子が第4回十字軍に参加し、1204年にラテン帝国皇帝に戴冠されたボードワン9世である。

以上のように、フランドル伯家は13世紀初頭の第4回十字軍までの、全ての十字軍に関与しており、巡礼の形でもアルザス家の2人の伯が聖地を複数回訪問している¹⁰。しかしながら、フランス王や近隣諸侯のとの関係を考えると、伯を取り巻く環境は、必ずしも十字軍参加に好都合ではなかった。特に第4回十字軍に参加したボードワン9世の場合は、十字軍への出発から3年後に帰還する予定であったために、後継者問題にも無策のままであった。このボードワン9世の詐称者によって1225年に勃発し、伯領を混乱に陥れた「偽ボードワン事件」については、次の章で触れる¹¹。

フィリップ・ダルザスの後継者がエノー伯であった理由は、1169年4月にフィリップの妹マルグリトとエノー伯の結婚である。その際に両者は、攻撃および防衛に関する同盟を締結している¹²。しかしながら、1169年にいたる約1世紀の間、2つの伯領は緊張関係にあった。2つの伯領は隣接していたために、長らく密接な関係にあり、1067年から1071年には、フランドル伯ボードワン6世（エノー伯としてはボードワン1世）を共通の伯としていた。しかし、1071年にボードワン6世の弟であるロベール・ル・フリゾンが、兄の死後に甥のアルヌール3世からフランドル伯を篡奪して以来、2つの伯領の関係は急速に悪化した。エノー伯位は、アルヌール3世の兄弟であるボードワン2世が継承したので、フランドル伯ボードワン6世の直系はエノー伯家において存続することになった。したがって、エノー伯側も機会があれば、フランドル伯位を要求するという事態になっていた¹³。1169年のシビルとエノー伯ボードワン1世との結婚は、フランス王と紛争中のフランドル伯にとっては、背後からのエノー伯の脅威を解消することになった。また、エノー伯にとっても、自らに都合よくフランドル伯の後継者問題を解決する結果をもたらした。この結婚による和解は、2つの伯領の家臣たちにとっても歓迎すべきものだった。

1169年の和解にいたるまでに、それぞれの伯領の家臣は、双方の伯との関係を深めていた。したがって、伯たちの間に緊張が高まった場合には、家臣たちの立場も微妙なものになっていった¹⁴。しかし、1169年の和解は、双方の家臣にとって不安材料をある程度解消し、結果的に第3回と第4回の十字軍に、フランドルとエノーの家臣が参加しやすい状況を形成したことになる。

¹⁰ 12世紀の史料においては「十字軍」と「巡礼」の区別が曖昧なのだが、ティエリとフィリップの2人は、十字軍と巡礼を区別したらしい。Tyreman, *The invention of the Crusades*, Macmillan, 1998, pp.8-29.

¹¹ 拙稿「1225年の偽ボードワン事件」『富澤霊岸先生古稀記念 関大西洋史論集』（富澤霊岸先生古稀記念会）1996年3月。

¹² L. Vanderkinder, *La chronique de Gileberd de Mons*, Bruxelles, 1904, pp.99-100.

¹³ フランドル伯ボードワン6世はエノー伯の寡婦と結婚したことで、エノー伯領を継承した。その後、ボードワン6世の2人の息子がそれぞれ、フランドル伯（アルヌール3世）とエノー伯（ボードワン2世）となるが、フランドル伯位に関しては、ボードワン6世の弟ロベール・ル・フリゾンがクーデタにより伯位を篡奪することになる。したがって、12世紀のアルザス家の時代には、エノー伯家の方がフランドル伯家本流の血統という事態が生じていた。Nicholas, *op. cit.*, p.51.

¹⁴ H. van Werveke, *La contribution de la Flandre et du Hainaut à la troisième croisade, Le Moyen Age*, 78, 1972, pp.56-57.

以上のように、13世紀初頭にいたるまで、歴代のフランドル伯は十字軍に熱心に関与してきた。そのために、伯領住民の間に、十字軍と密接に結びついた伯というイメージが形成された可能性がある。アルザス家以前の例ではあるが、1127年の伯シャルル・ル・ボン暗殺に関連する記事で、フランドルの住民であるガルベール・ド・ブリュージュは、『日記』の中で伯がローマ皇帝位を辞したのを歓迎する一方で、エルサレム王位の辞退を惜しむ記述を残している¹⁵。この点からも、ガルベールがローマ皇帝よりも聖地の王位の方に価値おいていたのが想像される。これが、ガルベールのみ価値観なのか、フランドル伯領の住民が共有していた価値観なのかは確かめる手段がない。だが、おそらくはガルベール周辺の人物の意識を反映した記述であると考えたい。

3. 貴族・騎士の十字軍参加

(1) 経済的負担の問題

貴族や騎士の十字軍参加について、最重要課題の1つが金銭問題であった。十字軍参加がしばしば、一門全体におよぶ莫大な出費を必要としたために、貴族や騎士階級の困窮を招いたことは、たびたび指摘されてきた。また第3回十字軍以降になると、陸路に代わり海路が主要なルートとなったことも、コストを引き上げた大きな要因である。第3回十字軍の際にも、ドイツ皇帝フリードリヒ1世（バルバロッサ）のように小アジアを経由する陸路を利用する者もいたが、当時としては少数派になっていた。海路が主要ルートになった理由としては、軍馬を長期間積み込むことができる船舶が出現したことが挙げられる。同時に、戦闘要員を多数乗船させることも可能になり、戦闘力の増強に大いに貢献することになった。一方で、船舶関係の専門家も多数乗船させねばならず、結果的にコストの増大を引き起こしてしまったのである¹⁶。

もっとも、フランドルとエノー伯領の貴族の財政状況を詳細に見ると、十字軍のみが窮乏化の原因とするのは性急である。十字軍のコストを強調するならば、第3回十字軍以降に、十字軍士となった貴族の財政状況は急速に悪化するはずである。12世紀半ば以降、フランドル貴族の財政状況についての史料は、比較的豊富に残っている。そこから見えるのは、一部の貴族に関しては、窮乏化が第3回十字軍以前からすでに始まっていることである。

たとえば、1139年にアルドル領主となったボードワンの事例である。彼は兄アルヌール3世の死去により、領主の地位に就く。だが、彼自身はそれ以前に、軍事活動（*in militando*）により莫大な資金を費やした。さらに、兄アルヌール3世の寡婦に寡婦産を支払わねばならず、自らが相続した封土に対する相続上納金も支払わねばならなかった。だが、この時点で、彼は第2回十字軍に参加するための準備も行っていった。これらの支払いをするために、ボードワンはかなりの負債を抱え、自らが所有する水車、漁場、湿地を、ラ・シャペルのノートルダム大修道院に売却している¹⁷。また、エノー伯領の貴族であるアヴェヌ家のゴスウィンも、1146年に十字軍の旅費捻

¹⁵ ガルベール・ド・ブリュージュ著、森山記生訳『ガルベールの日記——中世の領域君主と都市民——』1998年、15～17ページ。（Garlbert of Bruges, Translated and edited by James Ross, *The Murder of Charles the Good*, 1993）

¹⁶ M. Barber, *The Two Cities, Medieval Europe, 1050-1320*, Routledge, London and New York, 1992, p.130.

¹⁷ Lambert d'Ardres, *Historia comitum Ghisnensium*, *MGH SS*, xxiv, p.632. なお、アルド

出のために、スヘルデ河畔の水車を売却している¹⁸。しかし以上の例のみでは、12世紀半ばの段階で貴族全体が窮乏しているという結論は出せないので、さらに別の事例を挙げることにする。

十字軍により貴族が多大な出費をし、さらには窮乏化したことを示す証拠として、フランス王フィリップ・オーギュストによる、1188年の利子凍結に関する法令も挙げられる。これは、十字軍に出発した日から2年間、ユダヤ人およびキリスト教徒との間に契約された負債には、一切の利子を課してはならないという内容である¹⁹。イングランドでも、王により同様の内容の法令が出されている。その内容は、十字軍士の財産保護や、負債からのモラトリアム、あるいは利子免除や税免除に集中している。フランスやイングランドにおいて、これほどの思い切った処置が必要であったことから、十字軍参加者と窮乏化が結びついていることが容易に推測できる。一方で、こうした法令の背景には、巡礼あるいは十字軍士を世俗の問題から解放し、参加を促進させようという意図があるという指摘があるのも付け加えておこう²⁰。

東方における十字軍士の経済状況は、非常に厳しかったようである。フランドル伯フィリップ・ダルザスは、「困窮した者や、従軍中に自らの支払いをし尽くし(＝一文無しになった)非常に多くの兵士に、多額の資金を振舞った」という記録が残っている²¹。これは、聖地に到着した貴族が、生計の手段を全く持たなかったためであったが、この援助も不十分だったようである。多くの貴族は、故国に無事に帰還できても、莫大な負債を抱えることになった。

例を挙げるなら、サン・トメール近郊のセニンヘム Seninghem のステファン2世とその息子ジャンは、1190～1191年に十字軍に行くが、その際に小麦2,400razieren とオート麦1,500hoedの負債を、あるサン・トメール市民に対して残した。結局、ジャンだけが帰国し、「父の世襲財産と合法的な負債を(継承した)」が、負債そのものを支払うことができなかった²²。また、テルアンヌのアルヌール3世も、1190～1191年の十字軍で生じた負債と、不在中の領地経営の失敗のためにさらに膨れ上がった負債を支払うために、1193～1196年に、テルアンヌの聖堂参事会といくつかの契約を交わした。彼もまた、聖堂参事会への負債を完済できず、最終的には十分の一税を譲渡することになった。また、貴族に援助を行ったフランドル伯自身も、財政的には常に裕福とは言えなかった。ボードワン9世も、1202年に聖地に出発する際に、アルドル領主アルヌールに資金援助を行う一方で、領地の森林売却を余儀なくされている²³。

貴族や騎士の生活全般は、対面を保つための奢侈や浪費に流れたという。ギーヌ伯ボードワン2世(1169～1205年)の例を挙げよう。彼の晩年である12世紀末に、相続財産を失った息子たちのために、裕福な妻を求めようになっていた。だが、その生活全般は奢侈に流れ、ランス大

ル領主ボードワンは、十字軍途上の小アジアにおいて死去している。Historiaの著者であるランベールはボードワンの庶子であるが、父の死因が餓死であるという伝聞に反駁している。さらに、死去した父ボードワンの詐称者が、1176年にアルドルに現れ、領主への復位を要求する事件を起こしたことを付け加える。(ibid., pp.632-633.)

¹⁸ Warlop, *op. cit.*, p.279.

¹⁹ *ibidem.*, J. W. Baldwin, *The Government of Philip Augustus, Foundations of French Royal Power in the Middle Ages*, University of California Press, 1986, p.53.

²⁰ C. Tyreman, *op. cit.*, p.280. Guillaume d'Ardres, *Chronica Andrensis*, *MGH SS*, xxiv, p.725.

²¹ Frandria Generosa, p.329.

²² Van Werveke, *op. cit.*, p.74.

²³ Warlop, *op. cit.*, p.280. Guillaume d'Andres, *Chronica Andrensis*, *MGH SS*, xxiv, p.725.

司教ギョームの訪問を受けた際に、宴会と馬上競技会を開催し、自らの富を誇示しようとした。また、数種類のワインだけでも一財産が費やされたとされる²⁴。さらには、所領の放漫経営も、窮乏化を加速したのだろう。

以上の内容を総括すると、貴族の中には早くも 12 世紀半ばに困窮する者が現れ、第 3 回十字軍の段階では、多くの貴族が貧困に悩んでいる。12 世紀半ば以降に貴族が困窮化した主な要因は、十字軍のみではなく、複合的なものであったといえる。むしろ大多数の貴族が窮乏状態の中で十字軍に参加したため、経済状況が一層悪化したといえる。

(2)東方における主要な家臣

伯の家臣が十字軍に参加した動機が、主従関係によるものか、自発的なものであったのかについては、再考の余地があるという²⁵。フランドルとエノーの家臣たちの東方における活動に限ると、特に中心となって活動した家臣には、自発的な参加と、伯との関係による参加の両方が見られる。

知られているように、第 3 回十字軍の契機は、1187 年 7 月 4 日のハッティンの戦闘において、アイユーブ朝のサラディンがエルサレム王ギイ・ド・リュジニャンに大勝し、10 月 2 日にエルサレムを占領したことである。エルサレム占領の知らせにより、イングランド王ヘンリ 2 世をはじめ多くの諸侯が十字軍参加を表明する。エノーの年代記作者ジルベール・ド・モンズによると、この中にエノーの貴族ジャック・ダヴェヌ Jacques d'Avesnes が含まれている²⁶。だが、フランドルやエノー伯全体で十字軍熱が高揚するには、東方からのティルス大司教の到着を待たねばならなかった。フランドル伯フィリップ・ダルザスは、1188 年 1 月 21 日に、フランス王フィリップ 2 世やイングランドのリチャード (1189 年に国王リチャード 1 世) と共に、十字軍参加の宣誓を行っている²⁷。

さらにエノー伯領においては、枢機卿でアルバノ Albano 司教アンリが十字軍勧説のためにローマから派遣されており、1188 年 2 月 21 日にはモンズに滞在し、伯ボードワン 5 世の客となっている²⁸。このボードワン 5 世は、フィリップ・ダルザス不在中のフランドル伯領の摂政としての任を負い、故国にとどまることになっていたが、ジャック・ダヴェヌを中心とするエノー伯領の家臣たちは東方へと出発した。ここまでの、ジャック・ダヴェヌの行動を見る限りでは、エノー伯の意向とは関係がなく、自発的行為として把握できるだろう。

これ以後の、フランドルとエノーの家臣団の様子に関しては、ヴァン・ウェルヴェケがいくつかの史料を比較検討しているのので、その概要を記すにとどめたい。まずは、家臣団が東方に到着した時期を見る。第 3 回十字軍の焦点は、エルサレム王国の主要港にして最大の都市であったアッコンの争奪戦だが、エルサレム王ギイ・ド・リュジニャンがこの包囲戦を開始するのが、1189 年 8 月 28 日である。当初からこの包囲戦には無理があり、キリスト教徒側はたちまちサラディンの軍に取り囲まれ窮地に陥った。だが、包囲戦開始から 4 日後の 9 月 1 日に、西欧からの十字軍士を乗せた最初の艦隊が水平線上に現れ、包囲戦の形勢は逆転した。十字軍士の艦隊は、その

²⁴ Warlop, *op. cit.*, p.279.

²⁵ 八塚、前掲論文、282～283 ページ。

²⁶ *La Chronique de Gilbert de Mons*, pp.200-201.

²⁷ *ibid.*, p.206.

²⁸ *ibid.*, p.204.

後9月から10月にかけて、続々とアッコンに到着していったという。

ヴァン・ウェルヴェケによると、この最初の艦隊に、上記のエノー貴族ジャック・ダヴェヌと共に、フランドル伯のセネシャル（家令）であるエラン・ド・ワヴラン *Hellin de Wavrin* が含まれていた²⁹。両者は、故国からシチリアまでは陸路を用い、シチリアからアッコンに向けて海路を進んでいる。このルートはその後にはフィリップ2世とリチャード1世、そしてフィリップ・ダルザスが採用したルートと同じものである。

残念ながら、この時のフランドルとエノーの家臣団の規模は不明だが、フランドルの主力軍は2年後の1191年に伯フィリップ・ダルザスに率いられて到着したと考えられるので、この時は小規模な軍隊であった可能性がある。後述するように、エラン・ド・ワヴランには20名程度の家臣が従っていたようであり、ジャック・ダヴェヌの従者数も、それほど変わらないと思われる。フィリップ・ダルザスが到着するまでの2年間は、両者がフランドルとエノーの家臣団の中心的存在だったと考えることができる³⁰。次に両者の人物像を、可能な限り詳しく見ることにする。

ジャック・ダヴェヌは、エノー伯領に多くの所領を持つ有力貴族だが、結婚によりフランドル伯領に属すヴェルマンドワに城を所有し、それによってフィリップ・ダルザスの家臣にもなった人物である。だが、好戦的かつ野心的な性格から、フランドル伯とエノー伯の双方と不和と和解を繰り返した経歴を持つ。不和が原因となって、ジャックの領地にある多くの集落 (*villae*) がエノー伯ボードワン5世に焼き払われた事実について、ジルベール・ド・モンズも特に言及している³¹。ヴァン・ウェルヴェケは、野心的なジャックがそのエネルギーと勇気を発露する場として聖地を選んだと述べている。ジャックの戦闘における活躍について、比較的多くの記録が残されているのも、この見解にいたった理由であろう。そして東方においてジャックは、アッコン包囲戦で指導的な役割を果たし、アッコン陥落後もリチャード1世に従い、1191年9月のアルスーフの戦闘で、親族3人と共に英雄的に戦死したと伝えられている³²。

英雄的な戦士として伝えられるジャック・ダヴェヌと対照的に、宮廷官僚のセネシャルであるエラン・ド・ワヴランの役割は実務的な印象を与える。彼の役職は、史料中で *dapifer Flandrensis* と記されている。*dapifer* とは *dapes fere*、すなわち宮廷の食料供給に係る役職であった。*dapifer* であるエランの活動を見ると、故国では司法の責任者として、伯法廷において伯の代理を務めている。さらに軍事的行動においても、1173年にエノー伯に対し、フランドル伯の命により軍隊を指揮したとの記録が残っている。また、1184年のエノーとブラバント間の戦闘では、エノー伯に対して「300名の騎士と、その他多くの騎兵と歩兵から成る軍隊を指揮」したと記されて

²⁹ Van Werveke, *La contribution de la Flandre et du Hainaut*, pp.62-67. ヴァン・ウェルヴェケの論文においては、ジャック・ダヴェヌのアッコン到着が1191年と記されている。ミスプリントだと思われる。

³⁰ *Ibidem.*, ジャック・ダヴェヌやエラン・ド・ワヴランとは別に、フランドル貴族の中には、フリースラントあるいはデンマーク艦隊と共に、海路によりイベリア半島を迂回するルートでアッコンに到着した集団もいる。この集団は東方への途上、ポルトガルに立ち寄り、そこでイスラム教徒と戦っている。彼らが、イスラム教徒との戦闘を終え、アッコンに向けて出港したのは1189年9月30日なので、当然のことながら、9月1日にはアッコンには到着していない。

³¹ *La Chronique de Gilbert de Mons*, pp.177, p.241.

³² Van Werveke, *La contribution de la Flandre et du Hainaut*, pp.74-76.

いるので、軍の規模から見ても、非常に重要な地位にあったのは疑いない³³。こうしたエランの様子を見るならば、彼が伯の信頼を得て、いち早く東方に派遣されていた家臣団を指揮していたと考えられる。

しかし、故国におけるワヴラン家とフランドル伯の関係は、むしろ緊張関係にあったようである。1175年頃に、エランとその息子が、ジャック・ダヴェヌと共にフランドル伯に対して武器を取ったという事件が生じている。1185年になると、エランの弟ゴスウィンがフランドル伯の従者を殺害する事件を起こしている。このため、ゴスウィンはエノー伯の下に逃れ、さらにはエノー伯の親族である女性を妻にしている³⁴。フランドル伯とエノー伯が1169年に和解した後も、エノー伯はフランドル伯と不和になった貴族の避難所であり続けたようである。エランがジャック・ダヴェヌと共にいち早く東方に出発した背景には、フランドル伯やエノー伯との緊張関係があり、重要な役職にありながらも、伯の主力軍に加われない事情があったと考えるのが妥当であろう。

エランは、第3回十字軍の途中で死亡したことが確実であるが、実務的な役割が中心だったためか、実際のアッコンの包囲戦における役割や、アッコン奪回の時点で生存していたか否かも不明である。さらに、エランの役割は、あくまでもフィリップ・ダルザスがアッコンに到着するまでの2年間に限られていたと考えられる。選りすぐりの武器と豊富な資金を伴ったと言われるフランドル主力部隊は、フィリップ・ダルザスと共に1191年にアッコンに到着した³⁵。

フィリップ・ダルザス到着以前のアッコンにおける、キリスト教軍の配置についても、ヴァン・ウェルヴェケは再現している。ここでは、フランドルとエノーの軍隊が別々に3か所に配置された。まず、第1集団がフィリップ・ダルザスの家臣フロラン・ド・アング Florent de Hangest とボードワン5世の家臣オトン・ド・トラズニィ Otton de Trazegnies を含んでいた。フロラン・ド・アングが東方に出発した時期は不明だが、オトン・ド・トラズニィについては、アルバノ司教アンリの呼びかけに応じ、1185～87年にはパレスチナに滞在していたのがわかる。この家臣団から少し離れた場所に、第2集団となる、エラン・ド・ワヴランを指揮官とするフランドル人の集団がおり、この中にブルッヘ城主やヴェルマンドワ領主が含まれていた。第3集団は、第2集団からかなり離れた所に配置され、指揮官ジャック・ダヴェヌの下に、おそらくは大部分がエノー出身者と見られる兵士がいた³⁶。アッコン包囲戦を見る限りでは、フランドルとエノーの家臣団は1つの混成部隊になっていたのではなく、それぞれの伯領出身の指揮官の下で行動していたのが分かる。フロラン・ド・アングとオトン・ド・トラズニィの集団は、ジャックやエランよりも速くに東方に渡っていた兵士と考えて良いだろう。

(3)十字軍士の分析

フランドルとエノー出身の十字軍士は、どれほどの人数だったのだろうか。年代記作者のアンブロワーズによると、ジャック・ダヴェヌは「14,000人の武装兵 (quatorze mille homes armez)」と共にアッコンに上陸し、その一方でエラン・ド・ワヴランは約20名家臣と共にいたと述べている。この従者の人数には大きな差があるのだが、エランの数字の方が現実的である。また、エランはジャン・ド・ネールなど、伯の家臣たちと共に上陸したと記されているので、これらの

³³ *ibid.*, p.69-70. Warlop., *op. cit.*, p.238, p.241.

³⁴ Warlop., *op. cit.*, pp.256-257.

³⁵ Van Werveke, *La contribution de la Flandre et du Hainaut*, pp.79.

³⁶ *ibid.*, p.71.

家臣たちも、エランとあまり変わらぬ人数の従者を伴っていたと考えると良いだろう³⁷。ジャック・ダヴェヌが伴った 14,000 人は下層の歩兵までを含めた数字か、年代記作者による誇張である可能性を考えたい。そして史料に記されている十字軍士は、社会的地位が高い者に限定されていると考えるのが妥当なので、叙述史料のみから、フランドルとエノー出身の十字軍士全員を挙げるのは不可能である。

それでもヴァン・ウェルヴェケは、年代記などの叙述史料を用いて、追跡可能な十字軍士のリストを作成している³⁸。このリストに列挙されている人数は、フランドル伯フィリップ・ダルザスを除く 68 名である。もちろん、十字軍士に伴った多くの従者を含めねばならないが、その人数は不明なままである。この 68 名の内訳を見ると「フランドル人」の見出しの下で 31 名、「エノー人」が 35 名、その他所属が不明な 2 名が含まれている。ヴァン・ウェルヴェケが利用した主な資料はジルベール・ド・モンスの年代記中にある、十字軍において死亡した人物のリストである³⁹。このリストではまず、ドイツ皇帝フリードリヒ 1 世や、その息子シュヴァーベン公フリードリヒなどの重要人物を挙げている。フランドル出身者の部分では、伯のフィリップ・ダルザスを筆頭に、ベチュヌ伯ロベールなどを含めた 9 名が挙げられている。続いてエノー出身者では、ジャック・ダヴェヌを含む 30 名が列挙されている。さらにジルベールは、このリスト以外にも文中において、フランドル出身者 2 名に言及しているが、この 2 名は無事に故国へ帰還できたという⁴⁰。

ジルベール以外の史料から、明らかになっているフランドル人は 20 名である。このうち 5 名は遠征中に死亡し、10 名は遠征の後に死亡しており、残りの 5 名は不明である。エノー出身者については 5 名のみが判明しているが、その後の運命については不明である。ヴァン・ウェルヴェケが「疑わしい」として、遠征中に死亡した 2 名を挙げている。したがって、史料から判明する 2 つの伯領出身者の合計は、68 名である。そして、この 68 名中で、死亡者が 46 名、生存者は 12 名、生死不明なものが 10 名になる。ただし、このリストが非常に不完全であることを、改めて強調したい。たとえば、列挙された十字軍士の死亡率を計算すると、フランドル出身者が 31 名中 14 名ということで、45 パーセントという高率になる。エノー出身者については、35 名中 30 名の死亡者が出たことになり、86 パーセントもの高死亡率になってしまう。

ジルベールの年代記は、死亡者を中心に記述しているなど、史料としての偏りが非常に大きいのが特徴である。エノーの年代記作者であるジルベールは、フランドル出身者よりも、エノー出身者の方に注意を払ったと考えられる。特にエノー出身者に関しては、彼の目にとまった人物を、ほぼ機械的に列挙している様子も見られる。特に人目につくような、英雄的な戦士は、戦死する可能性が高いと想像できるので、ジルベールの文中においてエノー出身者の死亡率が高くなるのは当然であろう⁴¹。

³⁷ *ibid.*, p.71-2.

³⁸ *ibid.*, p.79-89. ヴァン・ウェルヴェケの作成したリストにおいては、通し番号を付けた 68 名が列挙されており、叙述史料から判明しうる範囲で、故国における地位、東方への出発時期、生死の別、出典史料などが記されている。本章末の一覧表はこの内容を整理したものである。

³⁹ Gilbert, *op. cit.*, pp.272-274.

⁴⁰ リストについては、本章末を参照のこと。

⁴¹ Van Werveke, *op. cit.*, pp.74-76.

しかし、フランドルとエノー出身者の場合は、次の理由から、他の地域出身者よりも死亡率が高くなる傾向があったと推測できる。

1191年6月1日に、フランドル伯フィリップ・ダルザスが病没した後で、フランドルとエノー出身者はイングランド王リチャード1世に従い、7月4日にアッコンが陥落した後も、この状況は変わらなかった。フィリップ・ダルザスが没してからアッコンが陥落するまでの間、フィリップ・ダルザスが所有した高性能の弩砲 (*petrariae*) 2台のうち、高性能の1台をイングランド王が引き続いて使用することになった。このため、技術的な理由から、フランドル出身者が必要だったといえる⁴²。

フランドル伯の主君であるフランス王フィリップ2世は、7月31日に故国に向けて船出したが、フランドルとエノー出身の十字軍士は、その後もリチャード1世に従い続けている。リチャード1世は聖地エルサレムを攻撃することなく、無駄に戦闘を長引かせ、結果として、多くのフランドルとエノー出身の十字軍士が戦死したと考えられる⁴³。アッコン包囲戦以降も生存していたフランドルとエノー出身の十字軍士のうち、どれほどの割合がリチャード1世に従ったのかは不明である。だが、彼らの大部分が困窮していたと考えられ、自力での帰国ができず、生計のために、そのままリチャード1世の指揮下で従軍した可能性が考えられる。

さて、故国であるフランドル伯領とエノー伯領において、以上の十字軍士の地位や重要性は、どれほどのものだったのだろうか。エノー伯領に関しては、ジルベール・ド・モンスがボードワン5世の治世全般すなわち1172年から1195年までの、10名の *commilitones et consilarii* 「戦友であり助言者」、並びに29名の *commilitones tantum et quandoque consilarii* 「非常に重要な戦友ゆえに助言者」の、合計39名を列挙している。この39名は、伯との関係が密接な重要貴族と考えて良いだろう。ヴァン・ウェルヴェケは、39名中3名は、第3回十字軍以前に死亡しているため、計算から除外している。そして残り36名中、12名が第3回十字軍に参加している。計算上、この重要な貴族のうち3分の2が十字軍士という割合になる。さらに、十字軍士のリストの中に、バンシュ Binche の城主アンリや、伯ボードワン5世の姉妹の夫であるラウル・ド・クシー Raoul de Coucy、伯ボードワン2世の孫娘の夫であるラウル・ド・ル・トゥール Raoul de le Thour が登場している。すなわち後者2人は伯の姻族になる⁴⁴。

フランドル伯領の十字軍士については、ジルベール・ド・モンスの『年代記』に相当する史料が存在しない。したがって、エノー伯領出身者ほど、具体的に氏名を挙げることはできないが、事情はそれほど変わらないと考えられる。ヴァン・ウェルヴェケが作成した十字軍士のリストの登場する31名中に、2人の伯宮廷の官僚、2名のアヴェ、3名の城主が登場することから、重要な貴族が十字軍士となって東方に向かったと考えられる⁴⁵。

⁴² *ibid.*, p.73.

⁴³ 第3回十字軍におけるリチャード1世の行動については、マルコウスキーは、自らの好戦的冒険心を満足させるために、無駄に戦闘を拡大、長期化させ、エルサレムから逸脱した十字軍の前例を作ったと指摘している。Michael Markowski, Richard Lionheart: bad king, bad crusader?, *Journal of Medieval History*, Vol. 23, No. 4, pp.351-365.1997.

⁴⁴ Van Werveke, *op. cit.*, pp.74-76. Gilbert, pp.327-328. なお、このリストには6名の *consilarii* (助言者) の名称が挙げられているが、ヴァン・ウェルヴェケはこれを除外している。 *commilitones* を十字軍士と同一視したための処置と考えられる。

⁴⁵ 宮廷官僚としては、伯妃の侍従ボードワン・デール Baudouin II d'Aire、セネシャルのエラン・ド・ワヴランがいる。ボードワンは、1190年に伯と共に東方に出発している。また、ア

以上のように、いずれの伯領においても、地位の高い貴族が十字軍士として東方に渡っており、その従者までを含めると相当数が動員されたことになり、その社会的な階級も多岐におよぶと考えられる。したがって、東方において、死亡したものや行方不明になった者の人数は非常に多いと言える。1225年の偽ボードワンのような詐称者が登場する素地が、フランドルとエノー伯領全体で形成されたと考えられる。さらに、伯領の住民にとっても、身近な領主や貴族たちが参加した第3回十字軍は、大事件として記憶されたに違いない。

4. 十字軍士ジャック・ダヴェヌの事例

(1) 故国におけるアヴェヌ家の立場

アヴェヌ家は、エノー伯領の最有力貴族の一つである。この家系は11世紀前半に、現在ではフランスのノール県に位置するアヴェヌの土地を授封したウェドリック・ド・ソルに始まる。12世紀に入るとアヴェヌの領地に加え、エノー伯領南部の森林地帯を領有するに至っている⁴⁶。このアヴェヌ家は、11世紀後半のカンブレ司教選出問題でも登場しており、この時は、一方では皇帝、エノー伯そしてアヴェヌ家が、もう一方では教皇とランス大司教、フランドル伯といった2つの勢力がそれぞれの候補者を立て、カンブレ司教の座を争った。その皇帝側の候補者であるカンブレ助祭長のGalcher（あるいはWalcher）という人物は、アヴェヌ家の関係者だった。この助祭長の血統には不確かな部分もあるが、トゥールネやノワイヨンの司教、さらにはトゥールネ城主とも血縁があったという。また、当時のアヴェヌ家は、トゥールネ周辺の有力貴族と密接な親族関係を結び、多くの教会守護(advocate)を出しており、カンブレ周辺の聖職者にも支持基盤を持っていたようである⁴⁷。このトゥールネ教会との関係は、12世紀末のジャックの時代にも維持されており、彼の三男に当たるブシャールがトゥールネ教会の聖職禄を得ている⁴⁸。

ジャック・ダヴェヌの時代である12世紀後半には、フランドルとエノーの境界線を越えた在地貴族の一体化が見られる。ジャックはギーズ領主の娘との結婚を通じて、ヴェルマンドワ伯領内にも領地を獲得し、この地域の支配者であるフランドル伯の家臣でもあったことは既に述べた。

ラスのアヴェ（ロベール・ド・ベチュヌ）とテルアンヌのアヴェ（アルヌール）、さらにはブリュッヘ、サン・トメールそしてイーブルの城主など、フランドル伯領の有力者の参加が見られる。

⁴⁶ 斉藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究——「自由と自治」をめぐる都市と農村』、九州大学出版会、1992年、第1部「エノー伯領の慣習法文書」、第1章「森林・牧草地帯の慣習法文書プリュッシュ法を例として」

⁴⁷ Ivren M. Resnick, Odo of Cambrai and the Investiture Crisis in the early twelfth century, *Viator, Medieval and Renaissance Studies*, vol. 28, 1997, pp.83-98. なお、カンブレ司教選出問題には、カンブレ司教区からの、アラス司教区の分離問題がからんでおり複雑な様相を呈している。

⁴⁸ 斎藤、前掲書、215ページ。また、14世紀の年代記作者ジャック・ド・ギーズによると、ジャック・ダヴェヌの息子で助祭長であったブシャールに、トゥールネ教会の聖職禄と宝物管理人職を、フランドル伯フィリップ・ダルザスが世話をしたとの記述がある。なお、このブシャールは40歳前後の1212年に、フランドル伯ボードワン9世の次女マルグリトと結婚している。Iacobi De Guisa Annales Historia Illustrum Principum Hanoniae, *MGH SS*, vol. 30-1, p.260.

さらに、ジャックの妹イダは、サン・トメール城主ギョーム4世と結婚したので、この関係からフランドル伯領の貴族層との関係を深めたと考えられる。このギョーム4世も第3回十字軍に参加し、その遠征中に没している。

このような伯領の境界を超えた主従関係や婚姻関係は、アヴェヌ家に限らず、当時のフランドルとエノーの貴族層全般に見られた傾向である。本章において「フランドル・エノー伯領」という名称を使用する理由は、この点にある。本来ならば、フランドル伯はフランス王の家臣であり、エノー伯領はリエージュ大司教の家臣である。リエージュ大司教はドイツ皇帝の家臣なので、フランドルとエノーは別個の行政単位なのである。しかしながら、2つの伯領は隣接し、かつ伯の家系も血縁関係にあった。さらに、家臣である貴族にも同時に両方の伯に仕える者が多く、上述のように伯領の境界を越えての婚姻も頻繁だった。このような状況下で、エノー伯ボードワン5世は、フランドル伯の家臣が自分の宮廷に大っぴらに立ち寄ることを歓迎したという。ここで歓迎されたフランドル伯の家臣には、自らの主君であるフランドル伯と紛争中の者も多かった⁴⁹。以上のような在地貴族同士の親密さを考えると、十字軍遠征においてフランドル伯領とエノー伯領の在地貴族を厳密に分離して扱うのは、不可能であると考えられる。

さらに、問題の時代からほぼ1世紀前の1067年から1070年にかけて、フランドル伯ボードワン6世(位1067~1070年)がエノー伯の寡婦シルドと結婚したことにより、2つの伯領は彼を共通の伯としていた。その後は、両者間に生まれた2人の息子が、それぞれフランドル伯領とエノー伯領を分け合ったのだが、1071年にボードワン6世の弟ロベール・ル・フリゾンによるフランドル伯位の篡奪以来、双方の伯領の間には対立が続いていた。したがって、1191年にエノー伯ボードワン5世が、ボードワン8世としてフランドル伯の座を獲得するまでの120年間は、伯たちは対立しつつも、伯領の貴族間では密接な関係を維持する状況が続いていた。この対立関係は、1169年にフィリップ・ダルザスの妹と、将来のエノー伯(ボードワン5世)の結婚により、一応は解消の糸口を得た。この結婚により、子供のいないフランドル伯フィリップ・ダルザスの死後に、ボードワン5世またはその息子が双方の伯を兼ねるといふ、エノー伯にとって都合の良い人的統合がなされることになった。そして、両者の和解は2人の伯に仕える家臣にとっても歓迎すべきものだった⁵⁰。

ジャック・ダヴェヌは両方の伯の家臣として、かなり重要な立場にあった。もともと彼の場合は、2人の主君に対して反抗的であったため、伯たちにとっては頭痛の種でもあった。主君であるエノー伯への反抗的態度は、ジャックの祖父でトゥールネの教会守護であったゴーティエ(1147年没)の時代にも見られるので、アヴェヌ家とエノー伯のこのような関係は慢性的だったとも言える⁵¹。ジャックとフランドル伯との関係を具体的に見るならば、ヴェルマンドワにおける城の所有をめぐり、1174年にフィリップ・ダルザスの怒りを買っており、この時は何とか和解にこぎつけている。十年後の1184年にはエノー伯ボードワン5世と衝突し、伯はジャックの封土と所有地にある72集落(villas)を焼き払い、翌1185年にはアヴェヌ家の領地にある別の110集落を焼き払っている。最終的に、ジャックはフランドル伯と手を結ぶことで、この問題に決着

⁴⁹ H. van Werveke, *La contribution de la Flandre et du Hainaut à la troisième croisade, Le Moyen Age*, 78, 1972, pp.57-8.

⁵⁰ *ibid.*, pp.56-57.

⁵¹ Gilbert de Mons, *op. cit.*, p.175.

をつけた⁵²。

このように、双方の伯に対して反抗的、あるいは自立的な有力貴族としてのジャック・ダヴェヌの像が浮き彫りになる。アヴェヌ家の財政状況について見ると、エノー伯に焼き払われた集落数から見ると領地は多いのだが、裕福だと考える材料が見当たらない。ジャックの父ニコラは、1158年以降、ブリュッシュを皮切りに、領内の集落に慣習法文書を付与したことで知られている。共同体の自由を認める慣習法文書の付与の背景には、共同体の村民との関係を安定させ、収益を確保しようとする意図があると指摘されている。しかしながら、アヴェヌ家の領地は森林地帯が主であり、慣習法文書をいくつかの集落に付与したからといって、収入が飛躍的に増大したとは考えられない。ジャック・ダヴェヌの時代に関しても、財政的に明るい材料は見当たらない。さらに、1200年にはジャックの息子であるゴートィエ2世が、第4回十字軍遠征に加え、フランドル・エノー伯およびフランス王との紛争によって財政的にひっ迫する事態に陥っていた。この時、ゴートィエ2世は財政上の必要から、100リーヴルの支払いを受ける代償として、アヴェヌの領地において、領民の利益を全面的に認めた慣習法文書を認めている⁵³。慣習法文書の付与が、領民からの金銭的利益の獲得を目的の1つだったならば、在地の有力貴族とは言え、厳しい財政事情の中で、歴代のアヴェヌ領主も十字軍に出発したといえるだろう。

十字軍士としてのジャック・ダヴェヌに関しては、ほとんどの叙述史料が「勇敢な騎士」と称賛する点で一致している。次節以下に述べるように、十字軍での活躍は非常に華々しいといえるだろう。本章において、十字軍士としての彼を取り上げた理由に、史料上の問題がある。エノー伯領においては、同時代人であるエノー伯の大法官ジルベール・ド・モンスの詳細な『年代記』があり、在地貴族の動向に関して多くの情報を提供している。この『年代記』は、当時のエノー伯領とフランドル伯領を取り巻く情勢を詳しく記しており、十字軍関連でもジャック・ダヴェヌ以外のエノー貴族の動向に触れている。ジルベールは第3回十字軍における約70名の死亡者を列挙しており、その中にはジャック・ダヴェヌを含む30名のエノー貴族が登場している⁵⁴。一方、フランドル伯領については、残念ながらジルベールの年代記に相当する史料が存在しない。

また、ジャック・ダヴェヌは、イングランド王リチャード1世と行動を共にした時期があり、イングランドの史料にも比較的頻繁に登場している。したがって、一貴族でありながらも、十字軍士の一例として、かなり具体的な像が浮かび上がってくる。その史料としては、東方での状況に関して、ある十字軍士により1189～1192年に記された『巡礼旅行記とリチャード王の業績』（以下、『巡礼旅行記』）が存在している。ただし、『巡礼旅行記』には、後世に加筆された箇所や、内容的な誤りが含まれるという難点がある⁵⁵。その他には、東方に植民していたフランク人（西欧人）の立場から書かれた『ギョーム・ド・ティルの古フランス語による続編』を使用した。この史料はティルス大司教ギョーム・ド・ティルの名称が付されているが、無名の作者の筆によるものである。この作者の立場は、エルサレム王ギョーム・ド・リュジニャンに敵対的であり、エルサレム王のライバルであるモンフェラート侯寄りの記述をしている。したがって、イングランドの

⁵² *ibid.*, pp.175-180.

⁵³ 斎藤、前掲書、146ページ。

⁵⁴ Gilbert de Mons, *op. cit.*, pp.272-274.

⁵⁵ *Itinerarium Peregrinorum et Gesta Regis Ricardi*, W. Stubbs (ed.), Roll Series, 1864. (reed., 1964). *Itinerarium* と記す。

リチャード1世に対する反感を示す内容が見られる⁵⁶。

なお、在地貴族の十字軍士全般に関しては、北フランスからベルギー地域にかけて、地方史レベルでの十字軍士研究が蓄積されており、分量も膨大なものになる。こうした研究を追跡していけば、さらに小規模な貴族や領主の十字軍活動について、ある程度具体的な解明が可能だと思われる。ただし、あまりにミクロな内容になるため、日本の研究者が扱うべきテーマなのかという疑問が残る。

(2) 第3回十字軍におけるジャック・ダヴェヌ

まず、第3回十字軍の流れの中で、ジャック・ダヴェヌの行動を確認したい。

くり返しになるが、この十字軍の契機となるのが、1187年7月4日のハッティンの戦闘での大敗と、同年10月2日のアイユーブ朝サラディン（サラーフ・アッディーン）によるエルサレム占領である。ハッティンの大敗北の後、ティルス大司教が救援要請のために西欧に向かい、同年の10月20日以前に、彼は教皇庁に到着している。ジルベール・ド・モンズによれば、同じ1187年の秋には、ハッティンの敗北とエルサレム占領の「噂（rumores）」がアルプス以北の地方に広がっていたという。そのような時に、教皇グレゴリウス8世は、アルバノ大司教にして枢機卿であるアンリ（Henri d'Albano）をフランスとドイツに派遣して、十字軍勧説をさせた。

それ以前に、「噂」が到達した段階で、後にイングランドとなるリチャード、ボーヴェ司教に加え、ジャック・ダヴェヌが十字軍に参加し（*signum crucis sibi assumpserunt*）、これにその他多くの者たちが従っている⁵⁷。さらに、1188年1月21日に、フランス王フィリップ2世、イングランド王ヘンリ2世およびフランドル伯らが十字軍への参加を宣誓し、フィリップ2世は赤、ヘンリ2世は白そしてフィリップ・ダルザスは緑の十字架を目印につけることになった⁵⁸。同年の2月下旬になるとアルバノ大司教アンリが、十字軍勧説のためにエノーに滞在し、ボードワン5世の客となっている。そして、彼の勧説により、東方からエノーに一時帰国をしていた大貴族オトン・ド・トラズニイをはじめとする多くの人々が、十字軍への参加を決めたという⁵⁹。

1189年の8月28日、ハッティンの戦闘で捕虜になり、その後解放されていたエルサレム王ギイ・ド・リュジニャンは、サラディンとの間に結んだ協定を破り、そしてイスラム教徒に占領されていたアッコンの包囲戦を開始した。しかしながら、エルサレム王の軍隊は、即座にイスラム教徒に包囲されることになり、戦況は二重包囲の形のまま膠着した。これが約2年にわたるアッコンの包囲戦の始まりである。このような中で、9月1日に西欧からの最初の援軍がアッコンに到着する。この援軍は、デンマーク人とフリジア人から構成されたといわれるが、実際には相当数のイングランドやフランドルの兵士を含んでいたようである。それから2〜3日遅れて、ジャック・ダヴェヌとフランドル貴族エラン・ド・ワヴランの部隊が到着している⁶⁰。

⁵⁶ *The Old French Continuation of William of Tyre, In: The conquest of Jerusalem and the Third Crusade*, P. W. Edbury (ed.), Aldershot: Scolar Press, 1996.

⁵⁷ Gilbert de Mons, *op. cit.*, pp.199-200.

⁵⁸ Van Werveke, *op. cit.*, p.59.

⁵⁹ Gilbert de Mons, *op. cit.*, pp.204-205.

⁶⁰ *Itinerarium.*, p.65. この部分を引用する。「フリジア人とデーン人が上陸した後の夜に、ジャック・ダヴェヌが望み通りに海岸に到達した。この人物は完全に次の3つを備えていた。すなわち統率力ではネストル、武人としてはアキレウス、誠実さではアティリウス・レグルス（第1回ポエニ戦争時のローマの英雄）をしのいでいた。」

しかしながら、西欧の主力部隊が出発するのは、1190年に入ってからのものである。第3回十字軍の中心となる2人の君主であるフィリップ2世とリチャードの出発は、ハッティンの戦闘3周年にあたる、同年7月4日の事である。そして西欧の大諸侯として最も早く、7月下旬にアッコンに到着していたのが、シャンパーニュ伯アンリ、ブロワ伯ティボー、サンセール伯エティエンヌそしてクレルモン伯などであり、これらにシャンパーニュの在地領主たちもしたがっていた⁶¹。

『巡礼旅行記』によると、シャンパーニュ伯が到着する時点まで、キリスト教徒側の包囲軍を指揮していたのが、ジャック・ダヴェヌとチューリングゲン方伯ルートヴィヒだった⁶²。イングランド王やフランス王に指揮を任せられた後、ジャック・ダヴェヌは東方にとどまるが、もう1人のチューリングゲン方伯は熱病に罹患したため帰国の途につき、途中のキプロスで没している。10月に入ると、小アジアで皇帝フリードリヒ1世を失ったドイツ軍と、カンタベリ大司教ポールドウィンの指揮するイングランド軍が到着した。結果として、アッコンは西欧からの大軍を迎え入れることになり、冬季に入ると十字軍士は悲惨な飢餓に苦しむことになった⁶³。食糧不足の一方で、アッコン包囲軍は兵員不足にも悩んでいたようである。上述のカンタベリ大司教ポールドウィンは、さらなる戦力をもたらさずはのリチャードの主力部隊が到着するのを待ちつつ、無念の戦死をしたといわれている⁶⁴。

1191年になり、ようやくフィリップ2世とリチャードの率いる部隊が包囲戦に加わった。4月20日にフィリップ2世とフランドル伯フィリップ・ダルザスがアッコンに到着している。だが、フィリップ・ダルザスは6月1日に病死し、アッコン東方に位置する聖ニコラウス聖堂に埋葬された⁶⁵。このフランス王とフランドル伯の到着によっても、膠着状態は変わらなかった。この時、フィリップ2世の部隊は非常に小規模だったために、戦況をキリスト教徒側に有利に転換できなかったようである。その規模の小ささには、イスラム側の年代記作者も驚いたという。フィリップ2世の代理人として、ブルゴーニュ公ユーグが、1190年2月にジェノヴァ商人との間に行った交渉が、この時の軍隊規模の指標となる。この時の交渉では、650名の騎士、1,300名の騎兵、1,300頭の馬の輸送が問題になっている。上述のように、在地貴族であるジャック・ダヴェヌが「14,000人の武装兵」と共にアッコンに上陸している。それを考えれば、一国の王としては確かに少ない数字である。もっとも、フランスの主力部隊はシャンパーニュ伯らと共に前年に到

⁶¹ *The Old French Continuation of William of Tyre*, pp.158-159.

⁶² *Itinerarium.*, p.94. この部分を引用する。「上述したシャンパーニュ伯に、直ちに軍隊の指揮がゆだねられた。(その指揮を)以前にはジャック・ダヴェヌと(チューリングゲン)方伯が、ある時は一緒に、ある時は交替で行っていた。」

⁶³ *The Old French Continuation of William of Tyre*, p.159

⁶⁴ Michael Markowski, Richard Lionheart: bad king, bad crusader?, *Journal of Medieval History*, 23, 4, 1997, p.354.

⁶⁵ フィリップ・ダルザスの死亡日は、『フランドリア・ゲネロサ』では7月と記されている。その部分を引用する。「フランドル伯フィリップ・ダルザスは、この人々(フィリップ2世とリチャード1世)と共に渡航し、同時にアッコンと言われる都市を包囲した。この都市をサラセン人が非常に堅固に守っており、監視していた。長期的に続いたこの包囲戦において、伯フィリップは困窮した者や、従軍期間中に自らの財産を使い果たした多数の兵士に、多くの資金をふるまった。だが、包囲戦のちょうど3か月目、すなわち1191年7月に彼(フィリップ・ダルザス)は没し、そしてアッコン市場地城壁の聖ニコラウス聖堂に埋葬された。」

Flandria Generosa, MGH. SS. vol.9, p.329.

着していたと考えれば、この数字も納得できるものである⁶⁶。

この包囲戦に、リチャードが加わるのが6月8日の事である。彼が大量の戦闘機器を持ち込んだために、戦況は十字軍側に有利になり、7月4日にアッコンはキリスト教徒側に奪回され、約2年におよぶ包囲戦は終わった。包囲終了後の7月31日に、フィリップ2世はアッコンを出航して帰国の途につくが、リチャード軍は8月22日にアッコンから最終目的地であるエルサレムを目指し、海岸沿いに南下を始めた。2年間の過酷な包囲戦の直後ともいえる時期に、行軍を渋る十字軍士もいたようである。エルサレムを目指しての行軍中、十字軍士への補給は、沿岸に控える艦隊から行われていたので、海岸線を離れるのは非常に危険な事であった。特にアッコンからエルサレムまでを直線距離で進む場合、海岸からの補給線が極端に長くなる。したがって、まずはヤッファまで南下し、そこから内陸のエルサレムに向かうことになった。サラディン側の艦隊は、包囲戦の最中にほぼ壊滅状態になったので、海岸からの襲撃を恐れる必要なかった⁶⁷。行軍途中にある都市や城砦は、サラディンにより徹底的に破壊され、穀物も焼かれていたので、艦隊は食料補給の役割と、行軍に疲弊した兵士に船上での休息を与えたという点で、非常に重要であった⁶⁸。この遠征軍の中に、ジャック・ダヴェヌの姿がある⁶⁹。

サラディンが襲撃地点として選んだのは、十字軍が艦隊と切り離される場所だった。彼はキリスト教徒との決戦場に、アルスーフ北部の平野を選び、ここに大規模な軍隊を投入することにした。9月7日にリチャード軍はアルスーフの森を通過するが、森の出口でサラディン軍の待ち伏せに遭遇する。結局、戦闘そのものは十字軍側が勝利するが、ジャック・ダヴェヌは3人の親族と共に戦死した⁷⁰。リチャード軍は、同年の9月にヤッファを占領するが、その後サラディンとの間に、休戦交渉を始めている。1991年の10月末日から、リチャードは再びエルサレムに向かい、エルサレムからわずか20マイルの地点にあるベイト・ヌバに達する。だが、悪天候や十字軍士の士気低下も著しく、1992年1月の軍事会議で、ついにリチャードは退却を命じた。最終的には翌1992年に休戦条約が締結され、その後にリチャードも帰国の途につく⁷¹。

以上のように、ジャック・ダヴェヌは西欧貴族の中ではいち早くアッコン救援に駆け付け、シャンパーニュ伯の到着までは指揮官として活躍している。そして主君であるフランドル伯の死後も、アッコン包囲戦に奮戦し、さらにはリチャード1世に従ってエルサレム奪回を目指していた。

⁶⁶ Richard, *op. cit.*, pp.414-415.

⁶⁷ G. Gillingham, *Richard the Lionheart*, Second edition, Weidenfeld and Nicolson, London, 1989, (First published 1978), pp.184-187.

⁶⁸ St. Runciman, *A History of the Crusades, v. III, The Kingdom of Acre and the Later Crusades*, Cambridge, 1954, pp.187-188.

⁶⁹ ヴァン・ウェルヴェケによると、この遠征軍にはジャック・ダヴェヌ以外のフランドル・エノーの十字軍士が参加している。その中には、エノーの大貴族オトン・ド・トラズニィも含まれている。(Van Werveke, *op. cit.*, p.79.)

⁷⁰ *Itinerarium*, pp.275-276. ジャック・ダヴェヌと共に戦死した3人の親族の氏名については、不明である。

⁷¹ Gillingham, *Richard the Lionheart*, pp.198-199. サラディンはアッコンに続き、アルスーフでも敗北し、その不敗神話に陰りが出てきた。さらに、イスラム教徒側の消耗も激しかったので、サラディンにとっても休戦は願ってもない事だった。サラディンはリチャード1世出航の約半年後、1193年3月にダマスカスで没している。

(3) 英雄化への途

まず、ジャック・ダヴェヌが十字軍参加を表明した時点を見ると、主君といえるエノー伯やフランドル伯よりも早い時期である。したがって、主君に従っての参加というよりは、自発的な参加といえるだろう。この当時の彼の年齢は、1212年頃に40歳ほどであったという三男ブシャルの年齢や、ジャック本人の名前が1158年のプリュッシュ法に登場していることから⁷²、おそらく40代以上であると考えられる。すでに嫡出の息子もいたので、後継者問題を心配する必要もなかった。

そして、フランドル伯とエノー伯の間には、1169年の相続協定が成立し⁷³、2つの伯領での在地貴族の一体化も進んでいたが、フランドルとエノーの貴族たちは十字軍において、直ちに一つの集団に融合したのではなかった。史料からは、あくまでも別個の集団として行動していた様子が読み取れる。ジャック・ダヴェヌがアッコンに到着するのが、1189年9月である。到着の日付については、史料により異なっているが、西欧からの最初の救援軍であるデンマーク人とフリジア人のガレー船艦隊が9月初頭に到着し、その2〜3日後にジャックたちの部隊が到着したと考えられる。このデンマーク人とフリジア人は戦闘目的の十字軍士というよりは、その船舶操縦技術を買われての参加であったらしい。アッコン場内に籠城中のイスラム軍は、海上の艦隊から補給を受けていたが、この補給線を絶つのにフリジア人が活躍したらしい。この時のジャック・ダヴェヌの艦隊には、彼の他に、バール伯、ブリエンヌ伯、ドリユ伯、ボーヴェ司教フィリップ、さらにフランドル伯の執事(dapifer)であるエラン・ド・ワヴランが含まれている⁷⁴。

上陸後に、ジャック・ダヴェヌはチューリングゲン方伯と共に包囲戦の指揮にあたる。史料の文言から読み取れるのは、フランドル・エノーの在地貴族であるジャックが、皇帝フリードリヒ1世(バルバロッサ)の直臣かつ甥のチューリングゲン方伯と、対等の立場で指揮をする様子である。彼が方伯と対等に立てる他の背景を持っていたのかは、史料からは明らかにはならない。すでに、彼の軍事的才能が注目されていたという理由が考えられる。

1189年に到着した部隊は、フランドル・エノーの完全な混成部隊とは言えず、出身地別に行動していたようである。シャンパーニュ伯の指揮による、1190年7月下旬以降の戦闘配置の様子について、記録が残っている。この戦闘配置によると、フランドル・エノーの十字軍士は3集団に分かれ、それぞれが離れた場所に配置された。先ずは、1189年以前から東方にわたっていた、フ

⁷² 斎藤、前掲書、29ページ。プリュッシュ法試訳の冒頭部分を引用する。「父と子と聖霊の名においてアーメン。将来および現在の人々に次の事が知られるように。すなわち、余アヴェヌの領主たるニコラ、余の妻マティルド、余の息子ジャックは、余の宮廷全員の意見と、プリュッシュのブルジョアの共同の同意を持って、以下の法、コムニオン、契約賦課租、自由を、これらが余の後継者による何らの妨害も脅威も受けることなしに永久に保持されるべく、これらブルジョアに与えたことを。」

⁷³ Van Werveke, *op. cit.*, pp.56-57. 1169年の協定には、エノー伯ボードワン5世と、フランドル伯フィリップ・ダルザスの妹の結婚ならびに軍事同盟が含まれる。しかしながら、伯同士の間争いはこれで解決したのではなく、その後もしばしば双方の領土への軍事的侵入が見られる。たとえば、1184年から85年にかけて、フランドル伯がケルン大司教、ブラバント侯らと共に、エノー伯領に侵入している。(Gislvert, *op. cit.*, pp.175-9.)

⁷⁴ *Itinerarium*, pp.64-65. Van Werveke, *op. cit.*, p.65. ヴァン・ウェルヴェケの記述は、リチャード1世の従者であり、王と共にアッコンの上陸したアンブロワーズの『聖戦の歴史 (*L'estoire de la Guerre Sainte*)』の記述を参考にしている。

ランドルとエノー出身者の部隊が見られる。この中には、エノーの大貴族オトン・ド・トラズニィも含まれている。この集団は早くから東方に渡り、その過程で互いの結束を深めていった。そこから僅かに離れた場所に、フランドル出身者の集団が配置され、その指揮官はエラン・ド・ワヴランだった。この2集団から遠く離れた場所に、ジャック・ダヴェヌに指揮されたエノー出身者の部隊が配置された。なお、ジャックの部隊は、テンブル騎士団とチューリングゲン方伯の間に位置している⁷⁵。

一般に、テンブル騎士団とヨハネ騎士団は、戦場において最も危険な場所を担当することが多いので、ジャックの部隊は非常に危険かつ重要な場所に配置されたと考えられる。チューリングゲン方伯の部隊が同じ位置に配置されたのも、ジャックと同様に、それまでの戦闘経験が買われたものと思われる。フランドル伯の到着後は、フランドル・エノー出身者に対する指揮権は、伯に移るはずだった。しかし、伯フィリップ・ダルザスはアッココン到着後の40日余りで病死しているため、実戦の指揮はほとんどしていないと考えられる。この40日間、伯の代わりに誰が指揮を行ったのかは不明だが、ジャック・ダヴェヌとエラン・ド・ワヴランらが引き続いて指揮を執ったと考えるのが妥当であろう。

アッココン包囲戦が終わり、フランス王フィリップ2世が帰国した後も、ジャック・ダヴェヌらフランドル・エノーの十字軍士の多くは、リチャード1世に従って聖地を目指すことになった。確実に従軍していたとして、名前を挙げることができる人物としては、エノー貴族ではジャック・ダヴェヌを筆頭に、ボードワン・ド・カロン、リシャール・ドルクとティエリ・ドルク、オトン・ド・トラズニィである。そして、フランドル貴族ではユーク・ド・サン＝ポールの名前が挙げられている⁷⁶。

この時期からアルスーフの戦闘に至るまで、ジャック・ダヴェヌの具体的な行動に関して、詳細な記録は残っていない。しかし、行軍中のジャックの配置について記録が残っている。この行軍は9月初頭の猛暑の中で行われ、重装備で密集した隊列を組んでいた十字軍士からは、熱中症による犠牲者がかなり出ている。特に、アルスーフの戦闘当日である9月7日の配置は、最も危険な前衛と後衛をテンブル騎士団とヨハネ騎士団がそれぞれ担当し、ジャック・ダヴェヌを含むフランス出身者の部隊は、リチャード1世がいる中央部と後衛のヨハネ騎士団の間に配置された。猛暑の行軍中、アルスーフの森を通過した際に、安らぎを覚えた兵士も多かったと思われる。だが、サラディンの急襲はこの森を出た地点で行われた。リチャード1世は密集部隊を崩さぬために、すぐに出撃の合図を出さなかった。しかし、イスラム軍の攻撃に耐えかねた後衛のヨハネ騎士団が突進し、フランス部隊がそれに続いてしまったので、後部の隊列が乱れてしまった。リチャード1世が率いるノルマン人とイングランド人の部隊の応援により隊列は立て直され、最終的には勝利を得るものの、それまでにジャックを含む多くの犠牲者を出してしまった⁷⁷。

ジャック・ダヴェヌを失ったことに対し、リチャード1世の落胆は大きかったようである。1191年10月1日の日付がある、リチャード1世からクレルヴォー大修道院長あての書簡が残っている。「神のおかげで、我々はその日（アルスーフの戦闘の日）、手柄により軍隊全体に親しまれた

⁷⁵ Van Werveke, *op. cit.*, p.70-71. アッココンは半島に位置しており、陸地側に対しては城壁で防御されている。したがって、アッココン城内に籠城中のイスラム軍は、海から補給を受けるのが可能であり、結果的に包囲戦も長期化した。

⁷⁶ Van Werveke, *op. cit.*, p.79.

⁷⁷ Gillingham, *op. cit.*, pp.188-189.

最高の人物、ジャック・ダヴェヌ以外、誰も失うことはなかった。この人物は、数年来神に仕えて、キリスト教徒軍に降り、軍隊の柱として、聖なる信仰に偽りがなく、信仰が厚かった。」⁷⁸

ジャック・ダヴェヌの死後3週間ほどして書かれたこの書簡から見ると、共に戦ったリチャード1世は、彼を勇敢で功績のある十字軍と認識していたのがわかる。

5. 英雄ジャック・ダヴェヌの誕生

ジャック・ダヴェヌの勇敢な行動を見て、彼の十字軍参加は自らの好戦的野心を満足させるため、あるいは有り余るエネルギーと勇気の証明として、東方に渡ったとヴァン・ウェルヴェケは考えた⁷⁹。だが、当時としては決して若くないジャックは、アルスーフの戦闘までの2年間を生き残り、指揮官としても重要な役割を果たしていた。このことから、単なる好戦的野心で十字軍に参加したと片づけることはできないだろう。やはり彼の十字軍参加には、聖地エルサレム奪回という宗教的情熱がかなり大きな部分を占めると考えたい。それを裏付ける証拠として、彼が東方に出発する直前に、ブローニュ Brogne 大修道院を訪問したエピソードを挙げよう。この大修道院の聖遺物である「真の十字架（キリストの磔刑に用いられた十字架の破片）」のため（*ante signum sancta crucis*）、2本のろうそくを日夜灯す費用として、彼は自らの領地からの地代を寄進している。この聖遺物はエルサレム王国ボードワン2世の甥にあたり、王国の執事をつとめたマナセ・ディエルジュ Manasses d'Hierges が持ち帰ったものである⁸⁰。これはハッティンの戦闘において、「真の十字架」がイスラム教徒に奪われたことを、ジャックが大いに意識しての行動である。

ジャック・ダヴェヌが十字軍において、諸侯と肩を並べて活躍できた理由は何であろうか。主君であるエノー伯の代理として、彼がエノー出身者の最高責任者になったと考えることもできるが、十字軍そのものが封建的主従関係の枠組みに束縛されないことも考慮すべきである。したがって、実戦において有能ならば、地位が少々低くても活躍する機会があたえられたと考えられる。おそらく、エノー伯が参加していても、ジャック・ダヴェヌは自律的に行動したのではないのだろうか。さらにアヴェヌ家の成員が、「十字軍家系」としての自覚を持った背景も考えたい。この点で、アヴェヌ家代々の当主がトゥールネの司教座教会と関係が深く、さらにはカンブレ司教の選出にも発言力を持っていた。経済面に関しては、裕福であるという要素は見られないものの、広大な領地を持つ在地領主という側面に加え、その権力基盤は教会との関係によって補強されたと思われる。教会の保護者として位置づけられ、この立場を自任していたアヴェヌ家は、十字軍に積極的に関与するべきだとの意識を持ったと考えられる。

複数の司教座教会と直接的な関係を持つアヴェヌ家と比較し、同じく十字軍家系であるフランドル伯は、教会との関係については不安的な立場にあった。この点については、当時の様子に簡単に触れるにとどめたい。フランドル伯領全体は、アラス、カンブレ、トゥールネ、テルアンヌ

⁷⁸ *The Old French Continuation of William of Tyre*, p.180.

⁷⁹ Van Werveke, *op. cit.*, p.69.

⁸⁰ Hans Eberhard Mayer, Manasses of Hierges in East and West, *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, 1988, p.766. このブローニュ大修道院は、現在のフランスとベルギー国境のアルデンヌ地方に位置している。

(サン・トメール)、ユトレヒトの5司教区の管轄内にある。だが、いずれの司教座都市も、フランドル伯領の辺境、あるいは伯領外に位置している。ユトレヒトを除く4司教座はランス大司教管区に属するため、フランス王権の伸長に伴い、フランドル伯と教会との関係は微妙になったと考えられる。加えて、アラス、テルアンヌ、トゥールネにおいては、都市民の勢力が拡大し、伯の危機感を高めることになったといえる⁸¹。フランドル伯は教会への影響力を強めるため、それなりの努力をしていた様子も見られる。フランドル伯ティエリ・ダルザスは末息子、すなわちフィリップ・ダルザスの弟ピエールを、粘り強い交渉の末に、カンブレ司教に選出させた。しかしながら、ピエールは司教職を嫌い、叙階を受けなかったため、ティエリ・ダルザスの努力は水泡に帰ってしまった⁸²。

次に、ジャック・ダヴェヌが著名な十字軍士として名を残した理由としては、リチャード1世との関係も大きいと思われる。そして十字軍において勇敢に戦い、聖地エルサレムを目指す途上でイスラム教徒の襲撃にあい、非業の死をとげた。彼への賞賛は、リチャード1世の書簡にも示されているが、その後の叙述史料において、彼への賞賛がますます増大していった可能性がある。すなわち、自発的に十字軍に参加し、戦死した十字軍士全般に対する賞賛が、当時の人々の間に生まれたと考えられる。これら十字軍士はエルサレム王国の生存者と共に、英仏両国の王が到着するまでの2年間、アッコンの包囲戦の危険と試練に持ちこたえた。さらに、包囲軍の大部分を構成していたのは、下級貴族、騎士、従者そして多くの下層民から構成される歩兵であった⁸³。エルサレム奪回の目的は達成できなかったが、王や大諸侯らよりも身近に存在した在地領主層の行動が、同時代人の同情を集め、想像力を刺激した面があるかもしれない。

これを考えるうえで、ジャック・ダヴェヌと共に、シャンパーニュ伯が到着するまで包囲戦を指揮したチューリングゲン方伯に目を向けよう。彼がジャックほどに名声を獲得できなかったのは、熱病という理由があるにせよ、途中で帰国したためだと考えられないだろうか。アッコンから近いキプロスで彼が没したことから、その病状はかなり重かったと考えられ、さらには衛生的とは思われない船旅により、一層寿命を縮めたと言えよう。当時、身分の低い十字軍士は、病気を理由に十字軍宣誓を放棄する戦士には好意的ではなかったといわれる。フランス王フィリップ2世の場合も、同じように病気で帰国したが、十字軍士としての彼の評判も、それほど高くはない。彼の場合、髪と爪が抜け落ちる症状が出たらしく、現代医学では壊血病が当てはまるらしい。なお、同じ病状には、リチャード1世も悩まされた。フィリップ2世は、フランドル伯死後の領土問題や、王太子ルイ（後のルイ8世）の重病など、急を要する問題が同時に発生していたので、現代人の感覚からは帰国もやむを得ない。しかし、当時やその後の叙述は、フィリップ2世に手厳しいものが多い。リチャード1世に対しても、聖地を奪回せずに、サラディンと和平協定を結

⁸¹ Adriaan e. Verhulst, *The Rise of Cities in North-West Europe*, Cambridge, 1999, p.125.

(A. フェルヒュルスト著、森本芳樹・森貴子・藤本太美子訳『中世都市の形成 北西ヨーロッパ』、岩波書店、2001年4月、138ページ)。また、フランドル伯の熱心な十字軍参加については、当時の政治史的・法制史的背景を踏まえて、教会との関係に触れた山田雅彦氏の指摘があるので参照されたい。(山田雅彦著『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通』ミネルヴァ書房、2001年、286～7ページ。)

⁸² *Histoire de Cambrai*, Louis Trenard (éd.), Presses Universitaires de Lille, 1982, p.44. 「選出された」という意味で、1167年から1174年までの7年間は、ピエール・ダルザスのカンブレ司教在職期間であったとされる。

⁸³ *Richard*, op. cit., p.423.

んだことを非難する史料が存在する⁸⁴。健康状態の悪化が理由であっても、十字軍宣誓を途中で放棄するのは不名誉な行為であると、同時代人には認識されたのである。

その後のアヴェヌ家に触れるならば、すでに成人した息子がいたために、ジャックの死後に注目するほどの相続問題は生じていない⁸⁵。ジャック・ダヴェヌの三男であるブシャール Bouchard は、フランドル・エノー伯ボードワン 9 世の遺児マルグリットと 1212 年に結婚するが、ブシャールがマルグリットのエノー伯領の相続権を主張したために、フランドル女伯でマルグリットの姉であるジャンヌと争うことになってしまった。女伯ジャンヌが、両者の結婚無効をローマ教皇に訴えた結果、1215 年の第 4 回ラテラノ公会議で結婚無効が宣言されている。しかしながら、両者の間には 1218 年にジャン、1219 年のボードワンという 2 人の息子が生まれている。その後、ジャンヌとブシャールの間には戦闘が勃発し、敗北したブシャールは、教皇の赦免を求めてローマへ出発する。その間に、ジャンヌの画策により、マルグリットはギョーム・ド・ダンピエール Guillaume de Dampierre と再婚している。ブシャールが帰国した 1224 年には既に、マルグリットとギョームの間に息子が生まれており、当時としては非常にスキャンダラスな話題になったという⁸⁶。なお、ギョーム・ド・ダンピエールの父（あるいは祖父）であるギィ・ド・ダンピエールも、シャンパーニュ伯の家臣として第 3 回十字軍に参加している⁸⁷。

女伯ジャンヌの死後の 1244 年に、妹のマルグリットが女伯になると、庶子扱いされていたアヴェヌ家の息子たちが、母に対してエノー伯領の相続権を要求した。したがって、13 世紀半ばのフランドル・エノーの相続問題は、アヴェヌ家とダンピエール家という十字軍参加者の子孫間で紛糾することになった。結局、この問題はフランス王ルイ 9 世の介入により、ダンピエール家の息子がフランドル伯領を、アヴェヌ家の息子がエノー伯領を獲得することで、1250 年代に一応の和解に至っている。この相続争いの間にも、ダンピエール家の伯は、ルイ 9 世が率いる第 6 回十字軍に参加していた⁸⁸。

6. 本章の結論

伯を筆頭に、フランドルとエノー伯領の十字軍士を概観してきた。本稿で扱った十字軍士は、貴族、騎士階級とはいえ、史料中に氏名が残された人物に限定しているので、貴族出身の十字軍

⁸⁴ *ibid.*, pp.421-1.

⁸⁵ Gilbert de Mons, p.78. *Jacobi De Guisa Annales*, p.260. ジャック・ダヴェヌはギーズ領主の娘との間に、ワルテル、ギィ（ゴージェエか？）、ブシャールら 3 人の息子と、娘を何人かもうけている。ジルベール・ド・モンズによれば、長男のワルテルがジャックを継承したようである。三男のブシャールは、聖職に就くがすぐに還俗している。後にマルグリットとの結婚の有効性に関して、聖職に就いていたことが問題視されてくる。

⁸⁶ David Nicholas, *op. cit.*, pp.156-157. Robert L. Wolff, Baldwin of Flanders and Hainaut, First Latin Emperor of Constantinople: His life, death and resurrection, 1172-1225, *Speculum*, vol.SSVII, 1952, p.172.

⁸⁷ *The Old French Continuation of William of Tyre*, p.172.

⁸⁸ David Nicholas, *op. cit.*, pp.156-157; Jacques Le Goff, *Saint Louis*, Gallimard, 1996, pp.252-5. 神聖ローマ帝国は 1250 年のフリードリヒ 2 世の死去により、大空位時代に入っていたため、帝国領であるエノー伯領の問題に、フランス王が介入しやすくなっていた。

士の全体を解明できたとは言えない。だが第3回十字軍には、2つの伯領から重要な地位にある人物が多数参加しており、彼らの伯領内での社会的影響は小さくはなかったと考えられる。

歴代のフランドル伯が「十字軍家系」と言われるほど、熱心に十字軍に参加した理由として、カロリング家の女系であるのが大いに関係すると筆者は考える。初代のフランドル伯とされるボードワン1世（鉄腕伯）の妻は、西フランクのシャルル禿頭王の娘ユーディット Judith である。歴代のフランドル伯はこの神聖なる出自を意識し、フランス王に対する独立的な立場を維持するためにも、聖地とのかかわりを持ち続けようとしたのではないだろうか。12世紀のアルザス家が十字軍や聖地巡礼に熱心だったのは、この家系が伯ロベール・ル・フリゾンの孫娘の夫の系統であるのに対し、フランドル伯家の本流としてカロリング家の血を直接引くエノー伯に対抗するためにも、聖地とのつながりを強調する必要があったと言えないだろうか。一方で、カロリング女系の血筋であるエノー伯家は、アルザス家のフランドル伯ほどに聖地とのつながりに固執する必要を感じなかったのだろう。

そして在地貴族の中にも、「十字軍家系」の意識を持つ者がおり、在地の教会との関係が深いアヴェヌ家はこの意識を強く持つにいたったはずである。そして、主君である伯に対抗するという意識が表面化しないまでも、教会や十字軍活動への関与が自らの家系のアイデンティティ維持に必要であると考えに至ったのではないだろうか。

経済的側面を見るならば、十字軍参加により貴族階級が貧困化したというのではなく、それ以前に貴族階級の一部は貧困化しており、十字軍により窮乏化が促進されたと考える方が、フランドル伯領については妥当である。その背景として、貨幣経済の進展に貴族階級が飲み込まれていったことがある。同じ傾向が、フランドル伯領よりも農村的とされる、エノー伯領にも見られるのかどうかについて、筆者としては、フランドル伯領ほど顕著ではないにしても、エノー伯領でも同様の傾向が見られたと推測できる。

十字軍士を出した家系では、当主の不在あるいは死亡により、残された家族の経済状況が悪化した例が見られる。テルアンヌのアヴェであるアルヌールは、十字軍参加による負債に加えて、不在中の領地経営の失敗により、テルアンヌの司教座聖堂参事会への負債が膨れ上がっている。サン・トメール城主ギョーム5世も父ギョーム十字軍参加のため財政が逼迫し、妹の嫁資支払いのために財産を売却している。これら貴族の債権者となったのは、多くの場合、大修道院や裕福な市民である⁸⁹。ほとんどの貴族が、負債の処理に失敗したと考えられる。その結果、貴族が所有する土地や資産の流動化が生じ、特に都市市民の経済活動にとって有利な状況が生まれたと考えられる。だが、十字軍による貴族の貧困化の度合いは不明である。いくつかの家系を取り上げ、財政状況を追跡する必要があるだろう。

⁸⁹ Warlop, *op. cit.*, p.280.

第4章 1225年の偽ボードワン事件 ——フランドル・エノー伯領における——

1 序

1204年4月12日、第4回十字軍は当初の目的から逸脱し、東ローマ帝国の都コンスタンティノーブルを占領した。ここに樹立されたラテン帝国の初代皇帝として、フランドルとエノーの伯ボードワン（フランドル伯としてはボードワン9世、エノー伯としてはボードワン6世）が選出され、5月16日に聖ソフィア大聖堂において、戴冠式が厳かに挙行された。フランドル伯ボードワンの名が一般に知られているのは、初代ラテン皇帝に就いた人物としてなのである。

戴冠式を行った後、新皇帝ボードワンは、すぐに小アジア遠征に取り掛かるが、亡命ギリシア人の強い抵抗にあい、征服活動は困難を極めた。この苦境の中で、篤信のキリスト教徒であるブルガリア王カロヤン Kalojan（あるいはヨハンニツァ Ioannitsa）が協力を申し出た。だが、ラテン人たちは東ヨーロッパからの援軍に対して、「未開人」とであると軽蔑し、傲慢な態度を取った結果、4,000人あまりのブルガリア人大部隊はそのまま敵と化してしまった。1205年4月のアドリアノーブルの戦闘に大敗して、皇帝ボードワンはブルガリアの都タルノボ Tarnovo に連行された後、部下に知られることもなく密かに獄死したという¹。

このブルガリアにおいて死去したボードワンを名乗る人物が、約20年後のフランドル・エノー伯領に現れたことに伴う一連の事件（以下「偽ボードワン事件」）を、本章では扱う。ボードワンが十字軍に出発した後に死去した事実は、十字軍に参加したラテン人騎士ヴィラルドゥアン Villehardouin をはじめ、同時代の記録が多数残されているので、確実であると考えて良い²。

さて、多くの人々が支配者の死去を信ずることなく、その再来を待望するという出来事は中世においては頻繁にみられる。たとえば、ホーエンシュタウフェン朝最後のドイツ皇帝フリードリヒ2世（位1212～1250年）を名乗る人物が、知られているだけでも少なくとも5～6回は登場している³。したがって当時としては、偽ボードワン事件も決して特異な事件ではなかった。だが、事件そのものが7か月で収拾したにもかかわらず、フランドル伯の主君であるフランス王ルイ8世までもが解決に乗り出し、フランドルとエノーの女伯ジャンヌにとっては治世最悪の事件と指摘される深刻な事態をもたらした⁴。さらに事件は、非常に多くの要素を含むものであり、13世紀前半のフランドル社会を多方面にわたって解明するために、興味深い手がかりを与えてくれる。

本章においては、事件そのものの実証的分析、あるいは「偽ボードワン」の真偽論争には触れない。筆者としては、事件の衝撃により歴史の表面に現れた事情について、問題提起を行うこと

¹ 橋口倫介『十字軍 ——その非神話化——』、1974年、岩波書店、167-174ページ。

² ヴィラルドゥアン著、伊藤敏樹訳『コンスタンティノーブル遠征記 ——第四回十字軍——』、筑摩書房、1988年、176-178ページ。なお同書については八塚春児氏の書評を併せて読むと良い。（『史林』、第71巻、5号、1988年、136-141ページ。） Wolff, Robert Lee, Baldwin of Flanders and Hainaut, First Latin Emperor of Constantinople: His Life, death and resurrection, 1172-1225, *Speculum*, Vol. XXVII, 1952, pp.289-290.

³ 阿部謹也「偽皇帝伝説覚書 ——カリスマの死以後——」『歴史と叙述』人文書院、1985年、174-201ページ。（初出は『中央公論』1977年6月号）。

⁴ Nicholas, David, *Medieval Flanders*, Longman, London and New York, 1992, p.155.

に主眼をおきたい⁵。後に指摘するように、女伯ジャンヌの動向がこの事件の展開に大きく関与する。特に、2人の女子相続人に遺されたフランドルとエノーの伯領の支配をめぐる確執が、事件の背後に見られる。

2 史料

偽ボードワン事件は、同時代の人々の関心を大いに引いたらしく史料が豊富であるが、中には矛盾や偏見に満ちた記述も見られる。また、その内容は、書き手の立場を反映して様々な傾向がある。

同時代史料として、詳細かつ量的にも充実しているのが、フィリップ・ムスケ Philippe Mousket による『フランス諸王の歴史（あるいは韻文年代記）*Historia Regum Francorum*』である⁶。著者のムスケは、トゥールネで名を知られた裁判官にして商人家系の出身であり、著作の内容から1244年頃に没したと考えられる。叙述の傾向はフランス宮廷の立場を重視しており、偽ボードワンには敵対的な内容である。本章においては、主にこの史料を通じて事件の概要を追う。

他の主要な同時代史料としては、いずれも事件に関する叙述は非常に短いのだが、以下のものが挙げできる。『トロワ・フォンテーヌの修道士アルベリクスの年代記 *Chronica Alberici Monachi Trium Fontium*』は、事件と同時代に生きた修道士の筆による史料である。このトロワ・フォンテーヌ修道院は、シャンパーニュ地方の中でもフランドル伯領に近い場所に位置していた⁷。また『ニノヴのボードワンの年代記 *Balduini Ninovensis Chronicon*』は、フランドルとブラバント国境に位置するニノヴ大修道院の修道士の手による史料である。著者ボードワンは、ニノヴ大修道院の修道士かつ助祭であった以外は不詳だが、年代記には1294年までの内容が記されているので、この年までは生存していたと推定でき、事件の内容については伝聞で記している可能性が大きい。また、フランドルの地名に非常に詳しい叙述内容から、このボードワンはフランドル人であると考えられる⁸。『ジヨンブルー修道院のシジュベール（シジュベール・ド・ジヨンブルー）の年代記 *Sigeberti Gemblacensis Chronographia*』には、1201年から1237年までのフランドルについて非常に多くの記事があり、著者が事件と同時代に生存していたのが明らかであるとされている⁹。『(リエージュの)ルニエの年代記、*Reineri Annales*』には、1066年から1230年までが記され、特に1193年以降については、毎年の出来事に関する記述がある¹⁰。以上に重要だと考えられる同時代史料を列挙したが、この他にも重要性を持つ記録が残っている¹¹。これらの史料は、詳細においては相違があるものの、大まかな記述内容は類似しており、いずれも1225年に現れたボードワンが偽者であるという点で一致している。

⁵ 事件史に関する動向については、次の文献がある。竹岡敬温『『アナル学派』の方法について——「事件」概念の再検討と政治史の復権——』『社会経済私学』59巻、1号、71-87ページ。

⁶ *MGH, SS*, vol. 26, pp.768-777.

⁷ *MGH, SS*, vol. 23, p.915.

⁸ *MGH, SS*, vol. 25, p.541.

⁹ *MGH, SS*, vol. 6, p.437.

¹⁰ *MGH, SS*, vol. 16, p.679.

¹¹ Wolf, *op. cit.*, p.311, note 122.

だが史料の中には、偽ボードワンを本物であると断定するものもある。その例として、『トゥールネのサン・マルタンの年代記 *Ex Chronico Sancti Martini Turonensi*』があり、偽ボードワンを処刑した女伯ジャンヌに敵対的な内容になっている¹²。その理由としては、前章で述べたような、アヴェヌ家とトゥールネ教会との親密さがあるかもしれない。さらに、同時代の史料ではないが、14世紀のフランチェスコ会修道士にしてヴァランシェンヌの年代記作者ジャック・ド・ギーズによる『エノー君主たちの輝かしい歴史の年代記 *Iacobi De Guisa Annales Historiae Illustrium Principum Hanoniae*』にも、詳細な記述がみられる¹³。これは現在では失われた史料から多くの材料を得ていると言われ、その点で注目すべき史料である。さらに、ジャック・ド・ギーズと同じフランチェスコ会修道士の活動が、叙述の中心に置かれているのが特徴である。

3 事件にいたるフランドル・エノー伯領の事情

まずは偽ボードワン事件以前のフランドル・エノー伯領の事情としては、相続の関係でボードワン9世が、フランドルおよびエノーという隣接する2つの伯領の領主になったことが重要である。彼は1172年に、エノー伯ボードワン5世を父に、フランドル伯フィリップ・ダルザスの妹を母として生まれた。1191年に、伯父のフィリップ・ダルザスが後継者を遺さずに没したため、ボードワンの母がフランドル伯領を継承し、1194年に彼女が没するまではエノー伯である父がボードワン8世としてフランドル伯を兼ねた。母の死後、父が存命中であるが、ボードワンはフランドル伯位をボードワン9世として継承した。翌年には父が没したので、さらにはエノー伯領も継承した。このようにして、フランドルとエノーが1人の伯の下で統治された¹⁴。

ボードワンの十字軍出発は1202年4月14日である。この時、妻のマリ・ド・シャンパーニュも共に東方にわたることになっていたが、身重のために摂政としてフランドルに残った。マリ・ド・シャンパーニュについては、1203年の日付がある何通かの特許状に、彼女の名前が残っているので、1203年あるいは1204年の初めに、東方に出発したと考えられる。伯夫妻の出発後には、長女ジャンヌ（1199年末あるいは1200年初めに誕生）と、次女マルグリト（1202年誕生）が残され、両者はボードワン9世の弟で、フランドルの摂政となったナミュール伯フィリップの後見下に入った。エノーの摂政にはボードワンの叔父（エノー伯ボードワン4世の庶子）である、ギヨーム・ロンクル *Guillaume l'Oncle* が就いている¹⁵。

マリ・ド・シャンパーニュは1204年の夏にパレスチナのアッコンに到着し、ここでようやくボードワンが数か月前にラテン皇帝に戴冠されたのを知った。だが、彼女は夫であるボードワンに再会することなく、アッコン滞在中の1204年8月に、疫病により没している¹⁶。ボードワンも1205年にブルガリア軍に捕らえられた後に獄死するので、フランドルとエノー伯領には、幼い女

¹² *MGH, SS*, vol. 26, pp.470-471.

¹³ *MGH, SS*, vol. 30-1, p.284.

¹⁴ Nicholas, *op. cit.*, pp.74-75. Wolff, *op. cit.*, pp.288-289.

¹⁵ Nicholas, *op. cit.* p.76. Wolff, *op. cit.*, p.288. Dept, Gaston G., *Les Influences anglaises et française dans le comté de Flandre au début du XIII^e siècle*, Ghent: Van Russelberghe & Rombaut, 1928, pp. 39-40.

¹⁶ Dept, *op. cit.*, pp.37-38. Wolff, *op. cit.*, pp. 288-289.

子相続人が残されることになった。

「ボードワン死す」の知らせがフランドル伯領に達したのは、1206年2月のことである。だが遠いブルガリアの地で没したため、この知らせはすぐには確実な情報として受け入れられなかったようである。フランドル伯領において、当時の摂政ナミュール伯が1206年8月20日に、フランス王フィリップ2世（オーギュスト）に、姪ジャンヌの名で忠誠を誓った際に、「（ボードワンが）帰還するかもしれないので、ボードワンを除くあらゆる人物に対して国王を援助する」という内容の約束をしている。また、「伯死す」の知らせと同時に、「伯は生存している」という噂がフランドルに広まっていたことにも注目したい¹⁷。

フランドル伯領の摂政かつ幼い女子相続人の後見人であるナミュール伯は、極端な親仏政策を採っており、最終的に2人の女子相続人をフィリップ2世の後見にゆだね、1208年には両者をパリに送ってしまった。この事実から、フランドル伯の権威が大いに侵害されたと見られるだろう。しかし、2人の女子相続人はフランドル伯領だけでなく、帝国領に属すエノー伯領の相続人でもあった。さらにフランドル伯領の東部は帝国領にも属するので、簡単にフランドル伯領へのフランス王の権限拡大とは言い切れない面がある。そして、このナミュール伯の措置に対してエノー伯領の家臣からは不満の声が挙がったのは言うまでもない。この問題についてウォルフは、当時エノー伯の直接の主君であるリエージュ大司教が買収されたため、不満がおさまっていたのだと推測している¹⁸。だが、フランドル伯領の女子相続人の処遇は、フランス王でさえも簡単に片付けられる問題でなかったことがわかる。

疑問なのは、ボードワンが上記のような危機的な状況を予測しなかったのかである。ボードワン夫妻の予定では、不在期間は3年ほどのはずであったと考えられる。これは、ある係争の解決について、「十字軍から帰還するまで、3年間延期する」という内容を持つ証書を根拠としている¹⁹。また、第1回以来の十字軍や聖地巡礼に、歴代の伯たちが熱心に参加していたことも²⁰、フランドル伯にとってのパレスチナの地は、現代人が想像するよりは身近だったのであろう。

次に女子相続人であるジャンヌとマルグリトについて、後見人になったフランス王フィリップ2世が、両者を自分に都合の良い人物と結婚させようとしたのは当然である。そして、この当時フィリップ2世と良好な関係にあった母伯マチルド（フィリップ・ダルザスの寡婦）の甥である、ポルトガル王子フェランをジャンヌと結婚させ、フェランがフランドル伯を名乗ることになった。しかしながら、その後にはフェランはイングランドのジョン王と同盟し、1214年にはブーヴィーヌの戦いでフィリップ2世と対決するに至り、敗北したフェランはパリに連行され、1227年まで幽閉生活を送ることになった。ジャンヌはフェランの解放に尽力するが、フィリップ2世はフェランとの結婚解消に同意するまでは、ジャンヌとの交渉に応じないという態度を示した。ジャンヌはフィリップ2世が薦めるブルターニュ侯との結婚に同意するが、間もなくフィリップ2世が没したために、この結婚は実現しなかった。なお、フェラン不在中のフランドル伯領では、アルヌール・ドードナルド Arnoul d'Audenarde を中心とする親仏貴族から構成される諮問委員会が、ジャンヌを助けて統治をおこなっていた²¹。

¹⁷ Wolff, *op. cit.*, p.292.

¹⁸ *idem.*

¹⁹ *ibid.*, p.288.

²⁰ Nicholas, *op. cit.*, p.71.

²¹ ジャンヌの結婚からブーヴィーヌの戦いまでの状況については、拙稿「フランドル都市のブ

妹のマルグリトの結婚も、フィリップ 2 世には大きな関心事であった。マルグリトは 1212 年の 10 歳の頃に、40 歳前後のエノー貴族ブシャール・ダヴェヌ Bouchard d'Avesnes と結婚するが、この結婚はフィリップ 2 世により画策されたといわれている。ブシャール・ダヴェヌはフランドルとエノー伯の家臣ではあるが、2 人の伯とはたびたび対立関係に入り、この当時はフランス王の利益を支持する姿勢をとっていたように見える。だが間もなく、ブシャールがエノー伯領の相続を要求したため、ジャンヌと対立関係に入ってしまった。ジャンヌ側は、ブシャールが以前に聖職に就いていたことを理由に、ブシャールとマルグリトの結婚無効をローマ教皇に訴えた。1215 年の第 4 回ラテラノ会議において、結婚の無効宣言がなされ、ブシャールの破門が決定したにもかかわらず、マルグリット夫妻は同居を続け、1218 年にはジャン、1219 年にはボードワンと、2 人の息子をもうけるに至った。1219 年にはジャンヌとマルグリットの間で戦争が勃発し、敗北したブシャールは 1221 年までの 2 年間投獄され、その後赦免を求めてローマへの旅に出発することになるが、このブシャールの不在はジャンヌの画策により長引くことになる。その間、ジャンヌの宮廷に居住していたマルグリトは、1223 年末にシャンパーニュ貴族のギョーム・ド・ダンピエール Guillaume de Dampierre と再婚している。この結婚は、両者が結婚禁止範囲の血縁にあることや、まだブシャールとの結婚無効が正式に決定していなかったこともあり、当時はセンセーショナルな話題になったという。1224 年にブシャールが帰還した時には、すでにマルグリットはギョーム・ダンピエールとの間に一子をもうけていた。そしてブシャールには、マルグリットとの間に生まれた 2 人の息子の保護権も認められなかった²²。

要するに、女伯とその妹夫妻の間に生じた問題が原因となり、1220 年頃からフランドル・エノー伯領は動揺を見せていたのである。さらに同時期に、フランドル地方は飢饉におそわれ、穀物価格の高騰に悩んでいた。また、地中海方面ではフランドル産毛織物の販売量が落ち込み、フランドル地方が経済危機を迎えていたことも指摘されている²³。

4 事件の概要

(1) 偽ボードワンの登場

1224 年、エノー伯領に位置するヴァランシェンヌで、ある人物が多くの贈り物を民衆に与え、伯ボードワンが間もなく帰還するだろうと公言した (Mousket, verses 24480~24486)。すでに 1224 年 2 月には、トゥールネとヴァランシェンヌの間に位置する小村モルテーニュ Mortaigne に 1 人の隠修士が現れ、ヴァランシェンヌ周辺に局地的ではあるが、それが伯ボードワンではないかという噂が流れていたという²⁴。1225 年に入ると、「ボードワン帰還」の噂はフランドル・

ーヴィーヌの戦い」、関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、1994 年、251-268 ページ。

²² Nicholas, *op. cit.*, pp.156-157. Wolff, *op. cit.*, pp.293-294. 次の文献から、ダンピエール家はフランス国王に忠実だったと考えられる。Baldwin, John W., *The government of Philip Augustus, Foundations of French Royal Power in the Middle Ages*, University of California Press, 1986, p.200.

²³ Dept, *op. cit.*, p.151. Nicholas, *op. cit.*, p.175.

²⁴ 隠修士の出現は、ジャック・ド・ギーズの史料によると、1224 年 2 月のことである。(MGH SS, vol.30-1, p.300)

エノー伯領全体に広まり、また隠修士がボードワンであるという話を聞きつけた有力貴族が、彼のもとを訪れるようになった。最初に訪れたのが、ナミュール伯フィリップ・ド・クールトネ、ブシャール・ダヴェヌそしてモルテーニュの城主だった。彼らは隠修士に対して、ボードワンその人であるのかと問いただしているが、これについて隠修士は何も答えなかった (Mousket, verses 24611~24615)。すなわち、肯定も否定もしなかったのである。女伯ジャンヌとの関係が陰悪だったブシャールの名前が挙がっているが、これは偽ボードワン事件が反ジャンヌ派あるいは反フランス派貴族による陰謀であるという主張に、説得力を与えるだろう。この時以降、3人の貴族は隠修士の支持者になっている。その後、多くの聖職者、貴族そして民衆が隠修士を訪れるが、彼自身はまだボードワンであることを否定している (Mousket, verse 24626) ²⁵。

1225年の聖週の間 (ムスケによると3月27日)、ついに隠修士は自分が行方不明の伯であると宣言し、ボードワンの身体にあったとされる傷痕を貴族や聖職者に示した。そして、入浴と髭剃りの儀礼の後、馬に乗せられ、人々の歓喜の中でヴァランシェンヌに迎えられ、伯として飾り立てられた (Mousket, verses 24634~24645, *Chronica Albrici Trium Fontium, maxime nobilium et religiosorum se manifestavit, cicatrices lateris, …*)。この時、かつてのボードワンを知る者が、身長が頭一つ分低い事に気づいたが、彼が本物であると信じる人々は年齢のために背が低くなったのだと主張した。また、かつてボードワンは地理的な知識について非常に詳しくあったのだが、この隠修士はその方面には疎かった。これについても、長年、ギリシア人やサラセン人の間に滞在したのが原因だとされた²⁶。

このような状況に対し、女伯ジャンヌは側近のアルヌール・ド・ドナルドを派遣した。この時、アルヌールは隠修士がボードワンその人であると信じたが、これは周囲の貴族たちの言葉を信用してのことだった (Mousket, verses 24660~24668)。女伯本人は父ボードワンに関する記憶がないので、会議を開き、隠修士が実の父であるか否かを調査させることになった。この時、女伯はボードワンを名乗る人物が父ではないと考えていた (Mousket, verses 24705~24719)。会議が開催された夜、偽ボードワンはヴァランシェンヌ市民に対して、自分を信頼するよう宣誓させた (Mousket, verses 24720~24722)。隠修士の調査には、ボードワン本人を知る全ての生存者が動員され、対面調査が行われた。この中にはボードワンの書記官であったワルター・ド・クールトレ Walter de Courtrai も含まれていたが、ボードワン本人であると認めることはなく、偽ボードワンもワルターが誰なのかを判断できなかった。そのために、隠修士がボードワンではないと考える貴族たちが、この時点でかなり現れている。ところが民衆たちは、あくまでもボードワン本人であると信じ、調査結果がジャンヌの買収により曲げられたものであると非難した (Mousket, verses 24689~24690, 24757~24772) ²⁷。

(2) 内乱の勃発

偽ボードワンを支持するヴァランシェンヌ市民は、塔を占拠して防御を固めた。一方、女伯側も偽ボードワンに退去するよう要求したが、拒否されてしまった (Mousket, verses

²⁵ Wolff, *op. cit.*, p.295.

²⁶ *ibid.*, pp.295-6, Cohn, Norman, *The Pursuit of the Millennium*, London, Secker & Warburg, 1957, p.78. (ノーマン・コーン著、江川徹訳『千年王国の追求』紀伊國屋書店、1978年、85ページ。)

²⁷ ルイ8世も調査のために4名の貴族を派遣している。(Wolff, *op. cit.*, p.296.)

24792~24799)。これを機に、女伯と偽ボードワンの間で内戦が勃発し (Mousket, verses 24814~24815)、フランドルとエノーの諸都市は偽ボードワン側に立って蜂起し、主要都市の中で女伯を支持したのはエノー伯領のモンズのみであった。内乱は続き、女伯はフランス王ルイ 8 世の保護を求めてトゥールネに逃れた²⁸。また偽ボードワンの元に、ジルベール・ド・ソトジャン Gilbert de Sotegien という貴族が、ブシャール・ダヴェヌの息子たち、すなわち偽ボードワンの「孫」であるジャンとボードワンを連れてきた。これ以降、公的な場には、この 2 人の少年が伴われることになった。これに対して、父であるブシャール・ダヴェヌは、息子を自らの手に取り戻すために、すぐに偽ボードワンのもとに駆け付けている (Mousket, verses 24844~24850) ²⁹。

その後、パリに逃れた女伯ジャンヌはルイ 8 世に対して、彼女の権力回復を支援してくれた場合には、その出費に対してパリ貨 2 万リーヴルまでを支払い、この負債を返済するまで、ルイ 8 世がドゥエとスロイスの両都市を占領することを認めた³⁰。ルイ 8 世の側でも 5 月半ばに、自分自身の叔母でありボードワンの妹でもあるシビル・ド・ボーージュ Sibyle de Beaujeu を偽ボードワンのもとに派遣した。シビルは 20 年以上兄に会っていなかったが、隠修士にはやつれが見られて容貌の変化が疑われるものの、兄ではないと確信するにいたった (Mousket, verses 24914~24924)。だが彼女は、自身の判断を隠修士に知らせることなく、15 日後の 5 月 30 日のペロンヌでのルイ 8 世との会見のための通行証を手渡した (Mousket, verses 24919~24938)。

女伯不在のフランドルとエノー伯領では、偽ボードワンが権力の絶頂に達していた。その支持者には、ルーヴァン侯をはじめとする有力貴族が含まれていた (Mousket, verse 29497, *Chronica Albrici*..., p.915; *Ducem Lovanii et barones et viros nobiles ultra mille preter ignobiles in parte sua habuit, duobus fere mensibus regnavit*)。ペンテコステの日 (5 月 18 日)、ヴァランシェンヌにおいて偽ボードワンは戴冠し、10 名の騎士を叙任し、新たな勅書に印を押し、封土を分配した (*Chronica Albrici*..., p.915; *coronam in die pentecostes tulit, cecem novos milites creavit, novas cartas sigllavit et feoda divisit, ...*) ³¹。そして、フランドルを目指して勝利の行進を行うのだが、その際には紫色の皇帝の衣装を着用し、十字架に先導されて、伯と皇帝の旗を伴っていたという (Mousket, verses 24823~24826)。

このように、偽ボードワンが民衆の熱狂的歓迎を受けたことは注目に値する。特にリール、コルトレイク (クールトレ)、ブリュッヘ (ブリュージュ)、そしてヘントでの民衆の熱狂は著しく、その様子をムスケは「もし神が地上に降りても、これ以上の歓迎はされないだろう (Mousket, verses 24853~24854 ; *Se Dieux fust en tiere venus, Ne fust il pas minous recëus*)」と述べてい

²⁸ *ibid.*, pp.296. Pirenne, Henri, *Histoire de Belgique, I Des origines au commencement du XVI^e siècle*, Bruxelles/ Maurice Lamertin, 1929, p.385.

²⁹ また、ムスケの記述からは確認できないが、1225 年 4 月 11 日にはイングランド王ヘンリ 3 世が、同盟締結を要求する書簡を偽ボードワン宛てに書いたという。(Wolff, *op., cit.*, p.296.)

³⁰ Wolff, *op., cit.*, p.297, Dept, *op., cit.*, p.153, Nicholas, *op., cit.*, p.155. 女伯ジャンヌとルイ 8 世の協定から、後のヴァランシェンヌ蜂起の際に都市を包囲したのは、フランス軍と考えられる。

³¹ Wolff, *op., cit.*, p.297, Nicholas, *op., cit.*, p.155. ここで偽ボードワンが使用した印は、「フランドルとエノーの伯・コンスタンティノーブル皇帝」の印である。

る。都市の中で唯一入場を拒否したのは、フランス国王の直轄都市であるトゥールネだった³²。

(3) ペロンヌ審問およびヴァランシェンヌ蜂起

偽ボードワンは、支持者となった貴族や騎士たちを連れて、フランス王との会談のためにペロンヌに赴いた。ルイ 8 世は彼に面会し、ボードワンその人であれば知っているはずの事柄について尋ねた。その内容は、「どこで妻（マリ・ド・シャンパーニュ）と結婚したのか」、「どこで（フランス王）フィリップ 2 世から叙任されたのか」、「どこでフィリップ 2 世に臣従したのか」というものだったが、偽ボードワンは全く回答できなかった（*Mousket, verses 24960~24969*）。審問の後、偽ボードワンは食事をしたいとルイ 8 世に申し出たので、国王は「私の部屋で眠り、食事をするように」と答えた。国王が偽ボードワンを自室に招いたのは、質問の正答を助言できる人物から隔離するためだった（*Mousket, verses 24972~24978*）。

偽ボードワンへの吟味と観察は、審問後も続けられた（*Chronica Alberici ; inducias tantummodo usque sua dormitionem requirendo et suorum consilium*）。そこで、ブロワ近郊に位置するオモヌ Aumône 修道院（あるいはプティ・シトー Petit-Cîteaux 修道院）の院長、およびオルレアン司教とボーヴェ司教による証言があり、この偽ボードワンが以前にブロワ伯ルイを詐称した芸人であるのが判明した。このようにして偽者であるのが明らかになったので、ルイ 8 世は彼に対し、国外追放あるいは同等の罰を与えると告げた（*Mousket, verses 24985, 24995~25005*）³³。この時点で事件は解決したかのように思われた。詐称者は審問の日の夜に、ヴァランシェンヌに逃亡したが、ルイ 8 世は詐称者が一笑に付されると期待してパリに戻った（*Mousket, verses 25008~25015*）。

だが、事態は逆に深刻な方向へと進み、偽ボードワンを迎えたヴァランシェンヌ市民は、彼を祭り上げて蜂起したのだった。ヴァランシェンヌ市民の中でも、裕福な者たちは偽ボードワンを捕らえようとしたが、それは貧民 *le menüe gens* の激高により不可能であった。貧民はサン・ジャン修道院に偽ボードワンと 2 人の「孫」を連れていき、さらにヴァランシェンヌの都市を制圧した。そこで新しいジュレ *jurés noviaus* を任命するために、現職のジュレを解任し、コミューン *comugne* を宣言して、新しい城砦を築いた。また、身代金目当てに富裕者を捕らえ、都市を焼き討ちするなどの暴力行為を行った（*Mousket, verses 25018~25036*）。このように、ヴァランシェンヌでは一時的に貧民の「革命」がおこった。この動きに対し、女伯ジャンヌはヴァランシェンヌを包囲させることになった（*Mousket, verses 25051~25052*）。そして、既にペロンヌ審問後に、偽ボードワンを支持した貴族たちは、次々と詐称者の元を去っていた。ブシャール・ダヴェヌもその 1 人であったが、2 人の息子を取り戻せずにいた（*Mousket, verses 25037~25042*）。

この重大な時に、偽ボードワンはサン・ジャン修道院長の協力で、夜間にヴァランシェンヌから逃亡した。これは、当時ドイツで最有力の諸侯であるケルン大司教エンゲルベルト *Engelbert* に訴えようとしたためであった。だが、女伯は逃亡した偽ボードワンを追跡させている（*Mousket, verses 25058~25076*）³⁴。偽ボードワンがケルン大司教に面会したと肯定する史料もあるが、同

³² 斉藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究——「自由と自治」をめぐる都市と農村——』九州大学出版会、1992年、第3部 第1章「トゥールネのコミューン」、177-200ページ。

³³ ブロワ伯ルイは既にアドリアノーブルで戦死しており、ボードワンとは親しい間柄であった。（*Wolff, op. cit., p.298.*）

³⁴ 当時のケルン大司教は、フリードリヒ 2 世の息子ハインリヒの摂政であり、またリエージュ

時代の史料のほとんどは「面会していない」という内容である。この部分についてムスケは「あつという間に全てを持ち去り (Mais avant cop tous les vuida, verses 25078)、ライン川の向こう岸に行こうとした (逃亡した)」と述べている³⁵。

偽ボードワンが逃亡した後のヴァランシェンヌでは、再び有力市民によるコミューンが打ち立てられ (Mousket, verse 25153 ; Que leur [=Valencenois] kemugne fust estable)、4名の騎士と8名のブルジョワ (Mousket, verse 25145 ; Cevaliers quatre et huit bourgeois) からなる代表を、すでにパリから帰還していた女伯のもとに派遣した。そしてブルジョワ支配が復活したヴァランシェンヌは、自らの損害を女伯に訴えるとともに (Mousket, verses 25150~25151 ; Et leur damages et leur pertes / A la contesse demanderent)、新コミューンの承認を要求した³⁶。ヴァランシェンヌ側の弁明は、偽ボードワンという領主の命令により、自分たちは強制されて蜂起したというものだった (Mousket, verses 25150~25151)。ところが女伯は要求を拒否したうえで、全フランドルとエノーをその狂気により不名誉にさらしたと、ヴァランシェンヌ市民を告発した (Mousket, verses 25163~25174)。その結果、ヴァランシェンヌは女伯に対して再び蜂起するが、フランス軍に包囲されたのち、食糧不足のために間もなく降伏した (Mousket, verses 25179~25182)。

(4) 偽ボードワン逮捕とその後の事情

ヴァランシェンヌの蜂起が解決してまもなく、偽ボードワンはブルゴーニュで逮捕された。正確な逮捕場所や、誰により逮捕されたのかについて、史料の内容は一致していない³⁷。偽ボードワンはフランドルに送還され、リールで裁判にかけられた。そこで、この人物はシャンパーニュ出身の放浪芸人ベルトラン・ド・レイ Bertrands de Râis (Mousket, verse 25254) であることが判明した。有罪の判決が下されたベルトラン・ド・レイは、かつてラテン皇帝にしてフランドルとエノー伯として凱旋した時のように、フランドル諸都市を引き回されながら、リールに連れていかれて絞首刑に処せられた。女伯による扱いは容赦ないものであり、ムスケによると「2匹の犬の間で、さらし台につるされる (verse 25297; Et s'ot deus ciens pendus encoste)」というものだった³⁸。

以上のように、偽ボードワン事件は1225年10月のベルトラン・ド・レイの処刑をもって解決

大司教 (エノー伯の主君) の主君だった。

³⁵ ケルン大司教の史料 (*Chronica Regia Coloniensis*) にも、偽ボードワンが大司教に面会していないと述べられている点から、ムスケの記述は信用できる。(Wolff, *op., cit.*, p.298、319 : note 158.)

³⁶ Wolff, *op., cit.*, p.298.

³⁷ ムスケの記述によると、ブザンソン近郊のルジュモン Rouge(s)mont という場所で、歌手に身をやつしている所を、エラール・ド・カスネ Mesire Erard de Cassenai という人物に捕らえられている (Mousket, verses 25247-25250)。また、アルベリクスによると、クラレンボー・ド・シャブに捕らえられ、シャスネの城に連行され、番兵に忌避渡されたことになっている。ムスケによると、偽ボードワンの父が、このクラレンボーの不自由民だったという。

(*Chronica Alberici*, p.916 ; per Clarenbaldum Cappis captum et adductus apud castrum de Cachenev custodie manicipatur.)

³⁸ 詳細は不明であるが、阿部勤也『刑吏の社会史』中央公論社、1978年、50ページの図に近い状況であると考えられる。

した³⁹。だが、偽ボードワンを支持した都市の民衆は、詐称者がボードワンその人であると、長く信じ続けたらしい。これに関して、ムスケは特にヴァランシェンヌの民衆を「アーサー王の帰還を待つブルトン人」にたとえている (Mousket, verses 25201~25204)。また、偽ボードワンを処刑した女伯ジャンヌは、反対派によって内乱の時から「父に従順でない娘」と非難されていたが、さらに「父親殺し」の汚名を着せられることになった⁴⁰。

一方、女伯に対する反乱が早期に解決したために、ルイ 8 世による援助に対する負債額も最小限に抑えられた。また反乱に加わった都市に、女伯は重い賠償金を要求したために、当初は 20 年以上かかると考えられていたルイ 8 世への返済も 1226 年には完済でき、さらに 1214 年以来捕らわれの身であった夫フェランの身代金も用意できた⁴¹。

最後に、フランドル伯家とアヴェヌ家の関係について見ることにする。ブシャール・ダヴェヌとマルグリットの間に生まれた 2 人の息子は、事件解決後の数年間をフランスで過ごし、母を強く恨むようになったという。1244 年に女伯ジャンヌが没した後、妹のマルグリットが女伯になるが、ここでアヴェヌ家は自分たちの方が、ダンピエール家の子供たちよりも年長であることを理由に、フランドル・エノー伯領の両方の相続を要求した。マルグリットとブシャール・ダヴェヌの結婚が無効になっているので、本来は教会法上の問題も関係するが、その解決はフランス王ルイ 9 世にゆだねられた。結果として 1246 年にフランドル伯領をダンピエール家に、エノー伯領をアヴェヌ家に与えるとの判定が下された。だが、1248 年まで、この判定は受け入れられることなく、その後も約 1 世紀にわたり両者の抗争が続くことになった⁴²。

5 研究動向

以上に概要を述べた偽ボードワン事件は、フランドルあるいはベルギー中世史においては特筆すべき事件とされ、近代以降の二次文献の数も多い。特に 19 世紀の研究では偽ボードワンの真偽が問題となっており、さらにはベルギーのナショナリズムとも結びつき、親仏的な姿勢を取る女伯ジャンヌに批判的なものが見られる⁴³。19 世紀以降の全文献を網羅するのは不可能なので、20 世紀に入ってからの主な研究動向を、以下に紹介するにとどめる。

1920 年代に、偽ボードワン事件を社会的側面から再検討するよう提起し、その際には第一級史料であるムスケの叙述に厳密な批判を加えるべきだと主張したのはデプトである。事件について、デプトは「純粋に政治的起源であったが、フランドル最初の社会的暴動になった」と見ている。つまり、その中心人物が誰なのかは明らかにしていないが、女伯に対する貴族の陰謀から始まったとしている。そして民衆が偽ボードワンに熱狂した背景として、飢饉に注目している。その中で窮乏した民衆がボードワンを「救済者」と見なし、熱狂したのだと述べている。また、フラン

³⁹ Cohn, *op. cit.*, p.81, (コーン、前掲書、87 ページ)。ベルトラン・ド・レイの処刑は 1225 年 10 月のことである。

⁴⁰ Wolff, *op. cit.*, p.299.

⁴¹ *idem*, Nicholas, *op. cit.*, p.155.

⁴² Nicholas, *op. cit.*, p.156.

⁴³ 偽ボードワンに事件に関する一次史料と 19 世紀以降の二次文献については、Wolff, *op. cit.*, pp.311-313, note 122 を参照。

ドル民衆が十字軍の物語に影響を受けやすく、十字軍士の突然の帰還や復活を信じて熱狂した事件が 12 世紀にも生じたことを挙げ、フランドル民衆の意識には、偽ボードワンが成功する素地があったとしている⁴⁴。

ピレンヌも事件について短い言及をする中で、民衆は偽ボードワンを社会改革者として歓迎したのだと、この事件のデモクラティックな性格を強調している。そして、1225 年の事件以降、フランドルでは民衆あるいは手工業者による社会暴動が絶えず起こり、この傾向は 14 世紀以降ますます強烈になっていくと述べている⁴⁵。

1950 年代になると、ウォルフがボードワン本人の誕生から偽ボードワン事件まで、彼のフランドル・エノー伯としての業績、十字軍出発後の事情までを含む論文を書いている。おそらく、ボードワンについて現在容易に見ることができる、最も詳細な記述であろう。ここでも、偽ボードワン事件は貴族階級によりつくりあげられた詐称事件として始まり、ほとんどプロレタリア革命の様相を呈するものになったと指摘されている。また、この論文の最後において、ボードワン 9 世夫妻の十字軍参加が、いかに故郷に無秩序をもたらしたかを指摘している⁴⁶。この部分の記述は非常に短いので、ボードワンの死去と共に、伯権力の弱体化が簡単に生じた理由については触れられていない。

ニコラスも『フランドル中世史』(1992 年)において、事件を女伯ジャンヌの治世最悪の出来事としている。事件が貴族の陰謀から始まるのかは不明であるとしているが、フランドル伯領での飢餓や、アヴェヌ家の問題、女伯政府の政治的弱体が事件の成功をもたらしたと指摘している。さらに、事件を「手工業者により第一級の勝利」として位置付けている⁴⁷。

要するに、20 世紀に入ってから研究では、偽ボードワンの真偽よりも、事件を起こした社会的背景に注目が映っている。だが、ほとんどの研究者が、社会的側面に注目してはいるが、それに関連する具体的な研究が現在までなされていない。事実、13 世紀前半の都市と伯の関係や、都市内部の権力構造について詳述するのは容易ではない。また、事件は終末論の観点から、ノーマン・コーンによっても扱われている⁴⁸。

事件そのものが非常に多面的な様相を呈しているので、研究対象として焦点を絞りにくい面がある。だが、扱い方によっては中世社会の様々な局面に、光を当てることができる素材になるだろう。次章において、事件研究の可能性を述べて締めくくりにした。

6 結びにかえて——事件からの問題提起——

偽ボードワン事件は、現在までに研究し尽くされたといえる状況であり、研究対象として取り上げる価値があるのかという疑問が生ずるだろう。ここでは、序節において述べたように、事件そのものではなく、事件を通じて浮かび上がる当時の社会の諸相について検討したい。

過去の諸研究において指摘されているように、階級闘争が表面化して起こった事件であると考

⁴⁴ Dept, *op. cit.*, pp.148-154.

⁴⁵ Pirenne, *op. cit.*, pp.384-385.

⁴⁶ Wolff, *op. cit.*, pp.281-322.

⁴⁷ Nicholas, *op. cit.*, p.132, 155-156.

⁴⁸ Cohn, *op. cit.*, pp.78-81. (コーン、前掲書、84-88 ページ。)

えるのは、都市化の進んだフランドル地方においては納得のいく説明である。フランドル地方の特産品とされる高級毛織物は、織り目が完全に消えるほどに圧縮され、シルクに匹敵するような非常にソフトな手触りになり、数世代にわたって着用が可能だったほどだという⁴⁹。このような製品を生産するためには、羊毛の刈込（剪毛）から仕上げまで全体で 32 工程もの過程が必要になっていた⁵⁰。したがって、フランドル伯領の毛織物工業都市には、毛織物製造の各過程に関係する多数の底辺労働者が存在し、当時の社会に対する不満を持っていたと考えられる。だが、これでは農村的色彩の強いエノー伯領においても詐称者が成功した理由は説明できない。

筆者としては、北西ヨーロッパの勢力均衡の要石となるフランドル・エノー伯領に、女子相続人が存在したことが、事態を複雑にしたように見える。序章で述べたように、1214 年のブーヴィーヌの戦い以降、この地域に対してフランスの影響力が強大になっていたように見える。その状況での偽ボードワンは、親フランス派である女伯ジャンヌに対抗する象徴と受け取ることができる。だが筆者としては、フランス王が期待したほど、ブーヴィーヌ以降にその影響力は強くなかったのではないかと考える。ブーヴィーヌ後にフランス王から直接処罰されたのは、ジャンヌの夫であるフェランであり、ジャンヌその人に対してはフランス王であっても手を出せない状態だった。したがって、フランドルとエノーの支配権を握るためには、女子相続人の夫になるか、あるいは彼女らから直接支配権を奪うしかなく、結果的に詐称者は数少ない手段を採ったことになる。ただし、この詐称者ベルトラン・ド・レイには、フランドルの支配権を手にするという野心までは持っていなかったと考える。

また、ブシャール・ダヴェヌとマルグリト夫妻によるエノー伯領の相続要求が、事件の最大原因とは断定できないが、事件を増幅し、複雑化した要因に数えて良いだろう。12 世紀以来のフランドル伯が、息子たちのそれぞれに領土を与え、かつ娘たちにはかなりの嫁資を与え続けた。そして当時の相続人は 2 人の姉妹である。当然、妹のマルグリトにも領土を要求する権利があり、ブシャールによるエノー伯領要求は決して不当な要求ではない⁵¹。また、エノー伯領の要求もブシャール自身の領土的野心というよりも、マルグリットとの間に生まれた息子に領土を確保するのが、本来の目的だったと考えるのが妥当であろう。

また、デュビーが結婚や相続に関する一連の研究において、12 世紀の第 4 四半世紀に、貴族の結婚政策に大きな転換が生じたと指摘している。すなわち従来は世襲財産の細分化を防ぐために、次男以下の息子たちは独身生活を余儀なくされていたのに対し、この頃から次男以下が長男の封

⁴⁹ John MUNRO, Spanish merino wools and the nouvelles draperies: an industrial transformation on the late medieval Low Countries, *Economic History Review*, LVIII, 3 (2005), pp.432-433.

⁵⁰ 河原温、堀越宏一『図説 中世ヨーロッパの暮らし』河出書房新社、2015 年、84-85 ページ。

⁵¹ Nicholas, *op. cit.*, p.158.だが、エノー伯領での状況は異なる。ボードワンはエノー伯として、十字軍出発前の 1200 年に、封土の相続に関するエノーの慣習法を成文化した『封建法書』を發布し、特に女子や未成年者の財産相続について規定している。ここでは、「息子がいない場合には、娘が相続する」ことや、「2 回目の結婚による息子が、1 回目の結婚による娘よりも優先する」など、具体的な規定が盛り込まれており、全体的に封土の細分化を防ごうとする意図が読み取れる。(Wolff, *op. cit.*, pp.283-284, 287.)『封建法書』については、斎藤、前掲書 141 ページ（第 2 部 第 2 章「慣習法文書に見られる都市と農村」）においても触れられている。

として相続地を受け取るようになったとしている。この慣習が北フランス全体に普及したため、フィリップ2世は封建制の基盤が侵食されるのではないかと懸念して、その拡大の阻止を考えたという⁵²。ところがフランドル・エノー伯領では、複数の女子相続人が残されたために、事態がさらに複雑化した。つまり、女子相続人のそれぞれが、血縁その他の関係のない別の家系の男性と結婚するならば世襲財産は容易に分割され、フランドル・エノー伯が弱体すると、姉妹の後見人であるフィリップ2世は考慮しなかったであろうか。実際、ジャンヌとの結婚を最初に名乗り出たアンゲラン・ド・クーシ Enguerrand de Couci の場合、自分自身とジャンヌと共に、弟のトマスをマルグリトと結婚させたいと望んでいた。この申し出は、アンゲランの風評に問題があったことから、フランドル貴族が反対したために実現しなかったという⁵³。だが、別の見方をすれば、特定の貴族家系が女子相続人の両方を得た場合、フランス国王とフランドル貴族にとっては、大きな脅威が現れる恐れがあった。フランドル伯領という重要な場所に、2人の女子相続人が遺されたことは、主君による決定的な介入を阻止するのに役立ったが、その結婚相手如何によっては重大な脅威をもたらす危険を、主君や在地貴族にもたらす恐れがあったのである。

最後に、伯継承の手続きに関する問題がある。一般に、諸侯は聖地に永住するのではなく、故郷に帰還することを前提に十字軍に参加した。ボードワンの場合も、フランドルとエノー伯領の摂政を任命してからの出発であり、自らの後継者については何ら考えていなかった。したがって、聖地永住を願ったフランドル伯ティエリ・ダルザスが、1157年に息子のフィリップ・ダルザスに譲位したのは異例である。また、それにもかかわらずティエリは1159年にフランドル伯領に帰り、伯に復帰している⁵⁴。ティエリ・ダルザスの場合は、確実に本人が帰還した点が異なるが、事件の発端において貴族が偽ボードワンを支持した背景には、この前例があるのかもしれない。また、先代の伯による正式な承認を得ていない女伯ジャンヌの継承には、曖昧な部分が遺されていたと推定できる。さらに、この問題はフランドル伯領において、聖地巡礼者や十字軍からの帰還者を特別視する傾向により増幅されたのである。

⁵² Duby, George, *Le chevalier, la femme et le prêtre, Le mariage dans la France féodale*, Hachette, 1981, pp.294-296. (ジョルジュ・デュビー著、柴田勝英訳『中世の結婚 騎士・女性・司祭』新評論、1984年、450-453ページ。) さらに G. Duby, Cambridge, Translated by Jane Dunnett, *Love and Marriage in the Middle Ages*, Polity Press, 1994. に所蔵された以下の論文においても、同様の内容が述べられている。“Marriage in Early Medieval Society” pp.20-21, Philip Augustus’s France: Social Changes in Aristocratic Circles” pp.120-126. 関連してデュビーは、10世紀以降、男系家系が成立したと主張しており、相続問題と親族構造が不可分の問題になっていると述べた。デュビーを含む、フランスにおける親族構造の研究については、江川温「ラン司教バルテルミーの親族と祖先——共系的親族関係をめぐる考察——」、『待兼山論叢』第25号、1991年、同「見よ、この種にしてこの草あり——12世紀北仏貴族の親族・祖先意識」、前川和也編『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、1993年を参照した。

⁵³ Baldwin, *op. cit.*, pp.203-204.

⁵⁴ Nicholas, *op. cit.*, p.71. 1159~1167年の間、フィリップ・ダルザスが実際の統治をおこなっており、ティエリ・ダルザスの職務は儀礼的な分野に限られていた。

結論

フランドル伯領は、フランス、イングランドそしてドイツなど大国に囲まれ、支配者である伯は難しい外交政策を余儀なくされていた。特定の勢力が自らの脅威になると、それに対抗する別の勢力に接近するのがフランドル伯の伝統的な外交政策であったのは、この環境によるものである。一方、周辺の大国にとって、フランドル伯領は戦略上非常に重要な位置にあり、さらには緩衝地帯の役割を果たしていた。このような諸国の勢力バランスが崩れたように見えるのが、伯ボードワン 9 世の十字軍出発後から伯フェランの治世以降の時期である。この時代、ボードワン 9 世の遺児である姉妹の夫たちが伯として政治の前面に出ているが、その権力はあくまでも 2 人の姉妹に由来する「間接的」なものであった。そして女伯あるいは伯妃としての姉妹については、その統治能力を疑問視する傾向が研究者の間にもあった。だが彼女たちは貴族勢力に対しても、都市勢力に対しても、巧みに統治を展開していたように見える。

この時期に起こった「ブーヴィーヌの戦い」と「偽ボードワン事件」という事件は、フランドル伯にとっては危機的状況である一方、フランス王にとってはこの地域への勢力拡大の好機であったと見なすことができる。だが実際には、フランス王はフランドル伯領に対する扱いに苦慮しているようであり、伯の権限も弱体化していないように見える。姉のジャンヌの場合は、フランス王の力に頼りつつも、夫フェランの不在中に「偽ボードワン事件」を自らの有利に解決した。妹のマルグリトにしても 1270 年代のイングランドとの経済戦争を乗り切っている。女伯たちは経済的に依存するためにも、イングランド寄りの都市に特許状を与えつつ、都市の意向に沿う行動をとっていた。「偽ボードワン事件」解決後に見られたように、反抗的な都市に女伯が容赦ない対応を採ったように、都市と女伯姉妹の関係は常に良好とは言えないが、力を蓄えつつある都市に接近することで伯領内の貴族階級に対応できた面がある。

女伯の支配下フランドル伯領という点について見ると、ブーヴィーヌの戦い後のフランス王の様子を見ると、女子相続人は扱いにくかったようである。主君であるフランス王に対する封建的義務を実行するのは彼女らの夫であり、「ブーヴィーヌ」のような裏切り行為があっても、女伯本人に処罰が及ぶことは無かった。フランス王が女伯ジャンヌに求めたのは、夫フェランとの離婚だが、ジャンヌはこれを拒否している。また、フランドル伯領がフランス王を主君とする「王領フランドル」と、スヘルデ川以東の「帝国領フランドル」から成立することや、エノー伯領が「帝国」に属することからも、フランス王はこの地域を安易に扱えなかった。1246 年にルイ 9 世の調停により、フランドル伯領をダンピエール家に、エノー伯領をアヴェヌ家に継承させた背後には、両家の紛争解決と共に、フランドル伯領をドイツ皇帝から切り離し、支配を容易にする結果を期待したと考えられる¹。

さらにフランス王の影響力が決定的にならなかった要因として、都市の存在が大きい。都市の商人は、イングランドなどの交易相手国の君主の意図や政治状況に左右されながらも、その活動を維持していた。サン・トメールのハンザ名簿から見えるのは、都市の商業活動が相手国の事情によりかなり左右された様子である。特にイングランドとの商業関係が深いサン・トメールでは、

¹ John Baldwin et Walter Simons, (Traduction de Sophie Delmas), *Bouvines, un tournant européen (1214-1314)*, *Revue historique*, 2014, t. CCCXVI, no. 671, p.521.

イングランドの国内事情がハンザ成員の登録人数を左右した。名簿に登場するサン・トメール商人の行動は、フランドル伯領とイングランドの関係を維持するために大きな役割を果たしていたはずである。それはドイツ帝国との関係を維持していたヘントの商人も同様であろう。サン・トメールをはじめとするフランドル諸都市は自らの繁栄を維持するために、平和的な商業活動を望み、結果としてフランスやイングランドなどの勢力の均衡を望んでいたと言える。これは伯の伝統的外交政策と一致する。そして、都市門閥となった大商人は、もはや政治家かつ外交官であり、周辺諸国との対応に大いに配慮していたはずである。また、無いものねだりになってしまうが、1214年のブーヴィーヌの戦い前後の商人の登録人数が名簿に残っていれば、非常に興味深い結果が出ていたと考えられる。

そしてまさに同じ時期に、フランドル伯と共にフランドル伯領と隣接するエノー伯領の貴族階級が、熱心に十字軍に参加していた。12世紀に、アルザス家のフランドル伯が繰り返し十字軍と巡礼に参加した理由として、フランドル伯家の本流でありカロリング女系のエノー伯家への対抗意識も無視できないだろう。そしてエノー伯家出身のボードワン9世の時には、フランス王フィリップ2世の後見人であり、第3回十字軍に参加した伯フィリップ・ダルザスの栄光の記憶が大きく影響したと思われる。十字軍参加には、聖地に対する宗教的情熱も重要だが、このようなフランドルとエノーの2つの伯家間の対抗意識や、フランス王への対抗意識も無視できない。同じことが、2つの伯領の貴族階級にも言えるだろう。エノーの大貴族であるアヴェヌ家も、教会との関係が深いこともあり、自らの家名を高めるために十字軍に参加し、さらには主君である伯に対してアイデンティティを主張した側面がある。

高額な出費を伴う十字軍遠征には、経済的な裏付けが不可欠である。しかしながら、アヴェヌ家をはじめとする貴族階級の財政状況は、豊かさとは程遠く見える。十字軍の費用をまかなうものとして、領地経営による収益はもちろん、資金を持つ都市の門閥階級からの支援が必要なのは言うまでもない。そこで十字軍が、商人階級と貴族階級の間で流動性を促進した一要因であると考えたい。序章において挙げたサン・トメール商人フロラン・ル・リシュ Florent le Riche は、ブーヴィーヌの戦い直前の1210年当時、サン・トメールのエシュヴァンの1人として都市政治に関わりつつ、伯や貴族階級を相手にした金融業に携わっていた。14世紀になると、その後継者は軍人として登場し、さらには商業活動を完全に放棄し、領地経営に専念するようになる²。商人から領主へというル・リシュ家の変遷に関連して、ワーロップは「自由、富そして軍事技術の点でフランドル貴族とその他の階層間に、平均化が生じた」と述べた³。その理由の1つとして、貴族が近親結婚を忌避した結果、都市門閥から結婚相手を選ぶようになったと指摘した⁴。そして「両親共に貴族であるべき」とする12世紀までの貴族身分の条件が、13世紀に入ると「貴族の母を持つだけで良い」という条件が緩和され、都市門閥の中に貴族 *nobiles* の身分を持つ者が登場したと指摘している⁵。そして、裕福な市民は貴族階級の特許状を購入できるようになり、血の純粋

² Derville, A., *Saint-Omer des origins au début du XIVe siècle*, Presses Universitaires de Lille, 1995., pp.370-371.

³ Warlop, *The Flemish Nobility before 1300*, Part 1, Historical study, volume 1, G. Desmet-Huysman, Kortrijk, 1975, p.313.

⁴ 中世貴族の近親結婚の問題については、Constance Brittain Bouchard, "Those of My Blood", *Constructing Noble Families in Medieval Francia*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 2001.

⁵ Warlop, *op. cit.*, pp.318-139.

性は不要になったという⁶。貴族女性と都市門閥の結婚の背景には、近親結婚の問題と共に、十字軍遠征や領地経営の失敗などで貧困化した貴族階級が、裕福な都市門閥を結婚相手に選んだ可能性も大いに考えられる。

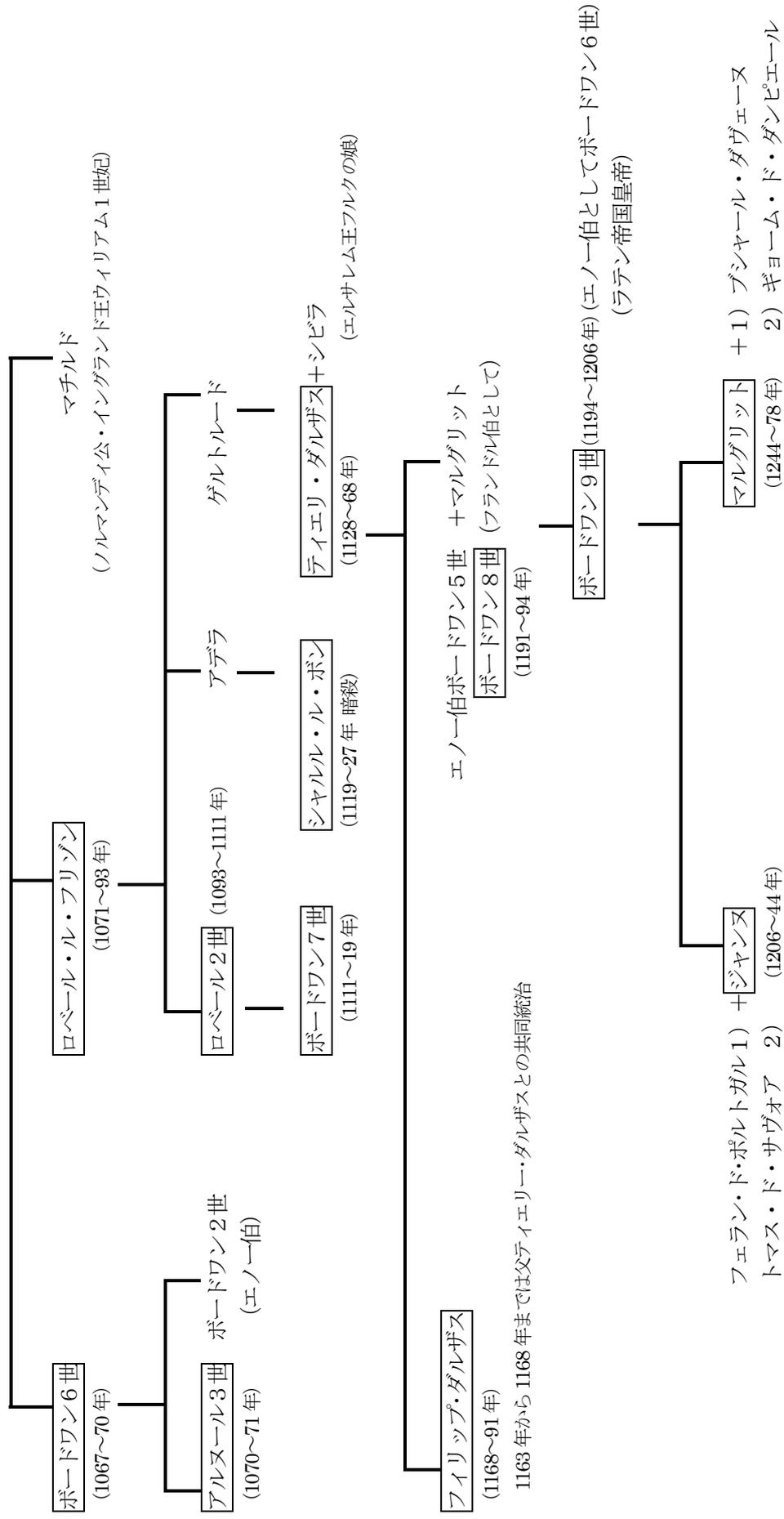
フランドル都市における「十字軍意識」に触れると、サン・トメールの代表的な都市門閥であるサント＝アルドゴンド家は、「十字軍に参加した祖先」を持ったことを誇りに思っていた⁷。少なくとも貴族階級と都市門閥階級の間には、両者の流動化も関係し、十字軍に関しては共通する祖先の記憶を持つ者が存在し、庶民階級の間でも従者や歩兵として十字軍に参加した祖先の記憶を共有した可能性がある。そのような共通の記憶が、「偽ボードワン事件」の発の背景にあったと言える。また偽ボードワン事件を中世民衆による階級闘争としてとらえる観点は無視できず、その背景としてフランドル伯領で繁栄した毛織物工業において、多くの手工業者が各工程に関与したことを忘れてはならない。

最後に、フランドル伯領の政治的な独自の立場と経済的繁栄は、対外関係と国内政策の双方における微妙な勢力均衡の結果であると結論づけたい。この勢力均衡を保った要因として、13世紀が女伯の時代であったことと共に、経済的繁栄を遂げた都市が政治的な外交経験を蓄積したことも大きいだろう。そして、13世紀前半のフランドル伯領で共有された「十字軍意識」が、時には「事件」の形で、当時の社会の根底にあるいくつかの局面を表面化させたのである。

⁶ Warlop, *op. cit.*, p.321.

⁷ Derville, *op. cit.*, p.374.

フランドル伯系図 (11世紀後半から13世紀まで)



※ カッコ内の年代は、フランドル伯としての在位期間である。この系図は本稿理解のために作成されたものであり、完全ではない。

史料：サン・トメールの商人ギルド規約

第1条) われわれの都市あるいは「郊外地」に居住し、我々のギルドに入るのを望まず、その意思を変えない者は、その者がどこかの場所で暴力を振るわれようと、財産を失おうと、あるいは決闘を挑まれようと、我々の側から一切の援助を受けることが無いだろう。

第2条) ギルドの出身ではなく、ある商品、すなわち衣服、ベルトそしてこの種のあらゆる品物の価格を設定しないであろう者は、その者がギルドの成員に従っていても、その者の意思に反しても、そのギルド成員により設定された価格で販売することになる。

第3条) だが、ギルドのある成員が、食料品ではなく、5 スーあるいはそれ以上の価値がない商品の価格を定めており、そしてギルドの別のメンバーが後から現れた場合には、後者は市場に参加する権利を持つことになる。万が一にも前者が後者への協力を拒否し、後者が、長老の前で2人の証人の証言によって拒否を証明できるならば、彼は2 スーの罰金を支払うことになる。

第4条) potacio (酒宴) の時期に、慣例では、長老が酒宴の前日に司教座聖堂参事会を招集したということであり、そして長老はそこでギルドの成員に、自らの席に9時に静かにやって来るように、そして古いものと新しいもの全てのために互いに仲良くするよう述べたということである。

第5条) しかしながら、誰かが自らと共に酒宴に、息子にせよ、甥にせよ、従者にせよ連れてくるならば、その者は、各人につき12 ドゥニエを支払うことが決められている。この規則からは、親方を免除する。

第6条) だが、誰かがギルドに属することなく酒宴に来るならば、そしてそのことが酒宴の間に公然と発覚するならば、彼は5 スーを払うことになる。あるいはその者はギルドの権利を即座に買うことになる。この規則からは、我々は聖職者、騎士そして外国人商人を免除する。

第7条) もし誰かがギルドのホールに木製の履物あるいは木靴を持ち込むのならば、彼は半オンスの金、すなわち10 ドゥニエを支払うことになる。

第8条) 誰かが長老を侮辱したら、その者は2 オンスの金を支払うことになる。

第9条) 誰かが1人の列席者を侮辱し、2人の証人がそれを聞いていたならば、その者は半オンスの金を支払うことになる。

第10条) 誰かが1人の列席者を拳あるいはパンあるいは石で打つならば¹、その者は2 オンスの金を支払うことになる。

第11条) 誰かが、他の者に腹を立て、自らの席から立ちあがるのならば、その者は1 オンスの金を払うことになる。

第12条) いったん鐘が鳴れば、誰かが叫び、立ち上がるのならば、その者は1 オンスの金を払うことになる。

第13条) 誰かがギルドのホールの外部から飲み物で満ちた甕を、許可なく持ち込んだら、その者は1 オンスの金を支払うことになる。

第14条) 誰かが、最初の鐘が鳴った時に、教会参事会室に来ていなかったならば、その者は12 ドゥニエを支払うことになる。そして、許可なく、健康上の理由なく、脱退する者は、12 ドゥニエを支払うことになる。

¹ 酒宴の会場には武器の持ち込みができないためである。

- 第 15 条) 酒宴の間に犯された行為と言葉による「狂気」そのものについて、我々は長老の前で責任を持たねばならないが、別の裁判員の前では責任を持つ必要はない。実際に、このようにして、酒宴はシャトラン Wulfric Rabel の時代に定められたのであり、Wulfric と市民の間で範囲を限定された。
- 第 16 条) 長老会はワインと、ギルドに必要なその他のものを、彼らの買ったものを払い戻されるまで、提供しなければならないことになっている。
- 第 17 条) われわれの酒宴の際に、扉口を見張る番人は、酒宴あるいは聖堂参事会室にいる市民それぞれから取り分を受け取ることになる。給仕人はそれぞれ一晩につき取り分を受け取ることになる；広間の守衛は取り分を受け取る。
- 第 18 条) ギルドの誰かが病気で、この事実が隣人たちにより確認されるなら、彼は一晩につき取り分を受け取る。
- 第 19 条) 誰かが国外にいるならば、その妻が取り分を一晩につき受け取る。
- 第 20 条) 誰かが「結婚」するとしても、(ギルド) は誰にもワインを提供する義務はない。
- 第 21 条) 同様に、晩課に参加する司祭全員は一晩につき取り分をそれぞれ受け取るようになる。我々がさまざまな小教区に属しているからである。
- 第 22 条) 最初の鐘を鳴らし、我々の聖堂参事会室に人を集め、我々のために聖遺物を準備するサン・トメールの守衛は、一晩につき取り分を受け取る。
- 第 23 条) 4 人の保証人が選出される理由は、彼らの中の 1 人が生き残った場合に、その者がそのことを完全に保証するためである。したがって保証人全員が出席する。だが、債務者の死亡により保証人全員は解任される。
- 第 24 条) 若くても老いても、台帳に登録する前に、ギルドの料金を支払った者は、公証人に 2 ドゥニエ、そして長老にも 2 ドゥニエ支払うことになる。
- 第 25 条) 長老は誰よりも早く、2 日の酒宴それぞれの日に、ギルドの費用で、ホールの部屋において、彼らの公証人と共に食事をし、彼らが望むだけのワインを受け取る権利を持つ。何らかの出来事に邪魔されて、彼ら(長老)がこれをできないならば、長老各人は聖堂参事会室の後に自らの館のために半スティエを受け取るようになる。公証人の方は朝の食事のための取り分があるだろう。そして各晩のために、当然そうあるべきように、いったん分配が命令され実行されると、長老各人は自らの館のために 1 スティエを得ることになり、同様に公証人は半スティエを得ることになる。
- 第 26 条) 守衛が、武装して門を乗り越えようとする人の武器を取り上げるのは、彼が出ていくまで、あるいは主人あるいはその人物の知人が、その者が平和を望む人物であることを証明するまでである。
- 第 27 条) いったん酒宴が終わり、全ての出費が支払われると、残金は、広場であれ、門であれ、都市の城壁であれ、共同の役に立つ出費に充当されることになる。
- 第 28 条) 最後に、キリストの名において、我々の後継者全員が貧民とハンセン病者に憐れみを示すように。

G. Duby, A. Chédeville, J. Le Goff, J. Rossiaud, *Histoire de la France urbaine, deuxième partie, L'apogée de la France urbaine médiévale 1150-1330*, Éditions de Seuil, 1980, p.128-129 のフランス語版からの翻訳。

史料1 サン・トメールのハンザ規約

1. Sachent tout chil ki sunt et ki a venir sunt que li anchisour de Saint Omer ont establi, pour le franchise et pour le honeur des marcheans, une confrairie ke on aplele hanse, entele maniere ke nus marcheans ne doit marcheander en Engleterre, ne en Eschoche, ne en Irelande, ne dele Somme, se il na se hanse.
2. Et chil vieut acater se hanse, cui peres a eu se hanse il doit doner a le hanse XI⁽¹⁾ s. de esterlins et XL d. a le hopringhe; et cill cui peres not nule hanse, il doit doner IX⁽²⁾ s. de estelins a le hanse et VI s. et VIII de. a le hopringhe de esterlins.
3. Et quant li hom doit entrer in le confrarie de le hanse, il doit iurer a garder les drois de le hanse loiaument, aussi com li anchisour lunt gardé, che est a savoir ke il doit tout laissier manourvrage de se main et abrokerie et regraterie et a pser de trosnel.
4. Et nus ne doit marcheander de avoir de home se il nest hansés.
5. Et se on seust ke aucuns confreres fesist aucunes choses deffendues, on le doit moustrer au doien et as confreres de le hanse.
6. Et se le confrere pueent entendre ke aucuns de leur confreres ouvrast contre les drois de le hanse, il le doivent foisiugier se hanse.
7. Et se aucuns fust ki neust mie se hanse et marcheandast en aucun de ches regnes, il confrere le pueent contraindre a doner se hopringhe et se hanse.
8. Et se li hom constrains desist ke il neust mie tant de catel com le assise monte de le hanse, il doit paiier se hopringhe as confreres et forsiurer les regnes de si adonc ke il ait tant de catel ke il puist acater se hanse.
9. et se aucuns fust ki neust mie se hansee, il puet marcheander de le avoir a un des confreres, sans calenge de le hanse, de si adonc ke il puist acater se hanse.
10. Ne nus confreres ne doit marcheander de autrui avoir nient hansé.
11. Et se li confrere entendent ke aucuns confreres marcheandast de autrui avoir nient hansé, li confrere le doivent hanser.
12. Et tout le hopringhe doit ester au doien et confreres pour faire leur volenté.

(1) XIの数字は後にXが消されVIに書き換えられた。

(2) 数字IXは後に消されXと書き換えられ、marsが付け加えられた。

この史料のオリジナルはサン・トメールの古文書館に所蔵されているが、上記はウェイフェルスにより編集と修正が加えられたものである。(Saint-Omer, Bibliothèque municipale, mss.899, f^o1r^o, Wyffels *Hanse:Grand marchands et patriciens de Saint-Omer*, pp.49-50.)

サン・トメールのハンザ名簿

全会員名簿(1240年頃)	3～9 ページ
新入会員名簿	10～23 ページ

次ページ以降の名簿の読み方（左の項から順番に）

記載場所：羊皮紙における記載場所。

番号：名簿ごとの通し番号。

名前（姓名）：名簿中に登録された名前。

姓：姓であると判明したものに限り、可能な限り拾い上げた。

付記： E: Échevin エシュヴァン就任者

N: Notable 都市の名士・有力者とされる人物

T: témoin privilégié 特権的な証人

m. A: marchand en Angleterre イングランドで商業活動を行ったと判明した者

m. dr.: marchand de draps 織物商人

m. v.: marchand de vin ワイン商人

p.: père 父

pa.: patron 雇用主

メモ： 記載者に関するその他の情報

全会員名簿（1240年頃）

1240年頃の全会員名簿					
記載場所	番号	名前(姓名)	姓	付記	メモ
f1v. col1 (1 葉裏 第1列)	1	Martins de Lencluse			
	2	Phelippes fils Wasselin	Wasselin		
	3	Wid del Bois	del Bois		
	4	Denis li Feures	li Feures		
	5	Boidins Bertolf	Bertolf		
	6	Strassins fils Marsile	Marsile		
	7	Reniers Crocaille	Crocaille		
	8	Copai le Kieure	le Kieure		
	9	Jehans Barel	Barel		
	10	Andrieus fils Symon			
	11	Strassins Vindepeninch	Vinderpeninch		
	12	Wain Crop	Crop		
	13	Perrins fils Imme			
	14	Wid Moustarde	Moustarde		
	15	W. fils Wasselin	Wasselin	p.:N.:E.:m.A	
	16	H. ses freres	Wasselin	p.:N.	
	17	Jehans de Tadinghem	Tadinghem		
	18	Bauduins Colpin (et ses fils)	Colpin		
	19	(Bauduins Colpin) et ses fils	Colpin		
	20	Jehans Sise	sise		
	21	Idesbaud li Crops	li Crop		
	22	li fils Wautier Ioseph			
	23	W. Manekin	Manekin		
	24	Clai Ver	Ver		
	25	W. Petis	Petis	m.A.	
	26	Tierris Capel	Capel		
	27	W. Butor	Butor		
	28	Ernous fils Reinuif			
	29	Jehans Fourme			
	30	Jehans fils Idelbaut			
	31	Boid Hondekn			
	32	Jehans Beneke	Beneke		
	33	Robers Wale	Wale		
	34	Wolurich Witleder	Witleder		
	35	Reniers de Dikemue	Dikemue		
	36	W. Prouvost	Prouvost		
	37	Jehans de Caltre	de Caltre		
	38	Masins fils Symon de le Deuerne	de le Deuerne		
	39	Lambins fils Morice			
	40	Bauduins genres Gautier le Tailleur	le Tailleur		
第2列 目	41	Wilai Cortolf	Cortolf		
	42	Wilai firs Gntard			
	43	Renout Vo	Vo		
	44	W. Honegmal	Honegmal		
	45	Gerars fils Huon le Maluais	le Maluais		
	46	Lambins Fourbet	Fourbet		
	47	Denis Boudelot	Boudelot		
	48	W. fils Iehan Bon enfant	Bonnenfant	p.:E.:m.A.	第3葉裏 第2列に別のJehan
	49	Jehans ses freres	Bonnenfant	p.:E.	同上
	50	Lambers li Vilains	li Vilains	m.A.	
	51	W. de Cassel	Cassel	E	
	52	Jehans Courte vrient			
	53	Gautiers li Maluais	li Maluais		
	54	Hughelins fils Boid Alwarder			
	55	Morices fils Morice			
	56	Boid li Wantiers			
	57	Bauduins freres Asson			
	58	Nicholes Stenborge			
	59	Jehans fils Wautier Winrard			
	60	Phelippes Waddin			
	61	Ghiselins Vake	Vake	T	
	62	Gonfrois de Arras			
	63	Dauid de le Orde rue			
	64	Hanin Canevake			
	65	Ernous li Sas			
	66	Hanin Case			
	67	Hanin le neveu J. de Lenelus			
	68	Noidins li Asniers			
	69	Laiekins ses fils			
	70	Jehans ses freres			
	71	Jehans Dampnes			
	72	Jakemes li Agnilliers	li Agnilliers		
	73	W. li Nains			
	74	Wautrekins fils Winemar			
	75	Stassins fils Wistace			
	76	W. de Belle			
	77	Goid de Gant			
	78	Lambins de Grauelinghes			
	79	Boid Tac			
	80	Hughes li Agnilliers	li Agnilliers		
	81	Mikieus li Agnilliers	li Agnilliers		

f2、col.1 2枚目 第1列	82	Stassins li Leus	li Leus		
	83	Boidins Brede			
	84	Copai li fillastres Appelbue			
	85	Jehan de Aire	Aire		
	86	Florens Manekin	Manekin		
	87	W. Franchois			
	88	Lambins li Rous	li Rous		
	89	Wautrekins li Engels	li Engels		
	90	Jehans de Berghes	de Berghes		
	91	Ghis de Bois	de Bois		
92	Motai fils W. Aubert	Aubert			
93	W. Manekin	Manekin			
94	W. Hervien	Hervien			
95	Stassins de Faukenberghe	Foukenberghe			
96	Stassins li Rous vasles Gilon de Boudinghem	de Boudinghem	pa.:E., m.A.	ヴァレ(従者)	
97	Boidins Dritemande	Dritemande			
98	Andrieus Canne	Canne			
99	W. Grande teste				
100	Jehan Bon herene				
101	W. fils Werembaut				
102	W. de Bailuel	de Bailuel	E		
103	W. Paiere				
104	Mikieus Amman	li Amman			
105	Jehans Lodinvot		m. A.		
106	W. Truant				
107	Willai de Garding				
108	W. vasles Gilon de Boudinghem	Boudinghem	pa.:E., m.A.	95番と同様の人物のヴァレ	
109	Hermans Vasles W. de Boudinghem	Boudinghem	pa.:E., m.A.	Boudinghemのヴァレ	
110	W. fils Boudelot le Wauel	lw Wauel			
111	Lambins Aloe	Aloe			
112	Lambins fils B. Deinart	Deinart			
113	Jehans fils B. Sparconte	Sparconte			
114	Hughes Winred	Winred			
115	Widot Winred	Winred			
116	Nicholes li Fols	li Fols			
117	Ghiles fils B. Lauert	Lauert			
118	Ghis Baiart	Baiart		兄弟	
119	Jehans ses freres			兄弟	
120	Noel de Escoche				
121	Hughe le Ardeur				
122	Jehans Baillet (et ses fils)				
123	(Jehans Baillet) et ses fils				
col.2(第2列)	124	Jakemes fils Gerard Perrieres			
	125	Adans Main a hourse			
	126	Tumas Canne			
	127	Boidins le Gratre			
	128	Jehans fils Lambin del Bos		p.:E.	
	129	Stasses fils Wouluric			
	130	W. fils W. le Neueu			
	131	Thumas de Riuage			
	132	Jehans fils Jehan Bertelmeiu		p.:E.,m.A	
	133	Wistaces ses freres		p.:E.,m.A	
	134	Nicholes Wasselin	Wasselin		
	135	Jakemes Wasselin	Wasselin		
	136	Denis li Useriers			
	137	Giles ses fils			
	138	W. fils Symon Canne		p.:E.	
	139	Brices ses Freres		p.:E.	
	140	Jehans fils Widot Windert			
	141	Gerars ses freres			
	142	Jehans li Engles			
	143	Danins li Orfeures			
	144	Ghis fils H. Wasselin	Wasselin		
	145	Symons de Courmetes			
	146	Ghis li Bons			
	147	Jakemes fils Flourent le Rike		p.:m.A.	
	148	Jehans fils lakeme de Bouloigne			
	149	W. Suabel		E	
	150	(W. Suabel) et ses II fils			
	151	(W. Suabel) et ses II fils			
	152	Jehans fils Mars		E	
	153	Masins de Seteke			
	154	Jehans fils Lambert del Bois		p.:E.	
	155	W. fils Flourent le Rike	le Rike	p.:m.A.,m.A.	
	156	Jehans Luriuox			
	157	Jehans Bette	Bette		
	158	Gautrekins Capel			
	159	Lambins de Morbeke			
	160	Robins Covot			
	161	Symons de Ewesene			
	162	Leurens li Parmentiers			
	163	Masins fils W. Raghemer			
	164	Lambins Prouenisien			
	165	Boidekins fils Rikier			
	166	Jehans Hache			
	167	(Hehans Hache) et ses freres			

f2 v. col1 2 枚目裏 第1列	168	W. fils Oste le Tonoier				
	169	W. li Neueus				
	170	Denis fils Folcon				
	171	Tierris li Ours				
	172	H. ses fils				
	173	Hubers Barg				
	174	Cautiers fils Leurent le Peletier				
	175	Simon de Lokenes		E.		
	176	Jehans Daud				
	177	Thumas li Rous	li Rous			
	178	Pierres de Amiens				
	179	Jehans de Tournai				
	180	Pierins Crop				
	181	Clais fils Lambin de Mares				
	182	W. Brise bare				
	183	Mars li Cacheliers				
	184	W. fils Paterkin				
	185	W. Walske				
	186	W. Colpun				
	187	G. Viche				
	188	Mahieus fils Symon Caneuache				
	189	Voulcart Drubrot				
	190	Denis ses fils				
	191	Folkes li fils Folke		E		
	192	Jehans ses freres		E		
	193	Wid de le Pierre				
	194	Jehans fils Rohert				
	195	Lambekins del Bos				
	196	Ghiselins fils Iehan				
	197	Mahieus fillastre Otin				
	198	Clais Boc				
	199	Jehans Vergal				
	200	Hanin Mengebourse				
	201	Gerars li Fouluns				
	202	Adans Sparconte				
	203	Jakemes Main a bourse fils Jehan				
	204	Mars de Bovelinghem				
	205	Jehans li Petis				
	206	Stassins fils Gile				
	207	Mikieus li Rous	li Rous			
	208	Esteunes vasles G. de Boudinghem	Boudinghem	pa.:E.,m.A.	Boudinghemのヴァレ	
	第2列	209	P. Medemakere			
		210	Folkiers ses freres			
		211	Balle de Tournehem			
		212	Sanguel li Tainturiers (et ses freres)			
213		(Sanguel li Tainturiers) et ses freres			職業名Tainturiers	
214		Symons de Wasne				
215		Clais fils dOde				
216		Copai Rauenghier				
217		G. fils Robert Bache				
218		Noidins li nies Idelbard				
219		Flourens (et ses freres)		E		
220		(Flourens) et ses freres				
221		Jakemes Plat				
222		Noidins Tantorf (et ses fils)				
223		(Noidins Tantorf) et ses fils				
224		Jehans Madiere				
225		Gautiers de le Grange				
226		Paskins fils W. Heruieu				
227		Ses freres				
228		Lambekins Vadre				
229		Symons de Cambrai				
230		Hues Vers				
231		David Waghe				
232		Hughe Hereman				
233		Symons de Voulkelincove				
234		Wid li Fouluns			職業名Fouluns	
235		Hughes de Hesdin				
236		Stassins fils Boid le Borgne				
237		Crestiens Bouriois				
238		Jehans fils Hue le Sac				
239		W. li Rous genres Morice	li Rous			
240		Jehans de le Deuerne		E		
241		Lambers ses freres				
242		Crestelins de le Porte				
243		Jehans del Garding				
244		Bertelos fils Alem Motai		E.,m.A.		
245		Gonfrois de Bouloigne				
246		Lucas fils W. de Boudinghem	Boudinghem	p.:m.A.		
247		Alaras Tacumme				
248		Giles fils W. de Boudinghem	Boudinghem	p.:m.A.;E.,m.A.		
249		Stassins ses freres	Boudinghem	p.:m.A.		
250		Boidins li Lormiers				
251		Heremar de Erkenghout				
252		J. fils Esteuene le Clop				

f3, col1 3枚目 第1列	253	Lambins li freres Gherbode			
	254	Boidins Sparconte			
	255	Gautiers Turmin			
	256	W. Wikenai			
	257	Boidins Rape			
	258	Gerars le Wale			
	259	Pierres ses fils			
	260	Hughe le Coe			
	261	Jehans de Audruich			
	262	Climens de Saint Bertin			
	263	Gilot Pethane			
	264	Nicholes Noier			
	265	Jehans Drinkebier			
	266	Carlins de le Grange			
	267	Mahieus li Caus nies Catal			
	268	Henris de Tournehem			
	269	Symons Melai			
	270	Bertelos vasles B. Fourbet			ヴァレ
	271	Lambins Moke			
	272	W. li Orgheilleus			
	273	Gautiers ses fils			
	274	Raoulins vales W. Boloigne		pa.m.A.	ヴァレ
	275	Jakemins Pain de orge			
	276	Leurens de Mardike			
	277	ses serourges			
	278	Ghis Gansinoghe		m.A.	
	279	Andrieus li nies le Conestable			
	280	L. li Prouvos			
	281	W. fils Folcon			
	282	W. fis Stassin Colnare			
	283	Wisser Topmen			
	284	Esteuenes ses fils			
	285	Jakemes li Diables			
286	Wautiers Anselme				
287	Gerars de Barlinghem				
288	Jehans de Tadinghem fils Esteuene				
289	Giles ses freres				
290	Henris de Bouloigne		m.A		
291	Boidins del Bois				
292	Masekins Bom				
293	Masins ses freres				
294	J. fils Jehan Hake				
295	Jehans fils W. Aubert	Aubert			
296	Henris ses freres	Aubert	E.		
297	Maekins				
298	Hanuns de Tournehem				
299	Henins li Rous fils Asson	li Rous			
300	Monais ses freres	li Rous			
301	Gerars fils Niclai Cov				
302	Mikieus de Furnes	Furnes			
303	Ghis ses fils	Furnes			
304	Boidins fils Jehan Brune				
305	Jakemes Winard				
306	Niclais Colpun				
307	Jehans le>Listre				
308	J. ses fils				
309	B. Blude fils B. de Herlebeke				
310	Hues fils Mikiel de Arkes				
311	Wautiers de Tilike fils Idelbrant				
312	B. fils Loey				
313	Boidins fils Gerard Abraham				
314	Hues de Estaples				
315	Ghilebers de Arkes				
316	Bertelos de Arkes				
317	Widos Tousard				
318	Lambekins de Wambeke				
319	Ghiselins li freres Symon				
320	Danekins li freres Renier				
321	Gautiers Bevrage				
322	W. Castiere				
323	li fils W. le Prouvost				
324	Masins de Metre				
325	Flourens fils Wid le Amman	li Amman			
326	Stassins de Boudinghem	Boudinghem			
327	G. Dieretid				
328	Hanins Range				
329	Stassins Colnare				
330	Stassins Main a bourse				
331	W. Cauche buef				
332	W. Butor				
333	Hanuns fils Wasseelin	Wasseelin			
334	Raoulins Canne				
col.2(第 2列)					

f3.v, col.1(3 枚目裏 第1列)	335	W. Lodinvout			
	336	Boidins ses freres			
	337	Reingod li Rous	li Rous		
	338	Jehans Clarboud			
	339	Briees fils Drieu			
	340	W. fils W. Gaillard		m.A	
	341	Jehans Danin fils dame Agnes			
	342	Hanins li Feures			
	343	W. Heruieu		m.A.	W. HeruieuあるいはW. fils de W. Heruieu(それぞれf.2, col.1, f.3 v, col.2に登録される)に關係する可能性がある
	344	Stassins Solehadin			
	345	B. fils Winemar			
	346	Fromelins de Wambeke			
	347	Jehans de Danemarche			
	348	Fulcre Preue			
	349	Jakemes vasles Stace Tanre	Tanre		ヴァレ
	350	P. fils Boud Tanre	Tanre		
	351	Lambekins fils W. Tanre	Tanre		
	352	Hanins fils Baudin de le Bare			
	353	Drieus fils Olbrant			
	354	Lambekins de Monecove			
	355	W. fils Gerfroit le Carpre			
	356	Huelins de Bochout			
	357	w. Surbier			
	358	Esteuenes Tac			
	359	Jehans fils Thumas le Rous	le Rous		
	360	Giles fils Esteuene de Dornehem			
	361	Symons Dur denier		T., E.	
	362	Pierres ses freres			
	363	Mikieus fils Huon le Rous	le Rous		
	364	Hanins fils Esteuene de Tilike			
	365	Robins de Iorneke (et Briees Tonderes)			
	366	(Robins de Iorneke et) Triees Tonderes			
	367	Libbers de Burkes			
	368	Monins de Tournai			
	369	Hanekis Coterel			
	370	Robins de Stingham			
	371	Stassins de Savinghem			
	372	Huges ses freres			
	373	Bernars de Alekines			
	374	Gosses de Alekines			
	375	Jehans fils Adam Sparconte			
	376	Jehans fils Symon Canne	Canne	p.:E.	
	377	Pierres ses freres	Canne	p.:E.	
	378	Jakemes ses freres	Canne	p.:E.	
	379	Giles le>Listre			
	380	Lambins Mangier		m. A.	
	381	Wille fils Wautier Evrebrech			
	382	Boidins fils Ansel			
	383	Hughe Rauenghier			
384	Robers de Carnoi				
385	Mikieus nies Gerard de Meschines				
386	Dane Aleman	Dane			
387	Jehans fils Mars				
388	Pierres fils Pierre le Roi				
389	Jehans fils Iehan Bon enfant	Bonnenfant			
390	Jehans ses freres	Bonnenfant			
391	Dauid li Mor				
392	Symons ses freres				
393	Phekuoces Reinvis				
394	W. fils Lambin del Bos		p.: E.		
395	W. fils Ichan Mantel de Ilse				
396	W. fils W. Heruieu				
397	Hughe Bom fils Gerart le Cat				
398	Wautiers li Rous de Meschines				
399	Wautiers ses fils				
400	Mikieus ses freres			後世の筆跡で消されている:coretier	
401	Leurens ses freres				
402	Sandres li Merchiers de Linde				
403	Jehans li freres W. de Bistade				
404	W. Marau				
405	W. de le Maison de tieule				
406	Jehans au Nes				
407	Symons Poitel fils W. Poitel				
408	Thumas Canne fils Boidin Canne	Canne		後世の筆跡で消されている:fuitieus	
409	Hues de Bonegove li tainturiers				
410	W. Tac li pissouniers	Tac			
411	Jehans Tac ses freres	Tac			
412	W. Tolnare li gendres Sandre	Sandre			
413	Lambins fils Thumas le Rous	le Rous			
414	Monekins fils Symon Barg				
415	Jehans li Rous freres Th. Le Rous	le Rous			
416	Gerars Matte de Ilse				
417	Andrieus ses fils				
418	Jehans fils Gois le Rourmegier				

f.4, col.1(4 枚目 表、第1 列)	419	W. Bar				
	420	Jehans fils Iehanot				
	421	W. fils W. le Nain le iouene				
	422	Phelippes de Estaples genres Leurent Main a bourse				
	423	Mikieus Brohon				
	424	Jehans ses fils				
	425	Boidins Heruard				
	426	Jehans Drasciare li rous	li Rous			
	427	Symon fils Wistace le Roi				
	428	Pierres fils Climent de le Aitre				
	429	Lamb li Rous fils Bodolf	li Rous			
	430	Mikieus Paele de Lilinghem				
	431	Th. Anselm fils W. Anselm			後世の筆跡で消されている :fuitieus	
	432	Th. Fils Wautier de Four				
	433	Renout le Amman	li Amman			
	434	Gerars ses freres			抹消され、後に小さな十字架が記され	
	435	Jehans le Wale	le Wale			
	436	Wautiers ses freres	le Wale	E.,		
	437	Symons fils W. Marau				
	438	Wistaces Yourien				
	439	W. fils DaneAleman	Dane			
	440	W. fils W. Reinghier				
	441	Giles Fourbert			後世の筆跡で消されている :fuitieus	
	442	Danins Welgheure				
	443	Lambers fils Stassin le Roi				
	444	David fils Gerart Jane				
	445	Mabile de Hasebruech				
	446	Mikieus li Maluais				
	447	Jehans Cortel				
	448	Rogiers Goudmen de Ilsle				
	449	W. fils Boidin Evrolf				
	450	Hues Criche				
	451	W. Horn				
	452	Wautiers fils Mars le Tainturier		p. : E.		
	453	Mars ses freres		p. : E.		
	454	Lambins de Bailluel				
	455	W. Reghemar				
	456	Leurens de Faulkemberghe				
	457	Euras Laban				
	458	Leurens de le Grange				
	459	Andrieus ses freres				
	col.2(第 2列)	460	Jehans fils Luce			
		461	Giles Bon enfant	Bonnenfant		
		462	Henris de Aire	Aire		
		463	Henris fils Bertelin			
		464	Pierres fils W. del Pre			
		465	Lambers Soubriket li tenderres			
		466	W. de Ghiselinghem			
		467	Jakemes Euruin			
468		Lucas fils Symon de Lokenes				
469		Dauid li Diakenes				
470		W. fils Ysaac le Cauf				
471		Jakemes fils Boidin le Lone				
472		Jehans fils Drieu de Buscure				
473		Symons fils Dae Aleman				
474		Mars le Coc				
475		Pierres li Cours fils Wistace le Clerc				
476		Jehans fils Ghis leGier				
477		Symons Masekin li boulenghiers				
478		Jehans de Audruich li boulenghiers				
479		Gerars Gaillard				
480		Boidins de Lilinghem li boulenghiers				
481		Henris Marau				
482		Jehans Marau				
483		Symons de Weshoc				
484		Mahieus li Wasseurs				
485		Henris le Vrient fils Wautier Vrient				
486		Phelippes de Bovelingham				
487		Foukes de Sainte Audegunde	Sainte Aldegonde			
488		Jehans Coulue fils Eusteune Coulue				
489		Hues li Rous li merchiers	li Rous			
490		Jehans Piketun				
491		Stassins de Tadinghem fils Boidin				
492		Jehans Ber fils W. le Ber				
493		Symons Wasselin	Wasselin	E.,		
494		Pierres Wasselin ses freres	Wasselin			
495		Lambers fils Gherbode				
496		Nicholes de Furnes	Furnes			
497		Joires vasles Jehan Aubert	Aubert		ヴァレ	
498		Crestelos Ansel				
499		Pierres Tropinel				
500		Jehans Segard fils W. Segard				

f.4 v. col.1 (4 枚目裏 第1列)	501	Pierres de le Nate			4枚目と5枚目は、全ての冒頭文字が 赤線で装飾されている
	502	Jehans Scatin fils Nichole Scatin			
	503	Jehans de Aire freres Henri de Aire	Aire		
	504	Lambers Surwedre			
	505	Pierres Beuelande			抹消され、後に小さな十字
	506	Hues li Conestables			
	507	Robert Scatin			
	508	Lambers Case			
	509	Jehans fils Wistace de Bouloigne			
	510	Lucas de Boudinghem	Boudinghem		
	511	Fermins Bouthouet			
	512	Widos de Hallines			
	513	Daneel de Hallines		E.	
	514	Jakemes de Hallines			
	515	Jehans del Mares			
	516	Robert Segart			
	517	Pierres Crike			
	518	W. Crike			
	519	Giles Putal		E.	
	520	W. fils Jehan le Creanchier			
	521	Denis li Lons			
	522	Mikieus Wolskietre			
	523	Mikieus Pictun			
	524	Wautiers Copemen			
	525	Symons de Ghiselinghem			
	526	Clais Evruin			
	527	Hanekins fils Lai Case			
	528	W. fils lakeme de Boukoighe		E.	
	529	Jehans fils Reingot le Rous	le Rous		
	530	W. Hoi de Lumbres			
	531	Jehans de le Crois			
	532	Balduins ses freres			
	533	Pierres de Mardike			
	534	Jehans de Milhem			
	535	Stasses Coulve			
	536	Jehans de Ledresele			
	537	W. Lurvox			
	538	Hues li Rous li saierres	li Rous		
	539	W. ses fils	li Rous		
	540	Jehans fils Henri Aubert	Aubert	p. .m.A..E	同名異人がf.3 col.2に登録されている
	541	Jehans de Lumbres			
	542	Henris de Aire fils Henri de Aire	Aire	m.v.?	

新入会員の名簿（1241年？～1305年）

新会員の名簿(1241?～1305)

年度	記載場所	通しNo	年度No	名前	姓	役職	メモ
なし	f.4 v. col.2 (4枚目第2列)			Fouke de Sainte Audegunde et Wautier le Waleの手による (注) 稀な例外を除いて、タイトルは赤インクで書かれている。6枚目裏までは、タイトルの頭文字は赤と青であり、段のに沿った下向きの模様を伴っている。			
		1	1	Jehans de Boudinghem	Boudinghem	E.	
		2	2	Motai de Seteke			
		3	3	Giles Durbot			
		4	4	Jehans li Vaasseurs			
		5	5	Jehans fils Phelippe de Estaples			
		6	6	Jehans de Faukenberghe			
		7	7	W. fils Mars Loeys		p. E.	
		8	8	Ghis de le Deuerne		E.	
		9	9	W. fils Aubert	Aubert		
		10	10	Flourens ses Freres	Aubert	E.	
		11	11	Thumas Canne fils Th. Canne	Canne		
		12	12	Clais Folkier			
		13	13	Pierres Eldecoppe			
		14	14	Mikieus li Escos			
		15	15	Jehans Laban			
		16	16	W. Scoude vede			
		17	17	Clais de Bruee			
		18	18	Foukes fils Ghis			
		19	19	W. deRues			
なし				Lambert Woluricの手による			
		20	1	Pierres Faukemberghe		m. A.	後世の手で抹消:fuitif
		21	2	Lambers de le Poise			
		22	3	Jakemes Laban			
		23	4	W. Impin			
		24	5	Wautiers Vandencoue			
		25	6	Wistaces de Leneluse			
		26	7	Hues Waste ble			
		27	8	Clais le Winscrodre			
		28	9	Jehans Panrekin fils Flourent			
		29	10	Lambers li Rous fils Willaume	li Rous		
		30	11	Lambers li Merchiers fils Boidin			
		31	12	Esteuenes Cotin fils Esteuene			
		32	13	Mikieus Gondruin			
		33	14	Elbode de Boninghes			
		34	15	Danis Cauulier de Ghiselinghem			
		35	16	W. li Blons de Furnes			
		36	17	Leurens fils Leurent de Mardike			
		37	18	W. Caualare		m. A.	
		38	19	Jehans Stalbue			
	f.5, col.1	39	20	Jehans de Milhem li iouenes			
		40	21	Wautiers fils Gerart de Ielesbeke			
		41	22	Jehans le Zotere			
		42	23	H. Dovie			
		43	24	Flourens Canne freres Th.	Canne	E.	
		44	25	Blake Mikiel de Werdreke			
		45	26	Hues de le Maison de tieule			
		46	27	W. fils Mars le Coc			
		47	28	Clais li Vaasseurs		T.	
		48	29	Hues li Cras			
		49	30	Monekins fils Lard del Dam			
		50	31	W. fils Alissandre leMerchier			
		51	32	Jehans Reghemar			
		52	33	W. Bouriois			
		53	34	Pierres fils Lambert le Vilain			
		54	35	W. fils Sandre	Sandre		
		55	36	W. li Fourniers			
		56	37	Symons fils Iehan Escade		E.	
		57	38	Hues fils Huon Boullart		E.	
		58	39	W. de Estainbeke			
		59	40	Jakemes fils W. Suable			
		60	41	W. Segart li caucheterres			
		61	42	Symons fils Jehan de Sainte Aldegunde	Sainte Aldegunde		
		62	43	Jakemes fils Sandre le Merchier			
		63	44	Jehans de Burkes fils Gerard			
		64	45	W. de Berghes			
		65	46	Jehans de Berghes			
		66	47	Symons Catin			
		67	48	W. de Bouloigne li espiciers			
		68	49	Stasses Impin			
		69	50	Aubers fils Henri Aubert	Aubert		
		70	51	Giles de Boudinghem fils Iehan de Boudinghem	Boudinghem		

なし		Hellin MantelとWautiers Marsの手による				
		71	1	Jehans li Bleus livieus		
			72	2	NichoiesMain a bourse	
			73	3	Jehans fils lehan le Bleu	
			74	4	Bertelos li Bleus	
			75	5	W.Paldinc	
			76	6	Pierres Petis fils W. Petit	
			77	7	Jehans de Kelti	
	col.2		78	8	Andrieus fils Andrieu Canne	Canne
			79	9	Pierres de Gulinghem	
			80	10	Sandres de Kelti	
			81	11	Raoulins Courte borne li tainturiers	T.
			82	12	Jehan fils lehan Bette	
			83	13	Boidins fils Raingot le Rous	le Rous
			84	14	Wsitaces fils W. le Rous	le Rous
			85	15	Jehans le Dam de Bredenarde	
			86	16	Jehans de Wissant	T.
			87	17	Giles fils Gile le>Listre	
			88	18	Lambers li Ours fils lehan leOUrs	
			89	19	Giles fils lehan le Bleu	
			90	20	Lambers fils lehan le Bleu	T.
			91	21	Hues de Diffeke fils lehan de Markise	
			92	22	Jehans de Cassel fillastres lehan de Bos	後世の手で抹消:futif
			93	23	Jehans Martel li tainturiers	
			94	24	Baudes fils lehan dame Izabel	p.:E.
			95	25	Giles fils Gilon de Sainte Aldegund	Sante Aldegonde E.
			96	26	Esteuenes fils Daudid le Mor	
		97	27	Jehans de le Deuerne li iouenes		
1244		Che est le rechoite Fouke de Sainte Aldegunde en le an de le Incarnation M CC et XLIIII				
		98	1	Gerars Melai		
		99	2	Jehans fils Dane		
		100	3	Giles fils Pierre le Court		
		101	4	Pierres ses freres		
		102	5	Jakemes fils Andrieu Canne	Canne	
		103	6	Jakemes de Ypre		
		104	7	Jakemes Langardin		
		105	8	Noidins Waste ble	後世の手で抹消:futief	
		106	9	Symons Remanant de Werdrike		
		107	10	Foukes Gansinoghe		
		108	11	Mikieus Madoc fils lehan del Molin		
		109	12	Hues Lomme cousins Huon Teghelinus		
		110	13	W. liGhier		
		111	14	Symons Vergal		
		112	15	Wis li Cangierres		
		113	16	Jehans li Verghierres		
		114	17	W. ses freres		
		115	18	Jehans Hildecoppe		
		116	19	Milkieus Surwedre		
f.5 v. col.1		117	20	Jehans Lodovane		
		118	21	Jakemes li Cuviers		
		119	22	Jehans de le Pierre fils Wautier		
		120	23	Symons del Four de Ilse		
		121	24	Lambers Woulurie		
		122	25	Jehans ses fils	E.	
		123	26	Giles Lurvox		
		124	27	Boidins de Gant fils Wolkers		
		125	28	Jehans le Brune de Corteborne		
		126	29	Jehans fils Tierri le Medeme		
		127	30	Wautiers del Pre		
		128	31	Boidekins fils Henri de Aire	Aire E.	
		129	32	Jehans Fachel		
1244		Che est le rechoite Fouke de Sainte Aldegunde et Symon Wasselin en le an de le Incarnation M CC et XLIIII				
		130	1	Jehans de Ypre		
		131	2	Copins fils Symon Wasselin	Wasselin E.	
		132	3	Lambers Witelon li burriers		
		133	4	Jehans Hanghebouch	E.	
		134	5	Mikieus Corede		
		135	6	W. Tac fils W. Tac		
		136	7	Thumas ses freres		
		137	8	Jehans Marau fils J. Marau		
		138	9	W. Melai	後世の手で抹消: Corretier.欄外に小さな十字	
		139	10	Clais ses freres	m. A.	
		140	11	Pierres de Seninghem		
		141	12	Henris de Ghiselinghem		
		142	13	Pierres de le Nate		
		143	14	Mikieus de Bavincove	後世の手で抹消:futif.欄外に小さな十字	
		144	15	Jakemes li Rous fils L. le Rous	li Rous	
		145	16	Nichoies de Bourbourc fils J. de Bourbour	抹消.欄外に小さな十字	
		146	17	Flourens fils W. Flourant		
		147	18	W. de Tournhem	抹消.後世の手による:coretier.欄外に小さな十	
		148	19	Jehans Batemen		
		149	20	Jehans fils Stasse le Vaasseur		
		150	21	Jehans Preudons		
		151	22	Jehans Evroif		

1247	col.2	Che est par le tans Flourent Aubert et Ghis de leDeurne en le an de le Incarnation M CC et XLVII					
		152	1	Widos Claran		抹消。後世の手による:borgosie forfaite	
		153	2	W. Amolri			
		154	3	Giles de Gontardinghes			
		155	4	Bauduins Pissons de Ille			
		156	5	Symons de Milhem fils J. de Milhem			
		157	6	Lambers li Surres			
		158	7	W. Danin		抹消	
		159	8	Jehans Canne fils J. Canne	Canne		
		160	9	Wit Case			
1248		Che est par le tans Symons Wasselin et Willaume Aubert en le an de le Incarnation M CC et XLVIII					
		161	1	Jehans de Hallines			
		162	2	Jehans fils J. Sparconte			
		163	3	Salemons li Cordovaniens de Le Cope			
		164	4	Wautiers fils Denis le Lonc		抹消。後世の手による。+ futif	
		165	5	Stassins fils Wistace de le Pierre		T.	
		166	6	Jehans fils W. Flourent		E.	Eは、あるいは直後の彼の同名異人
		167	7	Jehans fils lakeme Florent			
		168	8	Brices li Rous	li Rous		
		169	9	W. Agoulant			
		170	10	Jehans li Engels			
		171	11	Giles li Cordiers			
172	12	Jakemes fils Jehan del Bos					
1250		Che est le rechoite Ghis de le Deurne le an de Incarnation M CC et L					
		173	1	Florens de Bouloigne			
		174	2	Jakemes Main a bourse			
		175	3	Jehans Ansel		抹消。後世の手による: coretier +	
		176	4	Mikieus de Ape			
		177	5	Pierres de Aire	Aire		
		178	6	Trisse Scalandine			
		179	7	Lambers de Weschoe			
		180	8	Brissekins li Petis			
		181	9	Denis de Hallines		m. A.	
		182	10	Quade Brice			
		183	11	Lambers Eurolf		T.	
		184	12	Jakemins de Grauelinghes			
185	13	Mahieus de Estainbeke					
1251	f.6 col.1	Chest le rechoite Ghis de le Deurne, Willaume Aubert, Jehan Aubert et Wautier le Wale en le an de le Incarnation M CC et LI					
		186	1	Jehans Daud li iovenes		ここで最初の書き手の筆跡が終わる。書き手が、その後連続して代わっている。	
		187	2	Willaumes vases Perron de Seninghem		ワレ	
		188	3	Willaumes de le Capel			
		189	4	Ernous de Weschoe			
		190	5	Jehans le Cupre			
		191	6	Pierres Vit en corde			
		192	7	Symons Crokemake			
		193	8	Clai Poitel			
		194	9	Andrieus li Bleus			
		195	10	Daud Windre			
		196	11	Ghiles de Rokestore			
		197	12	Giles fils Gile le Wale			
		198	13	Clais fils Gile le Wale		E.	兄弟
		199	14	Wauteirs fils Gile le Wale			
		200	15	Jehans au Nes fils Clai Main a bourse			
		201	16	Jehans de Bolenois fils Ernoul de Pernes			
		202	17	Jehans le Wader			
		203	18	Jehans le Dam			
		204	19	Stasses Zoutin		m. A.	
		205	20	Andrieus leScot			
		206	21	Pol li Merchiers			
		207	22	Esteuenes Pese			
		208	23	Mikieus li Rous li boskellons	li Rous		
		209	24	Jakemes de lEspinoie			
		210	25	Lambers de le Crois			
		211	26	Willaumes fils Phelippe			
		212	27	Giles ses fils		E	
		213	28	Jehans fiex Remaut lAmman	li Amman		この名前は後世に、欄外余白への書き加えである。次の注を参照
		214	29	Willaumes fils Willaume Hoi			
		215	30	Antoines Reinvisse fils Phelippe		E., m. A.	
		216	31	Jehans fils Remaut lAmman	li Amman		この名前は削り取られている。解説(U.V.の幅にも)難がある。おそらく、削除の前に、後世の手でつけ加えられていた。eoretir
		217	32	Jehans Bon enfant fils Willaume Hoi			
		218	33	Giles nies Jakeme Soble			
		219	34	Jehans fils Wistace de le Pierre		E.	f.5. col.1に登録されたのが同名異人でなければエシュヴァンに就任している。
		220	35	Andrieus Winart			
		221	36	Gobers Bauduin			
		222	37	Rogier Bauduin			
		223	38	Symons de Bailli			
224	39	Mas le Dam					
225	40	Mikieus de Rodelinghem					

1251 (続き)	col.2	226	41	Willaumes Wavel					
		227	42	Jehans fils Thumas del Gardin					
		228	43	Jehans Vlegart					
		229	44	Andrieus fils Ghi le Bon			T.		
		230	45	Willaumes fils Jehan de le Deuerne			E.		
		231	46	Denis li Rous fils Jehan	li Rous				
		232	47	Jehans Sparconte fils Andrieu					
		233	48	Jehans Foukiers					
		234	49	Baidions Margache					
		235	50	Pierre Mandé					
		236	51	Jakemes li Coustres				赤インクで抹消される。同じ手で赤インクにより; hanse frainte	
		237	52	Ghiselins li Foragiers					
		238	53	Thumas de Biaurraim					
		239	54	Clais Vlegart					
		240	55	Mikieus li Rous li boskellons	li Rous				
		241	56	Willaumes le Rat					
		242	57	Lotin Surbier					
		243	58	Wautier de Boudinghem fils Gilon	Boudinghem				
		244	59	Mahieus de Alekine li merchiers					
		245	60	Stasses Impin li iovenes					
		246	61	Jakemes Ruters frere Jehan					
		Che est le rechoite Aubert le fill Henri, Ghis de la Deuerne et Jakemon Main a bourse le iouene en le an de le Incarnation M CC et LIII							
		247	1	Daneel le Ferun					
		248	2	Pierres de Estaples					
		249	3	Willaumes le Perpre					
		250	4	Thumas ses freres				兄弟	
		251	5	Busart li Merchiers					
		252	6	Clais de Poperinghes					
		253	7	Bauduins le Castikere					
		254	8	Jakemes le Tolnare					
		255	9	Pierres de le Happe					
		256	10	Willaumes Mars li espiciers					
		257	11	Bauduins Boullars					
		258	12	Jehans de Portekin				抹消。後世の手による:teseran+	
		259	13	Jehans Boiemen li elers					
		260	14	Jehans li Doiens fils Jehan					
		261	15	Phelippes le Graue					
		262	16	Jehans li Nains					
		f.6 v. col.1	263	17	Wautiers Wolurich			この列と続く2列の全ての頭文字は赤線で飾られている	
			264	18	Symons lAletapre				
			265	19	Ghis fils Wautier Lot				
			266	20	Lamb Tach				
267	21		Jakemes fils Willaume Phelippe						
268	22		Boid de Goude						
269	23		Henris Pain de orge						
270	24		Jehans Scatin						
271	25		Jehans fils Hue Boiemen						
272	26		Willaumes de Hostove						
273	27		Phelippes Impin						
274	28		Jehans Bleu mantel						
275	29		Giles Mantel	Mantel		E.			
276	30		Jehans Aalout						
277	31		Willaumes Pigache						
278	32		Climens Horn						
279	33		Lambers Corede						
280	34		Giles fils Wi le Canieur			抹消。余白に小さな十字			
281	35		Jehans Corede						
282	36		Jehans Ledegane						
283	37		Jehans Blinche						
284	38		Jehans Pieronin						
285	39		Denis Batemen de Cassel						
286	40		Jehans Mengier fils Lambert						
287	41		Willaumes ses freres			m. A.			
288	42		Brisses de le Nate fils Perron						
289	43		Jakemes Bons enfes fils Willaume			T.			
290	44		Crestiene fille Huon le Rous	le Rous					
291	45		Clai Blavot						
292	46		Pierres de Lokenes			抹消。余白に小さな十字			
293	47		Henos de le Nate fils Perron						
294	48		Jakemes de Campines			抹消。後世の手による:hanse frainte			
295	49		Tierris fils Brisse Canne	Canne					
296	50		Jehans de Courmetes						
297	51		Giles le Vine						
298	52	Boid de Ridre							
299	53	Mikiel de Ridre							
300	54	Willaumes Segart							
301	55	Lamb Cave							
302	56	Danemende Hallines							
303	57	Thumas li Huvetiers							

1251 (続き)	col.2	304	58	Mais Lourdel			抹消。後世の手による:hanse frainte		
		305	59	Manekins niet Wautier de Ikelesbeke			抹消。後世の手による:hanse frainte		
		306	60	Jehans Wisse			抹消。後世の手による:hanse frainte		
		307	61	Jehans de Weschoch			余白に小さな十字		
		308	62	Willaumes Fikebrant					
		309	63	Pierres sPorte escuete			抹消。後世の手による:futief		
		310	64	Jehans Moille fils Lambert			抹消。後世の手による:hanse frainte		
		311	65	Jehans de Kenthe			抹消。後世の手による:futief		
		312	66	Mahieus le Rat					
		313	67	Lambers de Lisele fils Willaume					
		314	68	Willaumes de Kelmes li merchiers					
		315	69	Ernous ki a le fille Symon le Houch			女性?		
		316	70	Orestiene fille Willaume Petit			女性?		
		317	71	Jehans Palster					
		318	72	Bauduins Evrart					
		319	73	Martin Orolt					
		320	74	Jehans de le Nate fils Aghete					
		321	75	Symons fils lakeme Sadre	Sandre	E.			
		322	76	Jehans le Bloc ki a le fille Jehan le Bleu					
		323	77	Jehans le Wourm cosins Symon Dane					
		324	78	Jehans fils Iehan Hanghebouch					
		1253		325	79	Dauid Danin			
				326	80	Jehans de Surkes			
				327	81	Jehans de Markenes			
				328	82	Thumas fils Thumas			
				329	83	Bauduins de Boloigne li espiciers			
				330	84	Willaumes de Boloigne li espiciers fils Willaume			
				331	85	Pierres Palster de Merc			
332	86			Willaumes de Burkes fils Iehan					
333	87			Jakemes fils Willaume le Sac					
334	88			Pierres de Rokestore fils Willaume					
335	89			Jehans Hardskele					
336	90			Wautiers le Rat					
337	91			Clais Willermot					
338	92			Jehans li Waasseurs li tonderres					
339	93			Giles Paskin					
340	94			Wilaumes Alboughe					
341	95			Margherie fille Thumas Canne	Canne		女性		
342	96			Stassie se suers			上記の姉妹。女性		
343	97			Symons le Houch					
344	98			Gerars li Clers					
f.7. col1				345	99	Jakemes Scatin fils Jehan			
				346	100	Jehans Coukestic			
				347	101	Clais Brede fils Lamgert			
				348	102	Jehans de Lilinghem li carpentiers			
				349	103	Mikieus fils Symon le Houch			
				350	104	Jakemes li Bers			
				351	105	Jehans li Bers ses fils			
				352	106	Jehans Campions vasles Aubert			Aubertのヴァレ
				353	107	Jehans fis Iehan Laban			
				354	108	Bele le veue Iehan Estevene			寡婦。女性
				355	109	Richars vasles IehanCoulve			ヴァレ 抹消。後世の手による:futiu
				356	110	Paskins de Hallines			
				357	111	Jehans de le Grange fils Iehan Catin			
				358	112	Jehans Kiekin			
				359	113	Willaumes Beneoit			
				360	114	Wilaumes Balemer			
				361	115	Jakemin de Gant			
				362	116	Phelippes de Audruic			
		363	117	Jakemes del Houch genres Jakemin le Ber					
		364	118	Giles li Cras					
		365	119	Stasses Blinche					
		366	120	Jehans Hermare					
		367	121	Hues Lodovane li kestiers					
		368	122	Clais Proue de Bailluel					
		369	123	Jehanet Soble fil Willaume Sauble	E		fil Willaume Suableは後世につけ加えられた		
		370	124	Jehans li Wasteliers					
		371	125	Willaumes de Tilike					
		372	126	Willaumes de Duriaume					
		373	127	Gerars fils Andrieu de leTour					
		374	128	Jakemins Trachart					
		375	129	Jehans Mantel fils Hellin	E.		あるいは、f.5. col.2に登録された同名異人		
		376	130	Agnes fille Willaume Petit			女性		
		377	131	Leurenche se suer			女性		
		378	132	Katerine Petit fille Jehan			女性		
		379	133	Jehans Scarpense fils Jehan					
		380	134	Giles li Barbiers fils Leurent					
		381	135	Willaumes de Garding					
		382	136	Jehans fils Tierrri de le Crois					
383	137	Jehans li Burriers fils Lambert							
384	138	Willaumes Boistel							
385	139	Jehans li Rous li merchiers	li Rous						

1253 (続き)	col.2	386	140	Thomas li Routiers fils Jehan					
		387	141	Bauduins Bleu mantel fils Jehan					
		388	142	Symons Cannefils Perron	Canne				
		389	143	Jehans Boullart fils Huon		E.			
		390	144	Wautier Houet le escuelier					
		391	145	Lambers Woluric fils Lambert					
		392	146	Stasses Blinche					
		393	147	Lisiard de le Beke de Pollinchoue					
		394	148	Willaumes Bollard fils Huon					
		395	149	Pheippe Bolars ses freres					
		396	150	Jehans de Berges fils Jehan					
		397	151	Mahiue de Staple freres Pierron		T.			
		398	152	Jehan de Westscoc freres Lambert					
		399	153	willaume Ters fils Pierron					
		400	154	Pierres Spamecon fils Adan					
		401	155	Jehan dAire fils Henri	Aire				
		402	156	Jehans fils Folke Ghis					
		403	157	Mikiel Spoulemakere					
		404	158	Jehans li Tolnoiers fieu Willame					
		405	159	Ghiles dArde ki a la fille Lambert Mangier					
		406	160	Esteuenes li nies Andrieu le Scot					
		407	161	Willames li Fournier fieu Willame		m. A.			
		408	162	Foukes li espesier fieu Fouke					
		409	163	Jakemes de le Meison de le Tieule					
		410	164	Willames Coreide					
		411	165	Mikiel II Cheualier					
		412	166	Jehan de Nielees fieu Willame					
		413	167	Willames Case fieu Simon Case					
		414	168	Jakemin de Bessinghes					
		415	169	Clais Euerwin fieu Clai Euerwin					
		416	170	Willames le Rous fieus Mikiel	le Rous				
		417	171	Jehans de Borborg ki a le seur Mikiel le Cheualier		m. A.			
		418	172	Mikiel Martel fieus Roul de Bauinchoue					
		419	173	Jehans Windert fieus Jehan					
		420	174	Woite le Ghyr cousin Jehan					
		421	175	Gerart Spareconte fieus Jehan					
		422	176	Willames de Bodinghem fieus Beatris de Clarkes	Bodinghem	E.			
		1261	f.7. v. col1	Cest la rechoite Jakemon Wascelin et Baudewin Bollart et Jehan Bon enfant et Cilles Drugbrot en lan del Incarnation M et CC et LXI					
				423	1	Jehans Aubert Freire Florent Aubert	Aubert	E.	
				424	2	Jehans de Bodinghem fiex Willame de Bodinghem	Bodinghem		
				425	3	Jehans de le Court		T.	
				426	4	Willame de le Court ses freires			
		427	5	Jehans Fine genre Willame Alissandre					
		428	6	Coppin Vleegart fiex Clai					
		429	7	Coppin Crocmakere fix Simon					
		430	8	Jehans li Mai fiex Pierron					
		431	9	Jehans le Kerl fiex Lambert					
		432	10	Stassart de Boulenois					
		433	11	Wit de Ghines					
		434	12	Clarbayt de Seninghem freire Pieron					
		435	13	Jehans li fiex Jehan lOncle					
		436	14	Thomas Canne fiex Thomas	Canne				
		437	15	Widot Claranli pissonnier					
		438	16	Jakemins ses fiex					
		439	17	Pierekin de le Nate fiex Pierron					
		440	18	Jakemes Boistel fiex Willame					
		441	19	Pierres Bateman					
		442	20	Jehans Bateman ses freires					
		443	21	Jehans le Wai boulenghier					
		444	22	Jehans Perleghiet					
		445	23	Coppin Drugbrot fiex Jehan	E. m. A.				
		446	24	Willekin de Calquele valet Jehan Bon enant			ヴァレ		
		447	25	Gilles Frankelin					
		448	26	Anies veue Pierron de le Porte			女性。寡婦		
		449	27	Coppin Wauel fiex Denis					
		450	28	Henriet li Normans dAras			抹消。後世の手による:coretier		
		451	29	Willames Alem					
		452	30	Gillebers li Rois fils Lambert de le Grosse Rue					
		453	31	Pierres Camp daeine					
1263		Chest la rechoite Jehan Florent fil Willame et Jehan Bollart en lan del Incarnation M CC et LXIII							
		欄外に A chest tans ala li hanse a X mars							
		454	1	Andrieu Aubert fil Florent	Aubert		ハンザ税の値上げ		
		455	2	Jakemes de la Buisiere					
		456	3	Pierres de Seint Audegond fils Gillon	Sainte Aldegonde	m. A.			

1264	col.2	Chest le rechoite Baudewin Bolard et Jakemon Maine bourse lan de M CC LXVIII			
		457	1	Giles le Kien	
		458	2	Jehan Vroet	抹消。後世の手による:couretier
		459	3	Gerard Maine bourse fius Jakemon	
1265		Chest en rechoite Jehan Aubert le fil Henri Aubert et Jehan Florens le fil Willame Florens en lan del Incarnation nostre Seigneur M CC et LXV			
		461	1	Bertel de le Deuerne le fil Ghis de le Deuerne	
		462	2	Piere Florens le fil Willame Florens	E.
		463	3	Jehan de le Deuerne le fil Lambert de le Deuerne	Lambertの語句は、上からこすって消されている
		464	4	Gielloet le Wale fe fil Jehan le Wale	
		465	5	Brice Canne le fil Pieron Canne	Canne E.
		466	6	Jehan le Pud	
		467	7	Jakeme Aubert le fil Willame Aubert	Aubert
		468	8	Esteuene Torsel	m. A.
		469	9	Clai Ghis le fil Jehan Ghis le teintelier	
		470	10	Willame le Feure ki ai le fille Jehan Waidre	
1266		Chest le rechoit Pieres Florent fius Willame Florent et Baudewin Bollart fius Huon Bollart en lan del Indarnacion nostre Seigneur M et CC et LXVI			
		472	1	Jehan li Fornier fius Willames	m. A.
		473	2	Willames Lodewie fius Johan	
		474	3	Jakemes li Carpentier frere Johan li Carpentier	
		475	4	Johan Loruosx fius Johan	
		476	5	Jakemes li Roi fius Johan le Roj	
		477	6	Simon Magnier fius Lambert	
		478	7	Jehan dArkes fius Wautier Beddecose	T. Tは、あるいはf.10 v. col.1の同名異人
		479	8	Willames de le Hoke	
		480	9	Baudewin Rabbit de Commines	抹消。欄外に小さな十字
		481	10	Jehan Phelipe fius Willame	
1267	f.8, col.1	Chest le rechoiste Jehan Bollart et Eantone Reinuisic en lan del Incarnio(原文のまま) nostre Seigneur M et CC et LXVII			
		482	1	J. de Saint Audegont le fil Gilon de Saint Audegont	Sainte Aldegonde
		483	2	Willame le Wales fiueu Jehan	
		484	3	Jehan Reingher fiueu Willame	
		485	4	Margrie Janoit fille Jehan	女性。娘
		486	5	Jehan le Kerl fiueu Jehan	
		487	6	Pieres Ters fiueu Pieron	
		488	7	Willame Colue fiueu Eustace	
		489	8	Jehan Colue se freires	
		490	9	Rogier le Wullescietre	
		491	10	Willame Emerj	
1268		Ches en le rechoite Jehan de Bodinghem le fiueu Wilame et Jakemon Main en bourse li jouene en lan del Incarnation Jhesu Crist M CC et LXVIII			
		492	1	Andrieu le Wale fiueu Gillon	T.
		493	2	Symon de le Rochele fiueu Jehan Lucas	
		494	3	Clai de le Nate fiueu Pieron	
		495	4	Mikiel de Furnes fiueu Nicole	T.
		496	5	Wion de Diffeke ki a le seur Jehan Cousin	
		497	6	Jakeme li Rous fiueu Baudewin Reingot	li Rous
		498	7	Hue le fil dame Paiuen	
		499	8	Symon li Altappere fiueu Symon	
		500	9	Willames Biess li merchiers ki a le veue Jehan le Buc	
		501	10	Mikiel de Heinnin ki a le fille Jehan Bette	
		502	11	Lambert Mangier fiueu Lambert	m.A.
		503	12	Jakemes Panier fiueu Jehan	
		504	13	Jehan le Cuvelier fiueu Jehan	
		505	14	Symon Bertelin fiueu Henri	
		506	15	Andrieus Scattin fiueu Robert	
		507	16	Esteuene Machue fiueu Jehan	
		508	17	Nicoles Aubet fiueu Jehan	
		509	18	Jehan Alem	
510	19	Jehan Spillette ki maint el Colhof			

1269	col.2	Che est en la rechoite Pieres Florens fieus Willame et Bertelmeu de le Deuerne fieus Ghis en lan de le Incarnation Ihesu Christ M CC et LXX						
		511	1	Jehans de Sainte Audegont fieus Pierron	Sainte Aldegonde	線を引いて消されている		
		512	2	Henri Wittop fieus Henri le Rous	le Rous			
		513	3	Alis veve Hue le Coutelier	le Coutelier	女性。寡婦		
		514	4	Jehan fieus Hue le Coutelier	le Coutelier			
		515	5	Eustasses fieus Hue le Coutelier	le Coutelier	線を引いて消されている		
		516	6	Jehans Coude seure fieus Robert				
		517	7	Jehans le Fol fieus Clai				
		518	8	Esteuenes de Daeu merchier		後世の手による:fuitif		
		519	9	Carstiene le Witte veve Willame		Willameがその後でつけ加えられた。女性		
		520	10	Paskin le Witte fieus Willame	m.A.	Willameがその後でつけ加えられた。		
		521	11	Lai de Witte fieus Willame		Willameがその後でつけ加えられた。		
		522	12	Simon Harevart fieus Baudewin				
		523	13	Jehan Harvart fieus Baudewin				
		524	14	Jehan Harvart fieus Iehan				
		525	15	Willames Benoit				
		526	16	Jehans Reilane fieus Reilane				
		527	17	Gilles de Sainte Audegont fieus Gillon	Sainte Aldegonde	E., m.A.		
		528	18	Jehan del Hec Molekinier				
		529	19	Maregrie Mantel veve Jehan	Mantel	女性。寡婦		
		530	20	Jehan Mantel fieus Iehan	Mantel	上記の息子		
		531	21	Jehans de le Crois fieus Iehan				
		532	22	Jehan Zouterkin fieus Lise Vesche		Lise Vecheは直後につけ加えられた		
		533	23	Pieres de Saint Omeirgise fieus				
		534	24	Werrabat de Saint Omeirgise	T.	Werrbatは直後につけ加えられた		
		535	25	Willames Laban lieus Iehan				
		536	26	Jakemes l'Onclie fieus Iehan				
		537	27	Roukes de le Deuerne fieus Iehan				
		538	28	Fleurin li Cuuelier fieus Iehan				
		539	29	Philipes David fieus Iehan	E.			
		540	30	Jehan li Vaveseur li iouene fieus Mahieu				
		541	31	Henri Alem fieus Willame				
		542	32	Antoines Dingherin li genres Florens de Bolonge		この名前は、2つの小さな十字の間にあり、抹消されている		
		543	33	Colard de Lile li fieus Iehan de l'Atrie de Los				
		544	34	Jehan Machue fieus Iehan		抹消。後世の手による: por chou kil ala manoir heur(s) de le vile		
		545	35	Pieres de Furnes fieus Willame le Blont				
		546	36	Gilles de Gant fieus Wautier	T.			
		547	37	Ghilebers de Sainte Audegont fieus Gillon	Sainte Aldegonde	E., m.A.		
		548	38	Willames de Mare fieus Stasse Palster		抹消。後世の手による: por chou kil ala manoir heur(s) de le vile		
		549	39	Denis Coude seure fieus Willame				
		550	40	Jehan de Daeu freres Esteuene				
		1270	f.8, col.1	Cho est chi le rechote Bauduin Bollart et Andriu Aubert en lan del Incarnation Ihesu.Crist mil CC et LXX				
				551	1	Aubers fix Iehan Aubert	Aubert	E.
				552	2	Andriu fix Andriu de le Granche		
				553	3	Pierres leScoutelare de Sulerke		
				554	4	Pierres fix Iehan le Roi		
				555	5	Margerie fille Pierron de le Porte		女性。娘
				556	6	Boidin fix Niclai Waselin	Waselin	
				557	7	Lammin fix Pierron Ters		
				558	8	Wautiers le Keizre		
559	9			Brises Pheuppe fieus Willaume Pheuppe				
1271	Chou est chi le rechoite Pieron Florens et Bertelot de le Deuerne en lan de Incarnation nostre Segneur M CC et LXXI							
	560	1	Wid Reghemier fieus Iehan					
	561	2	Jakemes le Fol fieus Clai					
	562	3	Willames Prensac		抹消。後世の手による:futieus			
	563	4	Jehans ses lieus					
	564	5	Simons de le Fontaine fieus Willame	T.				
	565	6	Colard de Tilleke fieus Willame		抹消。後世の手による:futieus			
	566	7	Gerard Borghegraue molekinier					
567	8	Willames Dovie fieus Hue						
1272	Ches la rechoite Andriu Aubert et Gillon de Seint Audegond lan M CC et LXXII							
	568	1	Coppin Lodewie fille Jehan					
	569	2	Willames Boen enfant liex Jehan					
	col.2	570	3	Denis Drughebrot feire(原文のまま) Jakemon				
		571	4	Henris deClaeti li brasseries				
		572	5	Pieres Widot boskellons				
		573	6	Gilles Widot ses freires				
		574	7	Jehans li Blikerer del Ysele				
		575	8	Lettins de Boninghes fieus Esteuemon				
		576	9	Robins de Boninghes freire Lettin				
		577	10	Willames de Clarkes fiex Symon				
		578	11	Jakemes Boen enfant fieus Jehan	Bonnenfant			
		579	12	Gherard l'Altappere fieus Symon				
	580	13	Jehans de Bodinghem fill Gillon le joeuene	Bodinghem				
	581	14	Symons li Rous freire Willame	li Rous				
	582	15	Esteuenes li Hane fiex Mars					
	583	16	Simons Wasselins fieus Jakemon	Waselin				
584	17	Pieres de Zurkes fieus Jehan						

1273		Chou est le rechoite Pierron Florent et Pierron de Sainte Audegonde en lan del Incarnation nostre Seigneur M CC LX en XIII		
		585 1 Jehans Sandres fieus Jakemon Sandre	Sandre	Jakemon Sandreの息子
		586 2 Willames Sandres fieus Jakemon Sandre	Sandre	Jakemon Sandreの息子
1274		Chou est le rechoite Andrieu Aubert et Berthelemieu de le Deuerne en lan del Incarnation nostre Seigneur M CC LX en XIII		
		587 1 Florens delAitre fieus Pierron		
		588 2 Jehans delAitre fieus Pierron		
		589 3 Jehans de Bodingham fieus Jehan	Bodingham	
		590 4 Florens Hanghebec fieus Jehan		
		591 5 Lambers lOrs fieus Lambert		
		592 6 Paskins Borgoing fieus Mikiel		
		593 7 Jehans Coterel fieus Ernoul	Coterel	
		594 8 Gherars Beuelant fieus Pierron		m.A.
		595 9 Jehans de Ruters ki a le fille Jehan de Broborgh		
		596 10 Jakemes le Bels fieus Wautier		
		597 11 Jehans dYpre ki a le ueue Langarding		T.
	f.9, col.1	598 12 Gilles dellHeit fieus Jakemin de le Hale		
		599 13 Lammin del Weis fieus Ernoul		
		600 14 Willaumes Narine de Biauraim		
		601 15 Baude Sander fieus Willaume		m.A.
		602 16 Ansiaus de Masieres fieus Aloul		
		603 17 Aubins li Saas fieus Willame		
1275		Chou est le rechote Peront Florent et Nicole de Sainte Aldegont en lan del Incarnation nostre Seignor Ihesu Crist M CC et LXXV		
		604 1 Henri Marau fieus Jehan Marau		
		605 2 Jehan Tac fieus Jehan Coreide		
		606 3 Mabille fille Jehan Pieron le tondeur		p.T.? 女性
		607 4 et Margarie sa soror		女性
		608 5 Baudewin del Nast fieus Symon del Nast		
		609 6 Jehan de Wesok fieus Huon Babe		抹消
		610 7 Margarie fille Pieron Canne	Canne	女性
		611 8 Beatris fille Jehan Bonenfant de Autpont		女性
		612 9 Mahieu fieus Henri Bertelin (et Kateline se sereur)		
		613 10 (Mahieu fieus Henri Bertelin) et Kateline se sereur		
		614 11 Coppin fieus Baudewin Bouse		
		615 12 Estase Bec fieus Henri le Tuere		
		616 13 Lambert le Burrier fieus Lambert le Burrier		m.A.
		617 14 Gilles de Bonighes (原文のまま) fieus Esteuenon		
1276	col.2	Chou est le rechoit Pierron de Sainte Audegonde et Andrieu Aubert enlan de M CC et LXXVI		
		618 1 Jakememes as dex dames fix Salemon de Wadinghetun		
		619 2 Anseaus de Bouulinghem fix Mikiel		
		620 3 Willaumes li Rous de Yssele	li Rous	
		621 4 Warin de Boninghes fix Elboede		
		622 5 Lambers Pietre fix Willaumes Rauelin		
		623 6 Mikiel Hanebart		
		624 7 Berthelemieus de Kelmes fix Willaume		
		625 8 Margherie fille Jehan le Cuuelier		女性。娘
		626 9 Martins Douie fix Huon		
		627 10 Jehans Hanecois li brasseirres		
		628 11 Thumas Finamour fix Gillon		
		629 12 Stomons Souuoleis fix Jehan Gois		m.A.
		630 13 Jakemes dAirie ki soloit manoir awoekes Gillon Putal		
		631 14 Simons Vais de Polinchoue		
		632 15 Esteuenes de Linde fix Jehan Topin		m.v.
		633 16 Jehans Scharpenese fix Jehan		
		634 17 Jehans de Rockestor fix Willaume		
		635 18 Leurens de Gusselinghem fix Pierron		m.A.
		636 19 Annes Canne fille Ihehan	Canne	女性。娘
		637 20 Clais Canne fix Fleur	Canne	
		638 21 Gherars del Garding fix Esteuenon		
		639 22 Jehans deSteimbeke fix Mahieu		
		640 23 Henris de Couloigne		
		641 24 Henris de le Cambe li brasseres		
		642 25 Joires de Hazebroec fic Jehan		
1277		Chou est li rechoite Bertelot dele Deuerne et Gillon de Sainte Audegond en lan del Incarnation nostre Segneur M CC et LXXVII		
		643 1 Gilles Blaupart fieus Ernoul		
		644 2 Jehan Mustercole de Liskes		
		645 3 Jakemes Gauwerie hollenbhier		
		646 4 Jehan Allere fieus Baudewin		抹消
		647 5 Aelis veue Thomas le Vlint		女性。寡婦
		648 6 Jehan Hasot fieus Jehan		抹消。後世の手による:fuitieus
	f.9 v, col.1	649 7 Mikiel Halline fieus Robert le machon		
		650 8 Thomas dAles fieus Baudewin		抹消。後世の手による:se hanse herdue
		651 9 Pieres de Dorlens fieus Rikier le merchier		
		652 10 Henri de Belverdure bolonghier		
		653 11 Hues de Boninghes ses genres		
		654 12 Hues le Vlint fieus Thomas le Vlint		m.A.
		655 13 Willames paldine fieus Willame		
		656 14 Jakemes de Hallines fieus Jehan		
		657 15 Jehan le Reddere fieus Baudewin		
		658 16 Jehans Aubert fieus Aubert	Aubert	
		659 17 Aubert ses freires fieus Aubert	Aubert	
		660 18 Willames le Eselare kia le fille Jehan dou Breuc		
		661 19 Jehans des Preis fieus Baudewin des Preis de Ruenscure		

1278		Chou est li rechoite Pierron de Sainte Audegond et Andriu Aubert en lan del Incarnation nostre Sengneur M CC et LXXVIII				
		662	1	Henris li Wales fix Wautier	E.	
		663	2	Symons Scatins fix Jehan		
		664	3	Copins Cane fix Flourent		
		665	4	Willames Lusie peletiers		
		666	5	Jehans dAmiens de Poperinghes	m.A.	
		667	6	Jakemes li Kameses		
		668	7	Gilles du Bos trainteliers		
		669	8	Henris Surwedere li pessonniers		
		670	9	Jehans de Ruters ki a le ueue Rainlane		
1279		Chest le rechoite Gerard Mainaborse et Jehan de Saint Audegunde fil Jehan en lan del Incarnation Jhesu Crist M CC LXXIX				
		672	1	dame Sarre Bollarde clawete	claweteは後世の手でつけ加えられる。女性	
	col.2		673	2	Jehan dEske fix Andrieu del Sceure	
			674	3	Jehan de Wisernemerchier	
			675	4	Jehan Meteï fil Clai	
			676	5	Willame Finede Journi	m.dr.
			677	6	Heuert de Campines forbisseeur	
			678	7	Pierres Alem toillier	
			679	8	Jehan lAmman fil Gerard	li Amman T.
			680	9	Symon le Raet	
			681	10	Jehan Impin frere Danin	
			682	11	Nichole de Eckout	
		683	12	Symon de Mere fil Wiuien de Mere		
		684	13	Philippes le Caucheteur		
		685	14	Huelin Ekard de Ruensceure		
		686	15	Symon *** espessebarbe	原本にブランクあり	
		687	16	Bertel Ganinoghe		
		688	17	Symon Wasselin fil Symon	Waselin E.	
		689	18	Jehan Goetking fil Jehan		
		690	19	Jehannet Canne fil Jehan	Canne	
		691	20	Jehan li rous fil Denys	li Rous	
		692	21	Jehan de Cleti fil Heinri		
		693	22	Jakemes Seghard del Isele		
		694	23	Florin Canne fil Florens		
		695	24	Hue Feron fil Danel		
	696	25	Hue Lodewaine fil Huon			
1280		Chest le rechoite Jehan Wolueric et Gillon de Saint Audegond lanM CC et IIIxx				
		697	1	Jehans Alere fieus Bauduin	この名前はf.9. col.2で線を引かれている	
		698	2	Jehans de Wischoc fieus Hue Babel(1) et est asauoir ke si fille le doiuent acater comme estrainge	(1)この名前はf.9. col.2で横線で消されている	
		699	3	Jakemes (1) de Deuerne fieus Gys	(1)この名前はf.9. col.1で横線で消されている	
		700	4	Philippe de le Deuerne fieus Gys		
		701	5	Symons Dane fieus Symon	p.T.	
	f.10. col.1		702	6	Lambert Wolueric fieus Jehan	E.
			703	7	Ernol Wasselins fieus Symon	Waselin
			704	8	Jehans le Wale fieus Wautier	
			705	9	Mikiel Stoutegarne de Ruminghem	
			706	10	Joris Smecars li laniers	
			707	11	Hantins li Normans	
			708	12	Brisses li Bels fieus Wautier	
		709	13	Jehans de le Deuerne qui fu auRoy de Cicile(1), fiex mon seigneur Lambert	(1) アンジューのシャルル1世。Jehan de le Deuerne はシチリアの王宮におそらく滞在してい	
1281			Chou est le rechoite Nicholom de Sainte Audegunde et Andriu Aubert en lan del Incarnation M CC IIIxx et I			
			710	1	Jehans de Wissant fix Jehan	
		711	2	Lamberts de Blendeke boulangier		
		712	3	Jehans Dane fix Symon Dane	p.T. .E.	
		713	4	Jakemes de Bailli fix Symon		
		714	5	Jehans le Croke make fix Symon		
		715	6	Boïd Harde bone de Boninghes		
		716	7	Kelai li Moustardiers de lin		
		717	8	Danin fix Herlot le Merchier		
		718	9	Jehans le Nocre merchiers		
		719	10	Lamberts Bernai de wormout		
		720	11	Gilles le Hasewangere fix Gillon		
		721	12	Jehans Waïmg fix Guis Waïmg		
		722	13	Willaumes de Fienles fix Willaume de le Kenole de Fienles	de le kenoleは後世につけ加えられた	
		723	14	Esteuenes du Lokin fieus Huon le cordewanier		
	724	15	Ghillebers dAire fix Baude dAire	Aire E.		
1282	col.2	Chou est li rechoite singneur Jehan Wolueric et Jehan de Saint Audegonde fil singneur Jehan en lan del Incarnation nostre Singneur M CC et IIIxx et de				
		725	1	Brisse Bon enfant	Bonnenfant	女性？
		726	2	Maroie de Stenbeke fille Maihieu		
		727	3	Jakemes li Doiens		
		728	4	Willaumes li Doiens		
	729	5	Phillipes Bollard fieus Baudewin			
1283		Chest le rechoite Jehan de Saint Audegonde fix sire Nicole et Jehan Aubert fix Aubert en lan dele Inkarnation noster Singneur M CC et quatre vins et t				
		730	1	Nicole de Saint Audegonde fieus segneur Jehan	抹消	
		731	2	Gilon Drubrot fieus Gilon	m.A.	
		732	3	Mikiel Brigheman		
		733	4	Brise Dane fieus Simon	p.T.	
		734	5	Mikiel lAristan		
		735	6	Jehan Cotrel fieus Jehan		
		736	7	Andrie lAletapere fieus Gherat		
		737	8	Jake le Burier fieus Lanbert	m.A.	
		738	9	Ghusin Bousart fieus Bousart le merchier		
		739	10	Mikiel de Furnes fieus Jakemon	m.A.	
		740	11	Boïdin dAuske fix Willaume Piere		
		741	12	Simon de Witte fix Willaume		
		742	13	Jakemes de Blendeke fix Pauel		
		743	14	Jehans de Blendeke fix Pauel	抹消。後世の手による:futies	
		744	15	Lambert de Wxoc fix Lambert		
		745	16	Willaumes de Broborch fix Jehan de Brobore		
		746	17	Mikiel de Millem fieus Jehan de Millam		
	747	18	Jehan de Saint Audegonde fieus sengneur Jehan	E.		

1284	f.10, v.col.1	Chou est le rechoite singneur Andrieu Aubert et Jehan fieus signeur Jehan de Saint Audeghonde en lan de grace M CC IIIxx et III			
		748	1	Willaume Marau	
		749	2	Jehans fieus Jehan le Blikerere	
		750	3	Margrie fille Willaume Ters	m.dr. 女性
		751	4	Angnes fille Pierron Ters	女性
		752	5	Jehan fieus Clarbaut de Seningem	
		753	6	Jehans le May dipre fieus Willaume	
		754	7	Jehans dArkes fieus Mahieu	
		755	8	Clai le Rous fieus Denis	le Rous
		756	9	Jehans Bonefant fieus Jehan	Bonnenfant
757	10	Jehans du Four fieus Simon			
1285	col.2	Chou est le rechoite Jehan de le Deuerne et Ghlebert dAire en lan de grace M CC IIIxx et V			
		758	1	Jehans Couloe fieus Jehan	
		759	2	Jehans dEdekines li moulekiniers	
		760	3	Denis fieus Jehan de Weschoc	
		761	4	Lambert Loriuos fieus Jehan	
		762	5	Henris le Crokemakere	
		763	6	Coppin le Crokemakere fieus Simon de se darrains feme	
		764	7	Coppin Langardin	
		765	8	Stas dEsquerdes valles Willaume Aimeri ki fu	ヴァレ
		766	9	Lambert Windre fil Daudid	
		767	10	Copin le Bere	
		768	11	Stas de Puepelinghes	
		769	12	Robins li Escos	
		770	13	Wis de Blaringhem fieus Jehan de Menrevile	
		771	14	Jehans Wasselins fieus Simon	Waselín
		772	15	Willaumes Wasselins fieus Jakemon	Waselín E.
		773	16	Jehans Fouris dAire	Aire
		774	17	Jehans Bigghe	抹消。後世の手による:courtir
		775	18	Willaumes Menebourse fieus Jakemon	
		776	19	Clai Putel fil Clai	
		777	20	Jehans Segart fil Jehan	
		778	21	Clai le Vlint	
		779	22	Raoul dAuseke	E.
		780	23	Jehans Moran	T.
		781	24	Jehan de le Maison de tieule	
		782	25	Wautiers de Bodinghem fieus Wautier	Bodinghem
783	26	Willaumes Menebourse fieus Jakemon	かき削られている。この名前は既にこの列の上記で登録されている。		
1286	col.2	Chou est le rechoite Andrieu Aubert et Jehan fieus signeur Jehan de Saint Audegonde en lan de grace M CC IIIxx et XIII			
		784	1	Jehan de Saint Audegonde fieus Fouke	Sainte Aldegonde
		785	2	Clai del Prei toilier	
		786	3	Thomas dAssele fieus Baudewin	
		787	4	Jakemes Sancre fieus Willaume	
		788	5	Jehan Fine fieus Jehan	
		789	6	Jakemes Clawet fieus Jakemon	
		790	7	Baude le Bleu fieus Andrieu	
		791	8	Simons Canne fieus Simon	
		792	9	Jehan de le Hale fieus Jehan Hakelin	fieus Jehan Hakelinは後で付け加えられた
		793	10	Robers du Bos merehier	
794	11	Pierron leScot fieus Joire	E.		
1287	f.11, col.1	Chou est le rechoite Gillebert dAire et Jehan Aubert en lan de grace M CC IIIxx et VII			
		795	1	Jehans li Boens fieus Andrieu	
		796	2	Willaumes dAire fieus Baude	Aire
		797	3	Jehans Boen enfant fieus Willaume	Bonnenfant
		798	4	Jakemes Pironin fieus Jehan	
		799	5	Jehans Sandre fieus Jehan	Sandre
		800	6	Jehans Canevain fieus Pierron	
		801	7	Jehans le Witte fieus Paskin	
		802	8	Willaumes de le Maison de tieule	
		803	9	Mikieus Putel	
		804	10	Monin Putel	
		805	11	Gilles de Gotenes	
		806	12	Jehans de le Coignie de Bailluel	
		807	13	Jehans Coudescure fieus Pierron	
		808	14	Mikieus Colzat	
		809	15	Jehans le Canchelier fieus Jehan	
		810	16	Coppin le Fol	
		811	17	Pierres li Rois fieus Simon	
		812	18	Jehans de Cormont	
		813	19	Jehans Canne fieus Thumas	Canne
		814	20	Jehans Ensel	
		815	21	Jehans de Bruges	
		816	22	Gerart Zoutemont	
		817	23	Mas Badaine	
818	24	Adans li Rois			
1288	col.2	Chest le rechoite Jehan de Saint Audegonde et Andrieu Aubert en lan de grace M CC IIIxx et VIII			
		819	1	Willaumes Renvise fieus Salemon	
		820	2	Willaumes Boidpieders dArkes	
		821	3	Simons VROUT fieus Martin	
		822	4	Simons de Millam fieus Mikiel	
		823	5	Stas li Engels fieus Huon	
824	6	Orieus de Campines	この名前は後でつけ加えられたもの		

1289		Chest le rechoite Nicole Aubert et Symon Wasselin en lan M CC IIIxx et IX			
		825	1 Simons li Rous fieus Brisse	li Rous	
		826	2 Henris de Penes fieus Gillon		
		827	3 Willaumes dAcquin fieus Wion		
		828	4 Willaumes dArkes fieus Mikiel		
		829	5 Jehans li Senescaus fieus Huon		
		830	6 Cla Loubbe fieus Ghuis		
	col.2		831	7 Boid le Gau fieus Jehan	
			832	8 Pierin Willemine fieus Willaume	
			833	9 Simon Meus fieus Meus	
			834	10 Simon d'Auseke fieus Willaume Jonas	
			835	11 Simons fieus Jehan Bonefant	Bonnenfant
			836	12 Simons de Hasebruec fieus Joris	
			837	13 Ghis Florens fieus Pierron	E.
			838	14 Coppin le Bon fieus Andrieu	
			839	15 Jehans de Beluerdoi fieus Henri	
			840	16 Steuenes le Hane	
			841	17 Gilles del Atrie fieus Pierron	
			842	18 Clais de Sainte Audegonde fieus Nicole	Sainte Aldegonde
			843	19 Joris de Blendeke fieus Paul	
			844	20 Jehans Florens de le Porte fieus Jehan	E.
			845	21 Kerstiene de le Court fille Jehan	女性
			846	22 Jakeins li Caucheteres fieus Phelipe	あるいはJakemesにあたるJakems
			847	23 Andrieus del Atrie fieus Pierron	
			848	24 Henris le Gay fieus Bauduin	
			849	25 Jehans Aubers fieus Andrieu	Aubert
			850	26 Jakemes Boullard fieus Baudewin	
		851	27 ClaiBoullard fieus Baudewin		
		852	28 Jehans Penbouc fieus Jehan		
		853	29 Willaumes Penbouc fieus Jehan		
		854	30 Jehans Bette fieus Jehan	Bette E.	
		855	31 Enlars de Sainte Audegonde fieus Nicole	Sainte Aldegonde	
		856	32 Clais Foukiers fieus Jehan		
		857	33 Hues Boullard fieus Willaume		
	858	34 Jakemes de le Pierre fieus Jehan			
1290		Ches le rechoite Jehan Bette et Ghis Florens en lan M CC IIIxx et X			
		859	1 Jakemes Florens fieus Jehan		
		860	2 Baude Mantel fiex Gillon		
		861	3 Andrieus li Boens fieus Andrieu	E.	
		862	4 Thumas ses freires		
		863	5 Gillebert Bette fieus Jehan		
		864	6 Jehans Boullard fieus Willaume		
		865	7 Pierres ses freres		
		866	8 Leurens Drubrot	m.A.	
		867	9 Willaumes Willemot fieus Willaume de Duram		
		868	10 Ghilebin ses Freres		
	f.11 v, col.1		869	11 Mikieus de Biekene	
			870	12 Pierres de Roukestor fieus Gillon	
			871	13 Guisin dArde	
			872	14 Erncus de Kelti	
			873	15 Jehans de Wessoc fieus Jehan	
			874	16 Lambert Tac braseres	
			875	17 Gilles Joie	
			876	18 Andrieus de Bouloigne	
		877	19 Simons Dotschap		
1291		Chest le rechoite Clai de Sainte Audegonde et Lambert Wouleric en lan M CC IIIxx et XI			
		878	1 Willaumes dOstermolne		
		879	2 Willaumes Hannebart		
		880	3 Jakemin Eueldags		
		881	4 Lambin le Rous fieus Eustase	le Rous	
		882	5 Jakemes Rikart de Dikesmue		
		883	6 Jehans vande Gate de Boinghes		
		884	7 Clai le Chevalier		
		885	8 Pieerres de Wessoc harentare		
		886	9 Tonis de Gant fieus Bauduin		
		887	10 Gilles de Bouloigne		
		888	11 Gerart Mainebourse		
		889	12 Kerstelin de Biekene		
	890	13 dermisele Pierine le Sac			
1292		Ches le recoite Simon de Sainte Audegonde et Aubert fir Aubert en lan M CC IIIxx et XII			
		891	1 Willaumes Bernai		
		892	2 Franechois Putal		
		893	3 Leurens le Bliekere		
		894	4 Jehans dAire fieus Baude	Aire	
		895	5 Bauduins de Gant		
		896	6 Jehans de le Nate fils Aghete		
		897	7 Lambin Cotin	抹消。後世の手によ: frait	
		898	8 Billes de Bodinghem fieus Gillon et freres Jehans de Bodinghem le willemin	Bodinghem	
		899	9 Pierres le Noekere		
		900	10 Coppin Sprewe fieus Pierron		
	col.2		901	11 Jehans de Hesdin	
			902	12 Ansel Eveldags de Hobenghes	
			903	13 Jehans Clithamer	
		904	14 Hanon de Linde	m.v.	

1289		Chest le rechoite Nicole Aubert et Symon Wasselin en lan M CC IIIxx et IX			
		825	1 Simons li Rous fieus Brisse	li Rous	
		826	2 Henris de Penes fieus Gillon		
		827	3 Willaumes dAcquin fieus Wion		
		828	4 Willaumes dArkes fieus Mikiel		
		829	5 Jehans li Senescaus fieus Huon		
		830	6 Cla Loubbe fieus Ghuis		
	col.2		831	7 Boid le Gau fieus Jehan	
			832	8 Pierin Willemine fieus Willaume	
			833	9 Simon Meus fieus Meus	
			834	10 Simon dAuseke fieus Willaume Jonas	
			835	11 Simons fieus Jehan Bonefant	Bonnenfant
			836	12 Simons de Hasebruec fieus Joris	
			837	13 Ghis Florens fieus Pierron	E.
			838	14 Coppin le Bon fieus Andrieu	
			839	15 Jehans de Beluerdoi fieus Henri	
			840	16 Steuenes le Hane	
			841	17 Gilles del Atrie fieus Pierron	
			842	18 Clais de Sainte Audegonde fieus Nicole	Sainte Aldegonde
			843	19 Joris de Blendeke fieus Paul	
			844	20 Jehans Florens de le Porte fieus Jehan	E.
			845	21 Kerstiene de le Court fille Jehan	女性
			846	22 Jakeins li Caucheteres fieus Phelipe	あるいはJakemesにあたるJakems
			847	23 Andrieus del Atrie fieus Pierron	
			848	24 Henris le Gay fieus Bauduin	
			849	25 Jehans Aubers fieus Andrieu	Aubert
			850	26 Jakemes Boullard fieus Baudewin	
			851	27 ClaiBoullard fieus Baudewin	
			852	28 Jehans Penbouc fieus Jehan	
			853	29 Willaumes Penbouc fieus Jehan	
			854	30 Jehans Bette fieus Jehan	Bette E.
			855	31 Enlars de Sainte Audegonde fieus Nicole	Sainte Aldegonde
			856	32 Clais Foukiers fieus Jehan	
			857	33 Hues Boullard fieus Willaume	
		858	34 Jakemes de le Pierre fieus Jehan		
1290		Ches le rechoite Jehan Bette et Ghis Florens en lan M CC IIIxx et X			
		859	1 Jakemes Florens fieus Jehan		
		860	2 Baude Mantel fiex Gillon		
		861	3 Andrieus li Boens fieus Andrieu	E.	
		862	4 Thumas ses freires		
		863	5 Gillebert Bette fieus Jehan		
		864	6 Jehans Boullard fieus Willaume		
		865	7 Pierres ses freres		
		866	8 Leurens Drubrot	m.A.	
		867	9 Willaumes Willemot fieus Willaume de Duram		
		868	10 Ghilebin ses Freres		
	f.11 v, col.1		869	11 Mikieus de Biekene	
			870	12 Pierres de Roukestor fieus Gillon	
			871	13 Guisin dArde	
			872	14 Ernous de Kelti	
			873	15 Jehans de Wessoc fieus Jehan	
			874	16 Lambert Tac braseres	
			875	17 Gilles Joie	
			876	18 Andrieus de Bouloigne	
		877	19 Simons Dotschap		
1291		Chest le rechoite Clai de Sainte Audegonde et Lambert Wouleric en lan M CC IIIxx et XI			
		878	1 Willaumes dOstermolne		
		879	2 Willaumes Hannebart		
		880	3 Jakemin Eueldags		
		881	4 Lambin le Rous fieus Eustase	le Rous	
		882	5 Jakemes Rikart de Dikesmue		
		883	6 Jehans vande Gate de Boinghes		
		884	7 Clai le Chevalier		
		885	8 Pieerres de Wessoc harentare		
		886	9 Tonis de Gant fieus Bauduin		
		887	10 Gilles de Bouloigne		
		888	11 Gerart Mainebourse		
		889	12 Kerstelin de Biekene		
	890	13 dermisele Pierine le Sac			
1292		Ches le recoite Simon de Sainte Audegonde et Aubert fir Aubert en lan M CC IIIxx et XII			
		891	1 Willaumes Bernai		
		892	2 Franechois Putal		
		893	3 Leurens le Bliekere		
		894	4 Jehans dAire fieus Baude	Aire	
		895	5 Bauduins de Gant		
		896	6 Jehans de le Nate fils Aghete		
		897	7 Lambin Cotin	抹消。後世の手によ: frait	
		898	8 Billes de Bodinghem fieus Gillon et freres Jehans de Bodinghem le willemin	Bodinghem	
		899	9 Pierres le Noekere		
		900	10 Coppin Sprewe fieus Pierron		
	col.2		901	11 Jehans de Hesdin	
			902	12 Ansel Eveldags de Hobenghes	
			903	13 Jehans Clithamer	
		904	14 Hanon de Linde	m.v.	

1301	f.12 v, col.1	Chest le rechoite Jehan Florens et Gilloa Bollart enlan de grace M CCC et I			
		992	1	Jehans de Merk fiex Pieron	
		993	2	Gherart Maignier fiex Willaume	
		994	3	Henris lEngles fil Adam Scali	
		995	4	Jehande le Grange qui fu vallet Mikiel Colzat	ヴァレ
		996	5	Ghis Florens fieus Jehan	
		997	6	Maelin Bollart fieus Phelipe	E.
		998	7	May Orloet(?) fil Ermoul qui eut le fille Simon le Houc	抹消
		999	8	Jehan Bateman fil Peron	
		1000	9	Pieres ses freres	
		1001	10	Bernars de le Caponaye de Florenche	
		1002	11	Martin de Monte leu de Florenche	
		1003	12	Lambers li Boskellons fiex Mahiu	
		1004	13	Gilles dAyre fiex Jakemon	
		1005	14	Pieres de Wissoc fil Pieron harentare	
		1006	15	Julijen Aubert fiex Jehan	Aubert
		1007	16	Clai Coudenesze fiex Wautier	
		1008	17	Simon Wasteel fieus Simon	
1009	18	Baudin dele Deurefieus Guion			
1302		Chou est le rechoite Nicole Aubert et Baudin dele Deuerne en lan de grace M CCC et II			
		1010	1	Jakemes de Morbeke	
		1011	2	Jehans du Bos altappere	
		1012	3	Jehans de Wissoc qui a le fille Platevoet	
		1013	4	Willaumes du Wast lespissier	
		1014	5	Clai Lodewic fieus Willaume	
		1015	6	Lambert dAire fieus Jakemon	Aire
		1016	7	Hues Douve fieus Adam	
1303	col.2	Chest le rechoit. Phelipe de le Deuerne et Baude dAyre en lan de grace M CCC et trois			
		1017	1	Baude dAire fil Seigneur Ghillebert dAire	Aire E.
		1018	2	Jehan le Kerl fil Lambert le Kerl	
1304		Chou est le rechoite Jehan Florent et Antoine de Sainte Audegonde en lan M CCC et quatre			
		1020	1	Gerusia le Caudronier	
		1021	2	Hues Felleman	m.v.
		1022	3	Joris Marau fieus Henri Marau	
		1023	4	Stasin de Boulinois ki a le fille Denis de Wessoc	
		1024	5	Lambert Tac fil Lambert Tac	
		1025	6	Willaumes Caze	
		1026	7	Kerstian du Prei	
		1027	8	Obin dOstremolle	
		1028	9	Jehan de Bommi	
		1029	10	Simon Willecok	
1305		Chest le rechoite Thomas le Bon et Lorens Drugbrot en lan mil CCC et V			
		1030	1	Lorens dEsquerdes	
		1031	2	Caly Capel	
		1032	3	Simons de Leuvin fieus Huon	別な書き手がpar(?) paieをつけ加えた
		1033	4	Willaumes le Kanchelier	
		1034	5	Pires Hertskene	
		1035	6	Jehan Alout fius Jehan	m.v
		1036	7	Jehan Delekourt fius Willaume	
		1037	8	Lambert Kottin	
		1038	9	Rawel Boiman	
		f.13, col.1		1039	10
1040	11			Hubert fil Henri lEngles Scali	

フランドル・エノー伯領の十字軍参加者（家臣と親族）

③は第3回、④は第4回十字軍参加中の出来事

I フランドル伯領

番号	氏名	出身地(現在の地名参考)	職責など	十字軍活動
1	Aire (Baudouin II d')	Aire-sur-la-Lys パ・ド・カレー県サン・トメール郡	2と兄弟。Heuchin 領主。伯の「甥」。伯妃の Chambellan。	フィリップ・ダルザスと共に 1190 年 9 月初頭東方に出発。
2	Aire (Philippe d')		1と兄弟。Nobilis。1211 年以前に没。	フィリップ・ダルザスと共に 1190 年 9 月初頭、東方に出発。
3	Balinghem (Roger de)	Balinghem パ・ド・カレー県サン・トメール郡アルドル地域		
4	Baron (Gusfridus)	ブーローニュまたはギーヌ出身		
5	Béthune (Baudouin de)	ベチュヌ、西フランドル	7の息子、6の兄弟。Aumuale 伯、Chocques 領主。1211 年 10 月没。	
6	Béthune (Conon de)		7の息子、5の兄弟。有名なトゥルヴェール。1219 年 12 月没。	1190 年 9 月東方に出発。第 4 回十字軍にも参加。
7	Béthune (Robert V de)		5,6の父。Nobilis。アラスの Avoué。	伯に伴い 1177-1178 年にパレスティナへ。1190 年 8 月 31 日にまだフランドルにいるので、東方へは 1190 年 9 月初頭に出発。③ 1192 年 1 月 18 日没。
8	Bruges (Jean I)	ブルッヘ、西フランドル	ブルッヘ城主。9の兄弟。ネール(Nesle) 領主。	1189 年に東方出発。第 4 回十字軍にも参加。④1204 年 7 月 14 日没。
9	Bruges(Raoul de)		8の兄弟。ソワソン伯。1235 年没。	
10	Courtrai(Pierre de)	クールトレイ (コルトレイク)、西フランドル	フィリップ・ダルザス死亡後に、フィリップ・オーギュストにより東方からペロンヌに送り込まれた騎士の一人。途上で没。	
11	Douai (Elbert)	ドゥエー、西フランドル	ドゥエーの doyen。	アッコン包囲戦に参加。③にて没。
12	Gournay (Raoul de)	Gournay-sur-Aronde。オワーズ県コンピエーニュ郡 Resson-sur-Matz 地区	フィリップ・ダルザス死亡後に、フィリップ・オーギュストにより東方からペロンヌに送り込まれた騎士の一人。この途上で没。	
13	Ham (Odon de)	Ham ソンム県ペロンヌ郡		1189 年に東方へ出発。第 4 回十字軍にも参加。
14	Hangest (Florent de)	Hangest-en Santerre,ソンム県モンディディエ郡、Moreuil 地区	Hangest はヴェルマンドワ伯からの封土。	③にて没。
15	Herlincourt (Guy de)	Herlincourt、パ・ド・カレー県アラス郡サン・ポール地区		③にて没。
16	Le Houssel (Jean de)	Le Houssel、パ・ド・カレー県ブーローニュ・シュル・メール郡ギーヌ地方	Le Houssel は Licques・コミューヌにある封土	③にて没。
17	Le Maisnil (Hellin de)	Le Maisnil、ノール県リール郡 Haoubourdin 地区	18の兄弟。	③にて没。

18	Le Maisnil (Pierre de)		17の兄弟。フィリップ・ダルザス死亡後に、フィリップ・オーギュストにより東方からペロンヌに送り込まれた騎士の一人。	
19	Machelen (Olivier de)	Machelen、東フランドル、ヘント郡	Baro。	1190年8月31日にはまだフランドルにいるので、1190年9月初頭に東方に出発。③にて没。
20	Saint-Omer (Guillaume V)	Saint-Omer、パ・ド・カレー県	サン・トメール城主。Nobilis、Baro、Fauquembergues 領主。ジャック・ダヴェヌの姉妹 Ida の夫。	1190年8月31日にはまだフランドルにいるので、1190年9月初頭に東方に出発。③にて没。
21	Saint-Pol (Hugues V)	Saint-Pol-sur-Ternoise、パ・ド・カレー県アラス郡	サン・ポール伯。エノー伯ボードワン4世の娘ヨランドの夫。	1191年4月20日にはアッココン到着。1191年9月と11月にリチャード王の軍隊中に見つかる。第4回十字軍にも参加。1205年没。
22	Schelderode (Gérard I de)	Schelderode、東フランドル、ヘント郡	Nobilis、フランドルの Banneret。1217-1220年に没。	1189年に東方に出発しようとしている時点で見つかる。
23	Seninghem (Etienne de)	Seninghem、パ・ド・カレー県サン・トメール郡 Lumbre 地方	24の父。Nobilis。	1190年にはフランドルにいるので、1190年9月初頭に東方に出発。
24	Seninghem (Jean I de)		23の息子。Nobilis。1206年に存命、おそらくは1213年も存命。	1190年にはフランドルにいるので、1190年9月初頭に東方に出発。
25	Silves (Nicolas)	Silves はポルトガルの都市名	Silves 司教	ポルトガル王の求めにより、Silves を占領した十字軍士に割り当てられる(1189年9月6日)。
26	Spriet (Baudouin)		十字軍出発前に Andres 大修道院に Louches の十分の一税を抵当として与える。Louches はパ・ド・カレー県サン・トメール郡アルドル地区	
27	Térouanne (Arnoul III)	Térouanne、パ・ド・カレー県サン・トメール郡エール・シュル・リス地区	テルアンヌの avoué、Nobilis、1202-1207年に没。	
28	Wavrin (Hellin I de)	Wavrin ノール県リール郡 Haubourdin 地区	29と30の兄弟。Baro、フランドルのセネシャル	1189年9月初頭にアッココン到着
29	Wavrin (Robert de)		28と30の兄弟。フィリップ・ダルザス死亡後に、フィリップ・オーギュストにより東方からペロンヌに送り込まれた騎士の一人。	
30	Wavrin (Roger de)		28と29の兄弟。カンブレー司教。	1190年には西欧にいたので、1190年9月初頭に東方に出発。③にて没。
31	Ypres(Baudouin)	Ypres、西フランドル	イーブル城主	1190年には西欧にいたので、1190年9月初頭に東方に出発。③にて没。

II エノー伯領

番号	氏名	出身地(現在の地名参考)	職責など	十字軍活動
32	Anvaing (Raoul d')	Anvaing、エノー県 Ath 郡 Frasnés-les-Buissonal 地区		③にて没。
33	Arbre (Huges d')	Arbre、エノー県 Ath 郡 Chièvre 地区	34 の息子	③にて没。
34	Arbre (Mathieu d')		33 の父	③にて没。
35	Aulnois (Gautier d')	Aulnois、エノー県モンズ郡 Pâturages 地区		③にて没。
36	Avesnes (Jacques d')	Avesnes-sur-Helpe、(仏)ノール県	ボードワン 5 世とフィリップ・ダルザスの家臣。イングランド王ヘンリ 2 世より貨幣封を有する。モンズとヴァランシェンヌの重臣 Pair。エノーの城 (アヴェヌ、コンデ、Landreces、Leuze)。ヴェルマンドワの城 (ギーズ、Lesquielles)	1189 年 9 月初頭にアクル到着。③にて没。(1191 年 9 月 7 日)
37	Beaurain (Robert de)	Beaurain(仏)ノール県カンブレ郡 Solesmes 地区	ボードワン 5 世 Commilito et quandoque consiliarius	③にて没。
38	Binche (Henri)	Binche、エノー県 Thuin 県	バンシュ城主	③にて没。
39	Caron (Baudouin)		Roger de Rumes の息子 (Rumes はエノー県トゥールネ郡 Antoing 地区)。最初フィリップ・ダルザスに仕えた騎士。伯との紛争後にはエノー伯の commilito et quandoque consiliarius となる。	1190 年リチャード王に伴って東方に出発。③にて没。(1192 年 6 月 17 日以降)
40	Coucy (Raoul de)	Coucy-le-Château(仏)エーヌ県ラン郡	ボードワン 5 世の姉妹アニエスの夫	1190 年に東方に出発。③にて没。
41	Fontaine (Foulque de)	おそらく Limont-Fontaine、(仏)ノール県アヴェヌ・シュル・エルブ郡 Maubeuge 地区	42 の兄弟。ボードワン 5 世の commilito, quandoque consiliarius	③にて没。
42	Fontaine (Guy de)		41 の兄弟。ボードワン 5 世の commilito, quandoque consiliarius	③にて没。
43	Gouy (Arnould de)	Gouy-les Piéton、エノー県シャルルロワ郡 Seneffe 地方	44 の兄弟	③にて没。
44	Gouy (Gautier de)	43 の兄弟	ボードワン 5 世の commilito, quandoque consiliarius	③にて没。
45	Héribel (Huges)			1189 に東方に出発したと思われる
46	Le Quesnoy (Gautier de)	Le Quesnoy(仏)ノール県アヴェヌ・シュル・エルブ郡アヴェヌ地方		③にて没。
47	Le Thour (Raoul de)	Le Thour(仏)アルデンヌ県 Réthel 郡 Atfeld 地方	エノー伯ボードワン 2 世の娘あり 巢の息子	③にて没。
48	Naast (Armand de)	Naast、エノー県ソワニー郡		③にて没。
49	Orcq (Ivon d')	Orcq エノー県トゥールネ郡	50,51,52 の兄弟	③にて没。
50	Orcq (Jean d')		49,51,52 の兄弟。ジャック・ダヴェヌの Fidelis。	③にて没。
51	Orcq (Richard d')		49,50,52 の兄弟。ボードワン 5 世の家臣、commilito et quandoque consiliarius	③にて没。(1192 年 6 月 17 日以降)
52	Orcq (Thierry d')		49,50,51 の兄弟。	③にて没。(1192 年 6 月 17 日以降)

53	Péruwelz (Baudouin de)	Péruwelz、エノー県トゥールネ郡	54 の息子、55 の兄弟	③にて没。
54	Péruwelz (Nicolas de)		53 と 55 の父	③にて没。
55	Péruwelz (Nicolas de)		54 の息子、53 の兄弟	③にて没。
56	Roelx (Eustache de)	Roelx、エノー県ソワニー郡	モンスノ重臣、ボードワン 5 世の Consiliarius et commilito	③にて没。
57	Saintes (Henri de)	Saintes (オランダ語で Sint-Renelde) ブラバント県ブリュッセル郡 Hal 地方	1190 年の出発時にはエノー伯領に属す	1190 年出発
58	Thuin (Godefroid de)	Thuin、エノー県		1188 年 3 月 3 日に東方には出発
59	Thumaide (Ivon de)	Thumaide、エノー県 Ath 郡 Quevaucamps 地方		③にて没。
60	Trazegnies (Otton de)	Trazegnies、エノー県シャルルロワ郡 Fontaine-l'Évêque 地区	ボードワン Commilito et consiliarius、Silly に関してモンスの重臣	1185 年から 1187 年 in transmarinis partibus に滞在。1188 年に Henri d'Albono の求めで十字軍参加。③第三回十字軍にて没 (1192 年 4 月以前)
61	Valenciennes (Ivan de)	Vavencennes、(仏) ノール県		③にて没。
62	Vendegies (Raoul de)	Vendegiws-sur-Ecaillon、(仏) ノール県カンブレ郡 Solesmest 地方		③にて没。
63	Walincourt (Mathieu de)	Walincourt、(仏) ノール県カンブレ郡 Clary 地方	Walincourt はモンスの大貴族領 (pairies) の一つ	③にて没。
64	Warchin (Gobert de)	Warchin、エノー県トゥールネ郡	65 の兄弟	1189 年 2 月にはパレスチナに出発
65	Warchin (Guillaume de)		64 の兄弟	1189 年 2 月にはパレスチナに出発
66	Wargnies (Gauthier de)	Warchin、ノール県アヴェヌ・シュル・エルブ郡ル・ケノワ地区	ボードワン 5 世の Consiliarius et commilito	③にて没。

Ⅲ 不明

番号	氏名	出身地(現在の地名参考)	職責など	十字軍活動
67	Fontanis (Adelmus de)			③にて没。
68	Maini (Radulphus de)			③にて没。

参考文献

史料（翻訳を含む）

1. Balduini Ninovensium Chronicon, *MGH, SS (Monumenta Germaniae Historica, Scriptores)* vol. 25.
2. Chronica Alberici Monachi Trium Fontium, *MGH, SS*, vol. 23.
3. Ex Chronico Sancti Martini Turonensi, *MGH, SS*, vol. 26.
4. Flandria Generosa Continuatio Claromariscensis, *MGH, SS, Scriptores*, vol. 9.
5. Garlbert of Bruges, Translated and edited by James Ross, *The Murder of Charles the Good*, 1993. (ガルベール・ド・ブリュージュ著、森山記生訳『ガルベールの日記——中世の領域君主と都市民——』1998年)
6. Gilbert de Mons, *Chronicon Hanoniense*, L. Vanderkindere (ed.), Bruxelles, 1904.
7. Guillaume d'Ardres, *Chronica Andrensis*, *MGH SS*, xxiv.
8. Iacobi De Guisa Annales Historia Illustrium Principum Hanoniae, *MGH SS*, vol. 30-1.
9. *Itinerarium Peregrinorum et Gesta Regis Ricardi*, W. Stubbs (ed.), Roll Series, 1864. (reed., 1964).
10. Lambert d'Ardres, *Historia comitum Ghisnensium et Ardensium dominorum*, [éd. J. Heller], *MGH SS, XXIV*.
11. Philippe Mousket, *Chronique rimée*, [éd. Tobler et Holder-Egger], *MGH SS, 26*.
12. *The Old French Continuation of William of Tyre*, In: *The conquest of Jerusalem and the Third Crusade*, P. W. Edbury (ed.), Aldershot: Scolar Press, 1996.
13. *The Great roll of the Pipe for the twelfth year of the reign of King John Michaelmas 1210*, London, 1951, 1977.
14. *The Memoranda Roll for the tenth year of King John (1207-1208)*, Ed. by Brown, R. A., London, 1957, Kraus Reprint, Nendelen/ Lichtenstein, 1974.
15. *Patent Rolls of the reign of Henry III (1216- 1232)*, London, 1901.
16. Reineri Annales, *MGH, SS*, vol. 16.
17. Sigeberti Gemblacensis Chronographia, *MGH, SS*, vol. 6.
18. ヴィラルドゥアン著、伊藤敏樹訳『コンスタンティノープル遠征記——第四回十字軍——』筑摩書房、1988年。
19. ロベール・ド・クラリ著、伊藤敏樹訳、解説『コンスタンチノープル遠征記 第四回十字軍』、厚徳社、1995年。

第二次文献

1. Baldwin, J. W., *The Government of Philip Augustus, Foundations of French Royal Power in the Middle Ages*, University of California Press, 1986.
2. John Baldwin et Walter Simons (Traduction de Sophie Delmas), Bouvines, un tournant européen (1214-1314), *Revue historique*, 2014, t, CCCXVL, no 671, p.499-526.
3. Barber, M., *The Two Cites, Medieval Europe, 1050-1320*, Routledge, London and New York, 1992.

4. Constance Brittain Bouchard, " *Those of My Blood*", *Constructing Noble Families in Medieval Francia*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 2001.
5. Adrian R. Bell, Chiris Brooks and Paul R. Dryburgh, *The English Wool Market, c. 1230-1327*, Cambridge University Press, 2007.
6. Blockmans, F. *Het Gentische Stadtpatriciaat tot Omstreeks 1302*, Anvers-Le Haye, 1898.
7. Blockmans, Fr., Pelingen nopens de bezittende klasse te Gent omstreeks 1300, *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, 15, 1936.
8. Brown, A., Civic Ritual: Bruges and the Count of Flanders in the Later Middle Ages, *English Historical Review*, 1997.
9. Van Caengem, R. C. *Legal History: A European Perspective*, London; Rio grande, Ohio: Hambledon Press, 1991. (Van Caenegem, R. C. De keure van Sint-Omaars van 1127, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 50, 1982.)
10. Childs, Wendy R. Fédération Internationale des Instituts d'Études Médiévales, TEXTES ET ÉTUDES DU MOYEN ÂGE, 70, *Trade and Shipping in the Medieval West : Portugal, Castile and England*. Porto 2013.
11. Chorley P., The cloth exports of Flanders and Northern France during the XIIIth century, *The economic history review*, t.40, 1987, pp.349-379.
12. Cohn, Norman, *The Pursuit of the Millennium*, London, Secker & Warburg, 1957. (ノーマン・コーン著、江川徹訳『千年王国の追求』紀伊國屋書店、1978年。)
13. Coornaert, E. Les ghildes médiévales (Ve-XIV^e siècles). Définition, Évolution, *Revue historique*, 1948, pp.22-55, pp.208-243.
14. Delisle, L. *Catalogue des actes de Philippe-Auguste*, I, Paris, 1916, p.346.
15. Dept, G., *Les influences anglaises et françaises dans le comté de Flandre au début du XIII^e siècle*, Ghent : Van Rysselberghe & Rombaut, 1928, pp.28-32.
16. Dept, G., Les marchands flamands et les rois d'Angleterre (1154-1216), *Revue du Nord*, XII, 1926.
17. Derville, A. Ghildes, Carités, Confréries dans le Saint-Omer médiéval, *Bulletin Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 19.
18. Derville, A., De Godric de Finchale à Guillaume Cade, l'espace d'une révolution, *Le marchand au moyen âge*, Reims, 1992, pp.35-47.
19. Derville, A., *Saint-Omer des origines au début du XIV^e siècle*, Presses Universitaires de Lille, 1995.
20. Deschamps de Pas, Note sur un manuscrit relative à la Hanse de Saint-Omer, *Bulletin Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 1856, pp.49-60.
21. Deschamps de Pas, J. Listes des Membres de l'Échevinage de Saint-Omer, 1144-1790. *Memoire de la Société Académique des Antiquaires de la Morinie*, 25, 1906-7, pp.I-XII.
22. Duby, G. *Histoire de la France urbaine, tome 2, La ville médiévales. Des Carolingiens à la Renaissance*, Seuil, 1980.
23. Duby, G. *Le chevalier, la femme et le prêtre, Le mariage dans la France féodale*, Hachette,

1981. (ジヨルジュ・デュビー著、柴田勝英訳『中世の結婚 騎士・女性・司祭』新評論、1984年。)
24. Duby, G. Translated by Jane Dunnett, *Love and Marriage in the Middle Ages*, Polity Press, 1994.
 25. Duby, G. *The Legend of Bouvines, War, Religion and Culture in the Middle Ages*, translated by C Tihanyi, 1980, Cambridge: Polity Press, pp.76-77. (*Le dimanche de Bouvine, 27 juillet 1214*, Paris: Éditions Gallimard, 1973, 1985.) 松村剛訳『ブーヴィーヌの戦い、中世フランスの事件と伝説』平凡社、1992年、121-122 ページ。
 26. Espinas, G. *Les origines de l'association, I; Les origines du droit, d'association dans les villes de l'Artois et de la Flandre française jusuqu'au début du XVI^e siècle*, Lille, 1941-42.
 27. France, J. *Western warfare in the age of the Crusades, 1000~1300*, Warfare and History Series, UCL Press, 1999.
 28. Fryde, N. Gilde in England before Black Death, *Gilden und Zünfte, Kaufmanishce und Gewebliche Genossenschaften in frühen und hohen Mittelalter*, pp.215-29.
 29. Ganshof, F. L. Le roi de France en Flandre en 1127 et 1228, *Revue historique du droit français et étranger*, 1949, pp.204-228.
 30. Gillingham, G. *Richard the Lionheart*, Second edition, Weidenfeld and Nicolson, London, 1989 (First published 1978).
 31. Giry, A., *Histoire de la ville de Saint-Omer et de ses institutions jusq'au XIV^e siècle*, Paris, 1877.
 32. Le Goff, J. *Saint Louis*, Gallimard, 1996.
 33. Hicks, S. B. The impact of William Clito upon the continental policies of Henry I of England, *Viator, Medieval and Renaissance studies*, vol.10, 1979, pp.1-21.
 34. Höhlbaum, K. Über die flandrische Hanse von London, *Hansishce Geschitsblätter*, 1898, ss.147-180.
 35. Jenkinson, H. William Cade, a financier of the twelfth century, *The English Historical Review*, 1913, pp.209-227.
 36. Lloyd, T. H. *The English Wool Trade in the Middle Ages*, Cambridge, 1977.
 37. Markowski, M. Richard Lionheart: bad king, bad crusader?, *Journal of Medieval History*, Vol. 23, No. 4, 1997.
 38. Märtins, R. *Wertorientierungen und wirtschaftliches Erfolgsstreben Mitterlaterlicher Großkaufleute, Das Beispiel Gent im 13 Jahrhundert*, Böhou Verlag, Köln, 1976
 39. Mayer, H. E. Manasses of Hierges in East and West, *Revue Belge de Philologie et d'Histoire*, 1988.
 40. John Munro, Spanish merino wools and the nouvelles draperies: an industrial transformation on the late medieval Low Countries, *Economic History Review*, LVIII, 3, 2005.
 41. Nicholas, D. *Medieval Flanders*, Longman, London and New York, 1991.
 42. Nicholson, H. Women on the Third Crusade, *Journal of Medieval History*, vol.23.
 43. Öxle, O. G. Die Kaufmangilde von Tiel, (H. Jankuhn und E. Ebel (eds.) *Untersuchungen*

- zu Handel und Verkehr der vor- und frugeschichtlichen Zeit in Mittele- und Nordeuropa, VI, *Organisationsformen der Kaufmansvereinigungen in der Spätantike und im frühen Mittelalter*), Göttingen, 1989.
44. Perroy, E., Le commerce anglo-flamand au XIIIe siècle: La Hanse flamande de Londres, *Revue Historique*, 252, 1974.
 45. Pirenne, H. Les comtes de la Hanse de Saint-Omer, *Bulletin de la Classe de Lettres*, Bruxelles, 1899.
 46. Pirenne, H., *Histoire de Belgique, I: Des origines au commencement du XIVe siècle*, 3e éd, Brussel: Maurice Lamertin, 1929.
 47. Pirenne, H. La hanza flamande de Londres, *Les villes et les institutions urbaines*, 2 vol., Bruxelles-Paris, 1939, II, pp.157-184.
 48. Ramsey, J. H., *A History of Revenues of the King of England*, I, Oxford, 1925,
 49. Resnick, I. M. Odo of Cambrai and the Investiture Crisis in the early twelfth century, *Viator, Medieval and Renaissance Studies*, vol. 28, 1997.
 50. Richard, J. Philippe Auguste, la croisade et le royaume, *La France de Philippe Auguste, Le temps des mutations*. Actes du colloque international C.N.R.S., Paris 29 sept – 4 oct, 1980, [no. 602], publiés sous la direction de R. H. Boutier, Paris: C.N.R.S., 1982. (Reprint: Jean Richard, *Croisés, missionnaires et voyageurs, Les perspectives orientales du monde latin medieval*, Variorum Reprints, CS 182, London, 1983).
 51. Rörig, F. *Die europäische Stadt und die Kultur des Bürgertum im Mittelalter*, hrsg. v. Luise Rörig und Ahasver v. Brandt, 4erg. Aufl., Göttingen (Vandenhoeck & Ruprecht), 1964. (フリッツ・レーリヒ著、魚住昌良、小倉欣一共訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』、創文社、昭和53年)
 52. Runciman, St. *A History of the Crusades*, v. III, The Kingdom of Acre and the Later Crusades, Cambridge, 1954.
 53. SABBE, E. Les relations économiques entre l'Angleterre et le Continent au Haut Moyen Age, *Le Moyen Age*, 56, 1950.
 54. Sivéry, G. Les début de l'économie cyclique et de ses crises dans les bassins scaldien et mosan, fin du XII^e et début XIII^e siècle, *Revue du Nord*, 62, 1982, pp.667-681.
 55. Smit, H. J. Handel en Scheepvaart in het Noordzeegebied gedurende de 13e eeuw, *Bijdragen voor vaderlandshe geschiedenis en oudheidkunde*, 7th Ser. 10, 1939.
 56. Stein, W. Hansa, *Hansische Geschichtsblätter*, 1909, ss.53-113.
 57. Suter, A. Événement et historique social — Histoire sociale et événement historique pour nouvelle approche, *Annales H. S. S.*, 1997, pp.543-567.
 58. Trenard L. (ed.) *Histoire de Cambrai*, Presses Universitaires de Lille, 1982.
 59. Tyreman, C. *The invention of the Crusades*, Macmillan, 1998.
 60. Verreckmoes, J. Flemish Tenant in Chief in domesday England, *Revue Belge de Philologie et d'Histoire*, 66, 1988, pp.725-756.
 61. Verhulst, A. E. *The Rise of Cities in North-West Europe*, Cambridge, 1999. (A. フェルヒュルスト著、森本芳樹・森貴子・藤本太美子訳『中世都市の形成 北西ヨーロッパ』、岩波書

- 店、2001年4月)
62. Warlop, E. *The Flemish Nobility before 1300*, Part 1, Historical study, volume 1, G. Desmet-Huysman, Kortrijk, 1975.
 63. Van Werveke, H. La contribution de la Flandre et du Hainaut à la troisième croisade, *Le Moyen Age*, 78, 1972.
 64. Van Werveke, H. «Hansa» in Vlaanderen en aangrenzende gebieden, *Handelingen van het Genootschap «Société d'Émulation» te Brugge XC*, 1953, pp.5-42.
 65. Van Werveke, H. Das Wesen der flandrischen Hanse, *Hansische Geschichtsblätter*, 76, 1958.
 66. Wyffels, C. *Hanse: Grands Marchands et patriciens de Saint-Omer*, Société Académique des Antiquaires de la Morinie, Saint-Omer, 1962.
 67. Wyffels, C. De Vlaamse hanzen opnieuw belicht, *Medledelingen van de Koninklijke Academie voor Westenschappenen, Letteren en Schone Kunsten van België, Klasse der Letteren Jaargang*, 53 Nr. 1, 1991, pp.1-17.
 68. Robert L. Wolff, Baldwin of Flanders and Hainaut, First Latin Emperor of Constantinople: His life, death and resurrection, 1172-1225, *Speculum*, vol.SSVII, 1952.
 69. 阿部勤也『刑吏の社会史』中央公論社、1978年、
 70. 阿部謹也「偽皇帝伝説覚書 ——カリスマの死以後——」『歴史と叙述』人文書院、1985年。
 71. 江川温「ラン司教バルテルミーの親族と祖先——共系的親族関係をめぐる考察——」、『待兼山論叢』第25号、1991年。
 72. 江川温「見よ、この種にしてこの草あり——12世紀北仏貴族の親族・祖先意識」、前川和也編『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房、1993年。
 73. 大宅明美「13世紀ポワトゥーにおける伯権力と都市民 —— ラ・ロシエルの都市内商業をめぐって ——」、『森本芳樹先生古稀記念論集 —— ヨーロッパ中世の動態像 —— 史料と理論の対話 ——』九州大学出版会、2004年、459ページ。
 74. 河原温、堀越宏一『図説 中世ヨーロッパの暮らし』河出書房新社、2015年。
 75. 城戸毅『マグナ・カルタの世紀 中世イングランドの政治と国制 1199-1307』東京大学出版会、1980年
 76. 斉藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究——「自由と自治」をめぐる都市と農村』、九州大学出版会、1992年。
 77. 竹岡敬温『「アナル学派」の方法について ——「事件」概念の再検討と政治史の復権——』『社会経済私学』59巻、1号。
 78. 橋口倫介『十字軍 ——その非神話化——』、1974年、岩波書店。
 79. 藤井美男「中世後期南ネーデルラントの商業組織に関する考察——ロンドンのフランドル＝ハンザを中心に——」、『経済学研究』（九州大学経済学会）第79巻 第5・6合併号 平成25年 119～155ページ。
 80. 八塚春見「十字軍」、『岩波講座 世界歴史8 ヨーロッパの成長——11～15世紀』
 81. 山田雅彦著『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通』ミネルヴァ書房、2001年。
 82. 山田雅彦「13世紀後半サン・トメールのバポーム通過税免除特権をめぐる一考察」『ヨーロッパ中世世界の動態像 史料と理論の対話 森本芳樹先生古稀記念論集』、九州大学出版会、2004年。

83. 山田雅彦「中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と統制」『史窓』(京都女子大学)、66巻、2008年。
84. 拙稿「サン・トメールのハンザに関する一考察、13世紀を中心に」、『西洋史学』第164号 1992年3月 53～66頁。
85. 拙稿「フランドル都市のブーヴィーヌの戦い」、『西洋中世の秩序と多元性』共著、法律文化社、関西中世史研究会編、1994年5月、251～68ページ
86. 拙稿、「1225年の偽ボードワン事件、フランドル・エノー伯領における」、『富沢壺岸先生古稀記念 関大西洋史論集』 1996年3月 271～290頁。
87. 拙稿「フランドル・エノー伯領の十字軍熱、第三回十字軍を中心に」、『史泉』第91号 2000年1月 58～68頁
88. 拙稿「フランドル・エノー伯領の十字軍士、第三回十字軍におけるジャック・ダヴェーヌ」、『史遊』(京都教育大学)第10号 2001年10月
89. 拙稿「サン・トメールのハンザ名簿再考 ——予備的考察——」、『関西大学西洋史論叢』(関西大学大学院)第18号 2015年 77～87頁。